

平成 30 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 30 年

小樽市議会第 1 回定例会

平成 30 年 2 月 21 日開会

平成 30 年 3 月 20 日閉会

平成30年 第1回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 2月21日～3月20日（28日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月21日（水）	提案説明等	議会運営委員会、 懲罰特別委員会
22日（木）	休 会	
23日（金）	”	
24日（土）	”	
25日（日）	”	
26日（月）	会派代表質問等	議会運営委員会
27日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	”
28日（水）	一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
3月 1日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
2日（金）	”	”（総務所管）
3日（土）	”	
4日（日）	”	
5日（月）	”	予算特別委員会（経済所管）
6日（火）	”	”（厚生所管）
7日（水）	”	”（建設所管）
8日（木）	”	”（建設所管）
9日（金）	”	”（総括質疑）
10日（土）	”	
11日（日）	”	
12日（月）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
13日（火）	”	総務常任委員会
14日（水）	”	議会運営委員会、 学校適正配置等調査特別委員会
15日（木）	会期延長	総務常任委員会
16日（金）	休 会	
17日（土）	”	
18日（日）	”	
19日（月）	”	
20日（火）	討論・採決等	議会運営委員会

平成30年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月21日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第42号	3
	○提案説明 市長（議1～議40）	3
	○教育行政執行方針 教育長	11
	○提案説明 酒井（隆裕）議員（議41）	16
	採 決（議42）	17
1	日程第3 石田博一議員に対する懲罰動議	17
	懲罰特別委員長報告	17
	○議長からの発言（傍聴について）	18
	採 決	19
	懲罰の宣告	19
	○石田議員の発言	20
	休憩を求める動議 前田議員	20
	採 決	20
	○議長からの発言（傍聴について）	20
1	追加日程第1 石田博一議員に対する懲罰動議	21
	○提案説明 林下議員	21
	○一身上の弁明 石田議員	22
	○懲罰特別委員会設置・付託	22
1	日程第4 休会の決定	22
1	散 会	23

○ 2月26日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	25
1	欠席議員	25
1	出席説明員	25
1	議事参与事務局職員	26
1	開 議	27
1	会議録署名議員の指名	27
1	日程第1 石田博一議員に対する懲罰動議	27
	懲罰特別委員長報告	27
	採 決	27
	懲罰の宣告	28
1	日程第2 議案第1号ないし議案第41号	28
	○会派代表質問 濱本議員	28
	○会派代表質問 新谷議員	45
1	散 会	77

○ 2月27日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	79
1	欠席議員	79
1	出席停止議員	79
1	出席説明員	79
1	議事参与事務局職員	80
1	開 議	81
1	会議録署名議員の指名	81
1	日程第1 議案第1号ないし議案第41号	81
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	81
	○会派代表質問 秋元議員	99
	○質疑及び一般質問 安齋議員	135
1	散 会	146

○ 2月28日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	149
1	欠席議員	149
1	出席停止議員	149
1	出席説明員	149
1	議事参与事務局職員	150
1	開 議	151
1	会議録署名議員の指名	151
1	日程第1 議案第1号ないし議案第41号	151
○	一般質問 千葉議員	151
○	一般質問 中村（吉宏）議員	167
○	一般質問 酒井（隆行）議員	181
○	議事進行について 酒井（隆行）議員	192
○	一般質問 高野議員	193
○	一般質問 高橋（龍）議員	202
○	議事進行について 秋元議員	218
○	一般質問 小貫議員	220
○	議事進行について 安齋議員	229
	予算特別委員会設置・付託	229
	常任委員会付託	230
1	日程第2 陳情	230
1	日程第3 休会の決定	230
1	散 会	230

○ 3月15日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	231
1	欠席議員	231
1	出席説明員	231
1	議事参与事務局職員	231
1	開 議	233
1	会議録署名議員の指名	233
1	日程第1 会期の延長	233
1	日程第2 休会の決定	233
1	散 会	233

○ 3月20日（火曜日） 第6日目

1	出席議員	235
1	欠席議員	235
1	出席説明員	235
1	議事参与事務局職員	236
1	開 議	237
1	会議録署名議員の指名	237
1	日程第1 議案第1号ないし議案第41号並びに請願及び陳情並びに調査 予算特別委員長報告	237
	○議案第1号修正案の趣旨説明 川畑議員	246
	○討 論 酒井（隆裕）議員	247
	○討 論 中村（吉宏）議員	249
	○議事進行について 石田議員	251
	○討 論 石田議員	252
	○議事進行について 安斎議員	256
	○討 論 佐々木議員	258
	○討 論 斉藤議員	260
	採 決	262
	総務常任委員長報告	263
	○討 論 酒井（隆裕）議員	264
	○討 論 中村（誠吾）議員	265
	採 決	266
	経済常任委員長報告	267
	○討 論 小貫議員	268
	採 決	268
	厚生常任委員長報告	269
	○討 論 高野議員	270
	採 決	271
	建設常任委員長報告	272
	○討 論 川畑議員	273
	採 決	274
	学校適正配置等調査特別委員長報告	274
	○討 論 新谷議員	276
	採 決	277
1	日程第2 意見書案第1号ないし意見書案第7号	277
	○提案説明 小貫議員（意1～意2）	277

○討 論	酒井（隆行）議員	278
○討 論	新谷議員	278
○討 論	秋元議員	280
採 決		280
1 閉 会		281

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成30年度小樽市一般会計予算（修正可決部分を除く）
議案	第1号修正案	平成30年度小樽市一般会計予算に対する修正案（予算特別委員会提出）
議案	第1号修正案	平成30年度小樽市一般会計予算に対する修正案（高野議員 外4名提出）
議案	第2号	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	平成30年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	平成30年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	平成30年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第7号	平成30年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第8号	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	第9号	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	第10号	平成30年度小樽市病院事業会計予算
議案	第11号	平成30年度小樽市水道事業会計予算
議案	第12号	平成30年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第13号	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第14号	平成30年度小樽市簡易水道事業会計予算
議案	第15号	平成29年度小樽市一般会計補正予算
議案	第16号	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第17号	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第18号	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第19号	平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	第20号	平成29年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第21号	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第22号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	第23号	小樽市債権管理条例案
議案	第24号	小樽市手話言語条例案
議案	第25号	小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例案
議案	第26号	小樽市さくら学園条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	第27号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第28号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
議案	第30号	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
議案	第32号	小樽市後期高齢者医療に関する条例及び小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
議案	第33号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	第34号	小樽市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案
議案	第35号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	第36号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	工事請負契約について〔（仮称）中央5号上屋新築工事〕
議案	第38号	市道路線の認定について〔スプリングス星野1号幹線及びスプリングス星野2号幹線〕
議案	第39号	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
議案	第40号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
議案	第41号	小樽市非核港湾条例案
議案	第42号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

意見書案

意見書案	第1号	生活保護費の引下げ撤回を求める意見書（案）
意見書案	第2号	提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書（案）
意見書案	第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）
意見書案	第4号	生活困窮者・高齢者の居住の安定と防災対策の強化を求める意見書（案）
意見書案	第5号	所有者不明の土地利用を求める意見書（案）
意見書案	第6号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）
意見書案	第7号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

陳情

陳情第23号 中村善策美術館（仮称）の設立方について

懲罰動議

石田博一議員に対する懲罰動議

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（自由民主党）（２月２６日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地方自治体における市長の在り方について
- 2 辞職勧告について
- 3 新年度予算について
- 4 その他

新谷議員（日本共産党）（２月２６日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 憲法９条改定について
 - (2) 小樽市非核港湾条例制定について
 - (3) 副市長の選任について
 - (4) 市営室内水泳プールについて
 - (5) 健康長寿のまちについて
 - (6) 除排雪について
 - (7) ふれあいパスについて
- 2 財政問題について
 - (1) 市税収入について
 - (2) 財源確保について
 - (3) 除雪費について
 - (4) 病児・病後児保育について
 - (5) 小樽市職員退職手当支給条例の改正案について
 - (6) 石狩湾新港管理組合負担金について
 - (7) ＯＢＣについて
- 3 総務常任委員会所管の議案に関連して
 - (1) 議案第２１号マイナンバー制度に関連して
 - (2) 議案第２３号債権管理条例案に関連して
- 4 国民健康保険、介護保険制度の議案に関連して
 - (1) 議案第２７号国民健康保険に関連して
 - (2) 介護保険制度の議案に関連して
- 5 生活保護基準引き下げと共同住宅火災の問題について
 - (1) 生活保護基準引き下げについて
 - (2) 共同住宅火災の問題について
- 6 新幹線トンネル発生土と湧水等について
- 7 学校適正配置について
- 8 その他

中村（誠吾）議員（民進党）（2月27日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の適格性について
- 2 新年度予算編成について
- 3 除排雪について
- 4 高島漁港区の是正措置について
- 5 港湾計画について
 - （1）小樽港の現状について
 - （2）港湾計画の改訂について
- 6 その他

秋元議員（公明党）（2月27日2番目）

答弁を求める説明員 関係説明員

- 1 市政運営と財政問題について
- 2 防災について
- 3 行政評価について
- 4 除排雪について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

安斎議員（無所属）（2月27日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 任期最後の新年度予算と市長の政治姿勢について
 - （1）公約に関連して
 - （2）人口減少における都市インフラ、歳入増加策について
 - （3）行政サービスの質の向上とコスト削減について
 - （4）減給条例に関して
 - （5）市長交際費について
- 2 その他

○一般質問

千葉議員（公明党）（2月28日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 企業版ふるさと納税に関連して
 - （1）企業版ふるさと納税の取組について
 - （2）国立小樽海上技術学校の存続について
- 2 北海道新幹線に関連して
- 3 外国人に対する交通安全教育について
- 4 小樽協会病院の分娩取扱再開について
- 5 発達障がいのある子どもへの支援について
 - （1）5歳児健診について
 - （2）小・中学校の特別支援教育について
- 6 その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（2月28日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 高島漁港区問題に係る職員の処分について
- 2 除排雪について
- 3 今後のまちづくりについて
- 4 その他

酒井（隆行）議員（自由民主党）（2月28日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地籍調査事業について
- 2 都市計画道路について
- 3 今シーズンの除排雪について
- 4 その他

高野議員（日本共産党）（2月28日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市道のロードヒーティングについて
- 2 保育に関連して
 - （1）保育料について
 - （2）認可外保育施設について
 - （3）入所待ち児童について
- 3 その他

高橋（龍）議員（民進党）（2月28日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 観光について
- 2 小樽市総合計画について
- 3 雇用の現状について
- 4 その他

小貫議員（日本共産党）（2月28日6番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 JR南小樽駅のバリアフリー基本構想について
- 2 鉄道網の維持について
 - （1）全国の鉄道網の維持について
 - （2）北海道の鉄道について
 - （3）並行在来線の存続について
- 3 ヒアリンググループについて
- 4 その他

平成30年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成30年2月21日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	浅	沼	敦						
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一					
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	
医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡				
建	設	部	長	上	石	明		消	防	長	土	田	和	豊						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦				
総	務	部	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生		
企	画	政	策	室	長															
総	務	部	総	務	課	長														

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻由美
書 記 深 田 友 和

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、平成30年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月15日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第42号」を一括議題といたします。

まず、議案第42号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし議案第40号について市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 平成30年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、平成29年第4回定例会においてありました、私に対する再度の辞職勧告決議と平成28年度一般会計決算の不認定への対応について報告させていただきます。

まず、辞職勧告決議につきましては、民意が市政に反映されるよう職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、この決議をもって、辞職はいたしません。

また、決算の不認定につきましては、不認定の理由で挙げられておりました事項のうち、交際費は、予算の範囲内での適切な執行に努めてまいります。仮に不足が生じる見込みとなった場合には、流用ではなく、補正予算などの措置を講じることといたします。また、高島漁港区の観光船事業につきましては、事業者から収受した使用料等が徴収の根拠のないものとなったことを踏まえ、事業者に返還する予定であります。このように、改善するものは改善し、今後は、市民の皆様、議員の皆様の疑義が生じることのないよう、適正な行財政運営に努めてまいります。

（「聞き飽きた」と呼ぶ者あり）

続きまして、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

私が多くの市民の皆様の負託を受け、市長に就任させていただいてから、早くも任期の最終年度を迎えることとなります。

就任以来、このまちで生活している人を大切にする政策を第一に考え、厳しい財政状況の中、職員とともに知恵を絞り、市民の皆様にお約束した政策の具体化に向けて全力で取り組んでまいりました。

本年は、任期の集大成として、公約を初めとした、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」の実現に向けた取り組みを、できる限り実行に移していくことで、市民の皆様が未来に明るい希望を持てるよう、持てる力の全てを注ぎ込む決意を新たにしているところであります。

さて、昨今の本市の情勢ですが、国土交通省の発表では、商業地の地価の対前年平均変動率が26年ぶりに上昇に転じ、昨年9月の小樽芸術村のグランドオープンや、外国人観光客を中心に宿泊客の増加が続く中で、新たな宿泊施設の「ホテル・トリフィート小樽運河」が4月に開業予定であること、そして、ウイングベイ小樽が再生に向けて動き出すなど、投資意欲の高まりが感じられております。

また、昨年、新日本海フェリーの新造船就航とダイヤ改正が行われ利便性が高まり、JR駅のバリアフリー化工事が、昨年完了した銭函駅に続き、南小樽駅で本年着工予定となっていることに加えて、いよいよ北海道横断自動車道余市・小樽間の開通も近づき、人や物の流れがより活発になることが期待されます。

さらには、小樽協会病院において、分娩取り扱いが再開される運びとなり、近年の市立病院を初めとした公的病院等の新築などとも相まって、すばらしい医療環境が整いつつあると感じているところであり、医療関係の方とも協力をしながら、子育て世代の方や高齢の方を初め、誰もが生涯にわたって安心して住み続けられる、健康長寿のまちとして歩いていけるものと考えております。

このほか、小・中学校における全国学力・学習状況調査では、近年、全国水準まで迫る結果となり、着実に教育力が高まっていることを感じるとともに、昨年は転出超過が縮小し、人口動態の改善への期待感も出てくるなど、小樽の再生を感じさせる明るい話題が相次いでおります。

これらのことから、市の総力を挙げて、住みよいまちづくりやまちの活気を高める取り組みを行っていくことで、この流れを着実なものとし、ここに暮らす人にも、訪れる人にも魅力的なまちであり続けることができるものと期待しているところであります。

それでは、平成30年度の予算編成についての基本的な考え方を述べさせていただきます。

本市においては、人口減少の影響などにより、国が示しているような税収の増加が期待できないことに加え、実質的な地方交付税の減少が見込まれ、引き続き大変厳しい状況にあります。

そのような中でも、行政サービスの縮小がさらなる人口減少を招くことのないよう、市民の皆様を大切にす政策を第一に考え職員と議論を重ねながら、子育て支援や子供の育成、にぎわいや雇用の創出のほか、安心・安全・快適に暮らせるまちづくりのために必要な事業を厳選し、内容の精査も重ねてまいりました。

また、昨年は第3回定例会で補正した除雪費も当初予算に計上した上で、できる限り歳出の圧縮に努めたところではありますが、結果として約20億1,000万円の財源不足が生じたため、過疎対策事業債ソフト分の充当や財政調整基金の取り崩しにより、収支均衡予算を編成したところであります。

続いて、平成30年度における主要な事業について、人口減少に歯どめをかける視点で、小樽の持続的な発展を図るための施策を取りまとめた小樽市総合戦略の四つのプロジェクトの目標に対応する事業及びその他の主要な事業について申し上げます。

一つ目は、交通・住環境・雇用・レジャーなどバランスのよい「あずましい暮らし」を実現することで、定住や移住を促すための取り組みです。

まず、市民の皆様が最も期待を寄せられている除排雪について、これまでも除雪の拠点増設や出勤基準の見直し、がたがた路面の解消などの改善を図ってまいりましたが、来期、塩谷4丁目に市民のための新たな雪堆積場を開設するための整備を行います。

次に、安全・安心で利便性の高い住環境づくりにつきましては、既存の街路防犯灯をLED化する場合の助成について、平成30年度から3カ年の予定で、ナトリウム灯や無電極灯をLED灯に改良する場合に9割の助成を行います。

また、市営若竹住宅3号棟の建てかえを今年度で完成させるほか、利便性の高いまちなかにおいて、既存の民間共同住宅を市が借り上げ、子育て世帯向けに市営住宅として供給する既存借上公営住宅事業について、新たな借り上げを行い、子育て世帯の住環境の充実を図ってまいります。

空き家対策につきましては、周辺に被害を与えるおそれがある空き家のうち、危険度・緊急度が高い不良住宅の除却に対する助成を開始するとともに、活用に向けた取り組みとして、空き家・空き店舗の

活用に関する講座や、空き家所有者の意識調査を実施いたします。

交通に関する取り組みといたしましては、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を目的として、地域公共交通網形成計画を策定するほか、JRの南小樽駅と小樽築港駅におけるバリアフリー化のための施設整備に補助を行い、公共交通の行き届いた利便性の高いまちを目指してまいります。

このほか、多くの市民や観光客の皆様にご利用される市の施設において、特に高齢者や子供たちにも優しい施設づくりを目的とし、トイレを利用する際の利便性の向上を図るために、和式トイレの洋式化などの計画的な改修に昨年より取り組んでおりますが、株式会社ニトリ様を初めとした多くの皆様からの寄附金も活用し、一部計画を前倒しして、平成30年度は市民会館や総合福祉センター、観光物産プラザ、色内埠頭公園などの公園、文学館・美術館などのトイレ改修を行ってまいります。

二つ目は、小樽で生まれ・暮らし・教育を受けることで地元定着を実現する「樽っ子プライド育成」の取り組みです。

まず、子育て世代の負担軽減策として、こどもの医療費助成に組み込み、平成28年8月から、小学生の入院外医療費を助成対象としましたが、本年8月から新たに課税世帯の小学生以下の入院に係る医療費の自己負担を初診時一部負担金のみとするよう拡大をし、子供の病気やけがに対する不安や負担をさらに軽減いたします。

また、安心して出産できる環境づくりとして、小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向けた施設改修などの取り組みに対する支援を行うとともに、産後の不安や負担を軽減できるよう、日帰りで母体のケアや育児指導を行う産後ケア事業を新たに実施いたします。

子育て支援の取り組みといたしましては、本年9月から第3子以降の保育料を完全無料化するとともに、認定こども園施設整備に対する補助や、ひとり親家庭等において一時的に家事援助が必要となった場合にヘルパーを派遣する制度を新たに導入いたします。

次に、教育環境向上の取り組みとしましては、英語教育の充実に力を入れているところでありますが、小学校への外部講師の派遣を全校に拡大し、子供の英語力と教員の指導力の向上を図ります。

また、児童・生徒の読書習慣の定着を図るため、学校図書館司書を増員し、情操教育の向上に資するとともに、学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図るための大型テレビを、小学校に続き、新たに中学校1年生の普通教室において整備を行います。

そして、子供たちが生まれ育ったまちについて理解を深めるよう、屋形船に乗り、海から小樽港の歴史などを学ぶ機会を設けるとともに、将来、子供たちが社会人・職業人として自立するためのキャリア教育を、小・中学校各1校を指定して実施いたします。

また、海の楽しさと怖さを知ってもらうとともに、大切な命を守るため、新たに水難事故防止教室を実施いたします。

このほか、安心・快適に学べる環境づくりのため、小・中学校の机・椅子の更新を計画的に行うとともに、幸小学校の耐震補強等工事の実施計画、朝里小学校の体育館の床の改修などを行います。

スポーツを通じて心身の健やかな成長を図る取り組みとしましては、スポーツ選手交流事業を市内の小学校を対象として引き続き行うとともに、第30回の記念大会となる運河ロードレースにつきましては、ゲストラランナーも招いて大会を盛り上げてまいります。

また、手宮公園競技場への公認陸上競技場として必要な標識タイルの設置や、総合体育館への移動式バスケットゴール台などの施設整備により、スポーツ環境を整えてまいります。

このほか、子供たちや全国の鉄道ファンからも人気の高い、蒸気機関車アイアンホース号の動態展示を今後も続けていくための修繕を行います。

このように、子供を産み育てる環境を充実させていくことで、「ここで子育てしたい」と憧れられるまちを目指すとともに、教育環境を整えて子供たちの意欲やまちへの愛着を高め、将来このまちで活躍できる環境づくりに取り組むことが、人口減少に歯どめをかけていく大きな要素になるものと期待しております。

三つ目は、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用創出を実現する「にぎわい再生」の取り組みです。

美しいまち並みや豊かな自然環境、このまちに息づく歴史・文化など、本市の多彩で奥深い魅力を生かした観光を軸として、新鮮な農水産物や強みである加工技術などを結びつけながら、このまちに新たな人の流れとにぎわいを創出して、それに伴ってまちが潤い、さらに魅力が高まって、人口減少に歯どめがかかっていく好循環を生み出す政策の展開を図っていきたいと考えております。

このため、まず、観光振興に関する取り組みとしましては、アジア諸国や英語圏、国内に向けたプロモーションを展開するほか、ロケツーリズムによるシティプロモーションを推進するため、ロケ地と御当地グルメの祭典「全国ふるさと甲子園」に北海道初の出店を目指します。

また、文化財を総合的に保存・活用するための方針となる小樽市歴史文化基本構想を策定するとともに、日本遺産の認定を目指し、関係地域との連携も図りながら積極的に取り組んでまいります。

次に、農水産物の振興の取り組みとしましては、小樽の地魚と水産加工品のPRや、第3回小樽水産加工グランプリの開催により、小樽産水産物のブランド化を図るとともに、小樽市漁業協同組合が実施するナマコ種苗生産への補助を行います。

また、小樽産農産物のPRのため、直売施設での販売促進イベントを支援いたします。

本市経済を支える地場企業への支援としましては、海外販路の拡大に向けて、商談会・展示会等への参加費用の補助やベトナムでの市場開拓事業を実施するほか、市内食料品製造業者の道外への販路拡大を支援するため、首都圏で開催される大規模展示商談会へ引き続き出展いたします。

また、地域社会において大きな役割を担う中小企業の振興に関する（仮称）小樽市中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを進めるほか、創業の促進によるまちのにぎわいづくりや経済の活性化を図るため、新規創業に係る家賃や内外装工事費などへの補助を引き続き実施いたします。

企業誘致の取り組みとしましては、首都圏を初めとした道外企業の訪問や、産業展への出展により本市の優位性を積極的にPRするほか、市内中心部での雇用創出を目指し、市外からのIT関連企業等の進出を対象とする補助制度を継続いたします。

また、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の活用を目指し、産業振興施策等との連携のもと、地域の企業活動の活性化により雇用創出を目指す協議会を新たに設置し、その運営を支援してまいります。

港湾の振興策といたしましては、クルーズ客船の誘致活動や受け入れ体制の強化を引き続き行うとともに、小樽港の物流促進のため、ロシア極東地域及び中国での情報収集や関東・関西エリアにポートセールスを実施し、新造船で利便性の高まったフェリー新潟航路を初めとした、国内及び国外航路の利用促進を図ってまいります。

また、本年7月から9月には、美術館の特別展「北海道150年事業スウェーデン芸術祭IN小樽2018」を開催いたします。スウェーデンから現代アートの芸術家を迎え、市民や子供たちが国際的な芸術に触れる機会を創出し、まちの魅力づくりにつなげます。

四つ目は、高齢者や子育て世代が安心して暮らし、生き生きと活動する「あんしん絆再生」の取り組みです。

まず、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるため、先を見据えた防災対策として、津波災害時

に、沿岸部にお住まいの方などに対して迅速に避難情報を伝達するための同報系防災行政無線の整備に向け、本年は実施設計を行うほか、各避難所に備蓄する非常食や救急用品の更新を行います。

また、海岸線において要水難救助者が発生した際の救助活動のため、救助用ボート等を整備するとともに、消防署銭函支署に配置している救急自動車を、高規格救急車へ更新配備いたします。

このほか、地域における防災体制の強化を図るため、消防団の小型消防ポンプを更新いたします。

次に、市民の皆様の健康づくりにおきましては、自己検査キットによる子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染検査や胃がん検診における胃内視鏡検査を新たに実施するほか、後期高齢者について、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病に対する予防のための無料歯科検診を引き続き実施いたします。

最後に、その他の主な事業についてですが、先の定例会で方向性を示しました新・市民プールと総合体育館の複合施設につきましては、整備の具体化に向けて、施設規模や機能についての基本方針の策定に取り組んでまいります。

港湾に関しましては、老朽化した北防波堤や第3号ふ頭岸壁の改良、大型客船の寄港に対応するための第3ふ頭の泊地しゅんせつを引き続き行うとともに、色内ふ頭の老朽化対策工事に向けた地質調査と基本設計及び実施設計などを行います。

また、老朽化により使用が困難になった既存の上屋にかえて、中央ふ頭5番岸壁の背後地に新たな上屋を建設するほか、コンテナ航路の効率的な荷役に不可欠なガントリークレーンの延命化対策のため、詳細点検と維持管理計画の作成を行います。

さらに、老朽化が著しい現引き船の後継船を、新造船で導入をいたします。

町会等の市民団体が行う資源回収への支援につきましては、回収量の増加した団体に対して奨励金の加算を行うことにより、資源回収量の増加を図ってまいります。

生活基盤に関しましては、安全・円滑な交通を確保するため、道路改良や橋梁の修繕などを計画的に行うほか、北海道横断自動車道余市・小樽間の開通に伴う交通増加に対応すべく、周辺道路の整備を行います。

また、公園に関しましては、老朽化した施設の更新やバリアフリー化を計画的に進め、利用者の安全・安心を確保していくとともに、より市民ニーズを取り入れた公園となるよう、地域の声を聞きながら、公園の魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールである小樽市自治基本条例の見直し要否に関する市民の意識・意向を探るためのフォーラムを開催するほか、将来にわたって公共施設の適正な維持管理を行うため、施設の集約化や複合化などの再編素案を作成してまいります。

そして、市が直面する多くの課題を乗り越え、市民の皆様が未来に希望を持ってこのまちで暮らせるよう、ビジョンを描いていくため、現在、小樽商科大学との人口対策の共同研究や総合計画の平成30年度中の策定に向けて取り組んでいるほか、都市計画マスタープランの見直しのため、調査・検討及び全体構想の素案の策定をいたします。

これらを通して、このすばらしいまちが、4年後の市制施行100年という大きな節目を超えて、次の100年に向けてさらなる発展を遂げられるよう、多くの人から「住むなら小樽」と憧れられるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

現下の厳しい財政の立て直しに積極的に取り組むとともに、市民の皆様が住むことに誇りを感じ、訪れる多くの人たちを魅了するまちづくりを、市民、議会、市が一丸となって推し進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のお力添えと御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について、説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成30年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成30年度一般会計予算の主なものについて、前年度と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、固定資産税、たばこ税及び都市計画税などで減収が見込まれるものの、市民税などで増収が見込まれることから、0.2%、3,260万円増の132億2,070万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、1.6%、2億7,600万円減の173億4,600万円を見込みました。地方消費税交付金につきましては、3.2%、7,600万円増の24億2,900万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、人件費が2.7%の増、扶助費が生活保護費の減などにより0.6%の減、公債費が5.2%の減となったことから、合計で0.4%の減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.9ポイント下回る57.2%となりました。

行政経費につきましては、市長及び市議会議員選挙準備費やPCB安定器調査関係経費を計上したほか、ふるさと納税の寄附件数の増加に伴うふるさと納税関係経費の増などにより1.4%の増、建設事業費につきましては、山の手小学校の建設事業が終了することなどにより36.6%の減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、いなほ幼稚園の園舎建てかえに対して助成を行う民間保育施設等整備支援事業費補助金を計上したほか、小樽協会病院の分娩取り扱い再開に対する財政支援や北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増などにより5%の増、維持補修費につきましては、平成29年度の当初予算において、一部計上を留保した除雪費を全額計上しておりますので、除雪費の補正額を加えた前年度予算と比較いたしますと、1.7%の増となりました。

繰出金につきましては、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、産業廃棄物処分事業、下水道事業及び簡易水道事業分が減となりましたが、港湾整備事業、青果物卸売市場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業及び水道事業分で増となったことから、総額で0.8%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、予算規模の縮小と科目の変更がありました。

歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が2.8%減の110億4,665万円となるほか、北海道に対する納付金の総額を30億274万円計上いたしました。

歳入では、都道府県単位化に伴い、道支出金を112億7,534万円と見込んだほか、保険料の総額は13.2%減の19億4,470万円と見込み、予算規模としては、18.8%減の144億868万円となりました。

住宅事業におきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、引き続き若竹住宅3号棟の本体工事を行うとともに、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は介護報酬改定などにより1.4%増の135億8,584万円、介護予防推進のための地域支援事業費は4.1%減の7億1,769万円となりました。

また、保険料は1.8%増の28億4,470万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料14億1,252万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億3,016万円及び事務費6,055万円を、事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ3,988万円の増となっております。これは主に、被保険者数の増加

等による公費負担金の増やシステム機器の更改等に伴う事務費の増によるためであります。

病院事業につきましては、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、昨年3月に策定した新小樽市立病院改革プランに沿って、経営改革に総合的に取り組んでおり、平成29年度の決算見込みにおいては、診療収入が予算額を上回っている状況にあるなど、一定の成果があらわれてきているところであります。

平成30年度予算においても、引き続き経営改革を推進し、改革プランの収支目標を達成することを目指しており、病院事業管理者のもと職員一丸となって健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管、浄水場などの更新や耐震化を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成30年度末においても、引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成30年度末においても、引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、高速道路関連工事に伴う土砂やがれき類の搬入量が大幅に減ることから、収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出においては、埋立計画策定業務等、委託料の減などが見込まれることから、平成30年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

簡易水道事業につきましては、昨年3月に策定した経営戦略に基づき、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き効率的な事業運営に努めてまいります。なお、資金収支では平成30年度末において過不足は生じない見込みとなっております。

以上の結果、平成30年度の財政規模は、一般会計では559億1,355万円2,000円、特別会計合計では346億4,211万4,000円、企業会計合計では245億2,475万円3,000円、全会計合計では、1,150億8,041万9,000円となり、除雪費の補正額を加えた前年度予算と比較をいたしますと、一般会計では1.2%の減となり、特別会計は4.5%の減、企業会計は0.6%の減となり、全会計では2.1%の減となりました。

次に、議案第15号から議案第20号までの平成29年度各会計補正予算について説明を申し上げます。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、決算見込みの精査により、石狩湾新港管理組合負担金、幼稚園就園奨励費補助金や職員給与費などを減額したほか、港湾整備事業、国民健康保険事業、介護保険事業及び産業廃棄物処分事業への繰出金について、所要の補正を計上いたしました。

また、ふるさと応援基金を活用した、総合案内標識等を整備する歩行者用案内標識整備事業費につきましては、年度内に発注できない見込みとなったことから、全額を繰越明許費として計上いたしました。

歳入では、土地売り払い収入や減収補填債を計上するほか、市税や普通交付税などの増額、財政調整基金繰入金や臨時財政対策債を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1億8,946万8,000円の減となり、財政規模は、573億5,531万6,000円となりました。

次に、議案第16号から議案第20号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明を申し上げます。

港湾整備事業につきましては、港町分譲地の売り払いによる財産収入の増額、国民健康保険事業及び介護保険事業につきましては、決算見込みの精査により保険給付費や職員給与費を減額、産業廃棄物処分事業につきましては、廃棄物処分手数料を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、病院事業につきましては、入院収益や材料費の増額など、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第21号から議案第39号までについて説明申し上げます。

議案第21号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用範囲及び市の期間における特定個人情報の提供について定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

議案第23号債権管理条例案につきましては、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、当該事務の適正化及び効率化を図るものであります。

議案第24号手話言語条例案につきましては、市民に手話が言語であるとの理解を広げ、聾者や手話を必要とする人があらゆる場面で手話を使いやすい環境を整備することで、誰もが安心して安全に暮らせることのできる地域づくりを目指すものであります。

議案第25号障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例案につきましては、障がいのある人が、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段により情報を取得し、その手段を利用できる機会を確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指すものであります。

議案第26号さくら学園条例及び子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第27号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県にかわることに伴い、保険料の賦課に関する規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、市の質問検査権の対象範囲を変更するとともに、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を規定するとともに、リンク方式に変更するものであります。

議案第30号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第31号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものであります。

議案第32号後期高齢者医療に関する条例及び重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市が保険料を徴収すべき後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者医療費助成の対象者を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に占める運動施設の敷地面積の割合を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第34号建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域の規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第35号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所、貯蔵所または取扱所の設置の許可の申請に対する審査等の手数料を改定するものであります。

議案第37号工事請負契約につきましては、（仮称）中央5号上屋新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第38号市道路線の認定につきましては、スプリングス星野1号幹線及びスプリングス星野2号幹線を認定するものであります。

議案第39号職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるものであります。

議案第40号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、私の平成30年4月分の給与月額を50%減額するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、平成30年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

（林 秀樹教育長登壇）

○教育長（林 秀樹） 平成30年度の小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、人口減少や少子高齢化を初め、グローバル化、高度情報化などによる社会の変化が人々の予測を超えて進展しており、今後の小樽を支える人材の育成を担う教育の役割はますます重要となっております。

こうした中、平成30年度は第6次小樽市総合計画の最終年次であり、本計画の「まちづくり5つのテーマ」の一つである、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」に係る教育施策各般については、総仕上げの年となります。

一方で、新年度からは新学習指導要領への移行期となることから、教育課程の適切な編成・実施や学習指導等の円滑な移行が求められています。

さらに、北海道においては本道の教育推進計画である第5次北海道教育長期総合計画が策定されることとなっており、北海道教育委員会との施策連携を視野に入れながら、本市の教育行政を進めていく必要があります。

新年度は、第7次小樽市総合計画の策定作業が本格化することから、国や北海道の動向を踏まえながら、次の10年間を見通した教育施策の総合的かつ基本的な方向を定めるとともに、本市教育行政を執行

するための各部門別の計画策定について取り組んでまいります。

さて、ビッグデータやA I（人工知能）、ロボット等の進化により大きく時代が変化する中、平成28年12月の中央教育審議会の答申では、予測できない変化に主体的に向き合っかかり、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていくことが重要と示されたところです。

教育委員会といたしましては、これまでの「知・徳・体のバランスのとれた人材の育成」を堅持しつつ、子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことができる、そういう小樽の未来を託すことのできる人材を育成していくことが重要と考えており、本市の子供たちの学力・体力の向上を目指すとともに、全ての子供たちが自分の能力を最大限に発揮できるよう、学校・家庭・地域と連携を図りながら、教育環境の一層の充実を図られるよう効果的な施策を講じてまいります。

また、社会教育の分野における現状と課題につきましては、人口減少と少子高齢化の進展が著しい中、価値観やライフスタイルの多様化に対応した、全ての世代が参加できる学習機会、学習環境を充実する必要性が高まっています。このことから、生涯各期において市民がみずから進んで学ぶことができる環境づくりと、よりよい学びの場を創出する社会教育活動の充実を図ってまいります。

以下、教育委員会として、平成30年度の主な施策について、御説明申し上げます。

まず、学校教育の分野ですが、小樽市学校教育推進計画の五つの重点目標に沿って申し上げます。

重点目標の1点目、「確かな学力の育成」に向けた取り組みであります。

全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに改善の兆しが見えつつありますが、いまだ全国に比べ、基礎学力の定着や家庭での望ましい生活習慣に課題が見られることから、小樽に住む全ての子供たちが、社会で自立するために必要な学力を身につけるため、学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図る授業の改善と望ましい学習及び生活習慣の確立を両輪とする、次のような取り組みを進めてまいります。

まず、児童・生徒の学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図るため、平成30年度は中学校1年生の普通教室に大型テレビを設置するとともに、I C T活用研修講座を開催し、I C T機器を効果的に活用した授業の改善を行ってまいります。

次に、授業改善推進委員に指名した教員を小学校6校に配置し、3人がチームとなって1週間ずつ当該校の全学級をティーム・ティーチングで指導する授業改善推進チーム活用事業を引き続き実施し、学校全体として組織的な事業の改善を一層進めてまいります。

また、小樽音読カップと小樽こどもの詩コンクールを引き続き実施し、児童・生徒の言葉に関する興味・関心を高めることで、国語力の育成を図るとともに、小学校3年生・5年生及び中学校2年生で実施している標準学力調査を継続し、日常の授業改善や補充学習等に生かすことで、児童・生徒の確かな学力の定着に努めます。

さらに、放課後や長期休業中に、市内在住の大学生や高校生をサポーターとして小・中学校に派遣し、学習支援を行う樽っ子学校サポート事業については、学校からのニーズの高まりに応えるため、サポーターの確保に努め、支援体制を強化いたします。

次に、児童・生徒の生活習慣の改善に向けた取り組みについてであります。インターネット利用等に関する小樽市のルールであるおたるスマート7が継続的に遵守されるよう、学校や小樽市P T A連合会等との連携の強化を図りながら、望ましい学習及び生活習慣の確立に努めてまいります。

次に、特別支援教育の充実についてであります。平成29年度から発達障害のある児童・生徒も受け入れている通級指導教室については、現在、稲穂小学校、潮見台小学校、菁園中学校の3校に開設しておりますが、30年度は新たに朝里小学校にも開設いたします。また、小・中学校の通常学級に在籍する

特別な支援を必要とする児童・生徒や介護の必要な障害のある児童・生徒の学習活動を支援するため、新たに特別支援教育支援員を小学校1校、中学校2校に、介護員を小学校1校に配置します。

続いて、重点目標の2点目、「豊かな心の育成」に向けた取り組みであります。

まず、不登校児童・生徒への支援についてであります。教育委員会では、不登校児童・生徒への登校支援及び教育相談の充実を図るため、本年度から小樽市教育支援センターを設置しており、平成30年度も引き続き、教育支援コーディネーターを中心とした訪問型支援を行うとともに、登校支援室を2カ所で開設し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の充実を図ってまいります。また、きめ細かな教育相談を行うため、教育支援センターにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、統合した小学校に配置しているスクールカウンセラーを、新たに統合する3校にも配置するなど、教育相談機能の充実を図ってまいります。

次に、いじめ防止対策の推進についてであります。本市においては、小樽市いじめ防止対策推進条例を制定し、児童・生徒や保護者はもとより、市民に対してもいじめ防止に向けた意識の高揚を図っており、平成30年度も年2回のキャンペーンを実施し、小樽いじめ防止サミット等の取り組みを通して、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、道徳教育の充実についてであります。平成30年度から小学校において道徳が教科化されることから、小学校1校を道徳教育推進校に指定し、道徳教育特別研修講座での公開授業を通して、教員の指導力向上を図ります。

次に、学校図書館の環境整備についてであります。児童・生徒の豊かな感性や表現力、創造力を育むため、現在、市内に4名配置している学校司書を5名に増員し、学校図書館の環境を充実することにより、読書習慣の確立を図ります。

続いて、重点目標の3点目、「健やかな体の育成」に向けた取り組みであります。

まず、小学校体育科授業の工夫・改善の取り組みであります。体力向上には、小学校の早い段階から運動に対する興味・関心を高めることが大切であることから、引き続き体育専科教員を小学校に配置するとともに、奥沢小学校を体力向上実践校に指定し、外部講師を招聘した体力向上特別研修講座等の開催を通して、先進的な体育科の指導方法を広く市内の教員に還元します。

次に、学校における体力の向上の取り組みであります。各学校においては、体力向上改善プランの評価・検討を行い、児童・生徒の体力の状況に応じた具体的な取り組みを行ってまいります。また、小中学校体力向上検討委員会において、体力向上の具体的な方策を立案し、指導資料等の作成やスポーツイベント等への参加促進を通して、児童・生徒の体力向上を図ってまいります。

次に、安全教育の充実に向けた取り組みについてであります。近年、小樽市近郊の海岸での死亡事故が連続して発生している状況を受けて、海岸線の地形や潮の流れなどの基礎知識を身につけ、安全な遊泳についての理解を深めるため、水難事故防止教室を実施します。

次に、食育の推進に向けた取り組みであります。児童・生徒・保護者を対象とした食育の授業や教員を対象とした食育研修講座を実施し、健康な体づくりや食の意義を学ぶ機会を創出します。

続いて、重点目標の4点目、「社会の変化に対応した教育の推進」に向けた取り組みであります。

まず、ふるさと教育の推進についてであります。地域社会に貢献する実践的な力の育成を図るため、潮音頭の歴史や振りつけを学ぶ機会を通して、多くの児童・生徒の潮ねりこみへの積極的な参加を促すとともに、地域の伝統文化である松前神楽や向井流水法、高島越後踊りの由来などを学ぶ機会を提供してまいります。

また、ふるさと小樽の理解を深め、郷土を愛する心を育むため、小樽港内遊覧屋形船に乗り、海から

見た小樽の地形や小樽港の歴史等を学ぶ機会を設定するとともに、教材「小樽の歴史」の編集作業を引き続き行ってまいります。

次に、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成の取り組みであります。児童・生徒のコミュニケーション能力を育成し、国際感覚を養うため、次のような取り組みを通して英語教育の充実に努めてまいります。

まず、6名の外国語指導助手いわゆるALTを全ての中学校に隔週で派遣するほか、全小学校での活用を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度を育成するとともに、中学校4校を英語教育推進校として指定し、公開授業等を通して、実践の成果を広げてまいります。

また、平成30年度から、新学習指導要領の移行期間となることを受け、小学校3年生から始まる外国語活動の授業の充実を図るため、全小学校に英語に堪能な外部講師を派遣する小学校英語教育推進事業を実施するとともに、英語の指導教員が、ティーム・ティーチングや校内研修の企画等を行う小学校外国語活動巡回指導教員研修事業を継続するほか、英語教育特別研修講座や英会話スキルアップ講習会等の開催を通して、小学校教員の授業力と英語力向上を図ってまいります。

さらに、小樽イングリッシュキャンプに加え、新たに3・4年生を対象としたウインターイングリッシュスクールを実施するとともに、教員や保護者を対象とした英語教育に関するフォーラムを開催するなど、多角的な施策を通して、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、キャリア教育の推進についてであります。小・中学校が連携し、9年間を見通したキャリア教育を推進するため、西陵中学校と稲穂小学校をキャリア教育実践指定校に指定するとともに、キャリア教育研修講座等を通して、その成果を各小・中学校へ広げてまいります。また、児童・生徒が早い段階から自分の夢や目標を持つことができるよう、関係機関の協力をいただきながら進路説明会を引き続き実施してまいります。

続いて、重点目標5点目、「信頼に応える学校づくり」に向けた取り組みであります。

まず、コミュニティ・スクールについてであります。本市の小・中学校が、地域住民と目標やビジョンを共有し「地域とともにある学校」へ転換を図っていくため、平成30年度は、稲穂小学校においてコミュニティ・スクールを導入するとともに、小学校2校、中学校1校において、学習会等を開催するなど、導入に向けて推進環境を整えてまいります。

次に、小・中学校間の連携・接続の推進についてであります。中1ギャップ問題の解消に向け、引き続き朝里中学校、朝里小学校、豊倉小学校を小中連携教育実践校に指定し、出前授業や児童・生徒の交流など取り組みを市内の小・中学校に還元するとともに、道内外の先進的な取り組みを学ぶ小中連携・一貫教育研修講座を開催するなど、小中一貫型小・中学校の設置に向け、取り組んでまいります。

次に、教員の指導力の向上についてであります。教育委員会では、大学教授との共同研究や教育状況視察研修などの研修会を28講座実施するとともに、引き続き、先進的な教育実践を行う研究推進校及び研究団体を指定し、公開研究会等を通して各学校に還元することで、教員の指導力向上を一層図ってまいります。

このほか、教育環境の整備について申し上げます。

まず1点目は、小・中学校の再編についてであります。

子供たちの教育環境向上のため、平成21年度に策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき学校再編を進めておりますが、平成30年度は、開校する山の手小学校や統合奥沢小学校、統合花園小学校の新たな学校づくりを支援していくとともに、中央・山手地区の中学校については、再編に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、平成29年度が計画前期の最終年度であることから、前期の成果と課題を取りまとめ、検証を行い、その結果を今後の学校再編に生かしてまいります。

2点目は、学校の施設整備についてであります。

児童・生徒用の机と椅子を昨年に引き続き更新するとともに、幸小学校の校舎と屋内運動場の耐震補強等の工事のための実施設計を行います。また、朝里小学校の屋内運動場床改修工事も実施いたします。

このほか、教職員が使用する校務用パソコンについては、平成31年度の更新に向けて30年度に契約等の手続を行います。

次に、社会教育の分野についてですが、小樽市社会教育推進計画の三つの重点目標に沿って御説明申し上げます。

1点目は、生涯各期の学習活動を推進する取り組みであります。

まず、教育支援活動の推進につきましては、地域住民が市内小・中学校において、学校支援ボランティアとして、学習支援や部活動、学校行事や環境整備、登下校の見守りなどへの支援を行うほか、子供の安心、安全な居場所づくりであるおたる地域子ども教室の実施に引き続き取り組んでまいります。

また、地域人材を活用した家庭教育支援チーム「わくわく共育ネットワーク」の活動を、生涯学習プラザを拠点として継続的に実施することに加え、市内小学生を対象に生活習慣の改善を目的とした体験講座なども実施してまいります。

このほか、市民の多様な学習ニーズに応えるため、道内外から講師を招いて開催する小樽市民大学講座や、市民の学習要望を取り入れ、広く趣味や教養などの講座を開設するはつらつ講座などの事業についても、継続的に取り組んでまいります。

2点目は、文化芸術、スポーツレクリエーションの推進の取り組みであります。

まず、文化財の保存と活用についてありますが、平成28年度から取り組んでいる小樽市歴史文化基本構想の策定を行うとともに、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事につきましては、平成30年度から33年度までを事業期間として実施してまいります。

次に、スポーツの振興についてであります。

おたる運河ロードレース大会が、平成30年度に30回の節目を迎えます。その記念事業として、ゲストランナーにオリンピックメダリストのエリック・ワイナイナ氏を迎え、大会を盛り上げるとともに、前夜祭を開催して市内外からの大会参加者の交流などにより、小樽の魅力を満喫してもらえるよう取り組みます。また、市内の小・中学校に参加を呼びかけるなど、より一層市民のスポーツに対する関心を高めてまいります。

また、スポーツ選手交流事業につきましては、市内の小学校にプロスポーツ選手を招き、交流を図ることで、子供たちに夢と希望を与えるとともに、運動やスポーツに対する意欲を高め、運動習慣の形成や体力向上を図ります。

3点目は社会教育施設の利活用の推進についてであります。

まず、総合体育館におきましては、今年度に引き続き移動式バスケットゴールを更新いたします。また、手宮公園競技場につきましては、平成31年度の日本陸上競技連盟の公認認定に向けて、標識タイルの改修工事を行い、陸上競技の振興と競技力の向上を図ります。

次に、図書館におきましては、子供の読書環境を充実させるため、小樽市子どもの読書活動推進計画の策定に継続して取り組み、平成30年度中の完成を目指すとともに、子ども読書活動推進事業では、読み聞かせ活動の充実のほか、おたるこども読書の日やこどもブックフェスティバルなどのイベントの開催に継続的に取り組んでまいります。

このほか、子ども読書担当の司書による学校図書館への支援や、スクールライブラリー便の実施などを通して、児童・生徒の読書環境の整備・充実を図ってまいります。

次に、美術館では特別展「北海道150年事業スウェーデン芸術祭 I N小樽2018」を開催いたします。北海道命名150年と日本とスウェーデンの国交150年の節目の年に、スウェーデンのアーティスト6名を小樽に迎え、美術館に作品を展示するほか、屋外展示会場において市民や子供たちと交流しながら、インスタレーションを共同制作するなど、市民や子供たちが本物の芸術文化に親しむことのできる機会の創出と小樽の国際化の推進に寄与してまいります。

また、平成30年度に開館40周年を迎える文学館では、記念企画として「小田観蜚と小樽の短歌」を開催し、市民がすぐれた文学に触れる機会を提供します。

次に、総合博物館におきましては、市民や観光客が小樽の自然や歴史に触れるさまざまな企画展を展開するとともに、学校や他の機関との連携による科学の祭典の開催など、子供たちに科学への興味・関心を高める事業にも引き続き取り組んでまいります。

また、平成29年10月に動力源のボイラーの故障により運転休止を余儀なくされていた蒸気機関車アイアンホース号の修繕を行うとともに、運行再開時には、旧手宮鉄道施設を含め、すぐれた近代化遺産であることをこれまで以上に市内外に強くアピールするとともに、多くの市民や子供たちに本市の歴史への理解と郷土愛の醸成を図ってまいります。

以上、平成30年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策と狙いについて御説明いたしました。

市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第41号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提案者を代表して、議案第41号小樽市非核港湾条例案の提案理由の説明を行います。

今定例会で70回目の提案となります。

今月2日、小樽港へ米海軍ミサイル駆逐艦マスティンが入港いたしました。小樽市として、寄港要請に当たり、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無の受け入れ判断の3項目について検討した結果、岸壁手配したものです。

しかし、毎年のように寄港することに、民間港である小樽港の軍港化につながると懸念の声が出ています。米軍は、核兵器搭載について肯定も否定もしません。マスティンのウォーレン・スミス艦長は、入港後の記者会見で、核兵器搭載の有無について、米国政府は、日本国民が核兵器に抱いている特別な感情は理解しているが、有無については論議しないと述べています。日米間に核密約があるのは実証済みで、日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に出入りできるというのは、米国の公開文書でも既に明らかにされておりです。

このような中、今月2日、米国トランプ政権が公表した新核戦略指針「核体制の見直し（NPR）」で、日本への核持ち込みの危険拡大につながる重大な方針転換がなされました。そこでは、2010年以降、水上艦から撤去されたとされる核巡航ミサイル、トマホークにかわる新たな核巡航ミサイル、SLCMの配備方針が盛り込まれております。

また、核兵器使用の姿勢も一層あらわにし、使いやすい小型核兵器を新たに開発する危険きわまりない計画も打ち出しました。どんなに小型の核兵器であっても、ひとたび使われればその被害は甚大であ

り、報復によって核戦争になる危険性があります。

これまで政府は、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては現時点において核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断し、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していないとしてきました。

しかし、今回の核体制の見直しにより、前提である米国の核戦力が大きく変わりました。

安倍晋三首相は、日本共産党の国会質問に、前提が変わったと述べ、従来の政府説明の要件が崩れたことを事実上認めています。昨年7月に、国連の会議において核兵器禁止条約が採択されました。核保有国は、同条約を支持せず、核廃絶の段階的アプローチとして核不拡散条約、NPTに固執しています。日本政府も北朝鮮の脅威と核抑止論を理由に、核兵器禁止条約に背を向ける態度をとり続けています。

その一方で、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンのノーベル平和賞受賞は象徴的な出来事です。核兵器廃絶の声は世界の趨勢になってます。

1975年、神戸市会は神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択しました。以来、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、一隻も入港していません。小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の案件のうち、議案第42号については先議することとし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号について、可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「石田博一議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

石田議員の一身上の件ですので、地方自治法第117条の規定により、石田議員は除斥となります。

（6番 石田博一議員退席）

○議長（鈴木喜明） これより、懲罰特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 懲罰特別委員会の報告をいたします。

平成29年12月28日の本会議において当委員会に付託されました「石田博一議員に対する懲罰動議」の趣旨につきましては、石田議員が12月26日の本会議における森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議（案）への討論中、誹謗・中傷、事実誤認の結果、名誉毀損に当たる発言を行い、一部の発言については訂正・削除したものの反省の態度を示さないことから、地方自治法第134条及び小樽市議会会議規則第96条第1項に基づき、石田議員に対し懲罰を求めるものであります。

当委員会は、2月2日に委員会を開催し、懲罰事犯者である石田議員から一身上の弁明を受け、その後、審査を行いました。

審査における意見の概要は、次のとおりであります。

まず、本件は懲罰事犯に該当し、懲罰を科すべきという意見といたしましては、決議案に対し不当と考えるのであれば、否決の態度を表明すればよいだけのことであり、訂正はしたものの決議案を提出する

ことに對し不当と思うことは、議員の提案権を阻害しているものである。

また、前市長に對し行った発言は、刑法の名誉毀損罪に該當するような発言であり非常に不適切である。

さらには、全ての議員の活動を把握もせず、根拠もなく各議員が何も仕事をしていないというような発言をすることは、各議員を完全に侮辱するものである。

よって、本件は懲罰事犯に該當し、石田議員に對し懲罰を科すべきであると思われる。

決議案を提出したことに對し、「強く抗議する」という発言については、訂正こそしたものの議員の提案権を侵害するものであり、市議会議員である石田議員が発する内容としては不適切なものである。

また、後に「後援会」という言葉が抜けていることから発言取り消しの申し出がされているが、当該発言は前市長の名誉を著しく損なうものであり、取り消しをもって懲罰の事由が消滅することにはならない。

さらには、議員があたかも公約実現のために努力していないというような発言には強い憤りを感じる。憲法第21条で言論の自由は保障されているものの、今回の石田議員の発言はその限度を超えた無礼な言葉である。

よって、本件は懲罰事犯に該當し、石田議員に對し懲罰を科すべきであると思われる。

(「何言ってんだ、このやろう」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) この際、議長から傍聴にいらっしゃった方に一言申し上げます。

(「何だよ」と呼ぶ者あり)

傍聴にいらした方には小樽市議会傍聴規則と地方自治法の抜粋を載せた書面を配付させていただいておりますが、これには、傍聴に当たって守るべき事項が定められています。傍聴をされる方が発言、私語、拍手やジェスチャーなどにより、公然と可否を表明することや騒ぎ立てることなど会議進行を妨げたときには、配付している書面のとおりに、私はこれを制止し、この制止に従わない場合には、退場していただくこととなります。

(「そういうこと言ってるんじゃないねえんだ、ばかやろう」と呼ぶ者あり)

会議の円滑な運営に協力をお願いします。

(「何言ってんだ、このやろう」と呼ぶ者あり)

そういう発言を制止します。とめない、とまらない場合は退場をお願いします。

(発言する者あり)

退場を願います。

(「おう、出てやる、こら。市民の税金使って何やってんだ、てめえら。

このやろう。無駄な税金使って、このやろう」と呼ぶ者あり)

(傍聴人退場)

○議長(鈴木喜明) 前田委員長、続けてください。

○25番(前田清貴議員) 事実誤認に基づく前市長批判は、公の立場で発言すべきものではなく、前市長の名誉を傷つけるものである。

また、議員が何も仕事をしていないと受け取られるような発言については、削除したものの、反省の態度は見られないことから、石田議員は事実誤認に基づき名誉毀損を行うことや、同僚議員を傷つけることを悪いと思っておらず、このことは地方自治法第132条や小樽市議会会議規則第89条に明らかに違反していると考えます。

よって、本件は懲罰事犯に該當し、石田議員に對し懲罰を科すべきであると思われる。

前市長を誹謗・中傷したことについては、誰からも罪を問われていない前市長を、自分勝手に事実を誤認、曲解し批判することは許されない。

また、議会のルールとして、失礼や無礼があってはいけないにもかかわらず、議員に対し公約を果たしているのかと発言することは無礼な話である。

よって、本件は懲罰事犯に該当し、石田議員に対し懲罰は科すべきであると思われる。などでありませぬ。

一方、本件は懲罰事犯に該当しないため、懲罰を科さないという意見については、ありませんでした。

また、科すべき懲罰については、陳謝を主張する委員と戒告を主張する委員に分かれましたが、議論の結果、陳謝とすることで意見が一致いたしました。

以上の審査を経て、採決を行いました。

採決の結果は、次のとおりであります。

まず、本件が懲罰事犯として、懲罰を科すべきものと決定することについて採決を行った結果、全会一致により、懲罰事犯として石田議員に懲罰を科すことと決定いたしました。

次に、陳謝の懲罰を科すことについて採決を行った結果、全会一致により陳謝の懲罰を科すことと決定いたしました。

次に、懲罰の種類が陳謝と決定したことにより、陳謝文案について委員長案を提示し、採決を行った結果、全会一致により委員長案を採用することと決定いたしました。

陳謝文案は次のとおりであります。

私が、平成29年12月26日の本会議における森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議（案）への討論中、議会ルールをわきまえない発言、事実誤認による前市長への誹謗・中傷、同僚議員に対する無礼・侮辱の発言を行ったことは、訂正・削除だけをもって済むものではなく、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員としてまことに申しわけなく思っております。

議会及び関係者の皆様に対し深くおわびを申し上げるとともに、猛省し、誠意を披歴して陳謝いたします。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 石田議員からの一身上の弁明の申し出がありませんので、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により石田議員に陳謝の懲罰を科すこととあります。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、石田議員に陳謝の懲罰を科すことに、可決されました。

石田議員におきましては、入場を願います。

（6番 石田博一議員着席）

○議長（鈴木喜明） ただいまの議決に基づき、これより、石田議員に対し、懲罰の宣告を行います。

石田議員、起立してください。

石田議員に陳謝の懲罰を科します。

これより、石田議員に陳謝をさせます。

石田議員に陳謝文の朗読を命じます。議長の手元にありますから、これを朗読してください。

（6番 石田博一議員登壇）

(「父さん、読むな。読むな。父さん、読むな。読むな、父さん」と呼ぶ者あり)

○6番(石田博一議員) 残念ながら(聴取不能)……

(「読んじゃだめ。読んじゃだめだ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 申し上げます。制止を聞かない場合は退場願います。

(発言する者あり)

○6番(石田博一議員) これを読むわけにはいけません。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 退場を願います。

(発言する者あり)

退場を願います。

(発言する者あり)

退場を願います。

(「後、皆さん任せましたよ。お願いしますよ。この後もありますから、皆さんできるだけ怒ってください。お願いします。ぜひお願いします」と呼ぶ者あり)

退場を願います。

(発言する者あり)

(傍聴人退場)

(「石田議員の聞こえない。わかんなかったぞ」と呼ぶ者あり)

(「読みませんって言った」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 石田議員は、この陳謝文を読まないということで申し上げましたね。

○6番(石田博一議員) はい。

○議長(鈴木喜明) ということであります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、前田清貴議員。

○25番(前田清貴議員) 休憩動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいまの動議は、賛成者がありますので成立いたします。

直ちに本動議を議題とし、採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午後3時00分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、議長から、傍聴にいらした方々に一言申し上げます。

本日は平成30年小樽市議会第1回定例会を傍聴していただきまして、ありがとうございます。

本日の午前の会議におきまして、傍聴された方お二人から発言があり、私から数度注意をさせていただきましたが、残念ながら注意を聞き入れられず、退場の措置をとらせていただきました。

傍聴される方々は、議員と異なり議会の構成員ではありませんから、発言することは一切認められません。傍聴にいらした方々には、小樽市議会傍聴規則と地方自治法の抜粋を載せた書面を配付させていただいておりますが、これには傍聴に当たって守るべき事項が定められています。

したがって、傍聴される方が発言、私語、拍手やジェスチャーなどにより公然と可否を表明することや騒ぎ立てることなど、会議進行を妨げたときには、配付させていただいている書面のとおりに、私はこれを制止し、この制止に従わないときには退場していただくこととなります。

ただいま私が申し上げたことに御留意いただき、会議の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

先ほど休憩中に、斉藤議員ほか4名から、会議規則第96条第1項の規定により、石田博一議員に対する懲罰の動議が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、石田博一議員に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本件を議題といたします。

石田議員の一身上の件ですので、地方自治法第117条の規定により石田議員は除斥となります。

(6番 石田博一議員退席)

○議長(鈴木喜明) 提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 提出者を代表し、石田博一議員に対する懲罰動議の提案理由の説明を行います。

本日の本会議において、石田博一議員に対し、懲罰特別委員会起草による陳謝文により陳謝の懲罰を科すことが全会一致により決定され、それに基づき議長が陳謝文を朗読するよう命じたが、石田議員は朗読を拒否しました。

このような行為は、議会の秩序を乱し、品位を著しく汚すばかりか、懲罰理由などについて定めた地方自治法第134条第1項や、懲戒または陳謝の方法について定めた小樽市議会会議規則第98条に明らかに違反する行為であり、議会の自立権をも否定するものであります。

よって、地方自治法第134条第1項及び小樽市議会会議規則第96条第1項に基づき、石田博一議員に対し懲罰を科せられるよう、動議を提出するものであります。

以上、本動議について全議員に賛同を呼びかけて、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) お諮りいたします。

本件について、石田議員より、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、石田議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

石田議員の入場を許します。

(6番 石田博一議員着席)

○議長(鈴木喜明) 石田議員に、一身上の弁明を許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 私に対して、陳謝ということであれば、当然、一部の議員の方々も同様に陳謝すべきです。

まして、懲罰特別委員会が勝手に陳謝の文書をつくってきて、それを読めと言われても、私にとっては、圧力をかけているとしか思えません。不公平も甚だしい。自分たちのことを棚に上げ、言いたい放題、到底従えるものではありません。

私も市議会議員とはいえ、政治家の端くれ。主義主張があってお役目についております。私自身の言葉でもないものを読めと言われても、それは無理というものであり、まさしく江戸時代の踏み絵であります。これこそがまさしく、数の論理をかさに着た、一方的な処分であると言わざるを得ません。

議長にも一言申し上げます。公平、公正な議会運営をお願いいたします。

いずれにいたしましても、こんなことばかりに終始して、嘆き悲しんでいるのは市民ばかりではないでしょうか。

今回の出来事は、日ごろの街頭活動にて市民の皆さんにお伝えしてまいります。その上で、民意を再度確認して、真意を問う覚悟であります。

○議長(鈴木喜明) 石田議員の一身上の弁明を終わります。

石田議員の退席を求めます。

(6番 石田博一議員退席)

○議長(鈴木喜明) この際、お諮りいたします。

懲罰動議については、会議規則第97条第1項の規定により、討論を用いなくて、速やかに委員会に付託するかどうかを決めなければならないことになっております。

よって、本動議について、議長指名により、9名の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、懲罰特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、酒井隆裕議員、松田優子議員、酒井隆行議員、面野大輔議員、中村誠吾議員、小貫元議員、横田久俊議員、前田清貴議員、以上であります。

石田議員におきましては、入場願います。

(6番 石田博一議員着席)

○議長(鈴木喜明) 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月25日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 安 斎 哲 也

議 員 酒 井 隆 裕

平成30年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成30年2月26日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	浅	沼	敦							
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一						
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄		
医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡					
建	設	部	長	上	石	明		消	防	長	土	田	和	豊							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫					
総	務	部	企	画	政	策	室	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「石田博一議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

石田議員の一身上の件ですので、地方自治法第117条の規定により、石田議員は除斥となります。

（6番 石田博一議員退席）

○議長（鈴木喜明） これより、懲罰特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 懲罰特別委員会の報告をいたします。

平成30年2月21日の本会議において当委員会に付託されました「石田博一議員に対する懲罰動議」の趣旨につきましては、2月21日の本会議において議決された懲罰特別委員会草案による陳謝文により陳謝の懲罰を科すことに対し、石田議員が陳謝文の朗読を拒否し、懲罰に服さなかったことから、地方自治法第134条第1項及び小樽市議会会議規則第96条第1項に基づき、石田議員に対し懲罰を求めるものであります。

当委員会は、2月21日に委員会を開催し、懲罰事犯者である石田議員から一身上の弁明の申し出がなかったことから、直ちに審査を行いました。

審査の概要は、次のとおりであります。

石田議員は、本会議における一身上の弁明の際、陳謝文について、さきの懲罰特別委員会が勝手につくった文書であるというような発言をしているが、陳謝文は小樽市議会会議規則第98条に基づき作成されたものであり、委員会が勝手に作成したものではない。そもそも、議決されたことについては、自分の意に沿わなくても従うというのが議決機関の一員である議員としてとるべき態度であり、今回の石田議員の態度は議員として無責任である。

また、議会の議決を尊重せず全会一致で決定した陳謝文の朗読を拒否したことは、十分懲罰を科すべきものであると考える。

本件は議会の自律権の問題であり、懲罰を科すに当たっては、前例に照らして出席停止7日間ということ考えている。

これらの意見から、本件は懲罰事犯に該当し、7日間の出席停止の懲罰を科すことが適当であるとの意見で一致し、懲罰事犯に該当しないという意見はありませんでした。

以上の審査を経て採決を行いました。

採決の結果は次のとおりであります。

まず、本件が懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決を行った結果、全会一致により、懲罰事犯として石田議員に懲罰を科すことと決定いたしました。

次に、7日間の出席停止の懲罰を科すことについて採決を行った結果、全会一致により、7日間の出席停止の懲罰を科すことと決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 石田議員からの一身上の弁明の申し出がありませんので、これより、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、石田議員に7日間出席停止の懲罰を科すこととあります。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、石田議員に7日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

石田議員におきましては、入場願います。

(6番 石田博一議員着席)

○議長(鈴木喜明) ただいまの議決に基づき、これより、石田議員に対し、懲罰の宣告をいたします。

石田議員、起立してください。

石田議員に、本日から7日間、出席停止の懲罰を科します。

石田議員に、退場を命じます。

(6番 石田博一議員退席)

○議長(鈴木喜明) 日程第2「議案第1号ないし議案第41号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本進議員登壇) (拍手)

○15番(濱本 進議員) 自由民主党を代表して、質問いたします。

まず、質問を始める前に、日本時間の2月7日未明に台湾東部において発生したマグニチュード6.4、震度7の地震によって、とうとい命を奪われた16名の方々に心より御冥福を申し上げます。

また、負傷された285人の皆様、そして被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

自然災害を予測して対処することは困難ではありますが、被害を最小限にとどめるための手だてを講じることは可能であり、議員の立場でそれを実現する責任を痛感しております。

また、1月31日に、札幌の生活困窮者のための自立支援関連施設での火災により、残念ながら11名の方々がお亡くなりになり、3名の方が負傷されました。

心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早く回復されることを願っております。

この痛ましい事故を通じて、社会的に恵まれない人々を気遣い、寄り添う政治のあり方、行政のあり方、そして議員の責務を今、改めて自問自答しております。

それでは初めに、第1項目め、地方自治体における市長としてのあり方について質問します。

私は、平成29年の第1回定例会において、地方自治における基本である二元代表制のもとでは、議員の集合体である議事機関の議会と執行機関の長は住民の直接選挙によって選出されるため、住民代表としての正当性は同等であり、それぞれに対等かつ独立した関係であると指摘しました。

また、議事機関と執行機関は、互いの役割、機能を、存在意義を認め合い、信頼関係を構築しなければ地方自治は成立しないと指摘しました。

このことは、小樽市自治基本条例の第1条「この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします」とあるように、議会と市長の関係を明確に規定しています。

また、この自治基本条例の第1条は、市民にも小樽という都市のまちづくりを求めています。つまりは、市民も都市経営を担う一員であると定義しています。行政組織の経営者であると同時に都市を経営

する一員であり、二面性を有していると、市長はその立場にあると思います。

我が会派は、平成27年に森井市政が始まって以来、今日までの約3年間、ことあるたびにこの二面性を有している市長の、小樽商工会議所や北海道中央バスなどのさまざまに都市の経営を担う市民への理不尽と思われるような発言、誠実さを疑われるような対応をする姿、そして議会の存在意義を理解していないかのような発言、議会における著しく誠実さ、正確性に欠けた答弁、信頼関係を築くどころか不信感を抱かせ、増長させるかのような理不尽な対応をする姿、また、組織の目的を実現するための貴重な財産・資源である職員の合理性、意図を見出せない不自然とも言わざるを得ない人事、コンプライアンス委員会や議会が指摘した法令違反の事務執行など、これらを見たとき、市長としての資質、能力、見識、経営手腕等について、疑問を感じ、ただしてきました。

このように評価されていることを踏まえて、市長は就任以来約3年が経過した現在、市長としての自分自身の資質、能力、見識等についてどのように捉え、評価しているのでしょうか。主観的ではなく客観性を持った具体的な見解を求めます。

我が会派は、平成27年第3回定例会の代表質問において、米沢市や国分寺市を例に挙げて、その年度の市政運営方針を議会に対して明確に説明するように求めました。

そのときの米沢市の市政運営方針の構成は、1番目は、その年度の市政運営に当たっての基本的な考え方、2番目は、6項目の分野別の主要施策、3番目は、新年度予算の概要、4番目は、結びとなっております。体系的でありかつ具体的であります。

今定例会における市長の提案説明は、残念ながら十分に体系的かつ具体的であったとは理解できません。行政組織の経営者である市長は、米沢市の市政運営方針の構成について、どのようにお考えですか。見解を求めます。

今回の市長の提案説明の内容、組み立てについて、米沢市と比較して、かつ自治基本条例における市長の説明責任に照らして、どのように捉えていますか。見解を求めます。

昨年11月末に議会からの辞職勧告を受けて辞任した副市長の選任について、昨年の第4回定例会の提案説明において、市長は、後任を考えられるまでには及んでおりませんと発言していましたが、今回の提案説明において一言も言及もありませんでした。なぜ言及しなかったのでしょうか。答弁を求めます。

また、現在の状況と、いつまでに選任する予定なのか、具体的な答弁を求めます。

この項最後に、市長には、今定例会の本会議、委員会において、これまで以上に議会に対して十二分に説明責任を果たす誠実かつきめ細やかな対応、答弁を強く求めますが、市長の見解はいかがですか。お答えください。

以上、第1項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、地方自治体における市長のあり方について御質問がありました。

初めに、市長としての資質、能力、見識等につきましては、市民の皆様などへの対応については、総合計画審議会などの委員として、経済界を初め各界の方に御協力をいただいているとともに、商工会議所からの要望に対して、施策の優先順位や財政状況も勘案しながら実現に向けての検討を進めているほか、経済界から要望のあった（仮称）小樽市中小企業振興基本条例の制定に向けて取り組んでおります。

また、小樽まちづくりエントリー制度の創設などにより、市政への市民参加の拡充を図り、さらには周産期医療について、北後志5町村や医療関係者などと連携して鋭意取り組んできた結果、小樽協会病院において分娩取り扱いが再開される運びとなるなど、市政にかかわる方々と協力関係をしっかりと築いてきております。

そして、公約である除排雪の改善や子ども医療費助成の拡大、鉄道駅のバリアフリー化、英語教育などの教育環境の向上、ふるさと納税の推進などを実行に移してきたほか、まちの魅力を高めていくための日本遺産認定に向けた取り組み、これまで余手をかけられていなかったトイレの洋式化や小・中学校の机・椅子の更新、消防団の被服整備を行うなど、職員と議論を重ね、リーダーシップを発揮しながら全力で市政運営に取り組んでいるところであります。

このような中で、国土交通省の発表において、商業地の地価の対前年平均変動率が26年ぶりに上昇に転じ、小・中学校における全国学力・学習状況調査では、近年、全国水準まで迫る結果となっているほか、昨年は転出超過が縮小をし、人口動態の改善への期待感も出てくるなど、まちとしてよい傾向があらわれてきたと感じております。

しかしながら、あくまでその評価については市民の皆様が行うものと考えているところであります。

次に、市政運営方針の構成や内容につきましては、米沢市の市政運営方針は、議員御指摘のとおり体系的かつ具体的な構成であると認識しております。

本市におきましては、自治基本条例における市民への説明責任の規定の趣旨を踏まえ、わかりやすい説明に心がけたところであり、その構成は、まず新年度の市政執行及び予算編成の基本的な考え方を述べ、次に主な取り組みを総合戦略の体系に沿って具体的に説明した後に、結びとして、米沢市と同様、体系的かつ具体的な構成であると捉えております。

次に、副市長の選任につきましては、現時点で選任の見通しが立っておりませんので、提案説明の中では触れなかったものであります。

また、このような見通しの立たない状況でありますので、選任の時期についても現時点でお示しすることができませんが、できるだけ早く選任できるよう努力をしまいたいと考えております。

次に、今定例会における議会対応等につきましては、私といたしましては、これまでも執行機関の長として説明責任を果たすべく、議会に対し誠実な対応や答弁に心がけてきたつもりでおりますが、今定例会におきましても、私の市政運営に関する考えや思いをしっかりと説明をし、御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本進議員登壇）

○15番（濱本 進議員） 第2項目め、市長に対する辞職勧告について質問します。

平成27年に市長が就任して以来今日まで、民意によって選出された議会は、民意を反映して議会の主要な機能の一つである監視、牽制機能を働かせて、市長に対し数々の動議、決議、問責決議そして前代未聞の二度の辞職勧告決議を可決してきました。

市長は、平成29年の第4回定例会の提案説明において、同年の第3回定例会で可決された辞職勧告決議について、「辞職勧告決議は重く受けとめておりますが、市民の皆様のご負託を受けて市長というお役目についておりますので、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますので、この決議をもって辞職する考えはございません。今後は、反省すべき点は反省をし、改善すべき点もし

っかりと改善をしてまいる所存であり、これからも議会とは緊張感を持って向き合っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます」と述べていました。

この発言に対して、我が党の横田議員は、代表質問において、民意を反映している議会が可決した辞職勧告を重く受けとめているのであれば市長は辞職するのが当然であると指摘し、さらに反省すべき点、改善すべき点について具体的に説明する責任についても指摘しています。

このように指摘されているにもかかわらず、第4回定例会において市長は、本会議、委員会審議において、これまでと同様の反省、改善とはほど遠い確性に欠ける答弁などを行い、議長や委員長から注意を受けるようなありさまで、反省、改善の姿形は全く見出せなかったと言わざるを得ません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

また、平成28年度決算は、ずさんな財政運営や市長自身の交際費の増額を流用という不適切な処理を行ったことを理由に2年連続で不認定としました。

さらに、コンプライアンス委員会が指摘した高島漁港区における市長の後援会関係者が行う観光船事業に関する一連の条例違反の許認可、ふれあいパス事業における契約規則違反の責任をとるために再度提出された市長自身の減給条例案が、その量定について明確な根拠を説明できないがゆえに、議会は否決しました。

そのほかにも、産業港湾部が所管する港湾地区の除雪業務の指名競争入札において、受注条件、発注内容を変更し、結果として入札不調により、市長の後援会幹部が代表者の企業が随意契約で受注した件について、市長はこの発注に何ら問題はないと答弁していますが、このことは利益供与を惹起させる極めて不自然、不明瞭な発注と言わざるを得ません。

このような市長の第4回定例会の状況に鑑みて、議会は辞職勧告決議を再度可決しました。

これまで森井市長に対して数々の動議、決議、2度の問責決議、そして2度の辞職勧告決議を可決しましたが、今定例会の提案説明冒頭においての市長の辞職勧告に対する発言は全くもって的外れであり、理解不能であります。なぜなら、議会が明確な根拠を提示しているにもかかわらず、辞職勧告の内容について真摯に正面から明確な根拠をもって反論することもなく、単に民意が市政に反映されるように職責を全うしてまいりたいと考えております、だから辞職はしません。それでは余りにも稚拙、低次元であり、これでは議会を愚弄し軽視していると言わざるを得ません。

直接民主主義の考え方に基づいて選ばれた市長が、民意を市政に反映し事務を執行することは、誰が市長になっても当然の責務であり、議会は民意が市政に反映されていないことを理由に辞職を求めています。間接民主主義の考え方によって選ばれた議員、つまりは民意の代弁者である議員が組織する議会が決定した意思、すなわち民意である2度の辞職勧告決議をしっかりと読み込み、内容を十分理解した上で議会意思である辞職勧告についての見解を求めます。

昨年の第4回定例会では、市民の負託を受けて市長というお役目についておりますので辞職はしませんがと発言しております。この意味を市長は本当に理解しているのでしょうか。甚だ疑問です。なぜなら、市民の負託は、あくまでも平成27年4月の選挙結果であり、民意は常に流動的で現在もその負託が継続しているか否かはこれから行われる選挙結果でのみ証明されるものです。二元代表制のもとで市民が負託した議員によって成立し存在している議会が市長の辞職を勧告しているのですから、市長は改めて現在の民意を問う、問わないは、それは御自身の判断に委ねますが、一刻も早くみずから辞職すべきと考えます。市長の見解を求めます。

市民は、2度の辞職勧告を受けた森井市長が、ただ座して来年の任期満了を待っていると受けとめたとしたら、これからの小樽市政に対する信頼を大きく損なう事態を招くことになるのではないかと懸念

をしています。我が会派の懸念は、杞憂でしょうか。市長にはこの懸念を払拭する大所高所に立った英断を求めます。市長の見解をお聞かせください。

以上、第2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、私への辞職勧告について御質問がありました。

初めに、勧告に対する見解につきましては、議会の意思としての勧告は重く受けとめておりますが、私に市長としての資質、能力がないとの御指摘に対しましては、先ほど申し上げましたとおり、私といたしましては、リーダーシップを発揮し、市長というお役目を十分に果たしているものと考えておりますので、私に資質、能力が欠けているとは思っておりません。したがって、この決議をもって辞職する考えはございません。

次に、市民が負託した議会の勧告に従って辞職すべきということにつきましては、確かに議員の皆様もそれぞれ投票いただいた方々の民意を受けて当選されておりますが、私は市民の皆様から直接市長として選ばれ、基本的に任期4年間の市政運営を負託されておりますことから、私を選んでくださった市民の皆様への期待に応え、任期を全うすることが私の役割であるものと考えておりますので、繰り返しになりますが、このたびの勧告決議をもって辞職する考えはございません。

次に、私が市長でいることで市政への信頼が大きく損なわれるのではないかと懸念につきましては、市民の皆様は、私が公約の実現を進め、市政の発展に尽力していることを高く評価してくださっており、私に対して今も大きな期待を寄せてくださっているものと認識しております。自民党の皆様は懸念は杞憂であるものと考えておりますので、今後も民意が市政に反映されるよう職責を全うしてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本進議員登壇）

○15番（濱本 進議員） 第3項目め、新年度予算について質問します。

平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出同額の約559億1,355万円で編成されています。

初めに、新年度予算を編成する上での基本方針について歳入歳出のそれぞれについて対前年度と比較の上、理由などを含めた説明を求めます。

次に、新年度予算計上額について、歳入歳出のそれぞれについて、対前年度当初予算額及び対前年度最終補正予算額と比較の上、理由などを含めた説明を求めます。

次に、新年度当初予算における主要事業について質問します。

主要事業のうち、継続的な事業で予算が増額になった事業、減額になった事業について、その主な事業名、増額、減額の理由、根拠などの説明を求めます。

次に、新年度の除雪費は約14億2,771万円を計上していますが、これまでは除雪費の大部分は第3回定例会に補正予算で計上してきました。今回、なぜ新年度当初予算に計上するに至ったのか、その経過、変更理由などについて説明を求めます。また、その積算根拠についても説明を求めます。

関連して、伍助沢雪堆積場の新規開設経費が計上されていますが、新規開設に至った経緯、経過、理由などについて説明を求めます。

次に、ふるさと納税関係経費が4,830万円計上されていますが、この内訳について説明を求めます。

また、この経費に対応するは歳入はどの程度見込んでいるのか、また、どの費目にどのように計上されているのか説明を求めます。

新年度において、平成29年2月から平成30年1月までのふるさと応援寄附金3,307件、総額約6,243万円に同寄附金の平成29年度予算充当残額の約1,648万円を加えた総額約7,891万円から約7,498万円を各種の事業費に充当しています。その結果、残額は393万円となります。ふるさと納税制度に係る寄附金は従来の寄附金とは違って、返礼品購入費、事務費、人件費、ほかの自治体に移転した市税などの直接的、間接的なコスト、原価が存在している寄附金です。つまりは、実際に使える金額には限度があります。企業会計で言えば税引き後の純利益、家計で言えば可処分所得であり、寄附金の全てを各種の事業に配分、支出できないのは明らかです。

しかるに、新年度予算では、コスト、原価を無視して限度額以上に計上しているとしか考えられない予算額になっています。かつて市議会議員時代に、議会において経営について言及していた市長は、いわゆる小樽産品を返礼品とするふるさと納税制度の導入に当たって、この寄附金には直接的、間接的なコスト、原価が存在していること、実際に使える金額は寄附金総額全てではないことを理解した上で制度設計をし導入したのでしょうか。答弁を求めます。

今後、例えば特別会計を設けるなど、今まで以上に使える金額が明確になる制度の設計、導入が必要不可欠であると考えます。市長の見解を求めます。

また、現在の制度には原価計算式や原価率が規定されているのでしょうか。あわせて、実際に使える金額を確定させるための計算は、例えば期首なのか期末なのか、その時期の説明を求めます。

次に、市長公約であるIT関連企業誘致促進補助金について質問いたします。

平成29年度当初予算では2,000万円計上していますが、現在までの執行額、執行状況の分析について説明を求めます。また、新年度は市長公約にもかかわらず、平成29年度の半分の1,000万円に予算を減額しています。減額の理由、積算の根拠などについて説明を求めます。

次に、ひき船建造事業費について質問します。

老朽化した引き船については、中古、新造、その必要な性能など、議会においても議論してきましたが、今回どのような経過、根拠で新造船の結論に至ったのでしょうか。また、引き船の性能については決定されているのでしょうか。決定済みであるとすれば、その性能、仕様等どのように決定したのか説明を求めます。

あわせて、発注方式はどのように考えているのでしょうか。また、実際の運用開始時期についても説明を求めます。

次に、ふれあいバス事業費について質問します。

この事業は、平成28年度までは北海道中央バスの御協力をいただいて、当初予算で平成28年度1億6,600万円、平成29年度は1億6,000万円を計上しています。今回大幅な増額になっているにもかかわらず、また平成30年度当初予算の主要事業に記載があるにもかかわらず、市長は提案説明において一言も言及していませんでした。増額せざるを得なかった経緯、経過、理由などの説明を避けたとしか考えられません。自分にとって不都合なこと、自分の責任を問われることについては口を閉ざすのでしょうか。なぜ言及しなかったのか、明確な説明を求めます。

最後に、市長は提案説明において、現在の財政状況が大変厳しいと言及しています。それゆえに、収支均衡予算を編成するため、窮余の策として財政調整基金を約17億9,000万円も取り崩しました。このような状況で1,000万円を優に超える収入のある市長が、自分自身の交際費を約33%も増額した100万

円を計上したことは、企業の経営者であった自分には全くもって到底理解できません。経営が厳しい会社の経営者が、自分の交際費を増額するでしょうか。そして、経営者より低い収入の社員が交際費の増額を理解するでしょうか。また、それを株主が認めるでしょうか。ごくごく当たり前の一般的な社会常識から考えても、増額はあり得ません。就業経験に乏しく、かつ会社を経営した経験のない市長にはこのような見方、考え方は理解できないのでしょうか。見解を求めます。

あわせて、増額の根拠、理由、増額分の使い道について説明を求めます。

小樽市を運営する市長に経営者としての資質、見識、自覚があるなら即刻平成29年度当初予算額に減額修正すべきです。市長の見解を求めます。

以上、再質問を留保するとともに、再質問、再々質問を行った場合には、私の質問順序、項目ごとに市長を初め説明員が答弁することを希望して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、新年度予算について御質問がありました。

初めに、新年度予算を編成する上での基本方針につきましては、新年度予算編成に当たっては多額の収支不足が見込まれていたことから、予算編成方針などにおいて、歳入につきましては従来から歳入確保に向けて制度改正や国の動向などの情報収集、より有利な補助制度の活用など、基本的には変わっておりませんが、市税や使用料の積算に当たっては実績を十分に勘案して予算編成を行いました。

また、歳出につきましては、これまでと同様に経費の節減などの見直しを指示しておりましたが、全ての事務事業について、その必要性、有効性や事務事業に無駄がないのかを検証させた上で、前年度予算比でマイナス2%を予算要求基準額として基準額の範囲内で要求することを盛り込んだところであります。

次に、歳入歳出の対前年度当初予算及び最終補正予算との比較につきましては、新年度予算計上額は559億1,355万2,000円であり、前年度当初予算額よりも6億4,211万9,000円増加しております。

増加した主な理由につきましては、歳出において前年度の当初予算にて一部計上を留保した除雪費を全額計上したことにより、その財源対策として財政調整基金繰入金を見込んだことによるものであります。

また、前年度最終補正予算との比較では、14億4,176万4,000円減少しておりますが、その主な理由につきましては、歳出において山の手小学校の新設工事が完工し、歳入においてはその財源となる国庫支出金や市債が減少したことによるものであります。

次に、主要事業のうち、継続的な事業で予算が増減した主な事業につきましては、第4回定例会現計予算と比較しますと、増額となった主な事業は、入院医療費自己負担への助成対象を拡大したことも医療費助成、小樽協会病院の分娩再開に向けた施設改修等への支援を行う周産期医療支援事業費補助金、施設の法定点検増による北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や、ふれあいパスの市負担分の増が通年化することによる、ふれあいパス事業費などとなっております。

また、減額となった主な事業は、色内ふ頭基部雪処理場の非開設やロードヒーティング電気量の減などによる除雪費などとなっております。

次に、除雪費の当初予算計上につきましては、除雪費に限らず予算の調整は一会計年度一回を適当とするという原則がありますので、可能な限り当初予算に計上するのが基本と考えております。

しかしながら、除雪については、私が市長就任後から取り組んだ新たな施策等について検証を行い、より実態に合った予算を編成することが必要であると考え、これまでは第3回定例会に補正予算を計上してまいりましたが、一定程度検証などの作業を終えたため、平成30年度は原則どおり当初予算に計上したものであります。

また、予算の積算根拠につきましては、除雪費の中で大きな割合を占める地域総合除雪業務などの委託費については、主に過去5カ年の除排雪の作業量を分析したものをもとに積算をし、それ以外は主に過去5カ年の実績等を考慮して積算をしたものであります。

次に、塩谷4丁目に雪堆積場を開設することにつきましては、私自身の公約として市民の皆様が利用する雪堆積場の増設を掲げているほか、受け入れ量が多く海上処理を行っている中央ふ頭基部雪処理場の受け入れ量の軽減や、色内ふ頭雪処理場の使用中止に伴う影響を抑えるため、中央地区に雪堆積場の開設が必要と考え、本市が塩谷4丁目に所有する遊休地を使用することについて、今年度から検討をし、平成30年度から開設することを決めたものであります。

次に、ふるさと納税関係経費の内訳につきましては、個人の寄附者へ贈呈するお礼の品の関係経費が4,360万円、ふるさと納税の寄附者管理及び決済に係る経費が248万円、礼状などの送付経費が92万円、繁忙期対応の臨時職員に対する賃金が67万円、その他事務関係経費が63万円となっております。

次に、この経費に対応する寄附金収入につきましては、これまでの寄附の実績をもとに約1億1,000万円程度寄附されることを想定した上で歳出予算を計上しております。また、予算における寄附金の計上につきましては、従前から当初予算には計上せず、定例会ごとに寄附金の実績額を補正予算で計上しているところであります。

次に、ふるさと納税の導入に当たり、コストを考慮して制度設計をしたのかということにつきましては、本市では平成28年度からふるさと納税をしていただいた方に対しお礼の品を贈呈する制度を実施いたしました。寄附をしていただいた皆様には、一定程度の経費をかけながら御支援への感謝の気持ちを込めるとともに、小樽製品のPRを兼ねて、お礼の品を贈呈しておりますが、寄附金の使途を明確にするということに着目をし、現在のところはお礼の品に係る経費とは切り離して事業に充てさせていただくという考え方で制度設計をしております。

次に、ふるさと納税制度において充当する金額の規定等につきましては、制度を運用するに当たり要綱を策定しており、その中では寄附額に対するお礼の品の金額等を規定しておりますが、原価計算式や原価率を踏まえた充当すべき金額の規定は設けておりません。充当についての考え方は明確には規定しておらず予算編成の中で決定しておりますが、充当することが可能な金額は期首・期末ということではなく、前年の2月1日から1月31日までの1年間にいただいたふるさと応援寄附金の総額を上限としております。

次に、使える金額が明確になるふるさと納税の制度設計につきましては、現在、本市では、寄附金の使途を明確にするという観点から、寄附金全額を寄附者の意向を踏まえた各事業に充当するという方法でふるさと納税制度を実施しております。道内の主要都市においても本市と同様の考え方で実施している都市が多いことから、当面、充当の考え方の変更は考えておりません。

次に、ひき船建造事業費について、新造船とした経過、根拠につきましては、引き船たていわ丸の後継船については、中古船購入、新造船及び新たな裸用船の三つの手法について比較検討を行い、後継船の導入方法を選定することとしたものであります。単純に中古船購入費、新船建造費、裸用船賃借料による取得に要する費用だけでなく、引き船の運行保守管理費、船舶燃料費及び船舶等保険代などの事業の維持に必要な経費、また、小樽港や石狩湾新港での長期的な運用を考慮した使用料収入見込みを算定

した上で、今後の収支バランスも勘案したところであります。

新造船は中古船購入や裸用船と比べて建造費用の初期投資がかかり、船舶保険も高くなりますが、財源として起債の充当が可能であり、運行保守管理費及び船舶検査費を最初の10年は低く抑えることができます。これらを踏まえて総合的に検討した結果、一般的な耐用年数の30年という使用期間で考えた場合、トータルで最も経済的である新造船とすることといたしました。

次に、引き船の性能、仕様とそれらの決定方法につきましては、小樽港の航路、泊地などの水域の広さや、くし場状の埠頭配置などを考慮し、狭い水域での回頭が可能であり、港内及び港外における係留作業に支障のないものが必要となります。

また、これまでと同様に、小樽港だけでなく、石狩湾新港での船舶係留作業、水先人通船作業等に対応するため、小樽港・石狩湾新港間の外海を回航できる能力が求められることから、現行たていわ丸の船型を参考としております。

さらに、近年、大型化する貨物船などの係留作業に対応するため4,000馬力以上の機関出力を持ち、海上保安部からの依頼による海難作業等に影響が出ないように、たていわ丸と同等以上の装備も必要であると考えております。これらの性能などについては、たていわ丸の船長、機関士などの乗組員や水先人など引き船の業務に精通した関係者の意見も踏まえて決定をしたところであります。

次に、引き船の発注方式につきましては、通常は一般競争入札であります。引き船を建造する全国の造船会社に応札の意向を確認した上での指名競争入札についても検討しているところであります。

次に、実際の運用開始時期につきましては、現行の引き船たていわ丸は、船主である民間会社へ次回の船舶定期検査の前までに返船することとなり、これが最長でも平成31年9月末までの裸用船契約になる見込みであることから、それまでに運用を開始する必要があると考えております。

次に、平成29年度当初予算に計上したIT関連企業誘致促進補助金の現在までの執行額、執行状況の分析につきましては、昨年度から東京事務所に配置している企業誘致推進役が本年1月末現在でIT関連企業55社を訪問し、補助制度のPRをしておりますが、現在まで執行額はございません。首都圏における人材確保が困難になっていることを受け、地方進出を模索する動きがあるものの、技術者確保の不安もあり、道内では札幌市が有力な進出先と見られております。今後も誘致を推進する上で、他自治体との競争力を確保するため必要な制度であると認識をしております。

次に、新年度予算におけるIT関連企業誘致促進補助金の減額の理由及び積算の根拠につきましては、新年度予算編成に当たり、施設改修費、施設維持管理費、雇用奨励金、開設前研修費のうち、企業側のニーズが高いと思われる事務所等の施設改修費について、昨年度同様1社分の限度額に当たる1,000万円を計上したところであります。IT関連企業の進出計画が本格化した段階で必要に応じ補正予算の計上などを行う考えであります。

次に、ふれあいパス事業費の説明につきましては、提案説明における新年度の主要な事業の説明においては、新規事業や内容を拡充した事業を中心に、できるだけコンパクトな説明に心がけたことから盛り込まなかったものであり、説明を避ける意図ではございません。

なお、これまでの議会の中でも、このことについては御説明をしておりますが、事業費を増額していることから、主要事業の資料には掲載をしたものであります。

次に、財政が厳しい中で交際費を増額することはあり得ないという考え方等につきましては、市長給与費と交際費は別物であるとともに、市政運営は会社経営の考え方とは違うものと考えております。市長としては、市民と対話をするのが重要であると考えており、就任以来、積極的に市民や町会等各種団体と直接対話をするよう努めているため、各種団体の総会等への参加は交際費の支出が伴わないもの

も含め約8割ふえており、前年度の支出実績に基づく必要額を予算計上しております。

予算計上に当たっては、予想が困難な慶弔費につきましては過去5年の実績をもとに36万円を、また慶弔費以外は前年度実績をもとに2%を削減し64万円と見込みましたが、全体としては25万円の増額となったものであり、その分は慶弔費や各種団体の総会等への参加費として見込んでおります。

なお、財政が厳しい現状は認識しておりますので、就任以来、市長給与は15%の削減、期末手当は職員の4.4カ月分への引き上げに連動させずに、4.1カ月分で据え置きし続けております。

次に、予算額を減額修正すべきとのことにつきましては、今回提出した30年度の予算額は、先ほど申し上げた積算で計上しておりますので、減額修正をする考えはございません。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、濱本進議員。

○15番(濱本 進議員) 再質問します。

最初に、市長が行政組織の経営者であると同時に小樽市の都市経営を担う一員であるという指摘をさせてもらいました。

その上で、市長にはその資質、能力、見識がないというふうに私たちは捉えておりますので、どうですかとお伺いしましたが、この中で市長は「除排雪の改善や」と言っておりますが、具体的に、市長が就任してから除排雪のどこが変わったのでしょうか。この冬の除排雪についても、中央バスの運行がとまるなど、改善されているとは思えない状況が散見しています。除排雪の改善ということはどういうことなのか、説明をお願いします。

それから、「評価については市民の皆様が行うもの」と言っておりますが、その後の私の質問の中で、また同じように市長に資質、能力に欠けているのではないかという質問をしましたが、たしか答弁の中で、「私に資質、能力が欠けているとは思っておりません」と言っているのですよ。最初の質問では、それは市民の皆様が判断することだと言っているながら、2回目のときは、欠けているとは思っておりませんと自分の判断を言っているわけですよ。これは矛盾していませんか、答弁。その点についてお伺いします。

それからその次に、市長も我々もそうですが、選挙で選ばれて任期は4年あります。しかし、それは100%の4年ではありません。なぜかと言えば、そこには当然、議会のリコール、市長のリコール、議会が市長に対しての不信任決議、市長が議会を解散する、いろいろなものが組み込まれているのですよ、途中でできるように。だから100%4年の任期をもらったなどと考えることは不遜としか思えません。市長の見解を伺います。

市民が、市長の市政の発展に尽力していることを高く評価しておりますと答弁にありましたが、何を根拠に言っているのですか。具体の根拠を示して再度答弁してください。

それから、新年度の予算編成をする上で、私が聞きたかったのは、いつもそうすけれども、市長に明確な今年度の市政の経営方針がないのですよ、自分の言葉での。本当にことしの編成をするために、市長は、平成30年度、こういう方針で市政を運営していきます、その経営目標はこういうことです、優先順位はこういうことだと、なぜ明確に自分の言葉で答えないのでしょか。改めて質問します。

それから、新年度予算の中で除雪費を14億2,771万円計上しています、当初予算で。この答弁の中で、市長は除雪について検証を行いと答弁をたしかされていると思いましたが、どのように検証したのでしょうか。どういう方法で。その検証結果はどういうことなのでしょう。全然これでは、検証を行ったというだけで、その具体的内容をもってこのように予算を編成した、計上したというふうには全くわかりません。もう一度答弁をお願いします。

それから、伍助沢雪堆積場の新設ですが、いつから検討を始めたのでしょうか。色内ふ頭の処理場が使用中止になったのは、ことしですよ、平成29年度です。28年度の除雪では使っていたのですよ。現に平成29年度の除排雪は現在進行形です。平成29年度の除排雪が終わって、その検証作業を行った上で、色内ふ頭がこの数年使えないので新規に開設する必要があるという判断に至ったのであればまだ理解できますけれども、今の段階でやるということは全然わかりません。もう一度答弁ください。

それから、ふるさと納税のいわゆる返礼品等に関する経費ですが、市長は矛盾しているのですよ。いいですか。財政状況が厳しいと言っているながら、財源の裏づけもない、一般財源で約4,800万円の経費を計上しているわけですよ。余計にお金がかかっているのですよ、財源を計上していないのだから。財政状況が厳しかったら、いや応なくもらったお金から財源に、それは2分の1でも、全額でなくとも充当するのが普通ではないですか。市長の個人のお金で4,800万円計上しているわけではないのですよ。考え方として私は非常にわかりません。市の財政が潤沢であれば、それは一般財源でもいいでしょう。しかし、市長自身が財政は厳しいのだと言っているのですから。いただいたお金のうちの一部なり全額なり、経費に充当するのが当たり前なのではないのですか。そのことで寄附者が不満を覚えるとは私は思いません。いかがでしょうか。お答えをいただきます。

それから、非常にびっくりした答弁をいただきました。ふるさと応援寄附金の総額を上限として配分するのだという答弁をしました。いいのでしょうか、これで。片や経費がかかっているのですよ。にもかかわらず、もらったお金を全額使いますって、いいのでしょうか。かつて経営品質等の質問を山田市長にしてこられた市長にしては、私は疑いたくなるような答弁ですけれども、改めて、寄附金の総額を上限としてこれからも使うおつもりなのか、確認をさせてください。

そして、この使える金額が明確になる、市長はそうお考えではないから、全額使えると言うからそうではないのでしょうかけれども、私は明確となる制度設計が必要だと言っているわけですよ。答弁の中で、たしか本市と同様の考え方で実施している、要は一般財源でやっている、多いことから。いや、どこの何の例をもって言っているのですか。具体的事例をもって言ってみてください。全国的にもそうなのですか。全国的に、いただいたお金から経費を引いて残ったお金を充当している都市はないのでしょうか。お答えください。

それから最後に、まだほかにもありますけれども、市長の交際費、これを増額するというのは、市民の皆様が考えても、やはりどうもおかしいと思いますよ。あなたの給与が削減されようが賞与が削減されようが、それはもう最初の条件ですから関係ありません。そのことをあえてここで、わざわざぐだぐだ言うのは私はいかがなものかなというふうに思います。

市長は本当に公務で各所の会合に行っているのでしょうか。政務ではないのですか。次の自分の市長選挙を見据えた上で参加しているのではないのでしょうか。そうであれば、自分の収入から会費を払えばいいのではないのですか。払えないのですか。払えない程度の収入なのですか。

会社経営と自治体経営は違うとは言いますがけれども、同じところだってあるではないですか。財政状況が厳しいと認識していらっしゃるのでしょうか。それだったら自分の収入から支出すればいいではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

お答えください。

再質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

私はまず1点目、最初に御質問されたときの答弁で、その評価は市民の皆様が行うものと答弁しておきながら、後ほどの答弁の中で、私は資質、能力が欠けていると思っておりますということ、この矛盾についての御指摘があったかと思えます。

先ほども答弁いたしましたけれども、私に対しての評価そのものにおきましては市民の皆様が行うべきだと思っております。その後の答弁においては、辞職勧告に対しての私の見解として、その内容について、資質、能力が欠けているという御指摘がありましたので、それについては私はそう思っておりますということで答えましたので、評価についてのこととは違うと思ひ、ここで答弁しているところでございます。

それと、任期は4年ある中で、その間、4年を負託されているという私の言葉に対して、その間、実はいろいろな事情等があつて必ずしもそういうことではないということで御指摘もありましたけれども、もちろんこの間において、4年間全てコンクリートされて、どんなことがあろうともその4年を全うできるというふうには思っておりませんけれども、しかしながら、この中で私自身も多くの市民の皆様からお声を聞きながらやっていく中で、その役割、その期待においても、多くの皆様からお話を聞き、それに基づき、やはりこの間、4年間を全うすべきというふうに私自身は思っているところでございますので、このたびの勧告決議をもって辞職する考えはありません。

また、その根拠についてというお話がありましたけれども、私自身が直接聞いたお声におけるものがありますので、なかなかその根拠というものは見えていないところもあるかもしれませんが、例えば、最初するときにもお話ししましたけれども、例えば医療費の助成拡大をしたことにおいての子育て世代の方々の喜びの声であつたり、また、鉄道駅をバリアフリー化したことにおけるその利便性の向上が図られたというお話、また、英語教育などの導入においての、子供たちが一生懸命やられているその姿に対しての保護者の声であつたりとか、また、トイレの洋式化等においての、その取り組みに対して実際動き始めていることに対する評価などをいただいているというふうには思っておりますので、さまざまなそのような観点、お声、それが根拠と言われれば根拠という枠組みになります。

それと、米沢市のことに伴う市政運営方針に基づいて、私自身にそういう方針等、きちんと話ができないのではないかとのお話もありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたが、米沢市は米沢市としての体系的かつ具体的な構成であるというふうには認識をしているところでございます。私といたしましても、その議会において議員の皆様、市民の皆様に対して説明責任を果たそうと、まずはわかりやすい説明に心がけているところでございます。そして、その構成においては、一部米沢市と重なる部分もあるかと思ひますが、新年度の市政執行及び予算編成の基本的な考え方をまず述べさせていただきます、そして、その後、総合戦略の体系に沿って具体的な政策について説明をし、そして結びに取り組んでいるところでございますので、米沢市と全てイコールではありませんけれども、その中で私自身、市民の皆様を大切にす政策を第一にやっていきたいというそのビジョンや方針も含めてお伝えをさせていただいていると考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 説明員、どなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 濱本議員の再質問にお答えいたします。

まず、除雪に関連しまして3点ほど御質問がありました。

まず1点目、除雪についてどこが改善されたのかという御質問でしたが、これまで市長が就任してから、平成27年度から、がたがた路面の解消とか除雪第2種路線の出動基準の見直し、あと除雪拠点の増設、また28年度からは、第3種路線における除雪路線の除雪作業の強化の試行等を行ってきているところであります。

ただ、これにつきましては、我々としましては、こういったところで改善を図ってきたと思っておりますけれども、毎年、気象状況によりまして雪の降る状況等もありますので、なかなか市民の皆様にとりましては、改善は図ったけれども実際に市民の目線から見るとどうだったのかなというのは確かにあると思っておりますが、これまで27年度、28年度、29年度、この3カ年においても少しずつ改善を図ってきたところでもあります。

（「何でも改善になるしょ、そしたら」と呼ぶ者あり）

次に2点目、新年度予算案でどのような検証を行ってきたかということですが、これまで平成27年度、また28年度におきましても、各地域総合除雪の検証ということで、第2回定例会、27年度の検証におきましては、平成28年6月21日、建設常任委員会の資料として提出して説明させていただいております。また、28年度におきましても、平成29年6月19日の建設常任委員会の中で資料提出して御説明をさせていただいているところでもあります。

次に3点目、新しく設置します雪堆積場の関係ですけれども、これにつきましては、もともと市長から公約に掲げているということで、昨年6月ごろ、新しい市民の雪捨て場について検討できないかということはお話がありました。

それで我々としましては、やはり新しく雪堆積場を検討するに当たりまして、やはりまず適地であるかということが考えられます。例えば、それは広さであったり、あと利便性がどうなのか、そして実際に安全性はどうか、そして管理面、そして安定性はどうか。この安定性というのは、要はシーズンを通してきちんと雪捨て場として利用できるかと、そういったことも踏まえて一応検討しております。その中で、色内ふ頭の雪処理場の使用中止ということになりましたものですから、実際にこれは大体、色内ふ頭につきましては10万立方メートルほど投げていたところでありまして、これが使えなくなったことによって、やはり中央ふ頭のほうの負担がふえたと、そういうこともありますので、今シーズンもそうなのですけれども、やはり中央ふ頭の雪処理場の部分がいっぱいになって、来たものを一回受け入れができなくて、ほかのところに行ってもらったということもありました。

こういったことを考えますと、やはり新たな市民の雪捨て場の確保も必要なのではないかと。要は、色内ふ頭が使えなくなった負担が今、中央ふ頭に来ておりますので、この分の負担軽減を図っていかないといけないと。そういうこともありまして新年度で予算を計上させていただいたところでもあります。

（「何で色内から塩谷なの。改善した根拠教えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、ふるさと納税の関係の再質問に対する答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、ふるさと納税の関係で経費がかかっているということでございます。先ほど、経費の関係につ

きましてはいろいろ内訳を申しましたけれども、その大宗を占めてございますお礼の品の経費、これにつきましてはあくまでも収入に応じて、実際歳入に応じて執行されますので、実際に執行したという事は、それ以上の寄附が入っているというようなことですので、あくまでも余計な経費というふうには考えてございません。

(「何言ってるか全然わかんない」と呼ぶ者あり)

(「説明の意味がわからない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

要するに、あくまでも経費としては支出してございますが、それ以上の歳入が確保された段階で執行されるということで御理解いただきたいかと思います。

それから、ふるさと納税の上限としてのお話がありました。これはあくまでも、私どもの考え方といたしましては、実際にふるさと納税が入ってきた時点では歳出の予算を執行いたしますけれども、これはあくまでも一旦、寄附金につきましては基金に貯めてございます。その基金の実際に予算として取り崩すときの考え方として、前年度2月から1月に寄附された、基金に積み立てられた額を財源として活用するという、そういう考え方の中での上限額というふうな意味でございます。

したがって、あくまでもそこで基金として活用されるということは、逆に言うとそのほかに回せる一般財源がふえるということでございますので、先ほど来、議員から質問がございます経費という考え方に戻りますけれども、あくまでも一旦返礼品等につきましては、一般財源を活用、一般財源で経費として一旦支出いたしますが、それに伴っていただいた寄附金を財源として活用することによって、先に使っていた一般財源が、実際の取り崩しに伴って、特定財源として活用することに伴って一般財源に余裕ができるというふうな考え方でございます。

それから、制度設計の関係で、本市と同様の考え方をして自治体ということでございますけれども、私ども今回、道内主要都市9市に確認してございますが、3市につきましては決算の段階で経費の財源として充てているところがございますが、他の6市につきましてはあくまでも経費は経費、それといただいた寄附金は財源として活用する、いわゆる小樽市と同じような考え方で予算執行しているというふうに理解してございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは、交際費にかかわりまして、市長の会合等への出席が本当に公務なのか、政務ではないのかということで、政務であれば自身で払ったほうがよいのではないかというお尋ねだったかと思えます。

こちらにつきましては、実際に参加しておりますのは、いろいろな総会ですとか懇親会、それから新年会ですとか、あるいは表彰式、それから慰労会等ございまして、そのほかにも交通安全運動ですとか飲酒運転の撲滅、それから若者の育成支援などいろいろなもの、多岐にわたってございます。そういった中で、もちろん今お話ししたようにこういった会合に出席しておりますので、政務ではありませんし、全て公務ということでございます。

それからまた、公務ということですので、今お尋ねのあったことにつきましては、もちろん自身で払うということにはならないということでございます。

そしてまた、今お話ししたような会合への出席につきましては、これは全て市のホームページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただければというふうに思います。

(「呼ばれてないのも行ってるしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長にお聞きをしますけれども、先ほどお答えになったものを、もう少し整理していただかないとよくわからないというのは、濱本議員が指摘されたことをそのとおりだと言っているような答弁でありまして、もう一度答弁していただけますか。3点。

(「結局何でそうなったかわかんない」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 最初の再質問が、こういう厳しい財政状況の中で、経費がかかっているのではないかと、そういったことの認識だったかというふうに思います。あくまでも新年度予算におきましても、4,000万円を超える予算は計上してございますが、これはあくまでも実際に執行されるのは、寄附が入ってきて、それで初めて執行される予算でございますので、これらが執行されるということは、逆に言いますと寄附がどんどん入ってきてるというふうな状況でございますので、逆にその後の財政運営にプラスの要素が働く、そういうふうな考え方でございます。

それと2点目の、ふるさと納税の上限の話でございますけれども、あくまでも各年度において使う、実際に基金経由ですけれども、基金を取り崩して特定財源として使うという考え方といたしますか、それを市長の答弁で述べたものでございます。あくまでも、なるべく寄附者の方々の意向に沿って財源として活用する、その中での各年度に使う財源の総額の部分について、あくまでも前年の2月から1月に寄附されたものについて財源として活用させていただく、そういった意味での上限だったということで御理解いただきたいかと思えます。

それと、もう1点の、各市の、ほかの自治体の状況ということについては、先ほど申したとおり、道内の主要都市の状況については、3市ほどは決算の段階で寄附金、返礼品等の経費に財源としては充てているようでございますが、そのほかのところについては、あくまでも寄附金は寄附金としての目的に沿った特定財源として充てています。それと経費は経費で一般財源でという、そういう小樽市と同様の考え方で進めているというふうに理解してございます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

○15番（濱本 進議員） 再々質問をしますが、答弁の品質が余りよくないのではないかなというふうに、感想ですけれども、今のふるさと納税の話にしてもそうですが、少し品質が劣化しているのではないかと思います。

順番どおり行きたいのですが、今の答弁から印象に残った順に質問します。

まず、ふるさと納税の件ですが、本答弁で、道内の主要都市においても本市と同様の考え方で実施している都市が多いからとかとたしか言ったと思いますよ。自分の正当性を立証するためにこういう言い方をしたのでしょうかけれども、再質問の答弁のときには、主要都市の中の3都市は経費として計上している都市がありますと言っているのではないですか。そういうものがあるにもかかわらず、正直に言えばいいのではないですか。そういう都市もあるけれども、小樽市はそういう考え方はとっていませんと言えいいではないですか。これだったら答弁が、最初の本答弁もそうですけれども、答弁が少しずつさんだというふうに思わざるを得ません。道内主要都市の3都市といたら、1都市だというならまだわかりますよ。複数の3都市がやっているのですよ。そこのやり方を引用したっていいではないですか。なぜ引用しなかったのですか。そのやり方をどうして小樽市に導入しなかったのか、導入しなかった判断の根拠、まず判断の根拠をお答えください。

それから、もう一つ。やはり本答弁の中で、寄附金総額を使える上限としていますというのは、これは非常に乱暴な言い方ではないでしょうか。例えば10億円入りました。5億円返戻品、その他のコストがかかっています。5億円のお金しか使えないのですよ、実際問題としては。にもかかわらず、そのときの市長は、10億円のお金を、ぼんと使えるのですか。そんなことってあり得ますか。いま一度、このいただいた寄附金総額を使えるということでもいいのかどうなのか。使うのだということなのか。そのあたりについて答弁をください。

それから、除排雪も、伍助沢の雪堆積場の話ですが、建設部長は、昨年6月に市長から言われたという答弁を先ほどされましたよね。昨年の6月は、色内ふ頭が使えないことはわかっていなかったはずですよ。違いますか。色内ふ頭が使えないのがわかったのは昨年の8月過ぎでしょう。6月の段階では、簡単に言えば市長の思いつきで始まった話だということではないですか。実際の雪堆積場のキャパがどうなっているのか、吸収できるのか、できないのか。昨年の色内ふ頭が使えなくなった段階で、この塩谷の伍助沢の話が出てくるのはわかりますけれども、そのときには何も無いではないですか。

(「またうそついたの」と呼ぶ者あり)

場所を特定しないまでも、新規の雪堆積場を必要としている、必要とするのだという認識がありますというお話が議会の中で出ていればそれはわかりますよ。ないではないですか、そんなもの。色内ふ頭が使えなくなったことは、もう8月、9月の段階で事実ですよ。雪投げ場として使えないのですよ。にもかかわらず、だから今年度、29年度は新規の場所が必要なのだという話はなかったではないですか。今になって何で出てくるのですか。市長の公約であろうとも、思いつきみたいな話が庁内で議論されて、それが通るようでは困るのではないですか。いかがでしょうか。

それから、やはり市長そのものに、私は少しずれているところがあるのではないかと思います。最初の質問で、その本答弁の中で、市長はたしかこういうふうに言ったはずですよ。「職員と議論を重ね、リーダーシップを発揮しながら」と。市長、市政を運営するときに職員と議論することも大事ですけども、議会と議論することがもっと大事なのではないですか。そういう認識がないから今のような状況を招いているのではないですか。改めて市長の見解を伺わせてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 濱本議員の再々質問にお答えいたします。

塩谷4丁目の新しい雪捨て場の関係ですけれども、これにつきましては、市長からお話があったのは、もともと公約の中で確かに新しい雪捨て場ということを掲げていて、市長は以前から、やはり海に雪を捨てるということが、だんだん結構量がふえてきているということもありましたので、どうだろうかという部分で投げかけていて、今回この土地が、検討する土地が出てきたので、まずそれについてどうなのだろうかという形のほうで、先ほど御説明させていただきましたけれども、雪捨て場としてどうなのだろうかという部分で検討してほしいと、具体的な部分ではなくて、雪捨て場として実際に使えるのかどうかを検討していただきたいというお話がありました。

その後、8月に、その色内ふ頭の使用ができなくなったということもありましたので、それにあわせて平成30年度から使えないかという形を具体的に検討を始めたというところであります。

(「何で海だめで、山はいいのさ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） ふるさと納税の関係の再々質問にお答えいたします。

まず、道内の主要都市で3都市あるのにどうしてそちらの考え方を使わなかったのかということですが、あくまでも私どもは、寄附していただいた方に、その寄附に沿ってきちんと使っていますよというふうな形を最終的にお示しする機会もございますので、あくまでも寄附は寄附としてこのように使っていますよというふうな形で予算をつくってございます。

（「そんなの当たり前でしょ。詐欺でしょ」と呼ぶ者あり）

先ほども申しましたとおり、各自治体によっては、かかった経費を、要するに歳入予算として計上の仕方も各自治体によって違うという面もございますので、あくまでも私どものやり方というのは、まずはかかった経費といえますか、その寄附をいただいて、それに返礼品等に係る経費については、まずは一般財源として実際に歳出を一般財源を活用して執行いたします。それに基づいて寄附いただいたものについては、翌年度以降に特定財源として活用させていただきますが、当然そこで使っている特定財源として使うことによって浮く一般財源というのがございますので、そちらをまた既存のそのほかの事業に充てていくという、言ってみれば2カ年以上かけて使っているもの、入ってきたもの、それと使っているもの、というものが明確になっていくというふうな形をとらせていただいております。

（「そういう話してるんじゃないしょ」と呼ぶ者あり）

それから、上限の考え方でございますけれども、これは先ほど、最初の市長の答弁の中で充当についての考え方につきましては、予算編成の中でまずは決定してございますよと、ただ、その中で最終的に使う額については、前年の2月1日から1月31日までの1年間にいただいたものが上限ですよという考え方を示したものでございます。

ですから、例えば先ほど10億円入ったら、では10億円全部使うのかと言ってございますが、まだ私どももまだ1億円ほどの寄附、1億円を切るような寄附でございますので、今回はある程度使える、使わせていただきましたが、当然どんどんふえていけば、それはそれで将来のそういった寄附者の意向に沿った使い方をできるように基金に一回、基金に置いたまま、そのさらに後年度に取り崩すことで活用させていただく、そういう考え方でございます。

（「ちゃんと答えないとだめですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再々質問にお答えをいたします。

私が初めに答弁した中において議会という言葉がなかったことに対する御指摘だったかと思っておりますけれども、先ほど答弁の中でお話しさせていただいた内容におきましては、基本的に全て、予算であったり、制度の変更等を含めて議員の皆様にお示しをし、そしてその上に基づいてこれを執行しているという大前提があるというふうに思っておりますので、それについてはそれを踏まえた上での取り組みでありましたことから、そのように具体的に議会という名前は入っておりませんでしたけれども、その観点において答弁をさせていただいたところでございます。

（「全然説明は受けてないって」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 濱本議員、よろしいですか。

（「よろしくないよ」と呼ぶ者あり）

（「これ以上聞いても仕方ありません。やめます」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

憲法第9条改定についてです。

安倍首相は憲法第9条を改定し、第9条の第3項に自衛隊の存在を追記する考えです。政府はこれまで、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力組織であって、憲法第9条第2項で禁止されている戦力には当たらないと主張してきました。この立場から自衛隊のできないこととして、海外への自衛隊派兵、集团的自衛権の行使、武力行使を目的とした国連軍への参加の三つの活動を挙げてきました。

しかし、安倍政権は2015年、国民の大反対を押し切って安保法制を強行可決し、集团的自衛権を法律化しました。第9条第3項に自衛隊の存在を明記すれば、後からつくった法律は前の法律に優先するという世界の一般原則からして第9条第2項が空文化してしまいます。どの世論調査でも、憲法第9条改悪改憲反対が過半数を超え、賛成を大きく上回っています。世界の人々から憲法第9条は世界の宝と評価され、日本の信頼を得ている憲法第9条改憲に賛成か反対か、市長の思いをお聞かせください。

小樽市非核港湾条例制定についてです。

2017年7月、国連会議で国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。これを受け、2017年8月、市長も名を連ねている平和市長会議の総会で核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を採択しました。

小樽港の非核化は、核兵器のない世界に踏み出す重要な取り組みになると考えます。小樽市港湾施設管理使用条例第3条で港湾施設使用の可否は市長の判断によります。ですから、神戸市のように核兵器を積んでいないという証明書を提出させることで核兵器搭載可能艦の入港を断ることができます。市長は小樽市非核港湾条例を制定するお考えはありますか。

副市長の選任についてです。

今定例会、当初予算に特別職給与2名分3,145万2,000円が計上されています。市長の任期もあと13カ月ですが、副市長が選任される見込みはあるのですか。

次に、市営室内水泳プールについてです。

第4回定例会で我が党の代表質問に答え、花園グラウンドに体育館と併設で建設という方向を示しました。小樽公園に駐車場やプール建設は市長公約です。であるなら、なぜもっと早く場所の提示ができなかったのですか。

また、中心部での建設は12カ所は考えたということですが、なぜ小樽駅周辺などの中心部を諦めたのですか。

当初予算で体育館との複合施設の施設規模や機能についての複合施設の基本方針を策定する予算案32万4,000円が示されています。基本計画、基本設計、実施設計はいつ示されるのですか。

現在、市役所内部でPFI研修会を行っているようですが、前定例会代表質問でもPFIの問題点を

明らかにしました。プールと体育館の複合施設建設はあくまでPFI・PPP方式にこだわるのですか。

また、花園グラウンドでの建設が確定した場合は中央バスの協力が必要です。ことしの2月2日、3日のように、山手中通線が雪のため運休するようではプール利用にも支障を来します。市長はアクセスの確保に中央バスの協力を得られるとお考えですか。

市長は利用者の皆様の声を聞いて進めたいと述べておりました。それならば、市営室内水泳プールの存続を求める会も入れた（仮称）プール建設検討市民会議を立ち上げ、市民の意見を反映させてはいかがですか。

健康長寿のまちについてです。

市長はことしの仕事始めの式、新年交礼会での挨拶で、小樽を全国有数の健康長寿のまちにしたいと述べています。小樽市の悪性新生物、心疾患、女性の脳卒中、男性の糖尿病での死亡率は全国・全道より高く、がん検診は国のがん対策基本計画の目標受診率50%に対し20%から30%台、特定健診の受診率も16%と、目標の60%を大きく下回っています。今の状況では、全国有数の健康長寿のまちにはほど遠く、それを実行するからには、保健所体制の強化、各部との連携強化など目に見える取り組みをしなければ絵に描いた餅になります。本気で推進するお気持ちがあるのか、お聞きします。

除排雪についてです。

2月の連続した降雪と気温の低さで一度排雪を行った市道もまた高い雪山になっています。今定例会、2017年度補正予算に除排雪の補正予算は盛り込まれませんでした。2月14日現在、11月11日から2月6日までの2016年度との比較では累計降雪量で458センチメートルで73センチメートル、積雪深は114センチメートルで26センチメートル上回っています。にもかかわらず、除雪費の執行率は2016年度71%に対し65%です。何をどう抑制しているのですか。排雪の声は前年度比81%ということですが、タクシードライバーや市民は、交差点の高い雪山で見えなくて事故を起こした、雪山を何とかしてもらいたい、もう一回排雪してもらいたいと言っています。このような声は届いていないのですか。残りの予算を充て、不足するならこれからでも補正予算を組み、市民の願いに応えるべきです。それとも2016年度のように、不足分を建設部の不用額3,000万円を流用して充当するおつもりですか。見解を求めます。

排雪の基準も定かでなく、ステーションが排雪の提案をしても上の許可がおりない、急に排雪を言われてもダンプを用意できない、市民の側も業者は判断できないから、とにかく何でも市に言わないと、市の権限が強いことが行き渡っています。

除雪対策本部会議は毎週木曜日に開かれています、対応が遅くなっています。毎日打ち合わせを行ってでも個別の路線の対応を決定すべきではありませんか。そして現場の判断を尊重すべきではありませんか。除雪対策本部会議に市長が出席しています。なぜ出席する必要があるのですか。組織を乱し、職員のやる気を奪うものではありませんか。見解を求めます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

ふれあいパスについてです。

ふれあいパス事業費は1億9,700万円、過疎対策債ソフト2億2,000万円の大半が充てられています。市民はふれあいパスに市民負担増がないこと、現在のパスは来年3月31日まで延長して使えることに喜んでいますが、市長は今後も中央バスに一部負担をお願いする話し合いは考えていないのですか。

以上、1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、憲法第9条の改正につきましては、日本国憲法の前文及び第9条に示される恒久平和主義は憲法の基本原理の一つであり、戦後の我が国が世界に誇るべき崇高な理念であるものと認識をしております。9条を含めた憲法の改正は、改正することの是非も含めてどうあるべきか国民全体でしっかり考え、議論することが重要であるものと認識をしております、国政の場において国民全体の意思がしっかり反映されるよう時間をかけて慎重かつ十分に検討、審議していただきたいと考えております。

次に、小樽市非核港湾条例制定につきましては、神戸市における非核証明書の要求は神戸市会の決議によるもので、法令や条例等に基づく法的根拠のないものであります。また、非核証明書を外国側に求めることは外交問題であり、国の専管事項であります。したがって、本市といたしましては、今後核兵器搭載の有無を外務省と領事館の双方に確認し、判断をしてみたいと考えております。

次に、副市長の選任につきましては、現時点で選任の見通しは立っておりませんが、できるだけ早く選任できるよう努力をしてみたいと考えております。

次に、市営室内水泳プールについてですが、まず、早期に建設場所の提示ができなかった理由につきましては、小樽公園は総合体育館や桜ヶ丘球場などスポーツ施設が集積をしており、プール建設の適地であると考え、私の公約に掲げておりましたが、新・市民プール整備検討会議において、その場所に限定せず、より適地がないか探ってきたことや、プール単独か複合かの施設形態なども勘案し、比較検討しながら進めてきており、複数の建設候補地から絞り込みを行う時間が必要だったためであります。

次に、小樽駅周辺等の中心部での建設を諦めた理由につきましては、当該地域には建設に必要な広さの敷地が少ないことや、民有地はその購入費用が多額となること、さらには、市有地においても土地利用上の制限などの課題があります。一方で、小樽公園は駅や商業地区からそれほど遠く離れているわけでもなく、他の建設候補地と比較検討を進めた中で、現時点ではよりよい選択肢であると考えたものであります。

次に、基本計画、基本設計、実施設計の実施時期につきましては、さきの定例会において現時点の方向性として、まずは施設形態と建設場所をお示したところであり、この方向性をベースとして、新年度に、施設の規模や必要な機能、財源や整備手法など建設の具体化に向けた諸課題の整理をしたいと考えており、その整理のめどがつかう段階で基本設計等の具体的なスケジュールが定まってくるものと考えておりますので、基本方針が固まり次第、お示しをできるものと考えております。

次に、プールと体育館の複合施設建設に当たってのPFI・PPP方式の活用につきましては、さきの定例会でもお答えしましたとおり、将来的な公費負担の抑制やサービスレベルの改善などの導入効果が期待できる手法の一つとして、国の方針や本市の公共施設等総合管理計画においてもその活用を検討し、建設費や管理費用の縮減に努めることとしていることから、活用の可否については検討する必要があるものと考えております。

（「いつまで検討するんですか」と呼ぶ者あり）

次に、花園グラウンドでの建設が確定した場合のアクセスの確保に中央バスからの協力を得られるかにつきましては、新しい施設への公共交通利用者の需要増がどの程度あるか、現時点では見込めませんが、現状において法定協議会が設置されておりますので、その中でアクセスのあり方について議論がなされることになり、その中で御協力していただければと考えております。

次に、関係団体や市民の方々からの意見の反映につきましては、私としましては、関係団体や利用者を含めた市民の方々からの御意見等を頂戴し、反映させるための機会を確保することは大切であると認識をしているところであり、その方法につきましては、より広く意見聴取をしてみたいと考えておりますので、現時点においては検討会議を設置する形ではなく、関係団体や市民の方々からの御意見等をお聞きする場を設けてみたいと考えております。

次に、本市を健康長寿のまちにしたいことにつきましては、今後も高齢化が進行すると見込まれている中で、市民の皆様が末永く健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識をしております。このため、今年度、本市の健康づくりの指針となる小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」を改定し、市民の健康寿命の延伸を基本目標に掲げるとともに、健康課題の解決に向け、がん予防や受動喫煙防止の推進、栄養バランスに配慮した食生活の実践など五つの重点施策を新設し、さらなる健康施策に取り組むことといたしました。

本市の健康課題の主要なものの一つのがん対策がありますが、新年度予算には胃がん検診への内視鏡検査の導入や子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染の自己検査受診事業など新規事業を計上しており、がん検診の充実を図りたいと考えております。

また、小樽市国民健康保険データヘルズ計画に基づく特定健康診査の受診率向上への取り組みや小樽市介護保険事業計画に基づく介護予防事業の充実なども同時に進めていく必要があることから、関係部局の連携強化を図りながら、新年度就任予定の保健所長とともに健康づくりに向けた取り組みを着実に推進し、健康長寿のまちを目指してまいります。

次に、除排雪についてですが、まず、除雪費の執行率につきましては、今年度と昨年度では降雪量や気温などの気象状況やもとの予算額が異なるため、執行率をもって単純に比較することは有効ではないと考えております。また、御質問の中にある執行率は年度途中のものであるため、この比較をもって除雪費を抑制しているとは考えておりません。

(「何それ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、市民の皆様から寄せられる声につきましては、除雪対策本部で受けており、私自身も市民の皆様から直接伺うこともあります。道路状況が危険な状態にならないよう、除雪対策本部職員や地域総合除雪業者がパトロールなどで現地を確認し、必要な除排雪作業を行ってみたいと考えております。

次に、除雪費の補正予算につきましては、本年度は当初予算と第3回定例会で計上した補正予算を合わせた予算で、現在、除排雪作業を行っているところであり、現時点では補正予算を計上することは考えておりませんが、今後の気象状況などによっては何らかの予算措置も必要と考えております。

(発言する者あり)

次に、排雪協議につきましては、今年度はおよそ週1回の割合で除雪対策本部の会議を開催し、市側の意思決定を行っておりますが、除雪対策本部職員等のパトロールやバス事業者との情報交換などにおいて、降雪等によりバスの運行に支障を来すおそれがあるときなどは緊急に会議を開催し、意思決定を行っております。なお、市と地域総合除雪業者の協議では、効率的な排雪作業を実施するために、両者の考えを調整することもあります。協議結果はあくまでも両者が合意したものであり、市が一方向的に指示等は行っておりません。

次に、除雪対策本部につきましては、今年度は建設部長が本部長を務め、各本部員がそれぞれの上司の指揮監督のもとで業務を遂行しております。私としては、きめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、私が適切と思う除排雪状況について本部員と共通理解を図る必要

があると考え、会議に出席することはありますが、そのことをもって組織を乱し職員のやる気を奪うとの御指摘には当たらないものと考えております。

次に、バス事業者とふれあいバス事業費の負担割合について話し合いをすることにつきましては、バス事業者とは、これまでも数年にわたり事業者負担分の協議を行っており、本事業に協力することが極めて難しいという強い申し入れがあり、事業者負担なしとすることで合意したところであります。この経過から、事業者負担の協力を求めることは難しいものと考えております。

（「交渉に負けたんだ」と呼ぶ者あり）

（「仕事したこともないんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 次に、財政問題について伺います。

市税収入についてです。

一般会計の市税収入は、2017年度と比較して、個人市民税は5,000万円、法人市民税は1億2,000万円の増としています。増加する要因を説明してください。固定資産税・都市計画税は土地の評価がえにより合計8,000万円の収入減を見込んでいますが、今後OBCの新会社の固定資産税等が計上されることで収入増になります。いつ計上されるのですか。収入率の2017年度との比較では、個人市民税の均等割は99.0%、所得割は98.8%、ともに0.2%引き上げ、固定資産税は93.7%から94.4%に引き上げます。個人市民税、固定資産税とも、厳しい徴収を行い、収入率を上げるのですか。

財源確保についてです。

20億1,000万円の財源不足の手当ては、過疎対策債ソフト2億2,000万円と、財政調整基金を17億9,000万円取り崩して充当するとしています。多額の財政調整基金の取り崩しにより、今後の財政運営がますます苦しくなりますが、毎年約20億円の不用額等で財政調整基金は取り崩し額を減らせると見込んでいるのではないですか。今後の財源確保の見通しと財政調整基金の見込みについて説明してください。

除雪費についてです。

除排雪予算は14億2,770万6,000円、2017年第3回定例会補正後との比較で2,600万円低い予算です。2,600万円低く設定した理由と内訳を説明してください。例年の気象条件、降雪量などの条件が変わった場合は、補正予算を組むことを前提にした予算と捉えますが、いかがですか。

病児・病後児保育についてです。

我が党は病児・病後児保育の実施を要求してきましたので、実施されることは歓迎したいと考えます。2015年度から2019年度の小樽市子ども・子育て支援事業計画の中で、需要量の見込みは年間延べ利用人数で300人となっていますが、見込み人数が少ないのではないのでしょうか。施設が開設された場合、1日当たりの受け入れ人数と、受け入れ対象地域、開設時期、料金など実施内容をお知らせください。今後、市として、病児・病後児保育に、より多くの子供たちを受け入れられるよう、事業者の施設整備に対して、市から独自助成されるよう求めます。いかがですか。

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案についてです。

国家公務員に準じて職員の退職手当支給を引き下げる提案ですが、係長職以下と管理職の職員でどれだけ下がるのか、それぞれ1人当たりの平均差額と総額をお示しください。国は、官民均衡を図るため

としていますが、国の政策で非正規雇用をふやし、実質賃金が落ちる中、低いほうに合わせるのが問題ではありませんか。職員組合と妥結したと伺いましたが、市職員は市財政が厳しいとき、国家公務員の給与が下がる中、給与の独自削減に協力してきました。それなのに、国に合わせて削減するのは余りにひどい仕打ちではありませんか。条例案は撤回すべきです。見解を伺います。

石狩湾新港管理組合負担金についてです。

我が党が過大投資だと指摘している北防波堤延伸400メートルの工事等に西ふ頭の静穏度を高めるという理由で133億円かける計画です。しかし、西ふ頭の荷役作業には支障がなく、2016年度では木材チップ貨物が99.8%で、埠頭利用のほとんどが王子エフテックス株式会社1社です。1企業のために多大な税金を投入し、小樽市も負担することに對し、小樽市はどのような見解ですか。

また、管理組合は、新たなガントリークレーン設置が必要として、2018年度予算に基礎工事分4億円を計上しています。現在稼働しているガントリークレーンは、累計収支約11億5,000万円の赤字です。管理組合は、港湾計画で推計したコンテナ貨物量からさらに貨物が伸びて、2024年度には黒字になると言いますが、我が党の小貫議員の質問で、港湾計画の貨物量推計値は、小樽港と苫小牧港からの貨物の移動が含まれていることが明らかになりました。ガントリークレーン2基体制で黒字にするには、さらに小樽港のコンテナ貨物を奪うことになり、奪わなければ赤字になり、小樽市の負担がさらにふえます。どちらに転んでも小樽が犠牲になります。市長はこれによいとお考えですか。見解を伺います。

OBCについてです。

株式会社小樽ベイシティ開発、OBCは、昨年12月に民事再生法適用を申し立てし、再生手続の開始が決定されました。これに先立ち、イオン北海道株式会社がOBCに対して有する約188億円の債権はルネッサンスセブン投資事業有限責任組合に譲渡されています。再生手法としては、ルネッサンスセブンが全額出資する新会社に対してOBCの全事業を吸収分割を実行するとしていますが、イオン北海道からルネッサンスセブンに譲渡された金融債権の大部分はOBCに残し、債権放棄を受け滞納、固定資産税についてはOBCにそのまま残ると聞いています。固定資産税は、本税だけでも46億円。滞納金を入れると約90億円と予想される滞納額に對し、市長は、第4回定例会での我が党の質問に、安易に徴収を諦めたり、正当な理由なく軽減や免除を行わないと答弁していますが、正当な理由とはどのようなことですか。OBCは、新会社に吸収分割されるため、事業収益のない中で、税を支払う能力があるのですか。

2項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、市税収入についてですが、まず、個人市民税と法人市民税が増加する要因につきましては、個人市民税においては、平成28年度決算及び29年度決算見込みを参考とし、個人所得の伸びに伴う課税標準額の増と収入率の向上により、前年度当初予算と比較して約5,000万円の増加となっております。

また、法人市民税につきましては、個々の企業の業務実績を予測することは難しく、経済動向などを勘案して、国が作成した地方財政計画で示された数値を参考としております。市外に本社がある法人の業績が好調だった場合、連動して市内支店分の法人住民税も伸びることもありますが、道内外の経済状

況は回復傾向が続いていることから、平成29年度決算見込み額に地方財政計画の伸び率等を勘案して算定した結果、約1億2,000万円の増加となりました。

次に、固定資産税の増収分の計上時期につきましては、固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日時点で登記簿等に登記登録されている所有者に課税されますことから、移転登記がなされていない現時点において、時期をお示しすることはできません。

次に、個人市民税と固定資産税の収入率を増で見込んだことにつきましては、当初予算編成における市税の収入率は、過去の実績などを勘案して推計しておりますが、個人市民税及び固定資産税については収入率が増加傾向にあるため、前年度当初予算よりも高い収入率で予算計上したものであり、徴収を強化することを前提に計上したものではありません。

次に、今後の財源確保の見通しと財政調整基金の見込みにつきましては、新年度予算編成における財源不足は、過疎対策債のソフト分と財政調整基金の取り崩しによる財源対策により収支均衡予算としたところでありますが、今後の財源対策も、当面は財政調整基金が基本となると考えております。

また、今後の見通しや残高見込みにつきましては、予算を執行している段階であり、具体的にお示しすることはできませんが、今後とも引き続き、歳入の確保や、効率的な予算執行に努め、収支の改善を図りながら、少しでも多くの基金残高が確保されるよう努めてまいります。

次に、除雪費についてですが、平成29年第3回定例会補正後との比較につきましては、主な増減金額と内訳としては、地域総合除雪などの委託料で、除雪作業料や雪堆積場の受け入れ数量の精査などにより約1,500万円の減、需用費や砂の単価減やロードヒーティングの電気料金の単価減などにより約1,200万円の減、使用料及び賃借料で、車両借り上げや貸出ダンプなどの精査により約500万円の減、工事請負費で塩谷4丁目雪堆積場開設に係る工事などにより約600万円の増となっております。

また、除雪費は、今年度と同様に過去の実績などをもとに計上しておりますので、補正予算を前提にしたものではありません。

次に、病児・病後児保育についてですが、まず、小樽市子ども・子育て支援事業計画の中で、病児・病後児保育事業の需要量の見込みが過少なのではないかとのお意見につきましては、同計画における需要量の見込み人数は、計画策定時に実施した就学前児童のいる世帯へのニーズ調査結果に基づき定めたものであり、年間の延べ利用人数の見込みとして過少であるとは考えておりません。

次に、病児・病後児保育施設が開設された場合の実施内容の詳細につきましては、現在、施設の設置を計画している事業者と、1日当たりの受け入れ人数、受け入れ対象地域、料金などについて協議を進めているところであり、現時点では、具体的な実施内容などをお示しすることはできませんが、開設時期につきましては、早ければ平成31年度中に実施できるように準備を進めているところであります。

次に、病児・病後児保育事業者の施設整備に対する本市の独自助成につきましては、市独自に助成する予定はありませんが、事業者の施設整備に当たっては、国の子ども・子育て支援整備交付金の制度に基づき、市から補助金を支出する予定であります。

次に、小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案についてですが、まず、退職手当の引き下げの影響額につきましては、平成30年度の一般会計予算ベースで申し上げますと、1人当たりの平均差額は、部長職で約79万7,000円、次長職で約75万7,000円、課長職で約73万円、係長職以下で約67万9,000円となり、差額の総額は約2,128万8,000円となります。

次に、条例案の撤回につきましては、このたびの退職手当の引き下げは、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえて実施された国家公務員の退職手当の引き下げに準じて行うものであり、北海道を通じて国から国家公務員の退職手当の改正に準じて適切な措置を講ずること

を求められているものでありますので、条例案を撤回する考えはありません。

次に、石狩湾新港管理組合負担金についてですが、まず、北防波堤の延伸につきましては、北防波堤は、港内における静穏度を高め、船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保するために重要な施設であるとともに、西ふ頭の岸壁は不特定の船舶に利用されており、公共性を有しておりますので、これに伴う支出は適正なものと考えております。

次に、新たなガントリークレーンの設置につきましては、石狩湾新港のコンテナ貨物は近年増加傾向であるとともに、将来における外貿コンテナ航路の増加による、2隻同時荷役への対応や、現行クレーンの故障や、事故による長期の荷役停止の影響があることなどを勘案し、必要な事業であると考えております。

また、小樽港と石狩湾新港の両港においては、今後も連携を基軸として取り組みを進めていく方針であります。新港は近年、港湾施設使用料の増や交際費の減により母体負担金が年々減少をしており、新たなクレーン導入後においても負担金の減少が見込まれていますので、過剰な投資であるとは考えておりません。

次にOBCについてですが、まず、第4回定例会において私が答弁した正当な理由なく軽減や免除を行わないの「正当な理由」とはどのようなことかにつきましては、税法上の守秘義務により、個別の案件について具体的に答えることはできないため、第4回定例会においても、一般論として滞納案件については安易に徴収を諦めたり、正当な理由なく軽減や免除を行うことは、税の公平性・公正性確保の観点からも許されないことと答弁をしたものであります。ここで言う軽減や免除というのは、具体的には税の減免を指すものであります。固定資産税が減免となる正当な理由といたしましては、火災・震災等により、不動産が滅失または著しく価値が下がった場合、生活保護を受給した場合など、かなり限定的なものとなっております。

次に、OBCに税を支払う能力があるのかにつきましては、現在OBCは民事再生手続中であり、民事再生計画もまだ示されていないことから、現時点で支払い能力について判断することはできませんが、OBCの記者会見においても、新たなスポンサーのもとで、これまでの課題についても、でき得る限りの責任を果たしていくとお話もありましたので、これらも踏まえながら、市としても最大限の徴収努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 次に、総務常任委員会所管の議案に関連して伺います。

議案第21号、マイナンバー制度に関連してです。

新たに法定事務以外の市独自利用事務について定めるものとしていますが、これまでは横出しはしないという説明でした。マイナンバーがなくても、これまでのように手続できるではありませんか。なぜ独自利用事務を定めるのですか。事業所の給与所得に係る特別徴収税額通知に対し、総務省は、2018年度以後、マイナンバー記載の一部を見直し、当分の間、記載しないことを決めました。小樽市は、事業所へ簡易書留で送付していましたが、追加費用、誤送の有無をお知らせください。2017年第2回定例会で、我が党の酒井隆裕議員が、事業所から一方的に従業員のマイナンバーを送りつけ、個人番号の管理をせよと迫られても困るとの声を紹介し、国は、マイナンバーの記載がなくても書類の提出に支障がないことを示していること、番号記載で小樽市の業務が増大し、情報漏えいの危険性もふえるなどの理

由から、2018年度からマイナンバー印字はやめるべきと主張しました。事態は我が党の主張したとおりに進みました。小樽市は印字をやめることを確認しますが、いかがですか。

議案第23号小樽市債権管理条例案に関連してです。

債権管理条例案概要に対するパブリックコメントで寄せられた意見は、滞納処分、強制執行、猶予に当たり、納入資力の有無はどのような基準で判断するのか、期限内に納めた人との公平性を保つためと言うが、生活が苦しくて払いたくても払えない人もいるのではないかと。条例案には臨戸の姿勢が見られない。臨戸を徹底し、市民の生活実態に沿いながら、市民の理解と認識を高め、納入の約束をつくる努力こそが市民から信頼される行政運営となり、市民本位の地方自治の姿勢ではないかなど、賛成の意見は一つもありません。寄せられた意見に対する市長の見解をお聞きます。

今後の債権管理は、納税課で組織している徴収一元化担当が行い、また厳しい取り立て、差し押さえがされるのですか。2017年度から、徴収一元化担当が各担当部署から債権の一部の移管を受けて徴収を行っています。徴収一元化担当に移管された項目と金額、移管の経緯について、所管課ごとに示してください。国民健康保険料など社会保障は、その目的に沿って執行しなければなりません。徴収一元化担当は、国民健康保険料滞納者に対して、2008年の厚生労働省通知、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点などに基づいて徴収を行っているのですか。国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者保険料徴収は、保険収納課の職員が対応しており、保育料徴収にも複数の担当者がいます。用地管理課など専門に徴収に当たれないところもありますが、滞納に対するガイドラインをつくり、職員研修を行えばよく、しばしば市民につらく当たっている徴収一元化制度は廃止すべきです。見解を求めます。

3項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、総務常任委員会の所管の議案に関連して御質問がありました。

初めに、議案第21号、マイナンバー制度に関連してですが、まず、独自利用事務を定めることにつきましては、御指摘のとおり、マイナンバーがなくても手続を行うことはできますが、マイナンバーを利用することにより、法定事務と同様に、手続の際に必要な添付書類を省略することができ、市民の皆様への負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図ることが可能となるものでございます。

次に、特別徴収税額通知に係る送付の追加費用と誤送の有無につきましては、簡易書留等を利用したことによる追加費用は、およそ270万円となる見込みです。また、特別徴収税額通知を誤って別の事業所に配送したり、個人を取り違えて事業所に通知したような、いわゆる誤送につきましては、本市では生じておりません。

次に、新年度からの特別徴収税額通知へのマイナンバー印字につきましては、地方税法施行規則の改正により、平成30年度分以後の個人住民税について、書面で特別徴収税額通知を送付する場合、当分の間、マイナンバーの記載を行わないこととするとされましたので、本市においても法令に従い、マイナンバーの印字は行わないものであります。

次に、議案第23号小樽市債権管理条例案についてですが、まず、パブリックコメントに寄せられた意見に対する見解につきましては、確かに反対の意見も多数ありましたが、今回、パブリックコメントの意見公表の中で掲載はしておりませんが、債権管理について、より透明性が増すことが期待でき、大変

好感を持ったとの意見もいただいております。また反対されている方の意見については、個々の事情を無視して一方的に取り立てられるのではないかなど、債権管理条例の趣旨を誤解している方も多いうるに感じたところであります。これらにつきましては、意見公表の中で、法令にのっとり分納を認めたりすることも否定しており、個々の状況は無視して一方的に取り立てる趣旨の条例ではないなど、市の考え方を説明しておりますが、条例が可決された際には、今回出された意見も参考にしながら、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、今後も債権管理は徴収一元化担当が行うのかにつきましては、徴収一元化担当は、市税徴収のノウハウを生かし、効果的、効率的に、税外債権の回収を行うため、昨年4月に納税課内に立ち上げたものであり、各債権所管課より一部の債権の移管を受け、債権の回収に努めているところであります。これまでの取り組みにより、一定程度の成果も上がっていることから、来年度以降も引き続き、徴収一元化担当にて、一部の債権移管を受け、債権回収を行います。研修等の実施を通じて、各債権所管課においても債権管理を適切に行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、徴収一元化担当に移管された項目と、金額、経緯につきましては、まず、移管された債権の内訳といたしましては、平成29年9月5日の移管当初時点で、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料が3,730万3,057円、保育料が470万7,650円、平成26年度以降の不正受給に係る生活保護費返還金が388万8,567円、河川使用料が291万1,382円、道路占用料が51万3,776円、合計で、4,932万4,432円となっております。

また、移管の経緯につきましては、案件ごとにそれぞれ経緯が異なることから一概には言えませんが、徴収専門職員がいる部署については、電話催告や臨戸訪問、文書催告等を何度も繰り返し、その上で納付がない者、徴収専門職員がいない部署については、徴収にかかる時間が十分確保できないことから、年数回の催告等で、納付がない者などを中心に移管をしております。

次に、徴収一元化担当の国民健康保険料滞納者に対する徴収は国の通知に基づいているのかにつきましては、通知の主な内容は、資格証明書や短期被保険者証の交付に際して、機械的、一律に運用することなく、特別な事情の有無などを適切に把握し、判断した上で交付をするよう求めているものであります。本市においては、資格証明書や短期被保険者証の交付業務は保険収納課が担当しておりますので、徴収一元化担当に移管している場合であっても、資格証明書等について相談があった場合には、保険収納課に引き継いだ上で、通知に沿った対応をしているところであります。

次に、徴収一元化制度の廃止についての見解につきましては、徴収専門職員がいる部署につきましては、ガイドラインの作成や研修などを通じて、市税徴収のノウハウ等を取り入れていくことも将来的には可能とは思いますが、専門性の高い業務であり、一朝一夕に習得できるものではないため、当面は、研修と並行して、徴収一元化担当による対応が必要と考えております。

また、徴収専門職員がいない部署については、徴収に割く時間をなかなか確保できないことや、たとえ研修等でノウハウを身につけたとしても、人事異動等により、すぐにノウハウが失われてしまうという課題があることから、当面は、徴収一元化担当でその業務を受けるほうが効率的・効果的であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 国民健康保険、介護保険制度の議案に関連して伺います。

議案第27号、国民健康保険に関連してです。

国民健康保険の都道府県化による各自治体の納付金が確定し、小樽市は約30億274万円で、昨年11月の算定より約6,700万円少なくなりました。この理由と効果について御説明ください。

北海道の標準保険料による算定では、応能負担割合・応益負担割合が37対63となる検証結果が出ています。小樽市は54対46に設定しています。この理由を説明してください。

保険料の総額は13.2%の減と見込んでいますが、1世帯当たりの保険料を2017年度確定賦課との比較でお示しください。今後、国が示している50対50に近づけていくとの説明ですが、所得の低い世帯の保険料は高くなります。保険料は、自治体独自で設定できるのですから、国の言いなりはやめるべきではありませんか。賦課限度額は89万円に引き上げます。単身と二世帯の場合の賦課限度額到達の給与収入と所得についてお示しください。89万円の国のモデル世帯の給与収入は1,030万円。給与所得約810万円で小樽市よりかなり高く、国の設定に合わせることで自体が問題です。また、均等割で、世帯人数が多くなると保険料が高くなることから、旭川市では、18歳未満の均等割を所得制限なしで5割軽減、埼玉県ふじみ野市では、18歳未満の第3子以上の均等割を所得制限なしで無料にするなど、均等割軽減の自治体がふえています。本市でも18歳未満の均等割を軽減できないでしょうか。

小樽市介護保険制度の議案に関連してです。

第7期の小樽市の保険料は、基準額で5,990円と示されています。全道主要都市の保険料をお知らせください。市民の声は、保険料が高い、せめて前期並みにしてほしいというものです。小樽市は、保険料は極力上げないように努力するというこれまでの答弁でした。日本共産党は、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料を引き上げないように求めていましたので、今回2億8,600万円を取り崩したことは評価します。さらに市民の声に応え、約6億円の基金をもう少し投入し、第4段階以下の保険料を第6期並みにすることはできないでしょうか。また、保険料の所得段階区分をもっと多くできませんか。

小樽市の介護保険計画第7期計画では、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームの整備は行わずに、特定施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス、定期巡回・随時対応型サービスの拡充により、在宅介護サービスの充実を図るとしています。2018年度のこれらのサービス提供事業者の整備方法、施設数、設置時期をお示しください。小規模多機能型居宅介護は需要が多いですが、事業所は市内中心部と北西部に偏在するため、銭函や桂岡などの希望者がいても、距離が遠く受け入れられないという話を聞いています。今後は東南部に整備すべきではないでしょうか。

医療ニーズが高い利用者が、居宅で自立した日常生活ができるようにする目的の看護小規模多機能型居宅介護、重度者・要介護者に最も必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、これ以上利用者をふやせないと言っています。これで地域包括ケアシステムを推進していけるのでしょうか。特別養護老人ホームは整備しない方針ですが、小樽市の2016年4月現在の特別養護老人ホームの介護度別待機者と入所の必要性が高い人の人数をお知らせください。政府は、給付費抑制のため、特別養護老人ホームの増設を抑え、優良老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、低所得者には利用できない施設を増設していますが、年金引き下げなどで高齢世代の貧困化が進む中、要介護状態になったとき、安心して入所できるのは特別養護老人ホームです。特別養護老人ホーム建設に対する国庫補助金の復活や、国による用地取得支援など、介護保険料引き上げに連動しないように、国策の転換を国に求めるべきではないでしょうか。見解を求めます。

介護報酬は0.54%と若干のプラス改定になりましたが、中身は利用抑制につながるものが多く盛り込まれました。日本共産党市議団の事業所への聞き取り調査で、人材確保はなかなかできない、結婚して

子供ができるとほかに移るので事業所も老々介護になっている、暮らしていける賃金が欲しい、人材確保、処遇改善の切実な要望が多く出されました。日本共産党は、介護報酬引き上げは、保険料、利用料の引き上げに連動されることなく、介護労働者の賃金引き上げを図るため、介護報酬とは別枠の、国費の直接投入による賃金引き上げの仕組み創設を提案しています。市長は、事業所の切実な声を国に上げ、人材確保、処遇改善の抜本的改善を求めていると考えています。見解を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、国民健康保険、介護保険制度の議案に関連して御質問がありました。

初めに、議案第27号、国民健康保険に関連してですが、まず、都道府県化による納付金が、昨年11月の算定より少なくなった理由につきましては、今回の確定額の算定では、平成30年度の診療報酬改定率マイナス1.19%を反映させたことや、国からの財政支援の拡充プラス100億円を反映させたため、医療分で4,252万円、支援金分で44万円、介護分で2,370万円がそれぞれ減となったものであります。

また、納付金が少なくなった効果としましては、被保険者の保険料負担が抑えられることとなります。

次に、応能負担割合と応益負担割合につきましては、北海道の標準保険料率をもとに算定すると、本市の所得の低さから、応能負担割合37、応益負担割合63となる検証結果となっております。しかし、本市の現状から、この保険料率を適用すると低所得者の大幅な負担増となるため、現行の賦課割合も勘案して、54対46に設定をしたものであります。

次に、1世帯当たりの保険料につきましては、介護納付金分を含めた平均保険料で比較すると、平成29年度確定賦課の年額は12万6,690円。平成30年度予算では年額12万3,461円となり、3,229円の減となります。

次に、保険料の応能・応益の賦課割合につきましては、今回の制度改正では、北海道として保険料水準の統一を目指すこととされていることから、国の標準賦課割合50対50を将来的な目標としております。しかし、本市の現状から、急激な見直しは低所得世帯への影響が大きくなるため、保険料負担の増減に十分な配慮を行いながら、段階的に賦課割合の見直しを検討してまいります。

次に、賦課限度額到達の給与収入と所得につきましては、単身世帯の場合では、給与収入が735万9,000円、所得額542万3,100円。二世帯の場合では、給与収入が716万2,000円、所得額で524万5,800円となっております。

次に、18歳未満の均等割軽減につきましては、本市において独自に軽減を行う場合、その軽減額を誰が負担するのが課題となります。そのため、全国市長会などを通じて、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設を要望してきており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度についてですが、まず、第7期介護保険事業計画における全道主要都市の保険料につきましては、各都市とも議会提案中で確定値ではありませんが、基準額の月額で高い順に、函館市6,260円、旭川市6,190円、北見市5,925円、釧路市5,860円、苫小牧市5,858円、帯広市5,790円、札幌市5,773円、江別市5,720円、室蘭市4,500円となっており、各市とも、第6期に比べ上昇しております。

次に、基金をさらに投入して、低所得者層の保険料を第6期並みに引き下げることににつきましては、第7期計画中の介護給付費増への対応や、第8期、第9期保険料の上昇抑制に対応するためには、一定

の基金残高確保が必要であり、さらなる基金の取り崩しによる保険料の低減は難しいと考えております。また、保険料の所得段階区分につきましては、国の所得段階基準が9段階であるのに対し、本市は国の基準よりも多い10段階設定で、より負担能力に応じた所得段階設定になっており、現在、これ以上所得段階をふやすことは考えておりません。

次に、第7期計画における地域密着型サービスの整備につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の3事業について、それぞれ1事業所を指定する予定であります。また、特定施設入居者生活介護について、50戸以内で指定する予定であります。選定方法はいずれも、平成30年度中に公募により事業者を選定し、平成32年度の開設を見込んでおります。

次に、小規模多機能型居宅介護につきましては、議員が御指摘のとおり、現在、東南部圏域には小規模多機能型居宅介護の事業所がありません。そのため、平成30年度の事業者設定に当たり、適切なサービスを東南部圏域においても提供可能な事業者を選定してまいりたいと考えております。

次に、現状の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の事業所につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が2カ所、利用者数34人、看護小規模多機能型居宅介護が3カ所、利用者数67人ですが、第7期計画で各1カ所ずつ整備する予定であります。両事業は在宅生活を支える拠点として重要な役割を担っており、事業所数の増で、より充実した在宅環境を整備し、地域包括ケアシステムを推進したいと考えております。

次に、平成28年4月現在の特別養護老人ホームの待機者数につきましては、介護度別に要支援等の方が2名、要介護1が45名、要介護2が108名、要介護3が138名、要介護4が128名、要介護5が89名の合計510名で、そのうち入所の必要性が高いとされている方は44名となっております。

次に、特別養護老人ホーム建設により介護保険料が引き上げにならないよう、国策の転換を求めることにつきましては、全国市長会を通じ、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じ、特に高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じることが必要であるとの要請をしているものであります。

次に、事業所の人材確保、処遇改善に係る国への要望につきましては、北海道市長会では、処遇改善措置の効果等の検証に基づく報酬改定や、介護人材の安定的確保について、自治体が当面する重要案件の一つとして位置づけており、中央省庁に対し要請書を提出しております。本市としても、北海道市長会のこうした動きに賛同し、連携して取り組んでいくこととしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 生活保護基準引き下げと共同住宅火災の問題について伺います。

生活保護基準引き下げについてです。

安倍政権は、2018年10月から3年かけて段階的に最大で5%の削減、母子加算も削減の方針です。2013年、最大10%削減に続く大改悪で、その内容は、生活扶助費の基準を、年収段階下位10%層の消費実態と比較、均衡させる手法で引き下げるものです。政府案では、小樽の生活保護費は幾らになるか、削減前と削減後の金額を幾つかのモデル世帯で説明してください。

市内の生活保護受給の36歳の方は、12歳、7歳の子供がいる母子家庭で、家計のやりくりが大変。

お金がなくなったら、もやしなど安い材料で、すいとんやラーメンをつくって、子供たちに食べさせている。何しろ節約しないとすぐやっていけなくなるので、毎日、毎月が綱渡り状態ですと悲鳴を上げています。市長は、市民の声、厚生労働省の手法と、生活保護削減をどうお考えですか。生活保護費基準引き下げは、就学援助や住民税非課税対象などの小樽市の独自減免制度にも影響を与え、市民生活に打撃を与えます。生活保護基準をもとに減免になる対象を決定している制度と、生活保護受給者を対象とした制度は幾つあり、主なものを示してください。市長は、生活保護基準引き下げの撤回を国に申し入れることを求めます。基準引き下げが実施された場合には、市の減免制度は引き下げ前の基準で実施するよう求めます。見解をお示してください。

共同住宅火災の問題についてです。

1月31日午後11時40分ごろ、札幌市東区で生活困窮者の支援を目的とした木造2階建て共同住宅「そしあるハイム」から出火し、入居者の16人のうち11人が死亡、3人が負傷するといった悲惨な火災が発生しました。亡くなられた方々には心からお悔やみを申し上げ、負傷された方にはお見舞いを申し上げます。二度とこのような火災を起こさないためにも、しっかりした対策が必要です。東区の火災の後、小樽市消防本部は、直ちに社会福祉施設の査察を行っています。査察の件数、内容と査察結果、どんな問題があったのか、お知らせください。

火災発生時に有効なスプリンクラーは、2015年4月施行の消防法施行令の一部改正で新たな設置基準が定められました。本市に所在する社会福祉施設での設置状況はいかがでしょう。共同住宅「そしあるハイム」は、札幌市の調査で法的位置づけのない施設とされました。法的位置づけのない施設は、全国で1,236施設、道内では307施設と聞きますが、市内では生活保護受給者が入居している施設は幾つあり、これらの施設の届け先と指導監督はどこになりますか。

火災の後、市内の施設に入居されている方から不安の声が寄せられています。有料老人ホームの場合は指導監督は北海道にあります。道議会での日本共産党の質問で、未届け有料老人ホームが道内で78カ所あることが判明しました。小樽市では未届け有料老人ホームは何件ありますか。未届け有料老人ホームには、市としても北海道と連携してスプリンクラー設置の助言をすること。また、スプリンクラー設置には一定の費用が必要なため、小さな施設は設置費用を工面するのが大変ですから、市としても国に対して助成金の継続を要求するよう求めます。お答えください。

そしあるハイムは、避難マニュアルがなかったことや夜間の職員を配置していなかったことなど、防火対策が不十分だったことを認めています。現在、市内の生活保護受給者が入居している法的位置づけのない施設での避難マニュアルと避難訓練、夜間の職員配置状況はどのようになっていますか。法的位置づけのない施設に、市としてスプリンクラー設置、避難マニュアルと避難訓練、夜間の職員配置を行うよう助言し、スプリンクラー設置の助成や貸し付けはできないでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、生活保護基準引き下げと共同住宅火災の問題について御質問がありました。

初めに、生活保護基準引き下げについてですが、まず、生活保護基準見直しに伴う本市の生活保護費の影響額につきましては、国が示している世帯類型別モデルの試算によりますと、食費や光熱水費などに充てる生活扶助の支給額が、40歳代母親と中学生及び小学生の子供2人がいる母子世帯で月5,000円

程度の減額、75歳高齢単身世帯で月2,000円程度減額となる予定です。一方、30歳代母親と小学生の子供1人の母子世帯では月9,000円程度増額となる予定です。

次に、生活保護受給者の声や、国の基準見直しによる生活保護費削減についての私の見解につきましては、生活保護受給者は、生活保護基準による最低生活費により生活をしておりますので、受給者の中には生活に余裕がない方もいるものと認識をしております。また、今回の基準見直しは、一般低所得者世帯の消費実態と現行の扶助費の支給水準との差を是正するものであり、必ずしも扶助費を引き下げることだけが目的ではないと考えております。

次に、減免措置等を生活保護基準をもとに決定している制度と生活保護受給者を対象としている制度につきましては、生活保護基準をもとに決定している制度は、個人住民税や保育料、就学援助費など15の制度があるものであります。また、生活保護受給者を対象としている制度は、今述べました3制度のほか、上下水道使用料、国民年金保険料など、合わせて35の制度があるものであります。

次に、生活保護基準引き下げに関する国への申し入れにつきましては、国からは正式な通知がまだ来ておりませんので、現時点におきましては、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準引き下げが実施された場合の市の減免制度の取り扱いにつきましては、本市における各種減免制度等の基準は、生活保護基準が引き下げになった場合、引き下げになりますが、厚生労働大臣が、さきの記者会見において、国の制度については、できる限り影響が及ばないよう対応する、地方自治体で独自に実施している事業については、国の取り組みを理解した上で判断していただくよう依頼すると説明されておりますので、まずは国の通知の内容を確認した上で、その内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、共同住宅火災の問題についてですが、まず、査察の件数、内容及び結果につきましては、社会福祉施設8施設に対して査察を行い、避難経路の確保や消防用設備等の維持管理状況、防火管理の体制について確認をしております。査察結果につきましては、消防用設備等点検結果未報告を1件確認し、早期改善について指導をしているところであります。

次に、本市に所在する社会福祉施設でのスプリンクラー設備の設置状況につきましては、当該設置義務のある施設についてお答えをいたしますと、スプリンクラー設備の設置義務のある施設は93施設であり、そのうち91施設に設置されております。なお、まだ設置されていない2施設につきましては、消防法施行令の経過措置が終了する本年3月31日までに改善される見込みとなっております。

次に、生活保護受給者の入居している法的位置づけのない施設の件数等につきましては、本年2月1日現在、福祉部で把握している施設は4カ所であり、法的位置づけのない施設のため、指導監督する行政機関はありません。

次に、本市の未届け有料老人ホームの件数につきましては、北海道が把握している市内の施設は、現時点で3カ所あります。

次に、未届け有料老人ホームに対する助成金等の支援につきましては、北海道が未届け有料老人ホームに対し、設置の届け出を行うよう指導しているところであり、届け出がされた場合は、国の助成金を活用して、スプリンクラー等消防設備を設置するよう、北海道と本市が連携して助言をしているところであります。助成金の継続につきましては、スプリンクラー等の消防設備の設置を促すためには必要であると考えておりますので、北海道市長会等を通じて、国に対して要望してまいります。

次に、生活保護受給者の入居する、法的位置づけのない施設の危機管理等につきましては、本市では、施設の管理運営に対する指導権限等がないことから、避難マニュアル、避難訓練、夜間の職員配置状況については把握をしております。

次に、法的位置づけのない施設への本市としての支援につきましては、施設管理者及び入居者には、防火に対する注意喚起を促すためのチラシを配布するとともに、国の法整備などを注視しながら、庁内の関係部署による情報共有や協議により、対応の可能性について研究をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 新幹線トンネル発生土と湧水などについて伺います。

小樽地域に係る札幌トンネルの石倉工区の落札企業も決まりました。朝里トンネルの工区は、2017年11月末現在、準備工を実施中との説明ですが、後志・札幌トンネルの準備工はいつから始まりますか。

基準値を超えた有害重金属含有土や酸性土、土砂の造成方法などに対し、塩谷漁協、小樽・朝里のまちづくりの会、朝里川温泉の各説明会では、住民から多くの疑問や意見が出され、第4回定例会代表質問で、川畑議員の、危険な発生土を入れないように鉄道・運輸機構に申し入れてほしいという質問に、議会の意見は機構にお伝えしたいとの答弁でした。機構は、どう答えていますか。

私は、2016年第1回定例会代表質問で、トンネル掘削に伴う酸性水など重金属を含む排水処理について質問しました。全て濁水処理施設で、化学処理や吸着処理などを施し、水質汚濁防止法に基づく排水基準以下での濃度で処理をした上で適正に放流されるとの答弁でした。後志、朝里、札幌の各トンネル掘削時の湧水などの排水は、それぞれこの川に放流するのですか。トンネル発生土受け入れ候補地である塩谷の土地は、塩谷川の脇にあり、朝里川温泉の石切山には、豊倉川、名なしの川があり、朝里川に合流しています。川の汚染は、塩谷漁民、ヤマメの稚魚放流をしている朝里地区住民が大変心配していることです。濁水処理や化学処理された排水は、1年に数回の定期的な点検と公表を求めるべきです。市長の見解を伺います。

今後は、土砂運搬による騒音、振動、粉じん、交通安全、湧水などさまざまな問題が出てきます。市長は、機構に住民説明会をその都度開くこと、地域住民の十分な理解が得られないうちは工事を進めないよう強く求めるべきです。見解を伺います。

6項目め、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、新幹線トンネル発生土と湧水などについて御質問がありました。

初めに、後志及び札幌トンネルの準備工の開始時期につきましては、鉄道・運輸機構からは、現在、トンネル掘削へ向けた施工計画の作成や、仮設ヤード確保などの準備を進めており、今後、それぞれの地域において、工事に係る説明会を開催し、ことしの雪解け以降に仮設ヤード整備などの準備工に入る予定と伺っております。

次に、危険な発生土を搬入しないようにとの議会の意見に対する鉄道・運輸機構の見解につきましては、重金属等を含むトンネル発生土の搬入に当たっては、国土交通省が定めた対応マニュアルに準拠しつつ、学識経験者など第三者で組織する検討委員会で対応を審議し、適切な対策を講じるとの返答を得ております。

次に、後志、朝里、札幌の各トンネル掘削時の湧水などを放流する河川につきましては、これまでに発注、契約済みの工事の施工中においては、後志トンネルの塩谷工区については塩谷川、朝里トンネルについては勝納川と朝里川、また、札幌トンネルの石倉工区については朝里川を予定していると伺っております。

次に、処理された排水の点検と公表につきましては、鉄道・運輸機構からは、処理された排水については、検査項目によって頻度の違いはありますが、施工中は定期的に点検を実施すると伺っております。また、その結果の公表の取り扱いについては、今後、機構と協議をしまいたいと考えております。

次に、今後の説明会開催や、地域の理解なく工事を進めないよう求めることにつきましては、鉄道・運輸機構では、現在、トンネル発生土受け入れ候補地に係る地域説明会を行っておりますが、今後は、工事車両の走行や安全対策など、工事に係る説明会も開催する予定と伺っておりますことから、機構に対しては、これらの説明会において地域の住民の理解が得られるようお願いをしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）

○22番（新谷とし議員） 学校適正配置についてお聞きします。

教育委員会は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の前期の教育環境整備について、成果と課題の検証を行います。手宮中央小学校のように、初めから通常学級が8学級で適正規模に満たなかった一方で、稲穂小のように通常学級が15学級にもなり、教室不足で児童会室とミーティングルームがなくなりました。このことは、2009年策定の適正化基本計画そのものが破綻しているということではありませんか。議会には、塩谷小学校の存続、西陵中学校の現在地での存続、最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用についての陳情が提出され、教育委員会には、『今から「学校適正配置」是正を求める会』から要望と署名が提出されているように、再編プランは保護者や地域の理解が得られていません。このことに対する見解を、市長と教育長に伺います。

中央・山手地区の西陵中学校と松ヶ枝中学校の商業高校跡に統合は、保護者や地域の理解を得られず、予定していた2017年度中の道教委への要請は不可能になりました。教育長の教育行政執行方針で、中央・山手地区の中学校は、再編に向けて引き続き取り組んでいくと述べましたが、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にも示されているように、行政が一方向的に進めるものではありません。そもそも、2009年の適正化基本計画で示されていなかった商業高校跡での2校の統合は断念すべきではありませんか。そして、非耐震、老朽化の松ヶ枝中学校は、早急に最上小学校に移転させるべきではないですか。

適正化基本計画が策定された2009年度の児童・生徒数は8,823人、2017年度は6,997人で1,826人も減り、社会情勢も変わっています。適正化基本計画では、必要に応じた計画に見直しを行うことも述べています。保護者、地域の意見を尊重し、十分時間をかけ、適正化基本計画を見直すべきです。お答えください。

次に、小規模校存続についてです。手引では、小規模校存続について市町村の判断を尊重し、国や都道府県には市町村の取り組みを積極的に支援することが求められると述べています。忍路中央小学校、忍路中学校、豊倉小学校、張碓小学校の小規模校は、統合予定の学校から離れており、廃校になると、通学、友人との交流など支障を来します。これらの学校は、特色ある教育に力を注ぎ、地域の核にもなっていることから、小規模校として存続すべきです。見解をお聞きします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、学校適正配置について御質問がありました。

議会への陳情や、教育委員会へ要望と署名が提出されており、再編プランが保護者や地域の理解を得られていないのことにつきましては、教育委員会では、少子化による学校の小規模化が進む中で、子供たちの教育環境の向上のため、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき、保護者や地域の御理解を得ながら学校再編を進められているものと承知をしておりますので、子供たちのための取り組みとして進められていくものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

（林秀樹教育長登壇）

○教育長（林 秀樹） 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、学校適正配置について御質問がありました。

初めに、学校再編により、適正規模に満たなかったり、教室不足となったことは、適正化基本計画そのものが破綻しているのことにつきましては、手宮中央小学校及び稲穂小学校の再編におきましては、適正化基本計画の考え方にに基づき、統合時点の児童の交友関係を考慮した指定校変更の特例を実施したため、手宮中央小学校では、統合実施計画の12学級を下回り、稲穂小学校では14学級を上回る結果となったもので、これをもって直ちに適正化基本計画が破綻しているとは考えていないものでございます。

次に、議会への陳情や、教育委員会に要望と署名が提出されており、再編プランが保護者や地域の理解を得られていないのことにつきましては、教育委員会では、少子化による学校の小規模化が進む中で、学校再編は単なる統合ではなく、新しい学校づくりを通して教育環境の改善を図ることを目的として取り組んでおります。統廃合では、統合した学校のよさを生かした特色ある教育活動に取り組むことにより教育環境の向上を図ることとし、今後もこうした学校改善の流れをとめることなく、保護者や地域の御理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、商業高校跡での統合は断念すべきとのことにつきましては、教育委員会といたしましては、小樽商業高校が西陵中学校と松ヶ枝中学校の校区境界付近にあり、統合後、生徒の通学距離の平準化が図られることや、小樽商科大学に近接しているなど、恵まれた教育環境にあることから、統合校として望ましいと考えたものであり、引き続き、保護者や地域の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、旧耐震で老朽化した松ヶ枝中学校を早急に最上小学校に移転させるべきではないかとのことにつきましては、最上小学校を中学校として活用する場合は、改修期間が必要であり、現在進めているプランでは使用する期間も極めて短く、また、生徒にとっても短期間での移転に伴う急激な教育環境の変化が生じますことから、望ましくないものと考えております。

次に、児童・生徒数が減っていることや社会情勢の変化などから、十分時間をかけて適正化基本計画を見直すべきとのことにつきましては、平成29年度が計画前期の最終年度でありますことから、前期の成果と課題を取りまとめ、検証を行い、その結果を今後の学校再編に生かしてまいりたいと考えております。

次に、忍路中央小学校、豊倉小学校、張碓小学校、忍路中学校の4校については、統合による支障や、特色ある教育活動などから小規模校として存続すべきとのことにつきましては、教育委員会といたしましては、小規模校の特徴として、児童・生徒一人一人に目が行き届きやすいなどの長所があるものの、クラスがえができないことによる人間関係の固定化や、教科によっては集団的な取り組みが難しくなるなどの課題もあるため、児童・生徒がより高め合い、社会性の習得に結びつく一定の学校規模が必要であるという適正化基本計画の考え方にに基づき、再編を進めていくことが望ましいものと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) それでは、再質問をします。

まず、市長の政治姿勢についてです。憲法第9条改定については、御自身の考えというのが余り反映されておりました。一般的な答えだったと思いますけれども、やはり一個人としての反対か賛成か、賛成ではないと思うのですけれども、もっとしっかりと意見を言ってもいいのではないのでしょうか。

それから、2番目、非核港湾条例制定ですけれども、御存じのように、議会でも何回も取り上げております。小樽は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。小樽港にはクルーズ客船も多く入港しておりますし、小樽港が平和で安全な港ということで世界にアピールすることにもなり、小樽港の発展につながるのですから、ぜひこれを検討していただきたいと思います。再度伺います。

それから、副市長の選任です。まだ見込まれていないということですが、今後は、市役所内部で考えるのか、あるいは外部にお願いするのか、その辺の考え方はいかがですか。

それから、市営プールについてです。これまで大きく運動してきた、小樽市室内水泳プールの存続を求める会の皆様は、建設の方向が決まったことに対して喜んでおりますけれども、本当は中心部に建設してほしい、早く建設してほしいのでやむを得ないかな、つくるからにはプールにたくさんの人たちが通えるように交通の便をよくしてほしいと述べております。このプールの会の皆様は、前市長時代に、場所を探してくださいと言われて、税務署跡地を提案しましたが、これはだめになりました。我が党も森井市長には小樽掖済会病院跡を提案してきました。12カ所、いろいろ検討して、難しかったということですが、よりその適切な場所がないか、どのように検討したのでしょうか。

それと、市民を入れた市営プール検討会議などはどうでしょうかということに対して、それは考えていないけれども、意見は聞いていきたいということでしたが、それは、どのように意見を聞くのか、聞く場所を設けると言いますが、いつからどのようにして設けていくのか、それもお聞きします。

次に、除排雪についてです。執行率です。執行率はもとの予算が違うから、この65%をもって予算を使っていないということではないような答弁だったと思うのですけれども、しかし、どのぐらい執行しているのかと聞いたときに、当然そのもとの予算の違いのもとに言うはずですから、これは問題ではないかなと思います。前提条件を変えて、65%はおかしいというのもこれも問題であります。その辺について伺います。

(「前と違うから言えないというのは、何も検証できないしょ、そしてら」と呼ぶ者あり)

そうです、そうです。

それから、補正予算です。計上しないけれども何らかの予算措置をするというのですが、何で予算措置するのですか。前回と同じように流用しかないのですか。きちんと、この3,000万円も前は流用して充てたわけですから、このような大きな額になると補正予算にするのがもう当然です。やり方についてもおかしいと思います。何らかの予算措置とは何でしょうか。

(発言する者あり)

それと、市長は提案説明の中で、除排雪は市民の皆様が最も期待されていることと述べておりました。市民の声は、13日の時点で、2017年度の68%ということでしたけれども、排雪できない言いわけばかり聞く、幾ら言ってもやってくれないと諦めの声があるのを御存じですか。市民が期待しているのは、安心して外出したい、高い雪山でも人も車も見えなくて危険だから何とかしてほしいということです。つい先日、赤岩方面では、バス停で待っている方が、高い雪山でバスに気づいてもらえなくて、バスに乗れなかったということも起きております。稲穂小学校の前も、車の交差ができない、朝里小学校の横通りもそうです。花園小学校、菁園中学校は通学路も確保されていない。最上、桂岡、あちこちで大変な状況になっております。市長が言う、住みよいまち、人に優しいまちになっていますか。これを実行するなら、まず、排雪して高い雪山をなくして、見通しをよくすることです。ですから、今残っている予算をしっかりと使うこと。これで間に合うと考えているのでしょうか。私は、排雪予算を組んで、早急に対応すべきだと思いますが、いかがですか。

それから、除雪対策本部の市長の出席です。除雪対策本部の要綱には、今、本部長は、副市長がおりませんから、建設部長が本部長になっておりますけれども、市長の命を受けて、所管事務を掌理し、その所属職員を指揮監督するというのは、命を受けた本部長、あるいは班長まで、その方々ですよね。そこにきめ細やかな除雪がされているかどうか、そういうことで出席するというのは、これは、権限を越えたことではないのですか。いかがですか。

それから、ふれあいバスについてです。今の時点では、中央バスにお願いすることは難しい。その原因をつくったのは市長だと思います。前回の定例会でも、市長の責任を市民に負担を押しつけることのないようにということを言いましたけれども、本当にその責任でこれからふれあいバスの改悪というのでしょうか、市民に負担を押しつけることは許されないと思います。見解を伺います。

それから、財政問題です。OBCの新会社の固定資産税・都市計画税です。2018年度は、移転登記されていないので計上できないということでした。報道などでは、さも、市長の発言にもありましたけれども、ここから税金が入るので、これからはよくなるみたいな発言をされていたと思いますし、報道でもそのようなことが書かれておりました。では、1月1日現在での法人登記ですけれども、来年は確実に登記されるという、そういう確証はあるのでしょうか。

それから、除排雪予算です。先ほどの除雪の問題ともかぶるところがありますけれども、貸出ダンプも予算を減らすということでありました。貸出ダンプについては、自分たちで何とか冬道の安全確保のために頑張っている町会の方たちをもっと応援していただきたいと思います。繰り返しますけれども、市長が住みよいまち、人に優しいまちをスローガンにしているのだったら、予算を減らすべきではないと思います。いかがですか。

それから、石狩湾新港です。管理組合と同じようなことを言っておりますけれども、市長は本当に小樽港の発展を考えているのでしょうか。西ふ頭は事実上、王子エフテック株式会社1社の専用埠頭なのですよ。

そこで何で小樽市が財政支出するのか、本当にこれは理解ができません。ガントリークレーンについても、小樽港は老朽化して、それを修繕などして乗り切ろうとしているのです。一方で石狩湾新港には、小樽港の貨物が奪われても、赤字がふえても仕方がない、お金を出すのは仕方がないと、これはやはり考え直すべきだと思います。

また、OBCについてです。小樽市は、当時バラ色の夢を描き、築港再開発を行って、マイカル誘致をしました。でもわずか2年半で破綻して、築港再開発の借入金元利償還額、本当に大きいです。103

億5,000万円。まだ15億5,600万円ほど残っております。築港再開発の借金払いに加えて、OBCの固定資産税・都市計画税の滞納で、市財政は苦しく、市民サービスも削減されました。今度少しでも払っていただくというなお答えだったと思いますけれども、市としては、そう言わざるを得ないと思うのです。もらわないとは言えませんから。しかし、仮にこれが債権放棄となると、1円も入らないということにはならないのですか。

それから、マイナンバーについてです。独自利用事務で、マイナンバーがなくてもこれまでどおりできることは確認いたしました。独自利用事務は、事務の効率化は図れるかもしれませんが、政府の個人情報保護委員会の集計では、2017年度上半期で273件の個人情報が漏えいしております。個人の情報が、誤ってやりとりされることなどで、個人情報の漏えいがないと言えるのですか。

債権管理条例案についてです。パブリックコメントに関してです。パブリックコメントには賛成の意見は一つもなかったけれども、透明性が確保できていいという点があった、載せていなかった。何で載せていないのですか。みんな載せるべきです。それで反対意見が多かったわけですが、パブリックコメントを実施したときの債権管理条例案の原案では、条例制定の目的に、「公正かつ公平な市民負担の確保」としていたのを、今度の条例案では、「公正かつ円滑な」の表現に丸めております。条例案にパブリックコメントで取り入れたものはあるのですか。

市民への対応ですけれども、小樽市としては、厳しくしているとは当然言えないと思います。でも実態はそうなのです。私たちのところにも、税金の滞納をしてしまったとか、国民健康保険料を滞納してしまったとか、そういうことで本当に話を聞いて一方的に言われるだけだという、そういう相談が絶えずあるわけなのです。ですから、そういうことで市としては、厳しくしているなどということは当然言えないと思いますけれども、そういう実態があるということです。この債権管理条例の一番の目的は、情報を得ることによって、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、複数の滞納整理が一遍にできて、何より税情報を得られることが最大の目的ではないのですか。

国民健康保険です。18歳未満の均等割の軽減についてですけれども、誰がそれを負担するのだという、大変ショックな答弁でした。誰がって、そんな、この保険者の中で、保険料の中で考えるとそういう答えになるかもしれませんが、そもそも、国が国民健康保険料に対する国庫補助金を減らしていることが問題なのです。小樽市の場合は、低所得の方が多いのです。それで、均等割というのは、人数がふえることによって保険料が高くなるわけですよ。ですから、全国知事会でも、緊急要請として、子育て支援の観点から、子供に係る保険料均等割の軽減を要請しております。こういう立場でぜひ検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

介護保険料です。準備基金を取り崩ししていただいたことは評価しておりますけれども、しかし、第4世帯までの加入者が多くて所得が低いわけですよ。ですから、こういうところに保険料準備基金を充てて、少しでも下げるようにすべきだと思います。3年間で6億円も準備基金に積み立てられたわけですよ。これはやはり介護保険制度を使わないとか、使いたくても余り使えないとかということが大きく準備基金に積み立てられたものだと思いますので、それらを少し取り崩し、また3年間で準備基金に積み立てられることですから、第4段階以下の軽減を図るように考えていただけないでしょうか。

生活保護基準引き下げです。市長の答弁は、皆様の声を、本当にわかっているのかな、受けとめているのかなという答弁でした。前の改悪のときには、私たちがアンケート調査をしたときに、子供たちにパンも買ってあげられない、育ち盛りの子供たちにパンも買ってあげられないという、そういう声も聞こえておりました。ですから、最低限の生活は保障されるようにはなっていますよ。ですけれども、それをもっと下げるということ自体が問題なのです。ですから、この認識を改めて本当に国にはしつ

かり意見を言っていたきたいと思います。

それから、共同住宅火災の問題です。法的位置づけがないから何もできないというように聞こえました。権限がないと、把握してないと、権限は今のところないと思います。しかし、これから国の法整備もされるようですけれども、それはまだわかりませんが、少なくとも市民が入居している、そういう施設なのです。この指導監督が明確でないということも、やはり政治の責任です。財源の乏しい民間施設が公的支援もなく、無届けの施設が放置されていることは本当に問題です。せめて、先ほど答弁にありましたけれども、注意喚起、チラシを配るということだけではなくて、情報収集して、どのように対応していくか協議するというお答えがありました。この観点に立って、少なくともこの施設の方々の声を聞く。そこから始めていただきたいと思います。いかがですか。

(「施設前で辻立ちすればいいんだ」と呼ぶ者あり)

それから、トンネル発生土の問題と湧水の問題です。前回もそうでしたけれども、鉄道・運輸機構からのお話を伺うというような、本当に受け身の立場であります。今、朝里トンネルの明かり部分の土砂の受け入れの余市町登、ここでは地権者と話し合いを続けているということで、今受け入れられていないそうです。それから、赤井川村でも二ツ森トンネル、ここの土砂受け入れも問題になって、これも違うところに土砂受け入れを頼んでいるということも聞いております。このように、これらは全てやはり環境問題とか、それから漁業や農業のなりわい、そういうこと、生活の点で、本当に心配して出されている問題です。ですから、もっと積極的に、前回も言いましたが、イニシアチブをとって進めていくべきだと思います。それで機構に理解を得られるように住民説明をしてほしいという、それはそうですけれども、市としても、こういう理解が得られない、そういううちは進めないようにと何で言えないのでしょうか。

それから、学校適正配置です。市長は本当に自分の意思というものが無いのでしょうか。学校設置者ですよ。教育委員会の言いなりに、進めているものと思います。これはやはり、保護者や地域の皆様の声を受けとめていないということですよ。しっかり意見を聞いてください。

それから、商業高校跡に、二つの中学校の統合は進めていくという答弁でした。これは道教委もまだ了解していないことだと聞いています。それなのに何で進めるのですか。また、これまで示されていたグラウンド、1億5,000万円もかけて高い擁壁をつくって、そしてお金をかけて進めるのですか。適正化基本計画では、余りお金をかけないように既存の施設を利用してということが書かれているのですよ。本質問の中でも言いましたけれども、2009年の計画の中に盛り込まれていないものを進めるということ自体が問題ですよ。保護者や地域の方の理解を得ながら進めるといいますが、きっぱり断言すべきだということを申し上げたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

質問事項が若干多いのですけれども、整理して的確に答えていただくように。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

私が答えたこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、憲法第9条に対しての私の意見を言うべきという御指摘であったかと思います。先ほども答弁させていただきましたが、この憲法第9条においては、恒久平和主義、これを憲法の基本原理の一つと

して、戦後の我が国における世界に誇るべき崇高な理念であるというふうには私自身は認識をしているところでございます。だからこそ今、国会において、憲法第9条についてのさまざまなお話が出ておりますけれども、やはりその中においては、国民全体でしっかりと考え、議論され、その改正されることに對しての是非も含めて、どうあるべきかということを時間をかけ、慎重かつ十分に検討し、審議をしていただきたいということで私の意思を示させていただいたところでございます。

それと、副市長の選任についても御指摘がありました。内部か外部かというお話でありますけれども、現状においては残念ながら見通しは立っておりません。皆様からもお話がありましたように、内部から選任すべきという御指摘等もあったことから、私としても内部から選出したいという思いは持っているところでございますけれども、それも含めて、まだ見通しは立っておりませんので、今後において、見通しが立ち次第、皆様にお示しできるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、私からは、学校の適正配置に伴う意見について、意見を聞いてくださいというお話があったかというふうには思っております。教育長からも答弁がありましたけれども、現在、小樽市においては少子化が進んでいる中で、学校の小規模化が各学校で進み、現在の進めている内容におきましては、新しい学校づくりを通して教育環境の改善を図ることを目的に取り組んでいると私自身も認識をしているところでございます。

先ほど、教育委員会の進めているものばかりに沿ってというような御指摘もあったかと思いますが、私といたしましても、やはりこの状況の中で新しい学校づくりをしっかりと進めていただきたいという思いを持っていることから先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。子供たちのための取り組みとして進められていくものと考えておりますので、それについては協調し、やっぴいかなければならない、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは6点ほどお答えさせていただきます。

最初に、非核港湾条例の関係でお尋ねがございましたけれども、こちらにつきましては、実は高知県でも過去にこの条例を制定するという動きがあったようでございます。その際には、外務省から、外国艦船の寄港を認めるかどうかについては外交上の問題であるということで、国の仕事なのだというような、そういった通知が来ているようでございます。そういったことで、先ほど市長からもお答えしておりますけれども、我々としては、やはり核兵器の搭載の有無を外務省とか領事館に尋ねて、三原則に基づいて判断してまいりたいと考えてございます。

それから続きまして、プールについて大きく二つほどございましたけれども、まず一つは、プールについては12カ所を、最初は選定候補として考えておりました、その絞り込みをどうしていったのかということのお尋ねだったと思います。12カ所を最初に候補として挙げたわけですが、その12カ所のうち、1カ所は道有地で、1カ所は民有地、残りの10カ所が市有地でございました。それで、経費がかからないといいますが、お金がかからないでやれるということを考えますと、まずはやはり市有地がいいだろうということで道有地と民有地は外しました。それで10カ所になっております。その後、その10カ所から、やはり実際にプールをつくる上で規模的にはやはり5,000平方メートル以上は必要だろうということで、その面積的なもので絞り込みをかけまして、その市有地のうちから3カ所が脱落しまして、7カ所に絞り込んでおります。さらにその市有地のうちから、起債の繰上償還の問題があるとか、いわゆる先ほど市長から答弁させていただいておりますけれども、市有地でも制約のある土地、そうい

ったものについては外すということで、その7カ所から最終的には3カ所残りました。残った3カ所の中に、現在提案しております花園グラウンド、小樽公園の部分がございまして、

そういったことで3カ所になったわけですけれども、その後、実際に道内ですとか、それから道外のいろいろな先進地の施設も視察いたしまして、そういったことも加味しながら、また庁内でも検討を重ねまして、それで今回の方向性を示したという状況でございます。

それからもう一つの、プールに関することで市民からの意見をどういうふうに、いつからどのように市民からの意見を取り入れるのかということでお尋ねがございました。こちらにつきましては、新年度になってから、平成30年度になってからということになりますけれども、実際、議員から御提案がありましたのは、協議会等をつくってそこで意見を聞いてはということ御提案ございましたが、我々としては、新年度になってから、例えばですけれども、フォーラムを開いたりというようなことで、特定の協議会の委員ではなくて、一般の市民の方がたくさん入れるような、そんな場を設けて、その中で意見を聞ければというふうにご考えてございます。

続いて、石狩湾新港の関係です。実は石狩湾新港の関係で言いますと王子エフテックス株式会社が専用埠頭になっているのではないかなというお話がございましたけれども、これにつきましては、どうしてもチップの占める割合と申しますか、入港する船舶の中で、そのチップと、それからLNG、液化天然ガスですけれども、こちらの割合というのが非常に高く、ですから量的にいいまして、今、議員がおっしゃるような、どうしてもそこが専用ではないかというふうに見えるかと思いますが、ただ、平成28年度実績でいいまして、30隻弱の船が入っておりまして、その中で13隻ほどがチップ以外の船ということになっておりますので、そういった意味でいいまして、決して専用岸壁というようなことではない、いわゆる公共性の高い岸壁であるというふうにご考えてございます。

それから続いて、マイナンバーですけれども、情報漏えいということで御心配されておりましたが、このマイナンバーの独自利用の関係につきましては、実際に双方にとって、市民にとっても、添付書類を省略できるですとか、あるいは実際に事務を担当する職員にとりましても、自動で間違いなく情報が確認できるですとか、双方にメリットがございまして、ぜひここを生かしていきたいというふうにご考えておりますけれども、今、御指摘がありました情報漏えいにつきましては、やはりこれはあってはならないことですので、小樽市だけのことではないと思っておりますが、いろいろ他都市の状況なども聞きながら、そういったことのないように気をつけて取り組んでいきたいというふうにご考えております。

最後に、トンネルの発生土、新幹線の建設残土の関係でお尋ねございました。こちらにつきましては、市がイニシアチブをとってということで、鉄道・運輸機構任せではなくということ話があったかと思っておりますけれども、やはり何よりも、これから進めていくに当たって、地域住民の方の理解を得ることが一番大切だと思っておりますので、これは鉄道・運輸機構と市がいろいろな場面で打ち合わせをしておりますけれども、その都度、もちろん議会であつたり、要望のことも含めましてお伝えをしておりますし、まずは丁寧に地域住民の方に説明していただくということで進めていくのが大事だと思っておりますし、地域住民の理解がない中で強行に進むということはないというふうにご考えてございまして、その点は御理解いただければというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

除雪に関連して5点ほど御質問がありました。

まず、除排雪の執行率の関係ですけれども、昨年度が71%で今年度が65%ということですが、昨年度

につきましては、1月ですか、年明けに大雪が降りまして、そういった意味で少し排雪が早く入っていったのかなと思っております。今年度につきましては決して抑制をしているわけではなくて、諸事情はあるのですけれども、一応協議が終わったものが、なかなかスムーズに排雪が動いていないところもありまして、この比較の段階では若干パーセント的に落ちていますが、決してそんなに昨年と比べて抑えているとかということではないというふうに認識しております。

あと2点目、何らかの予算措置とはという御質問でしたけれども、基本的には足りなくなった場合にはやはり補正予算を組むという形を考えておりますが、今後、現在、予算の執行について、中身を検証といいますか、見ておりますけれども、現時点では補正を組むということは考えておりません。ただ今後、3月もありますので、まだ気象状況によってどうなるかわかりませんが、そういった特殊な事情といいますか、大雪等が降った場合にはきちんとした予算措置が必要になるのかなと考えておりますが、現時点では補正等は考えておりません。

三つ目、市民の声で、別に予算を組んで実施すべきではないかというふうな御質問でしたけれども、繰り返しになりますが、現在では、別に予算を組んで実施するという事は考えておりません。

四つ目、除雪対策本部につきまして、市長の出席が権限を越えているのではないかと御質問ですが、本部のそもそもの目的ですが、冬期間の円滑な交通の確保、あとは安全で快適な市民生活の実現を図るためという形で本部を設置させていただいております。そういった中で実際に、実務に関しては本部長がトップとして事業に当たってはおりますけれども、実際に今言った、市長がこの本部を設置しております、市長からは、実際に作業に当たっての効率的なこととか執行予算についてどうなのかという部分についてお話がありますし、また、市長は、外に出かけたときとかに気づいた点といいますか、除排雪をしたときに、その状況に対してお話を伺ったりとか、アドバイス等をいただいたことはありますけれども、基本的に、あくまでも本部の中の協議等につきましては、私、本部長が現場では指示をしているという形になっております。

最後、除雪費など予算についてですが、基本的に平成30年度予算につきましては、平成29年度予算の考え方とは変わっておりません。ただ、実際に第3回定例会で補正したときと比べまして、実際に単価等の部分について変更があったりとか、中身の一部の精査等を行ったものであります。貸出ダンブにつきましても、基本的に今年度と変わっておりませんが、1回目の申し込み等の部分を勘案して若干減らさせていただいておりますが、基本的な考え方は変わっておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 済みません。先ほど答弁した中で、石狩湾新港の関係でガントリークレーンに関する事が漏れておりましたので、追加でお答えさせていただきます。

先ほど市長からも答弁させていただいておりますけれども、やはりこのガントリークレーンにつきましては、今後、将来的に、2隻同時に荷役するというそういった場面が想定されることですか、あるいはまた、現行のクレーンが故障した場合にやはり1基のみであると対応が不可能になるというようなことで市長からお答えさせていただいておりますけれども、決して過大な投資になるということは避けなければなりません、この辺の事については小樽市としても、本当に必要なものかどうかというのは、単なる管理組合から話があったからそれを受けたということではなくて、その辺の必要性、今後の見通し、この辺をよく確認させていただいた上で、支出に対しての了承したということでございますので、ここについてはそういったことでお考えいただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私からは、国民健康保険と介護保険についてお答えいたします。

まず、国民健康保険に対して18歳未満の引き下げを検討すべきということですが、市長答弁にもありましたように、誰が負担するかということで、これを保険料で負担することになりますと高齢者の負担がふえるということになりますので適当ではないと私は思っております。そのために全国市長会を通じて、国に国の制度として求めているところでございます。これは知事会でも求めていますので、知事会と市長会でタッグを組んで、粘り強く厚生労働省に要望してまいりたいと考えております。

それから介護保険制度の4段階の引き下げですが、これを基金を充てても下げるべきということですが、4段階以下の被保険者は約27,000人おります。これを6期並みに引き下げるには7期の3年間で1億1,500万円ほどの金額がかかりますので、なかなか現実的ではない。また、1段階から4段階の方ですが、1段階の方で年間約1,000円、4段階の方で年額で約2,000円の保険料増となっておりますので、この辺は御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ふれあいバス、それから生活保護の制度の見直し、共同住宅の火災、この3点についてお答えいたします。

まず、ふれあいバスについてですけれども、先ほどお答えしましたが、厳しい経営状況が中央バスで続いているため、本事業に協力することが極めて難しいと、厳しいという話がありまして、強い申し入れがありまして、本市といたしましても、この事業を、バス事業者の御協力をいただきながら事業を進めているものと認識しておりますし、また、高齢者の重要施策としては、この事業を継続したいという思いから、中央バスの申し入れを受け入れまして、昨年10月から事業者の負担を解消したところでございます。

このことから、バス事業者には金銭的な協力を求めるということは難しいと考えておりますので、新しい制度を構築するまでは現状のままの負担割合、利用者が120円、市が100円という割合を続けざるを得ないというふうに考えております。また、その新しい制度の構築の際には、市民の皆様、それから議員の皆様の意見をよく伺いながら、市民の皆様が納得できるような事業にまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護制度の見直しについてですけれども、これはまだ正式な通知が来ておりませんので何とも言えないところなのですが、今ある資料の中でわかっているところでは、必ずしも下げるといような目的の見直しではないというふうに今のところ考えております。年齢ですとか世帯人員、それから居住地域別に、消費実態と基準額にばらつきがあるので、それを見直すということですが、この見直しも、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会において有識者が世帯の影響を十分に配慮して決めるということですが、一応、正式な判断については、通知を見てから、またその対応について考えてまいりたいと思っております。

それから、共同住宅火災についてなのですが、これは、なかなか難しい、グレーな部分というのが非常にあって、法的位置づけのない施設ということが問題になっているのですが、実際には未届けの有料老人ホームもございまして、小樽市にもあるのですが、これについてはまず届け出をしていただ

くということが前提になるのですけれども、まず届け出をしていただいて、そのことによりましてスプリンクラーなどの助成を受けられるということですので、まず届け出をしていただくと。なぜその未届けの有料老人ホームがあるのかといいますと、やはりそれによって、ガイドラインなどをつくらないといけないことになるのですけれども、これが非常に手間がかかるということだとは思いますが、まず届け出をしていただいてから、それを順々につくっていただくと。そうしますと先にスプリンクラーなどの助成も受けられるということですので、私どもの考えとしましては、まず届け出をしてもらうということがこの未届けの有料老人ホームの場合でございます。

また、法的位置づけのない施設につきましては、これは非常に難しいのですけれども、市で押さえているのは、生活保護受給者が入っている施設というのを押さえておりまして、ここについては、先ほど答弁いたしました、チラシの配布なんかをしながら、議員が話をしました、その情報の収集ですとか、その施設の人の声を聞くということも、できるだけ行ってまいりたいと考えているのですけれども、関係部署と、これについては協議しまして今後の対応について考えてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からはOBC関係のお話と債権管理条例の再質問にお答えいたします。

まず、OBC関連のお話の中で、一つは新会社の登記の関係のお話がありました。固定資産税そのものは少なくとも今年度1月1日の時点で賦課いたしますので、現在は民事再生法の適用の申請をしている段階で、承継の手続実行自体はまだ行われてございませんので、少なくとも平成30年度に直接新会社に賦課するというふうにはなってございません。実際にこの民事再生法の手続が進みまして、実際に所有権が移転して初めて新会社には賦課されます。賦課された以降の1月1日の時点で賦課されることとなりますが、現在はそれに向けて関係者が努力している状況だということで御理解いただきたいかと思えます。

それから、現OBCの関係でございますけれども、先ほど市長から、第4回定例会の答弁も含めましてお話がございます、正当な理由がなく免除等はしないというこの一般論につきましては、これはどの滞納者に対しても同様だということで御理解いただきたいかと思えます。

それから次に、債権管理条例の関係でございます。まず、パブリックコメントの関係で、よい話があったのになぜ載せなかったのかということなのですけれども、この方は提案型のコメントだったものですから、その提案型のコメントの前段の話として載せていた話なものですから、本題の部分と少し違ったということで載せていなかったということでございます。

それらについてパブリックコメントを取り入れたものはあるのかということでございます。どちらかというと、市長の答弁にもございましたとおり、制定された後の運用的な話がほとんどだったものですから、直接条例の制定にかかってコメントを取り入れた部分はございませんが、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、実際の運用に当たりましては十分そのコメントに述べられていることについては留意して実行していきたいかというふうに思っております。

また、この債権管理条例にかかわりまして、厳しい取り立て云々のお話ございましたけれども、今回の債権管理条例は、あくまでも事務の一層の適正化、効率化を図って公正かつ円滑な行財政運営に資する、こういったことが目的の条例でございます。実際の個々の徴収事務に当たりましては、個々の事情に十分に留意しながら今後も事務を執行していきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 教育長にお答えいただく前に、漏れているところがございますので、御指摘をさせていただきます。

まず、総務部長ですけれども、市営室内プールの件で、花園グラウンドの場合、交通の便をよくしてほしいということが一つあったので、そのお答えがないです。

それから、建設部長にお聞きします。除排雪の関係で、市民が要するに期待している排雪ができないと諦めている声があることを知っているのかということをお聞かれています。

それから、財政部長にお聞きします。OBCの件で、仮に債権放棄の場合はどうなるのだということも聞かれていますので、この点を、まず3点お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 答弁が漏れていたようで申しわけございませんでした。

まず、実際に小樽公園のグラウンドのところ、今、複合施設をということで考えておりますけれども、交通の便をよくしてということは気持ちとしては非常にわかるのですが、決して今時点も不便な場所ではございませんし、また、その複合施設ができたときに、どの程度のいわゆる乗降客と申しますか、利用客がふえるのかということも、今時点ではまだ見込めない、そんな状況でございますので、もちろんそれが相当数ふえて、どうしてもバスの一定の何か配慮をしなければいけないということになれば、もちろん市でも考えますけれども、当然のことながら公共交通を担っているバス事業者等も、そういったところというのは黙っていても考えていただけるような状況になるのではないかと申しますが。

ただ、今お話ししたとおり、この時点では先のことが見えませんので、今の時点でこのところを何か要請するというような、まだそんな段階ではないかなというふうに思っております。もちろん必要になれば、そういったことは当然のことながら要望はしてまいりたいというふうに考えてございます。

(「今だって不便でしょうが」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「何を見てるんですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 市民の声は届いているかという点ですけれども、確かに除雪対策本部に、電話とかメール等で届いている部分につきましては把握はしております。ただ、先ほど新谷議員の御質問の中にありました、バスから見えなくて乗れなかった等の部分につきましては、そういう部分につきましては、逆に利用者が中央バスへ、もしかしたらそういった苦情等と申しますか、例えば連絡した場合に、なかなかそういったところまで我々実は把握していないところがありました。それで今後、我々直接市民から聞くものと、また、そういう交通事業者が直接市民から聞いているものもあわせて、今後、情報収集と申しますか、その把握をしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 先ほど最初の答弁の中で、私も債権放棄という言葉は直接は使わなかったのですけれども、あくまでも正当な理由なく免除等はしないと。そういう考え方が要するに債権放棄をしないという、そういう考え方だということで、当然それが前提でございますので、当然しなければ引き続き徴収に向けて事務を進めていくと、そういうことでございます。

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

中央・山手地区中学校の再編に関しまして、適正化基本計画では既存の学校施設を活用するというこ

とにしているけれども、商業高校を統合校とするのはそれに矛盾しており、商業高校の活用は断念すべきでないかという趣旨かというふうに思いますけれども、適正化基本計画におきましては、統廃合の位置は新しい通学区域の中央付近に配置することが望ましいが、全ての統合に際し、校区の中央に敷地を確保することが困難なことから既存の学校敷地や施設を原則使用することといたしております。

商業高校跡を西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校として活用することにつきましては、中央・山手地区の再編を検討していく中で、商業高校が工業高校と再編して校舎があくことになりました。そうした状況の中で商業高校の校舎につきましては、同校が両校の校区境界付近にございまして、統合後の新しい校区中央付近に位置しますことから統合校の位置としては望ましい場所にあるという、そういった状況を踏まえておりますので、基本計画の考えには沿っているものと考えております。

いずれにしても、両校の子供たちの通学環境という面からいって、商業高校は望ましいというふうに考えております。そういう意味で、引き続き保護者や地域の御理解が得られるように鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再々質問に入る前に、漏れていた部分があります。

除雪費のことですけれども、補正予算は組まないと、足りなくなったら何かしらの予算を組むと言いましたよね。それが何なのかと聞いているところがお答えになっていないのですが、まずそれをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 申しわけありませんでした。

まず基本的には補正予算と考えておりますけれども、もし補正予算が間に合わなかった場合には、基本的にまず予備費がありますので予備費充用ができるのか、そしてほかの、昨年行いましたが、流用という形ができるのかという形にはなると考えております。

(発言する者あり)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再々質問いたします。

今、除排雪のことで流用も考えているとおっしゃいましたけれども、幾らになるのかわかりませんが、昨年と比べて、降雪量も積雪深も高いのに何でやってくれないのですか。私たち毎日のように要望していますよ。ここがひどいので何とかしていただきたいと。排雪ですね。それは排雪の箇所に入れていきます。いつできるのですか。いや、まだ検討中ですと、ずっと延ばされているのですよ。こういうところがいっぱいあるわけですよ。

それで、先ほども言いましたけれども、安全で市民に優しいまちというのだったら、さっさと排雪予算を組んでやるべきなのですよ。それがこうおくられている。それで前市長も前々市長も必ずとっていろいろ補正予算を組んで執行していましたよ。やはり、この排雪をきちんとすることによって、それこそ安全で暮らしやすいまちになるのですよ。今だったら本当にひどい状態です。

市長が除雪対策本部会議に出席されて、冬期間の安全で市民に優しいまちづくりをするために出席していただいているというのですが、それであるならば何で今、市民から出ている要望を実現しないのですか。そして、場所によっても全然基準が違うのですよ。あるところはすぐやったけれども、あるとこ

ろについては1カ月も延ばされたと。基準も何もはっきりしておりません。それで、ステーションは、上の許可がおりないからなかなか進めないと言いますが、先ほどの答弁からして、ステーションの声をまともに受けとめていないのではないかなと思いますけれども、これはいかがですか。

(発言する者あり)

それから、OBC新会社のことですが、2018年度は1月1日に登記されていないので税金は入らないということで、来年必ず登記されるのかという、それは民間のことだからわからないけれども、そうなったら市に税金が入らないわけですから、この辺のことをどうやって考えているのかなと、疑問に思います。

それから、マイナンバーですが、個人情報漏れないようにするというけれども、漏れないという確証はないわけですよ。ですから、そもそもいや応なしで個人に番号をつけて識別すること自体、人権侵害でもあり、認められないことです。個人情報の漏えいがないと言えない、そういう危険なものはやめるべきだと思います。

それから、債権管理条例です。よく聞き取れなかったのですが、直接今回の提案には市民の声は取り入れていないということでした。では、取り入れていないのに、条例案の概要の原案でパブリックコメントを求めたわけですが、それ自体が成立しないということになりませんか。

それと、先ほどお答えになっていただけなかったのですが、何よりも税情報を得るための、これが最大の目的ではないのかということは何いしましたが、これについてはいかがでしょうか。

それから、学校適正配置です。教育長は、あくまでも進めたいとおっしゃっていますが、商業高校の跡利用というのは、道教委の了解が得られているのですか。それと、松ヶ枝中学校の非耐震、雨漏りがひどい、老朽化、ここに子供たちを通わせているわけですが、これをどうするお考えですか。これをお聞きします。

それから、適正配置の2009年の計画に沿って進めていくとおっしゃいましたが、そもそもは、この学校統廃合というのは、政府の教育予算削減のもとで進められているものです。2015年の文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、これを策定した際に、その後廃止されました1973年の通達の趣旨を入れざるを得なかったのですよ。その趣旨というのは、無理な学校統廃合を禁止したのと、それから住民合意で進めるとということと、小規模校の存続と充実、学校の地域的意義、これを三原則で言っていたわけですが、手引が作成された後の国会答弁では、きちんとこの1973年の通達は生かしていくということを言っているのですよ。それなのにあくまでも2009年の計画に沿って進めるとというのは、この国の手引からも反していることではないですか。

それについて伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を認めます。

(「何でも建設部長じゃなくていいですよ。市長がやってるんだから、市長に答えてもらってくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、除排雪につきまして、ひどい状態で、市民の要望を聞いていただきたいとの御質問でしたけれども、現状につきましては、まず担当がきちんと現場を見て、個別で判断していく形になるのかなというふうに考えております。そういった点で現時点では補正については考えてはいない状況であります。

あと2点目、排雪ですね。基準がないのかと、また、なかなか市の許可がおりないと、あとは、ステーションにも聞いて応えてほしいというような御質問でしたけれども、基本的に、我々本部で事前に、担当と各ステーションで、ある程度、排雪についてどこをやるべきかという部分は調整をさせていただいております。その中で協議に上がっていくわけですが、決して我々が各ステーションや事業者の声を聞いていないわけではなくて、協議も、ある程度まとまった段階で協議をして、事業者に排雪をお願いしている状況であります。

先ほどの御質問の中で、なかなかスムーズにっていないところがあるのですが、先ほど言った、決定してから日数がたっているところと、これにつきましては特にことしの場合、1月の下旬の協議が終わった時点で、あの週に大雪が降った点と、あと、国道・道道等の排雪が一気に入った、そして貸出ダンプも入ってきた中で、なかなか、大雪が降ったために基本的には除雪優先になりますので、そういったこともありまして、排雪のスケジュールが、これは基本的に協議を終えたものは各ステーションで日程を組んでいただいております。その中でどうしてもステーション側で、なかなか最初に予定を組んで、スケジュールができなくてずれ込んでいっているものが今回特に見られているのかなと考えております。

そういったことなものですから、決して我々としまして、決してステーション側の声を聞いてないというわけではなくて、ただ、ことしやってみた中で、課題としてやはり一気にこう大雪が降ったときに、最初に予定を組んでいたものがやはりずれてしまって、先ほど言った協議が終わったものが1週間、2週間たっても排雪がされていないと、こういった実態については、一つのこれからの課題として、こういった形の中で協議、ステーション側と協議をスムーズに行っていくのかなという部分は一つの課題であるのかなというふうには考えてはおります。

(「ステーションのせいだって言ってる答弁でしょ、それなら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、まず、OBCに関しての再々質問にお答えしたいかと思ます。

先ほど再質問の答弁の中でも、OBCの新会社には直接は平成30年度については賦課されることはございません。ただ、現OBCの、本質問の答弁でも市長から答弁してございますとおり、OBCも記者会見の中におきましても、新たなスポンサーのもとで、これまでの課題についてもできる限りの責任を果たしていく、そういうようなことをコメントしてございます。それらを踏まえて市として徴収に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、債権管理条例の関係でございますけれども、パブリックコメントが今回はどちらかということ、分納にかかわる部分といいますか、そういった内容が多かったということで、最終的な条例の制定案についての中身について直接取り入れるものはなかったということでございます。あくまでも今回の債権管理条例につきましては、市の債権管理全体の事務処理についての一層の適正化、効率化を図る、それと公正かつ円滑な行財政運営を図る、こういったことが目的でございます。先ほど新谷議員がおっしゃっている、税情報を得るためというふうなお話もされているのですが、あくまでも市債権全体の事務処理についての条例だということで御理解いただきたいかと思ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、マイナンバーについてお答えいたします。

マイナンバーについては、もう利用をやめるべきだというようなお話があったかと思いますが、これにつきましては、いわゆるマイナンバー法に基づきまして行われている事務事業でございますので、やめるということは当然できないわけでございますが、やはり今お話があったような、繰り返しになりますけれども、個人情報漏えいするということは当然、大変なことでございますので、そういったことがないように、そういった手だてというのは気をつけてやってまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中央・山手地区の再編に関しましてですけれども、商業高校の校舎を使うということに関してですが、地域にお示しする段階で、地域の方に御理解をいただいた上で道教委に要請をしていくということといたしておりますので、それで中央・山手地区もそのような形で進めてまいります。

それから、松ヶ枝中学校の現在の教育環境に関してですけれども、私も、松ヶ枝中学校の教育環境、大変厳しいというふうに考えております。できるだけ再編の検討を早期に進めますとともに、統合となるまでの期間でございますが、校舎等の必要な修繕を行ってまいりたいというふうに考えています。

それから、小規模校に関して、国の手引との関係ですけれども、国の手引で書かれている部分につきましては、大変厳しい環境にある、つまり離島でありますとか、中山間部、それから豪雪地帯などで、バス等を利用できないような、そういう地域もたくさん本土にもございます。そういうところの統合校への通学が大変な地域につきましても記載の中で、子供たちの教育環境の向上の観点から手引においては児童・生徒が非常に環境の厳しいところについてはこういうことも検討していく必要があるという意味で書かれているところでございます。

そういう意味で、小樽市内がそういう状況にあるということかどうかというところはなかなかそれぞれ御意見があろうかというふうに思いますけれども、私どもとしては、その一定の学校規模の中で、子供たちの環境が保たれると、そういうことを目指していくという計画でございますので、その計画の方針にのっとって進めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 答弁漏れということですか。

○22番（新谷とし議員） そうですね、漏れというか。

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 財政部長の答弁ですけれども、OBCの新会社が1月1日に登記していないから2018年の税金はいただけないと。来年、それは確実なんでしょうかということに対してお答えがなかったと思います。

（「それは言えないから濁しているんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 新谷議員に申し上げますが、先ほど、そこはわからないということを私は聞いたような気がしますけれども、もう一度答えてもらいますので。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 再質問のときにお答えしたかと思うのですが、あくまでも実際の新会社に賦課するのは、不動産の移転登記等が済んでからのお話ということになります。現在は、その民事

再生の適用の申請をした段階で、それらの事業承継について、今、関係者の間でそれに向けての努力をしているという段階ですので、それ以上のことは、市からは、いつまでという部分については明言できないということで御理解いただきたいかと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ くら

議 員 酒 井 隆 行

平成30年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成30年2月27日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	7番	高	野	さ	くら
8番	酒	井	隆	裕	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（0名）

出席停止議員（1名）

6番 石田博一

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	前田一信	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	生活環境部長	石坂康雄
医療保険部長	小山秀昭	福祉部長	日栄聡
建設部長	上石明	消防長	土田和豊
病院局小樽市立病院事務部長	金子文夫	教育部長	飯田敬
総務部企画政策室長	伊藤和彦	保健所次長	犬塚雅彦
総務部総務課長	中村哲也	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 由井卓也
調査係長 大崎公義
書記 北岡尚
書記 河崎仁美

事務局次長 林昭雄
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 深田友和

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第41号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 第1回定例会に当たり、民進党を代表して質問いたします。

大項目一つ目です。市長の適格性についてお聞きします。

昨年年第3回定例会及び第4回定例会では、市長に対する辞職勧告決議が可決されました。

民進党は第4回定例会においては、辞職勧告に賛成はしていませんが、市長の適格性については、非常に疑問があります。

ここで市長の適格性について、少し整理をしたいと思えます。

市長は、小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令、運用方針は御存じでしょうか。

分限処分とは、職員が一定の理由により、その職責を果たすことが期待できないときに、職員の身分を失わせるような処分を含めた、職員の身分の変動をもたらす処分です。重要であり、客観性が必要な処分ですから、地方公務員法の分限処分に関する条例、訓令を受けて、この運用方針が決定されています。その中の勤務成績について、このような文言がありますので、少し紹介させていただきます。

第2、分限処分の基準。「訓令第2条第1項第5号の勤務実績が良くないことに該当する徴表と評価される事実は、おおむね次のとおりとする。」

（1）上司への業務報告又は対人折衝ができない。（2）書類の提出期限が守れない。（3）再三にわたり書類を紛失する。（4）主義主張のみで実行が伴わず、結果として業務の遂行を怠っている。（5）私事優先で権利の行使に腐心し、結果として業務に遅滞が生じている。（6）突発的な年次有給休暇の取得、勤務時間中における居眠り等が頻繁に見受けられ、結果として他の職員の業務に支障が生じている。

（3）の書類の紛失や、（6）の居眠りはないかもしれません。

（1）の対人折衝については、市長は議会、中央バス、そして経済界と折衝はできているのでしょうか。私は、できているとは思えませんし、一方の当事者である議員の皆様で、対人折衝ができていると考えている人は少ないと思えます。

（2）の提出期限については、中央バスへの書類の提出期限は守れたのでしょうか。あれほど重要な書類を、数日でもおくれるなど問題外です。

（4）の主義主張のみについては、議会の答弁は主義主張のみになっていないのでしょうか。例えば、高島漁港区の分区条例の許可では、市長は違法ではないという答弁を繰り返していました。自説のみを繰り返していて、結果としては、是正措置という必要な業務を怠っていないのでしょうか。

（5）です。私事優先については、後援会の法事を優先して、結果として開校式に行かなかったという事実は、どう評価されるのでしょうか。また、除雪に関して急な制度変更を繰り返し、結果として除雪の業務に遅滞が生じていないのでしょうか。

この分限処分の運用方針に照らして、客観的に整理をしてみると、市長はこの分限処分の基準に幾つ

も該当しているのではないのでしょうか。もちろん市長は特別職ですから、分限処分の対象外であり、評価するのは市民です。そうであっても、議会に対して、自分に市長の適格性があるというのであれば、ぜひ、主義主張のみではなく、客観的事実を示しての反論を期待しています。

そして、念のため質問します。

市長は、この運用方針は妥当だと考えますか。それとも、妥当ではなく、見直すことも考えますか。

まず、もちろん市長は特別職ですから、分限処分の対象外であり、評価するのは市民です。ただし、小樽市自治基本条例の第19条は、職員の責務として、公正かつ誠実に職務を遂行することを求めています。分限処分の基準は、この公正かつ誠実な職務ができていない場合の、具体的な例ではないでしょうか。市長は、私のこの考えには賛成できますか。

次に、自治基本条例の第17条は、市長の役割及び責務として、公正かつ誠実に市政を執行することを求めています。私の考えでは、先ほど職員の分限処分の基準をしっかりと分析して、市長が現在行っている職務は、公正かつ誠実ではないことがわかりました。そうすると、自治基本条例第17条に違反している。私はこのような結論に至りました。何か反論はありますか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長の適格性について御質問がありました。

まず、小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令、運用方針の妥当性につきましては、この運用方針は、小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令第1条に定める、公正かつ公平な人事行政の運営に寄与することを目的として、平成18年12月に、分限処分の実施について必要な事項を定めたものでありますが、現状においても妥当であると認識しております。

次に、分限処分の基準と自治基本条例との関連性につきましては、自治基本条例第19条の規定は、運用方針に定める分限処分の基準を勘案して定めたものではありませんが、運用方針に掲げる事例が同条に定める、公正かつ誠実な職務ができない場合の具体例に当たる部分もあると考えております。

次に、自治基本条例第17条に違反しているとの御指摘につきましては、経済界との関係においては、総合計画審議会や、仮称小樽市中小企業振興基本条例検討委員会等の委員として御協力をいただいているとともに、商工会議所からの要望については内容を精査し、施策の優先順位を見きわめ、財政状況も勘案しながら、実現に向けての検討を進めているほか、対人折衝においては、北後志周産期医療協議会の会長として、医育大学や医療関係者、北海道、北後志5町村などと連携し、鋭意取り組んできた結果、小樽協会病院において分娩取り扱いが再開されるめどが立ったことに加え、近隣大学や郵便局と協定を締結し、緊密な連携を図っております。

なお、中央バスへの書類の提出につきましては、5月31日までの回答を希望されたものでありますが、同日から翌6月1日まで私が東京に出張をしていたため、週末の同月2日に回答したものであり、特段の支障はなかったと聞いております。

（「何それ」と呼ぶ者あり）

また、私は主義主張だけではなく、小樽まちづくりエントリー制度を創設し、市民の皆様の声を広く聞く機会を拡充しながら、市民の皆様にお約束をした政策の具体化に向けて全力で取り組み、公約を一つ一つ実行に結びつけているほか、高島漁港区の問題においては、是正措置を行うため、行政手続法及

び行政手続条例に基づく聴聞を行うなど、手続を進めているところであります。

さらに、私は常に公務の優先を念頭に置いて、行政のルールに従い施策に取り組んでおり、除雪に関しても、制度変更をしなければ将来的に地域総合除雪の体制を維持することが困難になり、市民の皆様にとって大きなリスクになることから、喫緊の課題として制度変更に取り組んだものであります。

このように幾つかを例示させていただきましたが、私は市長就任以来、自治基本条例第17条にも規定されているとおり、公正かつ誠実に市政を執行しておりますので、御指摘には当たらないものと考えております。

(「それが主義主張だけだっただって」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇)

○17番（中村誠吾議員） 2項目め、新年度予算編成についてです。

市長は覚えていらっしゃるでしょうか。平成19年、市長選に初めて出馬したときに、森井市長は次世代の子供たちのために小樽を第二の夕張にしないという言葉掲げていました。この選挙では、山田元市長が当選し、その後、現在まで小樽は財政健全化団体にならずに済みました。そして平成27年の選挙では、危機を脱したということなのか、森井市長の公約には、第二の夕張にはしないという言葉はありませんでした。

まず市長にお聞きします。今回の選挙の公約には、直接的な表現は記載されていませんが、小樽を第二の夕張にはしないというのは、まだ市長の政治姿勢としては生きているし、当然の話で、公約と同等、もしくはそれ以上の存在なのではないでしょうか。それとも、今回の選挙戦で掲げた自分の公約の実現のためには、小樽を財政健全化団体にしてもよいとお考えなのではないでしょうか。

ここで、昨年小樽市が示しました中期財政収支見通しです。ポイントとして、(1)今後、財源不足が20億円台に拡大、(2)財政調整基金が平成32年度には枯渇の危険性、(3)30年度、31年度における収支改善目標を6億円に設定、(4)公債費の平準化に向けて市債の新規借入額に上限額を設定とあります。1と2は現状分析で、3と4は問題解決と考えます。そこでお聞きしますが、中期財政収支見通しにおける小樽市の現状分析において、何か対策を立てないと財政健全化団体になる可能性があると考えてもよろしいでしょうか。

そして、私は平成19年当時よりも現在の小樽市の状況は、深刻だと思っています。それは、総務省が発表した全国の自治体の財政状況に関するニュースで感じることができました。そこには、全国の自治体の積立金が21.5兆円と過去最高になったとありました。財政調整基金は、平成28年度末で7.5兆円、平成18年度末と比べて3.4兆円ふえています。平成19年当時と比べて、全国の自治体が財政調整基金を多く積んでいる中で、小樽は枯渇の危険性を抱えているわけです。平成19年当時は、三位一体改革による地方交付税の見直しで、多くの自治体が財政危機に陥っていき、小樽市も例外ではありませんでした。つまり、平成19年当時、財政調整基金が枯渇するという危険性は、全国的な傾向であったのは事実です。しかし、今回はどうなのでしょう。市長は、財政調整基金の枯渇は全国的な傾向であり、小樽市だけの話ではないと考えていますか。

そして今回の予算です。今回の予算の編成が厳しいのは、当初から認識をしていたはずで、新年度の予算編成に当たって、歳出を削減するために、どのような工夫をしたり、指示をしたのかお答えください。

しかし、市長自身に目を向けると、交際費を25万円も増額しています。確かに額としては全体の予算から見ればわずかです。しかし、このように財政が厳しく、歳出額を削減するような厳しい指示を受けている職員、そして削減された予算で影響を受ける市民はどう感じるのでしょうか。従来額の交際費で、歴代の市長はやってきたのです。それなのに安易に予算を大幅に増額する。市長がこのような姿勢では、危機感がないとしか思えません。市長は、今回の交際費の増額に対して、どのように考えていますか。また、交際費に関して費用削減の努力をしたのなら、例を挙げてください。

市長は、隗より始めよということわざは御存じでしょうか。大きなことをするには、まず身近なことからしなさいという意味ですが、昔からの知恵がこのことわざには詰まっています。そして、財政危機に対処するという大きな事業に対して、交際費は、まさにこの隗なのです。交際費の増額くらい問題ないという市長には、財政危機に対処する資質は、私はないと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、新年度予算編成について御質問がありました。

まず、公約を実現するためには、小樽を財政健全化団体にしてもよいと考えているのかということにつきましては、財政の健全化は、私の政治姿勢として一貫しているものであり、平成19年の市長選挙への初出馬当時以上に強い思いで市政運営に臨んでおります。

市長就任直後にもお話をさせていただいておりますが、私といたしましては、財政状況は私が外から見てきた以上に硬直化しており、決して健全化はなされていないと認識しており、危機感を持って議会や市民の皆様へ訴えてまいりました。この認識のもとで、将来へ向けて発展を遂げなければならないと考えており、このまちで生活している人を大切にする政策を第1に考え、実行に移し、人口減少に歯どめをかけることが財政の好転に向けても重要であると考えております。

次に、何か対策を立てないと財政健全化団体になる可能性があるのではないかということにつきましては、昨年11月に公表した中期財政収支見通しでも、今後厳しい財政状況が続くことを想定しておりますが、新年度予算編成を通じて、実質的な地方交付税の減少などにより、一般財源収入の減少が見込まれているため、何らかの対策を講じなければ、将来的には財政健全化団体に陥る可能性は否定できません。

そうしたことから、これまで、ふるさと納税の推進や遊休資産の売却、徴収の一元化による税外収入の徴収、エネルギーコストの削減などによる収支改善に取り組んでまいりましたが、今後も、財政健全化に向けた歩みを緩めることなく、さらなる取り組みを具体的に進めていかなければならないと考えております。

（発言する者あり）

次に、財政調整基金の枯渇は全国的な傾向であり、小樽市だけの話ではないと考えているのかにつきましては、各自治体においては、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策などのため、行財政改革や経費縮減等により財政調整基金の確保に努めた結果、近年、その残高が増加しております。一方、本市の財政構造は、従前より毎年度の予算編成において、何らかの財源対策を行わなければ、収支均衡予算が編成できない状況が続いており、新年度予算においても、国が想定しているような税収の伸びが期待できない中、地方交付税の減が見込まれ、財政調整基金による多額の財源対策が同じく必要であり、厳しい状況であると認識しております。

(「何もしないからでしょ」と呼ぶ者あり)

次に、新年度予算編成に当たって、歳出を削減するためにどのような工夫や指示をしたのかにつきましては、新年度予算要求に当たっては、多額の収支不足が見込まれていたことから、予算編成方針の中で、本市の厳しい財政状況の周知徹底はもとより、全ての事務事業について、その必要性、有効性や事務執行に無駄がないのかの検証、各事業における経費の精緻な積算を各部に徹底させたほか、予算要求に当たっては、前年度予算比でマイナス2%を予算要求基準額として、基準額の範囲内で要求するように指示をしたところであります。さらに、各部局とのヒアリングを通じて、事業実施に当たっては前例にとらわれず、業務の効率化や創意工夫、経費節減などについて、より一層の改善を各部局に対して求めたところであります。

(発言する者あり)

次に、交際費の増額に対する考え方などにつきましては、就任以来、積極的に市民の皆様や町会等、各種団体と直接対話をするよう努めているため、各種団体の総会等への参加は、交際費の支出が伴わないものも含め、約8割ふえており、前年度の支出実績に基づく必要額を予算計上していますが、予想が困難な慶弔費につきましては、過去5年の実績をもとに計上しております。しかしながら、慶弔費以外は、前年度実績から2%を削減しております。なお、財政が厳しい現状は認識をしておりますので、就任以来、市長給料は15%の削減、期末手当は職員の4.4カ月分への引き上げに連動させずに4.1カ月分で据え置きし続けております。

(「何も関係ない話でしょ」と呼ぶ者あり)

(「お酌するならやめればいしょ、したら」と呼ぶ者あり)

(「対話でない、お酌だ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 次に、3項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇)

○17番(中村誠吾議員) 第3項目め、除排雪について質問します。

北海道新聞では、2月1日に市長が記者会見で、以前より改善がかなり図られている除排雪の状況が変わったねとの声もかなり届いているといった記事、2月2日の、雪でバスがすれ違えないため一部のバスが運休するという記事が掲載されました。

(「いいタイミングだ」と呼ぶ者あり)

皆さん、いろいろ思いはあるでしょうが、私は毎日除雪を頑張っている市民の皆さん、家の前が排雪されなくてやきもきしている市民の皆さん、雪で苦勞されている市民の皆さんは、どのような思いでこの二つの記事を読んだのだろうかと心配になりました。

(「みんな頭にきてるよ」と呼ぶ者あり)

災害と言えるような大雪でもない雪でバスが運休してしまうまちは、住みよいまち、人に優しいまちと言えるのでしょうか。

(「言えません」と呼ぶ者あり)

一方で、市長の記者会見での発言は、市長の資質をまた問われる結果になったと考えています。それは私だけにとどまらず、この発言には大きな問題が二つ隠れていると考えています。

まずは、市長は除排雪の業務を客観的なデータではなく、主観的で不明確な感想でしか捉えていないということです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

このような認識で、小樽市の除雪は大丈夫なのだろうかと思います。

もう一つは、市長が好意的な声が届いていると認識している点です。私は、市長の発言はうそとは思いません。誰がとは聞きませんが、どのように声が届いたのか、具体的な例を挙げて説明してください。バスがとまっているような現在の状況でなお、苦情ではなく、好意的な意見が市長に届くというのは、普通に考えて、市長に近い人なのではないでしょうか。

(「後援会だ」と呼ぶ者あり)

もしかしたら、辻立ちをしているときに直接話をかけられた意見というのも含まれているかもしれません。そうなのであれば、私は大問題だと考えます。それは、市長に近い人は除排雪に満足しているということにほかならないからです。市長に話をしたら、次の日には排雪されていた。こんなことはないと思います。ないと信じたいのですが、市長の発言は、このようなことが行われていると市民に受けとめられても仕方ない発言なのです。私は、市長に近い人が除排雪で優遇されているのだなと印象を持ちましたし、市長に対して不信感を持ちました。本当にひどい話だと思います。

私は、そもそも市長の掲げるきめ細やかな除排雪というものが、破綻していると考えます。市長は、これからもきめ細やかな除排雪を掲げ続けますか。私は、一部の市民の主観でしか効果を説明できない施策は、まともではないと考えます。市長が除排雪に関してやるべき仕事は、路線の優先順位をしっかりとつける。その優先順位の決定には、地域の実情がわかっている町会の人々にも加わってもらってもいいのではないのでしょうか。その上で、それぞれ道路の1本ずつにスコアをつけるべきです。そして、それぞれの道路の除排雪をする基準をしっかりと打ち出す。その上で、この二つを細部にわたって情報公開する。市長は、除排雪に対して、この二つについて、情報公開を進める考えはありますか。

私は、これらのことが実現した後に、除排雪の作業状況や予定などの情報をオープンにする除排雪の管理システムの導入が必要と考えています。市長はこのような除排雪の管理システムを導入する気持ちはありますか。

市長は、除排雪に関して、パトロールを強化すると言っています。今後もパトロールを強化していくのですか。私にしてみれば、パトロール要員の人件費はもったいない。職員はパトロールをするけれど除排雪はしませんよね。本来はパトロールは極力しなくてもいいようにするのが市の仕事ではないでしょうか。そのための路線の優先順位と除排雪をする基準、そして情報公開なのです。そもそも、小樽市全域をパトロールするなど、土台無理な話なのです。そうなのであれば、先ほど述べたシステムに、市民が撮影した画像を投稿できるようにするのはいかがでしょうか。つまり、パトロールの一部の業務を市民に担ってもらい、そうすると全体の状況が細かく、市も市民も把握できるようになると思います。これらのシステムに関して、市長は賛成ですか、反対ですか。

主観的にしか業務を捉えられない市長のもとでの不完全なパトロールの結果が、除排雪に影響するならば、そこに不公平しか生まれません。そして結果として、昨年のように、始業式なのに小学校の通学路が排雪されていない。そして、記事に出たように、バス路線が排雪されないために運休するという事態になってしまうのです。私は、一連の提案した方法を実現させれば、バス路線が運休するというような事態は発生しないと考えます。市長は、今後、排雪されないためにバスが運休するという事態を避けるためには、何が必要で、今すぐにでも何に取り組みますか。

除排雪の苦情は、必ず出るものです。除排雪はお金と人をかければ、それは除排雪はできるでしょうが、小樽市の財政はそれを許してくれません。除排雪の予算をなるべく抑制したい。その思いは理解できます。限られた予算で、除排雪について市民の皆さんに納得してもらうには、不公平感をなくすこと。

仕方ないと思ってもらえないのです。現在、市長がやっていることは、その真逆だということを肝に銘じてください。

(「どっかの後援会の人もパトロールって言ってたもんな」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、除排雪について御質問がありました。

まず、市民の皆様から寄せられた御意見などにつきましては、私は多くの市民の皆様から、直接、間接を問わず、さまざまな機会を通して、市政全般に関する御意見などを伺っており、記者会見では、私が出席した各種の会合などにおいて市民の皆様から直接伺った一例を述べたものであります。

具体的に申し上げますと、例えば、「何かやろうとしているを感じる」「今まで来てくれたことはなかったけれども、来るようになった」「道路が走りやすくなった」「道幅が広がった」「がたがたの状態が以前よりなくなった」などであります。

(発言する者あり)

次に、私が考えるきめ細やかな除排雪につきましては、市民の皆様が冬期間であっても家に閉じこもることなく、外に出かけたいと感じられる環境を理想としているものであり、道半ばではありますが、一歩ずつ改善が進んでいるものと考えております。

今後においても、市民の皆様の声聞き、現場を見ながら、除排雪作業をしっかり行うことで、がたがた路面等の解消や、歩行者や車両の円滑な交通の確保に努めるなど、引き続き除排雪の改善に取り組んでまいります。

(発言する者あり)

次に、除排雪路線の優先順位や作業基準を設定することにつきましては、除雪については、除雪路線を第1種から第3種に分類し、それぞれに設定している出動基準に基づいて作業を行っており、排雪については職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順の中で作業を行っております。

御質問にあることは前例がなく、簡単にできる作業でもないため、全ての除排雪路線について、個々に優先順位をつけることや、新たな作業実施基準を設定することは考えておらず、その情報公開についても行うことはできません。

(発言する者あり)

次に、除排雪の情報公開に関する管理システムの導入につきましては、繰り返しになりますが、全ての除排雪路線について、個々に優先順位をつけることや、新たな作業実施基準を設定することを考えていないことから、それを前提とした除排雪の管理システムの導入については、お答えすることはできません。しかしながら、除排雪に関する情報公開に関しては、他都市の事例などを調査し、よい事例については、可能なものから取り入れてまいりたいと考えております。

(「いつからやるんですか」と呼ぶ者あり)

次に、パトロール強化につきましては、私が就任以来、きめ細やかな除排雪の実現に向け、各地域の道路状況や除排雪作業の実施状況、市民の皆様から寄せられる声の現場状況、財源に限りがあり、予算

に合わせ適正に執行管理がなされているかなどの確認が非常に重要であることから、担当職員によるパトロールの強化に努めてきたところであり、今後も継続をしてみたいと考えております。

次に、パトロールへの市民参加につきましては、市民の皆様から除排雪に関するさまざまな情報を得ることは非常に有益であると考えておりますが、提供される情報の客観性、提供いただく方法や、情報処理を行う体制も整っていないなど、課題も多く、現時点では御提案のシステムの是非についてはお答えはできません。しかしながら、将来的には市民の皆様や交通事業者との連携も視野に入れたシステムの構築ができないか、研究をしてみたいと考えております。

次に、バスの運休に対する取り組みにつきましては、バス事業者とは、昨年度よりも密に情報交換を行っており、運休になった前日も、バスの運行に支障となりそうな箇所の情報いただき、除雪や排雪の予定などもお伝えしておりましたが、このたびの山手中通線の運休につきましては、バス事業者の現場の判断もあり、運休に至ったと伺っております。

(「人のせいにするのか」と呼ぶ者あり)

運休後は、詳細な除排雪計画を提供しておりますが、今後はさらなる情報共有を図る中で、バス事業者の現場の声も確認しながら、対応をしてみたいと考えております。

(「何パトロールしてんのよ、したら」と呼ぶ者あり)

(「やらないためのパトロールはいらないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「市長辞めてパトロールだけしてればいいしょ、したら」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 次に、4項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇)

○17番（中村誠吾議員） 第4項目め、高島漁港区の是正措置についてです。

このことに対して問題点は2点あります。まずは、森井市長が市長として必要な法律及び条例への理解力が足りないという点。つまり市長の資質の問題です。次に、許可の相手が後援会幹部であり、便宜供与が疑われる。つまり後援会ファースト。後援会に対するそんたくの姿勢の問題です。

簡単に整理しますと、この高島漁港区については、分区条例違反があった。そして、市長もそれをついに認めた。ここまではいいですよ。そうなのであれば、是正措置は原状回復しかありません。まず、許可をした以前の状態に戻す。こんな簡単なことをなぜしないのですか。しない理由を明確にお答えください。

結果として現在まで市長が原状回復をしないということは、まず市長の資質に疑問が出てきます。我々は、原状回復という是正措置を具体的に示しています。にもかかわらず、こんな単純なことをしないのは理解できません。

そうすると次の疑惑が出てきます。許可の相手が後援会幹部だから、原状回復をしないのではないかという疑問です。何もしないということは、違法状態を追認しているということです。後援会関係者の違法状態を追認することは、便宜供与と言われても仕方ないのではないですか。

質問ですが、市長は観光船事業者が今後も高島漁港区で観光船事業の営業を続けるための建物の利用を認めるのですか。平成29年第2回定例会の私の一般質問の再質問に対して、市長は仮定の話にはお答えできないと答弁していました。第3回定例会での面野議員の代表質問では、条例違反であると想定した準備は行っていなかったと答弁しました。この二つの答弁からわかることは、市長としての必要な仕

事をしなかったということです。

この話を災害に置きかえると、市長の姿勢の異常性がよくわかります。災害は仮定だから答弁できない。想定していないから準備していない。こんな答弁できますか。そして、市民の安心・安全が守られるのでしょうか。今回の条例違反は仮定ではありません。そして、想定の問題です。議会が指摘して、今日の事態を想定し、準備すべきだったのにしなかったということです。猛省をお願いします。そして、是正措置を一日も早く実行してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、高島漁港区の是正措置について御質問がありました。

まず、御指摘の行政処分につきましては、港湾法第40条の2第1項の規定に基づき、撤去、移転、改築または用途変更のいずれかの措置を命ずるものでありますが、行政手続法及び小樽市行政手続条例に基づく聴聞により、観光船事業者からの意見陳述を受けた上で不利益処分を行使するものであり、それに伴う手続を進めているところであります。

次に、今後も高島漁港区で観光船事業の営業を続けるための建物の利用を認めるのかにつきましては、現在、分区条例違反となった建物については、港湾法第40条の2第1項の規定に基づく行政処分に向けて手続を進めております。なお、建物の利用については、港湾法に基づく是正措置を行う前に利用を禁止することはできないと顧問弁護士に確認をしているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 最後に、大項目5番目、港湾計画についてお尋ねします。

初めに、小樽港の現状についてです。

今このときも、過去においても、当然将来においても、貨物や人が国内や国外から物すごい数のものが船によって小樽港から、そして小樽港に向けて運ばれるわけです。ですから、広い視野やいろいろな観点での判断が必要となってくるわけであります。世界の経済社会活動のグローバル化は一層進展し、本格的な大競争時代を迎えています。しかし、その反動のように、地球規模での環境問題や、自然災害が深刻化し、人類として豊かさの追求のあり方に警鐘が鳴らされています。国内的には、財政赤字の激増や少子高齢化社会の進行、人々の価値観の多様化などを背景として、低成長時代に適合した経済社会構造への変革が求められているわけであります。

このような社会、経済情勢の変化によって、国際・国内貿易基盤であり、かつ、国内外の多くの人々が集まり、地域ににぎわいを発信する港湾空間に対する要請も、高度化、多様化しています。そのようなことから、港湾法においては、港湾計画は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画として、港湾管理者が作成しなくてはならない法定計画として定められているところであります。そこでまず、小樽港の貨物と、背後企業及び商品についてお聞きします。

小樽港の取扱貨物の分析として、現在貨物量は1,100万トン程度であり、フェリー貨物約1,000万トンで、一般貨物100万トン程度となっています。その一般貨物については、港湾背後にある製粉工場や

飼料工場のための、アメリカやカナダなどからの輸入穀物などで2割であり、札幌などへの消費物資としてガントリークレーンで扱う中国からのコンテナ貨物が2割程度です。小樽港の特徴ある貨物となっていると考えますが、市長の一般貨物に対する認識をお聞きます。

次に、フェリー貨物についてお聞きます。

小樽港取扱貨物の9割を超えるのはフェリー貨物で、約1,000万トンとなっているわけです。現在は新潟港と舞鶴港それぞれと、小樽港を結ぶ航路がほぼ毎日入港と出港を繰り返す形になっています。新潟は関東方面へ向けて、舞鶴は関西方面へ向けての北海道の農水産物の出荷先として、逆に北海道で野菜などが不足する場合は、それぞれの供給のため輸送されているわけです。ある視点から考えると、現代の北前船とか弁財船と言っている存在です。

また、その関連する企業、大型トレーラーを扱う運送企業や車両修理工場、それらの企業で働く多くの労働者の方、また関連するホテルやフェリー内での食事のための企業や、船内を清掃する企業もあると思います。これらの集積は、港にとどまらず、小樽市にとって非常に重要であると考えますが、市長のフェリー貨物に対する認識をお示してください。

次に、客船誘致の考え方についてお聞きます。

小樽港クルーズ推進協議会が、小樽クルーズ客船歓迎クラブに参加している方々に送付している会報を拝見する機会がありました。その中で、「9月には台風が日本列島を縦断し、全国でも数多くのクルーズが中止となりました。しかし、港に適した地形と強固な防波堤に守られた小樽港は、記憶にあるここ数年だけでも、1度も寄港中止はありません。こうした「荒天に対する強さ」も、小樽港の魅力の一つと言えます」とありました。そのとおりであると感じました。

では、台風などにより他の港に入れず小樽港に緊急で入ってきた客船の実績があると聞きますが、どの程度実績があるかお答えください。また、荒天時でも入港できる港であることについて、客船誘致の際に、単に観光施設があるとか、北海道の玄関口でとかのほかに、ルートの安定性などアピールすることについて認識を伺います。

次に、小樽港のポテンシャルについてお聞きます。

今指摘しました小樽港の持っているポテンシャルは十分高いものであり、他の港と比較して非常に優位性を持っていると感じます。運行会社や商社、客船の関連会社や旅行を企画する会社へアピールすることが必要だと考えています。市長は、日本国内や世界に向けてこの高いポテンシャルを持つ小樽港をどのようにアピールするのか、お考えをお示してください。

次に、第3号ふ頭の指定保税地域についてお聞きます。

第3号ふ頭は、国から指定保税地域に指定を受けております。指定保税地域は、小樽市が指定を受けて運営をしており、個人や小さい会社でも中古車輸出などの際、自動券売機で必要な区分分の利用券を購入して、通関し輸出するまでの間の保管ができることとなっています。他の港では見られない、非常に手軽でリーズナブルな施設であります。

一般的には、資本力のある企業が保税の施設を整備し、税関の示す条件をクリアし、指定されなくてはならないのですが、この手続や整備費が大幅に削減できるものとなっています。小樽港が北海道のロシア向け中古車の8割を担っていたのは、この施設があったから、保税地域整備の費用がかからず、初期投資が余りかからないことが大きな要因だったと言ってもよいでしょう。

では、第3号ふ頭が大型客船を受け入れるためには、観光バスの駐車場が何十台分も必要になると思いますが、今後、この指定保税地域をどのように考えているのでしょうか。

次に、小樽市の第三セクターである小樽開発埠頭株式会社についてお聞きます。

小樽市の第三セクターである小樽開発埠頭株式会社があります。市の第三セクターですから、市長に細かく説明する気はありません。第3号ふ頭は当時水深10メートルの大型岸壁が完成した時点で、有効活用するために港湾関係者と市の出資により、わざわざ第3号ふ頭利用のためにつくられた会社であると認識していますが、その設立経緯を詳しく御説明ください。

ここからは、港湾計画の改訂について伺います。

まずは、現在、大型客船が接岸している勝納ふ頭についてです。勝納ふ頭には、第3号ふ頭で接岸できない大型の客船が接岸しています。11万トンクラスの船です。毎年寄港しています。ここでは広い駐車場も確保でき、スムーズな対応を行っているものと認識しています。これだけの広いスペースについて、第3号ふ頭では確保できるのでしょうか。お答えください。

次に、現行港湾計画のほころびについてお聞きします。

ここまで質問してきたのは、現在の小樽港港湾計画にほころびが見えているからです。これだけの優位性がある小樽港をアピールできる最大のチャンスである港湾計画の改訂という大舞台。さらに、今後どう港を整備していくかの市の意気込みや決意を見せる場となるわけです。単に目の前の工事をすることに問題がないからとしている市長の考えは大きく間違いだと考えます。

小樽港の貨物の9割以上を占めるフェリーの運航状況の大きな変化や、港背後の企業の変遷、巨大な客船の寄港要請の増加、市民の水辺環境での活動などの新たな考え方がどんどん出てきているところです。現行の港湾計画で予想していたことと大きく変化しています。

改めてお聞きします。長期構想検討委員会からの意見でもなく、わざわざ市として市長を含めた内部の会議で、港湾計画は現行のまま、計画改訂作業は一旦立ちどまると考えたのは、なぜですか。21年もの前の計画にこれだけのほころびがあるにもかかわらず、なぜ改訂作業を進めないのですか。明解にお答えください。

最後に、港湾計画の早期改訂についてお聞きします。

今回は改訂の時期であり、第3号ふ頭には保税地域の問題や、小樽開発埠頭の第三セクターを設立してきた経緯を聞いてきましたが、小樽港全体として解決しなくてはならない問題が、やはりあるはずで。最初にお聞きしたのは、そういう意味でした。

そこで最後の質問です。やはり小樽港を全体で考え、施設や機能配置を十分に検討する港湾計画の早期実現を再度要望しますが、市長の認識をお聞きします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、港湾計画について御質問がありました。

小樽港の現状についてですが、まず、一般貨物に対する認識につきましては、小樽港は、中国コンテナ航路やロシアとの貿易、麦やトウモロコシを初めとする穀物の取り扱いなど、道央圏の日本海側に位置する立地特性などを反映した特徴ある取り扱いとなっております。

小樽港の一般貨物の取り扱いに関しましては、長期的な減少傾向にあり、ここ数年は横ばい状態となっておりますが、関連する事業者も多岐にわたって裾野が広く、本市経済を牽引する重要な役割を担っております。

さらに、小樽港は、本州や対岸諸国への物流拠点として、道産品や消費財などの輸送ルートとしても

重要な役割を果たしております。今後とも、一般貨物の取り扱い増大に向けて、これまで以上に官民で知恵を出し合い、国内はもとより、今後の期待が大きい中国やロシアなど、対岸諸国も含めた荷主等に対し、情報収集に努めるとともに、小樽港をアピールする働きかけを強めていかなければならないと考えております。

次に、フェリー貨物に対する認識につきましては、北海道、日本海側と本州とを結ぶ、唯一のフェリー航路として、北海道の豊富な農水産品を本州へ安定的に輸送し、本州からは多くの生活物資が運ばれるなど、道内における重要な物流ルートとして定着しております。

小樽港にとりましては、ただいま御指摘ありましたとおり、取扱貨物の大宗を占めており、旅客部門や市内のホテルなども含めると、関連する事業者も非常に多岐にわたるなど、本市経済にとっても大変重要であると認識しております。

これまでもフェリーの運航会社の皆様とともに、ポートセールスなどの取り組みを行ってまいりましたが、昨年、新潟航路に新造船が投入され、ダイヤの利便性も向上されたことから、道内で集荷された農水産品などをその日のうちに出荷できるという利点を生かし、今後はさらなる取り扱いの増加に向け、道内を初め、関東、関西や新潟、北陸方面の荷主等に対し、新設した港湾振興課などが中心となり、情報収集や航路のPRを官民連携して行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽港に緊急で入ってきた客船の実績につきましては、気象条件等を考慮した船社側のコース変更に伴う突発的な寄港は、これまで数年に1回程度はありますが、直近では平成28年に2回、クルーズ客船が避難寄港をしております。

次に、小樽港のルートの安定性などをアピールすることにつきましては、台風シーズンなどは太平洋側の港湾に比べ、小樽港が荒天に大変強いことは寄港地選定の重要な要素であると考えております。したがって、これまでも小樽港の説明会や商談の場など、さまざまな機会を捉え、小樽港が天然の良港として荒天時でも比較的安全な港であることをクルーズ関連事業者に対してアピールをしてきたところであります。

次に、国内外に向けた小樽港のアピールにつきましては、これまでも小樽港の利用促進に向け、貨物の集荷やクルーズ客船の誘致など、国内外の荷主や船社等に対し、官民で連携し、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。

昨年新たに港湾振興課を設けたこともあり、今後も小樽港が天然の良港であることはもとより、道都札幌に隣接してアクセスが非常によく、対岸ロシアに近いことなど、道央圏の日本海側に位置する立地特性、多くのサイロ、倉庫などを有する多様な機能の蓄積と、豊富な荷役実績といった小樽港の優位性、さまざまなポテンシャルにつきまして、国内の荷主を初め、中国やロシアなどへのポートセールスなど、機会あるごとに広く情報発信をしてまいりたいと考えております。

次に、今後、指定保税地域をどのように考えているのかにつきましては、現在、第3号ふ頭にクルーズ客船を受け入れる場合、あらかじめ函館税関長の承認を得た上で、指定保税地域での業務に支障のない範囲で、指定保税地域内の一部を乗船客や観光バス等の通路などに使用しているところであります。

指定保税地域は、主に中古自動車や農機具等の輸出に利用されており、小樽港の利用促進に寄与しているものでありますことから、今後は駐車場など第3号ふ頭全体の旅客船埠頭施設としての整備に合わせ、第2号ふ頭などへの指定保税地域の移転について、函館税関小樽支所と協議を進めてまいります。

次に、小樽開発埠頭株式会社の設立経緯につきましては、昭和29年当時、第3号ふ頭では道産材のインチ材などを仮置きしていましたが、早急に上屋、倉庫を建設して、小樽港の発展に寄与するためには、起債などによる市の単独事業だけでは速やかな事業遂行が困難であることから、市と民間団体の共同出

資により、新たな会社を設立したものであります。同社に既設の埠頭に足りない施設の建設と経営を行わせることにより、公益性を考えた埠頭全体の経営向上を図ることを目的としております。

次に、港湾計画の改訂についてですが、まず第3号ふ頭における駐車場の確保につきましては、第3号ふ頭の基部側、17番岸壁の改良に伴い、支障となる民間上屋の撤去を予定しております。この跡地については、大型クルーズ客船が接岸した際の駐車場として有効活用が可能であり、将来的には必要なスペースについて確保できると考えております。

次に、港湾計画の改訂作業を一旦立ちどまると考えた理由につきましては、平成22年の港湾計画改訂の表明からこれまで、取扱貨物量が減少してはりましたが、近年、日本海側拠点港の選定、フェリーの新造船就航とダイヤの改編、港湾施設の維持管理計画策定の義務化などの情勢変化があり、新たな港湾計画の策定に当たって、それらを考慮してほころびが生じることのないよう十分留意していかなければならないという認識を持っております。

このような中で今、改めて貨物量の増加を目指した小樽港の将来像と目標を描く基本理念が必要であると判断し、これまで進めてきた計画改訂に向けた作業を一時中断することとしたものであります。今後は、小樽港の基本理念を作成した後、できるだけ早期に長期構想の策定と港湾計画の改訂作業を再開してまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂の早期実現についての認識につきましては、港湾計画改訂作業を進める中で、先ほど申し上げたような港湾にかかわる情勢変化が生じており、これらを踏まえた小樽港の方向性を明確に定め、港の振興はもとより、市内の経済状況を高めていくことが重要であると考えております。

このため、地元関係者と小樽港の将来像についての共通認識を図ることが重要であることから、今後は港湾業界などから多くの御意見を伺いながら、小樽港の方向性を示す基本理念を作成し、新たな港湾計画の早期改訂に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 再質問を何点かささせていただきます。

まず、少し驚いたのですが、市長の適格性のところで再質問します。

先ほど、文書の関係で5月31日の回答期限でという、公共交通の質問をしましたよね。何かとんでもないことおっしゃった。間違っていたらごめんなさい。5月31日回答期限で、5月31日から6月2日までは出張していたということでもいいのですね。だから6月2日に回答したと言ったと思うのですけれども、出張っていつわかったのですか。先に決まっているでしょう、こんなこと。それと、この5月31日の回答期限を打った文書は、いつ来ましたか。あのね、これは社会人のスケジュール管理の基本中の基本ではないのですか。こんなことできなかったのですか。

(発言する者あり)

そして、そんな支障がなかったと言ったようなのですけれども、これは社会のルールでは信用大失墜のことなのですよ。社会のルールで言うと。その自覚はありませんか。小樽市として組織同士で話をし、信用失墜したのですよ。まずこれが一つ目。質問というよりも、もう一度しっかり答えてください。

それともう一つが、予算について質問します。

私、第二の夕張、財政健全化団体にしてもよいとお考えですかと質問しました。要するに、中期財政収支見直しを受けて、それでも公約を中止ではなく中断するのか、そのままやるのかと聞いたのです。大きな方向性を示してくれませんか。トップとして。どちらなのですか。中期財政収支なのです。絶対優先なのです。それも含めて、このままでは枯渇するのですから、大きな方向性を示してくれませんか

ということをお聞きしました。

そして、予算についての再質問は二つ目が、いいですか、要するに、交際費を25万円増額したというのは、これは財政調整基金をさらに25万円崩したということなのですよ、もう、この現状は。そうすると今回の予算は何もかも、増額すれば財政調整基金を崩すという形に直結しているのですよ。ですから、それは市長は原課には削れと言ったのですから、このまま財政を痛めてまでも公約をやるのですかと聞いたのです。お答えください。

除雪について、これも再質問します。

びっくりしました。1番目に、どのように声が届いたのかお聞きしました。先ほど答弁では、声は届いています。行ったところで、何かいろいろな懇親の場でも聞いたのですよね。もう一度聞きますが、直接言われているということなのでしょうけれども、それは市長、あなたの支援者だけの会合か何かではないのですか。私、正直に聞きます。それは支援者の方なのではないのですか。

次に、2番目の質問。きめ細やかな除雪を掲げ続けますかと聞きました。そして、何かやはりわからないのだけれども、客観的な話が何もありませんよね。

そして、私はこうも言いました。実態が合わない、今の除雪が。そして、後援会の要望は聞くけれども、バスはとまりましたよねと言ったのです。市長が掲げる、もう限界なのですよ。もう一度、今、市民が困っている現実に合わせて、あしたからどうするのですか、具体的に。何度聞いてもわかりませんよ。今、困っているのですよ、市民の皆さん。それについてもう一度お答えください。

それと私は、改善、言いつ放しではなくて、党派として解決策、代案を出しました。いろいろな形で総合システムを入れますかと言いました。今は無理ですというような言い方をされました。なぜですか。3年たったのですよ。何か不都合等がありますか。隠しているものでもあるのですか。入れればいいのではないのですか。

関連事業者、誰とは言いませんが、その方たちが困るのですか、オープンにすると。システムというのは、情報公開システムそのものを否定するということは、開かれた市政ですと市長は言っているのですよ。ですから、再質問について反論がなければ認めたと考えますけれども、どうですか。二者択一でないと、なかなか答えてくれないから。

(「二者択一でも答えてくれない」と呼ぶ者あり)

そして次に、高島漁港区の是正措置です。

市長が顧問弁護士ということを言及したから、私が聞きます。私は、是正措置は原状回復しかないと思っています。そのことで、市長が言ったのですからね、顧問弁護士と話したのですよね。そうすると、顧問弁護士というのは、あくまでも市の施策とか方針に対する法的なチェックをする人なのです。だから政策や方針をつくる人ではないと考えているのですけれども、それでは、原状回復という、我々が、議会側が示している案は、顧問弁護士に提示しましたか。そして、顧問弁護士はだめだと言ったのですか。できるではないですかと言っているのに、顧問弁護士に聞いたのですね、こんな簡単なこと。

そして、この高島漁港区の再質問の2番目で、私は続けることを認めるのですかと聞いたのですよ。結局どうするのかわかりませんでした。もう一度言いますが、市が何もしないということは、聴聞とか言っているけれども、もう何か月たっていると思っているのですか。違法状態を追認してしまっているのですよ。それで、簡単に聞きます。まだ待てと言っているらっしゃるのですか。これ、2番目です。いいですよ、まだ待てと言っていますというなら、それはそれでいいです。

次に、この高島漁港の再質問をもう一つ。私たちは、もう仮定の話ではないと言っているでしょう。あえて聞きましょう。ということは、これはもう、ここまで延びたのは能力の問題ですか。それとも後

援会を優先しているからできないのですか。二者択一でお願いします。

そして、再質問、小樽港についてです。

私はいろいろと質問した中で、第3号ふ頭を客船でやることはだめだとかと言っているわけではありませんからね。それで、今の機能を他の地区でやるとすれば、当然、ところてんとかドミノではありませんけれども、他を押し出していくことになるのですよ。第3号ふ頭でも、もう今そうでしょう。いいことやっていて考えなければならない。そこで大丈夫なのですかと聞いたのです。

さらに聞きましたよね。例えば、指定保税地域を第2号ふ頭に持っていくとかと言いましたよね。開発ふ頭を中央ふ頭にしたら持っていくのですかとか、全体で青写真が完成しているのですかということ聞いています。そして、その説明では軽易な変更ということで、第3号ふ頭だけしかやろうとしないのではないかとしか聞かえようがないのですよ。これだけ後背地を持っているのに。

そして、要するに、今日まで、将来に向けて、一生懸命線引きをしてきたのですよ、小樽市頑張ってる。だから、なぜそれをとめるようなことをするのですかと簡単に聞いたのです。先ほど来、とめるわけではないと言っているみたいなのですけども、それではこれが質問です。手続の中断とは、何のことですか。よくわかるようにもう一度お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（1分経過）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願います。

私からは、まず除排雪の案件についての意見、支援者らの会合ではないのかという御指摘でありましたけれども、私が出席させていただいている会合、交際費のことも含めて公開しておりますというお話をさせていただいております。そのようなさまざまな会合や総会等の中でお聞きしているお言葉でございますので、支援者の会合という形でのものではございません。

またその後、もう一つ、きめ細やかな除排雪について掲げ続けますかということと、それに基づいて後援会からの要請としての話があったかと思うのですが、私自身、これからもきめ細やかな除排雪、一歩ずつ改善を進めていって実現をしたいというふうに思っておりますので、掲げ続けていきたいと思っております。

それに伴って、除排雪に対して後援会から言われているからだろうというお話がありましたけれども、後援会からの要請としては、1度も受けたことはございません。

（「そりゃあそうでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

初めに、市長の適格性の関係で、文書の返事がおくれたことで信用の失墜ではないかというようなことでしたが、まず中央バスからは、5月23日に文書を直接いただいております。先ほど市長からも答弁がありましたが、5月31日までという形、短い期間の中で、向こうからは、申しわけないけれども、こういう期日ということで文書をいただきました。

私、文書の回答の中で、庁内でやりとり等していたのですが、どうしてもその期日内に間に合わないということで、こちらから中央バスに、申しわけないのですが、期日以内には提出はできないという形は事前に了承を得ているところであります。

(発言する者あり)

そういった面では、失墜をしたのかと言われますと、事前にそういった提出が間に合わないことは御連絡して了承を得ているという形なので、失墜にはならないのかなと考えてはおります。

(「出張だからって言ったのかい、したら」と呼ぶ者あり)

次に、除雪の関係ですけれども、まず先ほど中村誠吾議員からシステムの関係で御質問がありました。それで、我々としまして、昨年、除雪の管理システムをつくりました。まずこれに現在の各路線の状況は入力しております。まずそういった中で、今、議員からも御提案がありました写真等の部分についても、写真の関連づけもできるという確認をしておりますので、まずは我々としましては、今、導入、完成しましたシステムを活用していくと。まずそこから始めていきたいと思っております。

あと1点、先ほど市民がもう限界で、市民が困っているので、まず何をするのかというような御質問がありました。これにつきましては、きょうも天候がいい中で、しばらく気温も上がってくるという中で、我々としまして、なかなかこの1月の状況と同じような除排雪はできるのかというのはなかなか難しいかと考えております。ただ、我々としまして、まず、しっかりと現場を確認して、その中で個々に何ができるかという部分是对応していきたいというふうに考えております。

(「排雪か除雪しかないしょ、できること」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私からはまず、高島漁港区の是正措置の問題でございますけれども、是正措置につきましては、港湾法第40条の2に違反構築物に対する措置ということで、先ほど市長から答弁いたしました当該構築物の撤去、移転、もしくは改築、または用途の変更ということで法律に明記されておりますので、原状復帰、撤去すれば結果的には原状復帰にはなりますけれども、原状復帰という言葉自体はないものであります。ですから先ほど申しましたとおり、この四つのどれかを選ぶ形になりまして、原状復帰ということを弁護士に聞いたとか、そういったことはございません。

それから、続けることを認めるのか、市が何もしないで追認しているのかということなのですが、この点につきましては、仮処分的な措置ができるかどうかについて弁護士に聞いたところでございます。建築基準法の場合は、仮使用制限とかそういう措置が法的に認められているところでございますけれども、港湾法のこの違反構築物に対する措置については、先ほど申しました四つの限定列举以外の措置はとれないということで、仮処分等の使用禁止を命ずることはできないと、そういったようなことの見解を顧問弁護士からもらっているところでございます。ですから、認めるのかと、積極的に認めるわけではないのですけれども、今の時点で使用禁止の措置をできるかと言えば、法的根拠がないからできないということでございます。

それからもう1点、仮定ではなくて、ここまで延びたのは、後援会を優先しているのか、職員の能力の問題かということですが、別に後援会の方に遠慮して何かということはありませんので、鋭意、担当の職員、努力してやってきたのですけれども、相手方に対する不利益処分ということ、それからこの行政手続法ということ、なれていないもので、一つずつ丁寧に総務部とも相談しながらやってきたので、ここまで延びてしまいました。ですから、そういう面で見れば、私たちがやはり遅かつ

たのだと、2択で言えばということになりますけれども、遅くなってしまったのは、私どもの責任があるのかというふうに考えているところでございます。

それから最後の、港湾計画のところでございますけれども、第3号ふ頭の整備につきまして議員がおっしゃっておられました、一生懸命線引きがされてきたというお話でございますが、それは平成26年の第3号ふ頭及び周辺再開発計画、それから27年の若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画ですとか、港湾計画の改訂に向けた基本方針案とか、そういったようなものを指しておられるというふうに思っているところでございますけれども、決してこれらの作業の成果というのを、ないがしろにしようとは、私どもは思っているわけではございません。このうち第3号ふ頭につきましては、中村誠吾議員も御指摘されておりましたとおり、港湾計画の軽易な変更によって、岸壁と泊地しゅんせつ、国の直轄事業で現在進めているところでございます。

もちろん港湾計画の改訂につきましては、この第3号ふ頭だけではありませんので、この軽易な変更をもって港湾計画全体の改訂を行わないとか、そういうことはもちろん考えておりません。もともとこの第3号ふ頭の事業というのは、市の事業として行うべきものだったところ、国のクルーズ客船の振興策によって直轄事業となったものです。それで早急に事業開始できるように、市としても速やかにその機会を捉えて、軽易な変更という形をとったわけでございます。本来でしたら港湾計画改訂というところだったのでございますけれども、国の直轄事業にすぐ対応できるようにということで、軽易な変更という形をとらせてもらいました。その辺は議会にも御説明したところでございます。

ですから、現状をきちんと分析して、小樽港の振興を目指した将来像と目標を描いて、港湾業界などから多くの御意見をいただいて、関係者の皆様と協議した上で、計画の改訂を進めていきたいということで、作業を一時中断したものでございます。

繰り返しになりますが、これまでの取扱量の減少傾向に基づきまして、そのまま縮小傾向につながるのではなくて、先ほどもありましたフェリーなんかも新しいダイヤになりましたら、早速、平成29年の状況で、正確な統計数字ではありませんけれども、例えば、新潟航路の移出でしたら、もう4割方ふえているとか、そういったような新たな情勢もございます。そういったような新たな港湾を取り巻く情勢を、変化を見て、そして少しでも将来に希望が持てる港湾計画に向けて取り組みたいというふうに私どもは考えておりますので、そのための猶予としてこの期間をいただきたいというふうに考えております。それで中断ということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、新年度予算編成についての関係での再質問にお答えいたします。

財政が厳しい中で公約を中断しないのかとのことでございますが、財政健全化に向けましては、歳出の削減というのは非常に重要でございます。ただ一方で、人口減少に歯どめをかけて、財政好転を図るような政策の展開というのも大切でありますので、公約の実現についても進めてまいるものであります。

○議長（鈴木喜明） 漏れというか、市長にお尋ねをしますけれども、第1点目の市長の適格性について、中央バスへの返答というところで、6月2日に返答はしたが支障はなかったと答えた。そこに中村誠吾議員は、信用失墜と考えるが、どう考えるのかというのは、市長にお尋ねになっているというふうに考えますので、もう一度市長からもその点についてお答えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れ、大変失礼いたしました。

先ほど建設部長からお話がありましたけれども、こちらに書類が届いてからその間、相手方との調整の中で、時間的な猶予が難しいということでお話をしてきたところであり、相手方とそのことに対して理解をしながら進めてきたところから、信頼失墜、信用失墜というところまでは至っていないのではないかと、私自身は認識をしているところでございます。

(「してるから文書来てるしょ、何言ってるの」と呼ぶ者あり)

(「答弁と違うでしょう、答えが」と呼ぶ者あり)

(「何だそれ」と呼ぶ者あり)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

○17番（中村誠吾議員） 再々質問をします。

私はどうしてもこの小樽市を倒すわけにはいかないので、気になりますから、予算にかかわって1点だけ再々質問します。

私はこのまま財政を痛めてまでも公約をやるのですかと聞きました。それで、なぜなら、生意気なようですけれども、政治家というのは現在の現状の認識を基本に政策を考えていかなければならないのではないかと私は考えています。市長も政治家です。その公約というのは、3年前の選挙時で考えたものではないか。公約は3年前に考えたものですね。これだけ状況が変わっているのです。3年前と今で財政状況に対する認識は変わっていないのかなと思っています。ですから、公約というのは、あくまでもできる範囲で丁寧に説明しながら進めていくものだと思いますので、3年前想定していなかった、ふれあいパス5,000万円とか、子供の医療費も含めて、ベースがふえてしまっているのですよ、市長。そのことを悪いと言っているわけではないのです。でも、第二の夕張にならないための具体策を持っているのですよねと、あれば示してくださいと言ったのですよ。

だから、方向性を示してくださいとも先ほど言いました。財政規律を守る、立て直すというのは当たり前なのだけれども、市長、本当にもう今、分水嶺なのですよ。もう枯渇するのですよ、財政調整基金。あなたがよかれと思って頑張ってるのは、全部財政調整基金から出ていくのですよ。もうないのですよ。そのことについてもう一度、認識、覚悟を話してくれませんか。

○議長（鈴木喜明） 説明員に答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再々質問にお答えをいたします。

中村誠吾議員からは、3年前と認識が変わっていないのではないかという表現が、今あったかというふうに思っております。私は3年前のときから今と同じ危機感を持っているという意味では変わっておりません。

(発言する者あり)

今、中村誠吾議員から、そのベースについてのお話は、3年前から変わっているだろうということについては、私自身も認識はしているところでございます。そのような中で、もちろん財政の状況の健全化を図っていくために、先ほどもお話したような効率化、今までも進めておりますけれども、例えば、ふるさと納税の推進や遊休資産の売却、徴収一元化の税外収入に伴う徴収やエネルギーコストの削減、その他さまざまな市役所の中において効率化やコストの削減等、いろいろ取り組んでいるところでございますが、残念ながらそこまでに至っていない現状ではあるというふうに思っております。

ですから、引き続きそれについてしっかりやっていくとともに、現在、小樽商科大学と人口減につい

での分析もさせていただいておりますが、やはり少なからず、この人口減をとめていくための前向きな政策等も打っていかねば、その人口減そのものがとまらないという状況で、先々においてもずっと負のスパイラルが続かぬという懸念もありますので、それに伴う必要な政策については、しっかり打っていきべきことは打っていく。そのことも含めてバランスをしっかりと見定めて、将来的に財政調整基金が枯渇をしないように市として努力をしていく必要がある。このように考えているところであります。

(「できないということですね」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 中村誠吾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時00分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○1番(秋元智憲議員) 平成30年第1回定例会に当たり、公明党を代表し、関係説明員に質問いたします。

現小樽市長にあつては、これまでの行政運営に幾度となく動議、問責決議、辞職勧告決議が提案され、可決されてまいりました。これまでの失政を考えても、市長の職を辞すること以外に、責任のとり方はあり得ないと考えます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

しかし、市民生活を考えるとき、行政運営について質疑、質問することが議員の職責の一つと考えますので、関係説明員に対して質問いたします。

初めに、市政運営と財政問題についてです。

高島漁港区での市の条例違反について、今月16日に行政手続法、小樽市行政手続条例に基づき、不利益処分の名宛て人に対して聴聞が行われましたが、状況について話せる範囲で説明願います。

また、市はどのような処分をしようとしているのか、改めて伺います。

昨年8月21日、コンプライアンス委員会から、いわゆる条例違反の通報に対して、通報対象事実あり、条例違反との報告があり、既に6カ月が過ぎました。今年度をもって許認可にかかわった職員で年度末に退職する方もいるようです。退職後は責任を問うことができなくなると認識しておりますが、責任をどう求めるのか説明してください。

平成30年度予算案が編成され、先日説明を受けました。予算編成のポイントとして、将来を見据えた諸課題への対応、財政健全化に向けた取り組みを引き続き継続し、必要性、有効性を検証し、事業を厳選したとのことです。一般財源収入見込みは335億3,000万円に対し、必要とされる一般財源は355億4,000万円であり、財源不足の20億1,000万円は予想されていたとおり財政調整基金から17億9,000万円もの多額の取り崩しを行い、その他2億2,000万円を過疎対策債ソフト分から充当し、収支均衡予算を編成しました。

本市の人口減少に伴う税収減は以前より予想されてきたことでありますし、地方自治体を取り巻く環境の悪化を見越して、平成12年には財政健全化計画、17年には財政再建推進プラン、19年には小樽市財政健全化計画を策定してきました。財政健全化の道はいまだ途上とはいえ、確実に回復へと向かって

いたものと感じます。

しかし、森井さんが市長というお役目について以降、全く財政健全化に対しての危機感が感じられませんが、少なくとも平成12年の財政健全化計画策定当時は、市財政の健全化を最優先に位置づけ、行政改革を行い、具体的な方策として人件費の抑制を掲げ、組織機構の見直しも視野に実施されてきました。しかし、昨年第4回定例会では、市の組織改革に伴う小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案が提案されました。人件費の増額見込みについても示されましたが、これまでの市の考え方である組織のスリム化や、事業の効率化に伴う職員の適正配置と人件費抑制の考え方とは逆行するため、否決されました。

もし議案が可決していた場合には、最終的に5,900万円の人件費増になっていたとのこと。平成32年度には、財政調整基金残高が枯渇する見込みであるにもかかわらず、余りにも無責任な財政運営ではないですか。これまでの組織のスリム化や事業の効率化に伴う職員の適正配置と、人件費抑制の考え方は踏襲するつもりなのか、それともやめるのか。今後、財政の健全化に向け、どのような考えがあるのか、小樽市の見解を伺います。

次に、市長交際費についてです。

昨年第3回定例会、第4回定例会で森井秀明市長に対する辞職勧告決議を提出、賛成した我が党としては、この予算の必要性、有効性はないと考えます。市長交際費については、これまで多々議論がありました。交際費の流用は地方自治法第232条に規定されているように、交際費については他の費用の流用または予備費の充用は適当ではないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとされています。しかし、昨年はこの流用を行ったために、議会でも問題となりました。ただ、今回の予算のポイントにもあったとおり、必要性、有効性を検証し、事業を厳選したということで、最低限必要、有効と判断した市民との対話について交際費の支出が必要だった会、会合、会議でどのような意見があったのか、主なものを説明してください。詳細については、予算特別委員会に資料として提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、水難救助体制整備事業費435万1,000円についてです。

質問するに当たり何度も説明を受けましたが、理解、納得ができませんので、改めて質問いたします。市が説明するように、人の命を救いたいという思いに全く異論はありませんが、今回購入予定の船舶において、これまで行ってこなかった海岸線のパトロールを行うとしています。しかし、他市ではこのような例はないといえます。海上保安や警察との協議なども行っていない状況です。装備の必要性についても否定はしませんが、まず銭函の海岸を訪れる方への注意喚起やパトロールを行うに当たり、関係機関などとの協議をするべきではないのか、考えを伺います。

また、このパトロールは、体制の維持も含め、将来にわたって継続していくことができるのか疑問が残るところです。実施については再考する必要があると思いますが、いかがですか。

次に、港湾計画改訂事業費20万円についてです。

そもそも市は、昨年港湾計画改訂の中断を突然決定し、議会でも事業を継続するよう求めていたにもかかわらず、議決された予算を執行しませんでした。今回の予算も港湾業界や関係機関から幅広く意見を聴取する懇談会等の開催としておりますが、これまで何度も業界、関係機関から意見は聞いてきており、昨年の議会でも、これまで積み上げてきたものは無駄にしないような答弁もしておりました。全く答弁と矛盾しております。説明してください。

次に、伍助沢の新たな雪堆積場の開設についてです。

初めに、現在ある市民のための雪堆積場について、所在地、過去3年分の受け入れ量についてそれぞれ

れお示してください。雪堆積場の開設予定の市有地は、長年利用されなかった土地であります。そもそもこの土地はどのような目的で取得した土地なのか、また、現在までどのように管理されてきたのか、経緯も含め説明してください。さらに、なぜ唐突に雪堆積場の開設を決定したのか、経緯と理由を伺います。

次に、予算の内容についてです。

予算内訳として、搬入路整備費と雪堆積場の管理経費の二つの項目になっているようですが、それぞれの予算額と主な内訳について説明してください。

また、財源について、一部にふるさと応援寄附金を充当すると伺いましたが、なぜ除雪費に充当するのか違和感を覚えます。理由を説明してください。さらに、雪堆積場の土地の面積、受け入れ想定量はそれぞれ幾らなのか、どのような試算をしたのか、根拠を示して説明してください。これまで雪堆積場など、除雪対策本部では費用対効果を検討されてきましたが、この伍助沢の新たな雪堆積場は適正な場所とは思えないようなところudur。この点について具体的に納得できるような説明を求めます。

次に、搬入路についてです。

この土地に接続する道路は、山道のように狭隘で、車両が1台しか通行できないような道路です。市街地からも距離があり、通行車両は余りなく、ほとんど補修されていないような管理状態です。搬入路整備はどのように計画されているのか、幅員、距離数、整備工事の内容について説明してください。また、山道のような道路は雪が吹きだまりになりやすく、常に除雪の管理が必要であると思います。また、安全面の対策はどのように考えられているのかお答えください。

次に、融雪時の影響についてです。

排雪された雪は、異物が混入し、土壌や水質に影響を与えることがあります。環境問題が注視されるようになってきた現在では、雪の堆積場といえども、土壌や水質管理も含めて融雪時の影響を検討する必要があります。予定地の近くには河川があり、土壌や水質の観点から、近隣の農業者や河川の流入先である海で仕事をされている漁業者などの関係者との協議はどのようになっているのか、これまでの経緯と内容について伺います。さらに、影響があった場合の保証についても協議されたのか伺います。

次に、議案第24号小樽市手話言語条例案についてです。

議案説明の中で市民に手話が言語であるとの理解を広げ、聾者や手話を必要とする人があらゆる場面で手話を使いやすい環境を整備することで、誰もが安心して安全に暮らすことができる地域づくりを目指すものとありました。同様の趣旨で手話を言語として普及させるために、手話言語条例を制定する動きが全国的にも広がっております。

北海道内では2013年に石狩市が最初に同条例を制定し、現在では名寄市、登別市、室蘭市、帯広市、旭川市、伊達市、苫小牧市、釧路市、赤平市の10市が制定されており、今後、さらに拡大する状況です。本市の現在までの状況であります。これまで手話に関しては窓口対応も含め、市の対応はどのようなものであるのか、お知らせください。また、この条例案を制定するに至った経緯についてお示してください。先進市である石狩市では、推進施策を実施しており、主なものとして、石狩手話教室の動画配信、手話の出前教室、手話学習のための教材づくり、市職員に対する研修会などがあり、研修会には議員も参加されたようです。

本市では今後、学校などの教育現場を含め、どのような推進施策を考えられているのか。また、課題や問題点、そして時期や体制について検討されていればお答えください。本年1月には、小樽ろうあ協会の米谷会長と懇談する機会があり、会長からは、市の窓口対応や議会での手話通訳などの要望があり

ました。今後、関係団体との協働が検討されると思いますが、先ほどの要望も含め、どのように考えられているのか見解を伺います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市政運営と財政問題について御質問がありました。

初めに、高島漁港区での条例違反についての不利益処分に対する聴聞の状況につきましては、行政手続法第20条第6項及び小樽市行政手続条例第20条第6項の規定により、審理の内容をお話しすることはできませんが、当事者の防御権を保証する上で、その意見陳述の機会が十分に与えられたかどうか、当該不利益処分の原因となる事実について、当事者の主張に理由があるかどうかなどを判断する上で、さらに当事者の意見陳述を促す必要があることから、行政手続法及び小樽市行政手続条例の趣旨を踏まえ、本件に係る聴聞を続行することとなりました。

次に、市はどのような処分をしようとしているのかにつきましては、高島地区袖護岸への係留に係る、平成28年6月1日付、運河護岸・物揚場護岸登録の取り消し、係船環設置に係る平成28年12月1日付、工作物等施工許可の取り消しと、平成29年1月31日付、施工期間の変更届け出書の承認の取り消し、浮き桟橋設置に係る平成28年6月1日付、港湾施設占用許可（水面）の取り消し、浮き桟橋設置工事に係る平成28年6月1日付、港内行事等許可の取り消し、観光船事業に係る建築物について、撤去、移転、改築または用途変更のいずれかの措置を命ずるものであります。

次に、条例違反に係る関係職員の責任につきましては、いわゆる一事不再理の原則がありますので、観光船事業に係る建築物に対する是正措置を行った後、条例違反が起因となる損害賠償義務が発生するかどうかなど、推移を見定めることにしておりましたが、関係職員には今年度末で退職する職員もいることから、今年度中には関係職員の懲戒処分や訓告等の措置を行ってまいりたいと考えております。

次に、組織のスリム化など、今後の財政の健全化に向けての考え方につきましては、昨年の第4回定例会における組織改革の案は、近年、複雑、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などの課題に対して的確に対応するという視点で提案したものであります。一方、厳しい財政状況が続く中においては、行政のスリム化や事業の効率化に伴う職員の適正配置と人件費抑制は、常に念頭に置かなければならないことと認識をしております。

次に、会費を伴う会合等での主な意見などにつきましては、さまざまな場面でいただいた意見は、どれも貴重で、同様に取り扱っており、会費の有無での整理はしておりません。そのため、参加した会合での主な意見をお知らせさせていただきます。

廃校となった校舎の活用検討について。小・中学生の各種行事への参加促進について。企業マッチング等の要請について。市内イベント間の連絡、連携、調整についてなどであります。しかしながら、特に資料として取りまとめていないことや、公表を前提とせず、忌憚のない御意見をいただいていることなどから、資料として提出することはできないものであります。

（「税金かけて行ってるんだから、メモくらいとるしょ」と呼ぶ者あり）

次に、水難救助体制整備事業費にかかわって、まず遊泳者への注意喚起や関係機関等との協議につきましては、市ではこれまで、事故が発生した銭函の海岸には危険性の周知と海水浴場での遊泳を促す看

板を5カ所に設置しているほか、来シーズンにはJR銭函駅から訪れる利用者に対する周知のため、離岸流などの危険性と海水浴場での遊泳についての周知看板を駅付近に設置する予定です。

また、小樽海上保安部や小樽警察署などの関係機関とは、これまでも合同訓練などを通じて協力体制について協議し、連携を図っているところであり、このたびのパトロールを含む水難救助活動につきましても、情報共有が重要でありますので、協議をしまいたいと考えております。

次に、パトロールを含む水難救助活動につきましては、銭函地区ではここ数年、死亡事故が発生しており、昨年も3名の若い命が失われておりますことから、人命救助の観点を第一に、本年から実施したいと考えております。来年以降につきましては、遊泳者の利用実態などを把握した上で、より効果的に実施をしまいたいと考えております。

(「市長辞めてライフセーバーやればいいしょ」と呼ぶ者あり)

次に、港湾計画改訂事業費における予算案につきましては、平成30年度における港湾計画改訂事業費の予算案20万円の内訳といたしましては、来年度中に小樽港の方向性を示す基本理念を、フェリーの新造船就航とダイヤの改編など、近年の港湾にかかわる情勢の変化を踏まえて、港湾業界などから多くの御意見を伺いながら作成する予定であります。この基本理念をもって今後の長期構想の策定や、港湾計画改訂の進め方を、改めて国土交通省や北海道開発局と協議をするための旅費として13万6,000円、また、基本理念を作成する際の資料作成に係る事務用品費として4万円、このほか、毎年道内で開催されている北海道港湾計画担当者会議に出席するための旅費として2万4,000円を計上しております。

このうち基本理念の作成に係る費用については、北海道港湾計画担当者会議の旅費を除く17万6,000円となっておりますが、これまで港湾計画改訂事業費で検討してきた小樽港の現状と課題や、長期構想策定委員会での意見などを十分に活用していくことで、これまでの費用は無駄にならないことから、昨年の議会答弁とも矛盾はありません。

次に、市民開放を行っている雪堆積場等につきましては、中央ふ頭基部雪処理場の所在地の主な地番は、港町107番1。受け入れ量は、平成26年度、約166万8,000立方メートル、27年度、約85万8,000立方メートル、28年度、約114万6,000立方メートル。幸1丁目雪堆積場の所在地の主な地番は、幸1丁目1番8。受け入れ量は、平成26年度、約30万6,000立方メートル、27年度、約13万1,000立方メートル、28年度、15万7,000立方メートル。望洋シャングツェ駐車場雪堆積場の所在地の主な地番は、朝里川温泉1丁目123番1。受け入れ量は、平成26年度、約33万7,000立方メートル、27年度、約14万5,000立方メートル、28年度、約21万9,000立方メートル。祝津豊井浜雪堆積場の所在地の主な地番は、祝津1丁目109番。受け入れ量は、平成26年度、約6万3,000立方メートル、27年度、約3万3,000立方メートル、28年度、約3万7,000立方メートル。平成27年度から開設した銭函3丁目雪堆積場の所在地の主な地番は、銭函3丁目520番4。受け入れ量は、平成27年度、約5万4,000立方メートル、28年度、約10万立方メートル。平成26年度で使用しなくなった御前水雪堆積場の所在地の主な地番は、銭函3丁目277番2。受け入れ量は、平成26年度、約10万2,000立方メートルであります。

次に、当該地の取得目的と現在までの経緯につきましては、当該地は、老朽化した焼却場の代替施設建設のため、平成3年度に取得したものでありますが、同施設建設に反対する声もあり、合意に至らなかったため同施設の建設を断念したという経過があり、遊休地となっております。その後、行政として利用する予定がなかったことから、平成25年度に一般競争入札として公募しましたが、売却には至らず、今日に至っております。

次に、雪堆積場の開設につきましては、私自身の公約として、市民の皆様が利用する雪堆積場の増設を掲げているほか、受け入れ量が多く、海上処理を行っている中央ふ頭基部雪処理場の受け入れ量の軽

減や色内ふ頭雪処理場の使用中止に伴う影響を抑えるため、中央地区に雪堆積場の開設が必要と考え、本市が塩谷4丁目に所有する遊休地を使用することについて今年度から検討し、平成30年度から開設することを決めたものであります。

次に、塩谷4丁目雪堆積場の経費につきましては、搬入路整備費については予算額970万円で、主な内訳は、雪堆積場に接続する市道、伍助沢丸山下間通線について、雪堆積場出入口から230メートルの路盤改良工事費が約820万円であります。

雪堆積場の管理経費については、予算額1,060万円で、内容は、受け入れた雪を堆積場内で造成するための委託費であります。

次に、除雪費へのふるさと応援寄附金の充当につきましては、ふるさと応援寄附金は総合戦略に掲げる四つの施策パッケージのうち、新規や拡大事業を中心に充当することとしております。除雪費につきましても、冬期間における円滑な道路交通を確保し、市民の快適な冬のあずましい暮らしを実現するための事業費でありますので、その中で新たな取り組みとして予算計上した市民の皆様が利用するための雪堆積場として、塩谷4丁目に開設するための経費にふるさと応援寄附金を充当したものであります。

次に、塩谷4丁目雪堆積場の土地、面積などにつきましては、使用面積が約3万平方メートルで、想定受け入れ量は約10万立方メートルであります。想定受け入れ量につきましては、市民の皆様の雪がどこから搬出されているかは特定できませんが、まず、地域総合除雪の排雪実績で、排雪路線から、塩谷4丁目雪堆積場までの距離が中央ふ頭基部雪処理場までの距離と同じか、それ以下の路線の過去5年平均の排雪量を積み上げますと、約4万立方メートルとなります。

また、市民の皆様が利用できる雪堆積場の過去5年平均での受け入れ量は約144万立方メートルであり、地域総合除雪の搬出量の約2.5倍であることから、先に積み上げた約4万立方メートルにこの2.5倍を掛けて約10万立方メートルと算出しております。

次に、塩谷4丁目の雪堆積場につきましては、雪の受け入れ量がほかの雪堆積場と比べ圧倒的に多い中央ふ頭基部雪処理場の受け入れ軽減や早朝の受け入れを可とするなど、市民サービス向上を目的としており、この点において中央地区に雪堆積場を開設することが有効であると考えておりますが、中央地区に雪堆積場として使用可能な一定程度の広さを有する土地を確保することが困難である中、塩谷4丁目の市所有地は現状において適地であると考えております。

なお、これまで検証を行った旧塩谷中学校敷地や新光5丁目雪堆積場については、いずれも地域総合除雪で排雪した雪のみを受け入れており、雪堆積場の新設経費と排雪距離が短くなることによる経費の節減効果を比較したものでありますが、この雪堆積場の対象が市民の皆様であるため、同様の手法で効果をはかることはできません。

次に、塩谷4丁目の雪堆積場に接続する道路の整備につきましては、この雪堆積場の出入口から230メートルの区間において、幅員5から7メートルの路盤改良工事を予定しており、それ以外の道道小樽環状線までの幅員6から7メートル区間で補修が必要な箇所について補修工事を予定しております。さらに、出入口から道道までの区間にLED防犯灯を10基設置する予定であります。

次に、塩谷4丁目の雪堆積場に接続する道路の除雪につきましては、除雪対策本部職員や地域総合除雪業者のパトロールを強化し、通行車両などの安全確保に努めてまいりたいと考えております。また、緊急対応が必要な場合は、雪堆積場で作業をしている除雪機械などによる対応についても考えてまいります。

次に、関係者との協議につきましては、塩谷4丁目の雪堆積場に隣接する町会や小樽市漁業協同組合には、昨年中に新設の雪堆積場では市民の皆様が排雪した雪のみを受け入れることを説明し、理解を得

ております。なお、近接する河川については水質調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、影響があった場合の補償につきましては、隣接する町会や小樽市漁業協同組合との打ち合わせなどの場で、雪堆積場開設に伴い何らかの影響を及ぼした場合の補償方法などについては打ち合わせておりませんが、受け入れ対象が市民の皆様が排雪した雪のみであることから、影響は少ないものと考えております。まずは、隣接する町会や漁業者の方々に御迷惑をおかけしないよう努めてまいります。

（「いやいや、そういう話じゃないしょ」と呼ぶ者あり）

次に、議案第24号小樽市手話言語条例案に関し、これまでの手話に関する窓口対応を含めた市の対応につきましては、本市におきましては、依頼に応じて手続等を支援するため、手話通訳者が窓口に同行して通訳を行うほか、市が主催する行事、講演会、通院や社会参加活動のための手話通訳者の派遣も行っております。さらに、福祉部に配置している聾唖相談員が各種相談に対応しております。また、手話奉仕員養成のための入門、基礎、中級の各講座を開講し、市民の皆様到手話を学ぶ機会の提供を行っているところであります。

次に、条例制定の経緯につきましては、平成23年、国において障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されました。このことが聾者が社会参加していくための大きな変革となり、平成25年には、鳥取県で全国初の手話言語条例が制定されました。全国的に条例制定の機運が高まる中、本市では、平成26年第4回定例会において、小樽ろうあ協会が提出した要望書に基づき、国に対する「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を求める意見書が小樽市議会で可決され、私自身も平成28年には全国手話言語市区長会に参加し会員となりました。

その後、小樽ろうあ協会など手話に関係する団体の皆様より条例制定の要望が寄せられたことから、本市といたしましても、市民の皆様到手話に対する理解を深めていただくことが必要であるという認識のもと、関係する団体の皆様との検討を重ね、このたび条例案を提出するに至りました。

次に、条例制定後の推進施策等につきましては、今後、条例に基づく施策の推進方針を作成し、手話に対する理解及び普及に関する施策、手話の使いやすい環境づくりに関する施策などにつきましては、関係団体の皆様の御意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。課題などはこれから出てくるものだと思いますが、まずはいかにして多くの市民の皆様到手話に対する理解を深めていただくかということが重要であり、各種施策を実施する時期や体制は今後施策の推進に御協力いただける関係団体と協議をしてまいります。

次に、小樽ろうあ協会からの要望を含めた私の見解につきましては、本市の窓口職員に対する手話研修会の実施や議会の傍聴を希望する場合の手話通訳者を配置することなどは大変重要なことであると認識をしております。私といたしましては、ろうあ協会や関係する団体の皆様方の御意見や御協力をいただきながら手話の使いやすい環境づくりのために着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、防災について質問いたします。

近年、毎年のように地震や台風など自然災害が頻発し、地域によっては火山の噴火による被害も起こっております。自治体によっては、住民の安心と安全を守るために地域防災計画や避難計画などを策定するとともに、日ごろから住民に対して防災意識の向上や情報の発信がこれまで以上に重要になっているものと感じます。

昨年12月に、政府の地震調査委員会は、北海道東部の十勝沖から択捉沖の千島海溝でマグニチュード9クラスの超巨大地震が、30年以内に7%から40%の確率で起きるとの予測を発表しました。マグニチュード9クラスといえば、東日本大震災に匹敵する大きさであり、南海トラフ巨大地震のように千島海溝に沿う形で、十勝沖、根室沖、色丹、択捉沖で連動して巨大地震が起こる可能性も出てきたと言えます。過去のデータからも小樽市は災害の少ないまちとの感はありますが、日本海側でも平成5年、マグニチュード7.8の北海道南西沖地震が発生し、奥尻島には最大21メートルの津波が押し寄せ、地震、津波が原因で亡くなった方は230人にも上り、一瞬でとうとい生命が失われました。平成18年、災害時要援護者の避難支援対策に関する検討会が発表した災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、全国の自治体で具体的な議論が始まったものと認識をしております。

本市においても、計画策定に向け議論を重ねてこられました。当時は予算の問題や進め方などで時間がかかっている状況でありました。その後、計画策定に係る予算も議決され、順次進められてきましたが、計画策定より10年が経過しました。その後、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、防災施策において特に配慮を要する方を要配慮者とし、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成を義務づけること等が規定されました。そこで、現在の避難行動要支援者の対象者数と登録者数を説明してください。

制度の実施当初は、対象者に対し登録者が少なく、制度周知の問題、個人情報の問題などがありましたが、現在、登録に当たりどういった傾向が見られるのか、また、その対策について説明するとともに今予算で計上された関連予算の説明をしてください。

次に、平成23年に提案し、導入された被災者支援システムについてです。

以前にも述べましたが、このシステムは阪神淡路大震災で被災した西宮市が開発し、平成21年からは総務省から全国の地方公共団体にCD-ROMが無償配付されました。特徴は地震や台風などの災害発生時に、地方公共団体の業務を総合的に支援することを可能にし、迅速に各種手続ができることです。昨年10月にはシステムのバージョン8が公開されましたが、更新はその都度行われているのでしょうか、お知らせください。今後は、避難訓練と同時に運用テストや証明書発行のテストなど、積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

次に、防災訓練についてです。

これまで町会が主体となり、特に沿岸部に位置する町会で防災訓練が行われてきました。私も以前に高島地域で行われた町会の防災訓練に参加しましたが、当時の総務部長みずから参加し、車椅子を押し、現実はどういう問題や課題があるのか大変参考になった、自分で体験しないとわからないものですねと話していたことが大変印象的であり、災害時に率先して市民を守る職員として日ごろから訓練に参加することは大変重要と考えます。これまで町会や団体で行われた防災訓練に災害対策室以外の課の職員がどのように関わってきたのか、具体的に説明してください。また、近年の町会や団体主催の防災訓練の実施状況と防災訓練支援事業予算25万円の内訳について伺います。

次に、職員動員計画に関連して伺います。

小樽市地域防災計画を見ると、地震の震度により第1次、第2次、第3次非常配備体制に分かれており、震度4以上は自主参集となっております。災害発生時、自治体職員は市民の生命を守るために行動し、災害状況に応じた適切な避難指示や場合によっては救助活動などを行わなければならない、日ごろから災害を想定した訓練は欠かせないものと思います。これまでの職員の災害対応能力の向上を図る訓練や自主参集訓練はいつどのような形で行われたのか、今後のスケジュール等、考えがあればお知らせください。

小樽市地域防災計画で職員の業務分担について明記されており、部署ごとに指示系統、業務内容も計画上は明記されているものの、毎年、管理職員の人事異動により自分の役割を理解する前に異動してしまう状況では、万が一、災害が発生した場合に、誰が見ても危機管理上、大変問題があると考えますが、問題がないのであれば根拠を示して説明してください。

次に、防災拠点についてです。

災害発生時、全ての拠点となるのが本庁舎であり、職員も参集することになっており、行政手続も行われるため、拠点としての機能が維持されていることが大前提になるものと考えます。総務省の調査によれば災害対策本部が設置される庁舎等の耐震状況は市町村1,741団体中1,327団体で76.2%の庁舎が耐震化されており、耐震化されていない414団体でも337団体で耐震化された施設が代替庁舎に指定されております。

2016年4月16日に発生した熊本地震では、熊本県宇土市の市役所本庁舎が倒壊のおそれがあるとして市庁舎横の広場にテントを張り災害対策本部を設置するという状況であったことを考えても、防災拠点整備は急務です。本市の本庁舎も既に建設から50年以上が経過し、隣接する消防庁舎も35年以上経過しております。他の公共施設の老朽化が進む中、防災拠点としての機能確保と代替施設の考え方も含め説明してください。また、行政情報のバックアップについてはどのようになっているのか、伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、避難行動要支援者の対象者数と登録者数につきましては、平成30年2月時点における対象者は3,071人であり、そのうち登録者は967人となっております。

次に、避難行動要支援者の登録に当たっての傾向とその対策につきましては、現在の避難行動要支援者の制度で登録された方の割合は約31%となっており、制度開始当初の災害時要援護者の約20%と比べると若干高い傾向となっております。

なお、登録を見送られた方々から理由の聞き取りはしておりませんので、登録率を高める対策については具体的な考えを御説明できる状況にはありません。

ただし、避難行動要支援者名簿は、掲載された方の情報を消防や警察、民生・児童委員の方々へあらかじめ伝えておくこととなりますので、掲載している諸事情を知られたくないとのことで登録を見送りたいと連絡を受けたケースもございました。また、平成30年度に計上した関連予算につきましては、新たに対象者となった方々に対しての案内文書の作成費用や郵送費用などとして33万3,000円を計上しております。

次に、被災者支援システムの更新と運用テストなどの取り組みにつきましては、更新情報を確認した場合には随時更新を行うとともに動作確認を実施しております。また、運用テストなどの取り組みについてですが、今後、指定避難所の開設訓練及び運営訓練を行う際には運用テストなどを組み込んで実施してまいりたいと考えております。

次に、町会等で行われてきた訓練への災害対策室以外の課の職員のかかわりにつきましては、職員が自主的に参加した訓練や参加人数については抑えておりませんので、お示しをすることができません。職務として参加した訓練といたしましては、平成26年に石山町会が2日間にわたり実施した図上訓練に建設部都市計画課の職員が参加し、土砂災害のおそれがある地形や危険箇所の範囲に関する説明などを

行い、参加された方の防災意識の向上を図ったところであります。

次に、近年の町会等が主催する防災訓練の実施状況につきましては、直近5年間における実施回数と参加者数で申し上げますと、平成25年度は7回、1,149人、26年度は4回、420人、27年度は5回、442人、28年度は4回、604人、29年度は4回、282人となっております。また、防災訓練支援事業の内訳につきましては、図上訓練に使用する地図の印刷製本費に1万6,000円、資料作成のためのコピー用紙やトナー等を購入する消耗品費に16万8,000円、訓練に参加される方を対象とした傷害保険料6万6,000円となっております。

次に、職員の災害対応能力を向上させる訓練や自主参集訓練の実施状況等につきましては、職員の災害対応能力を向上させる訓練は、職員研修の中で職員参集基準の周知や震度6強の地震が発生した際の被害状況を予測し、とるべき行動を考える図上訓練を実施しております。また、自主参集訓練につきましては、平成20年1月に管理職以上を対象として早朝の地震発生を想定し実施した以降は行っておりませんので、今後、実施の時期や訓練内容等について検討してまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画上の業務分担と人事異動につきましては、管理職である職員はポストが少ないことから、基本的には係長職以下の職員よりも異動サイクルが短くなりますが、いつ発生するかわからない災害に備えるためには、異動後早い時期に地域防災計画上の業務を把握する必要がありますので、毎年、人事異動後に管理職のみならず全職員に対し、災害発生時初動活動及び災害対応における職員としての心構えについて周知徹底を図っているところであります。

次に、防災拠点としての本庁舎の機能確保につきましては、本市の地域防災計画に災害対策本部の設置場所を耐震性のある消防庁舎6階講堂と定めております。講堂は災害対策室に隣接しているため、避難指示や避難勧告など市民への情報発信が迅速に行えるほか、会議スペースも確保でき、さらには消防本部に集まる情報も確認しやすいことから、現状では対策本部を設置する場所として適切であると考えております。

また、消防庁舎が被災した場合の代替施設につきましては、施設の特定には至っておりませんが、勝納町にある消防署など、耐震性があり被害情報の収集のしやすい既存の公共施設を候補として具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政情報のバックアップにつきましては、戸籍情報、その他の住民情報や税、介護や医療保険などの基幹系情報及び財務会計や人事、給与などの内部系情報は、いずれも市外のデータセンターに設置されたサーバーにデータが保管されておりますので、庁舎が被災しても被害を受けないようにしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 行政評価について伺います。

行政評価は1980年代に欧米で始まり、我が国においては1995年、三重県で行われた事務事業評価が初めと言われております。各自治体における行政評価の導入目的は、行政の効率化や職員の意識改革、市民満足度の向上などですが、全国の自治体では導入から年数を経てマンネリ化や職員の評価疲れ、当初の目的を達成したとして行政評価自体を廃止するところもあるようです。また、評価手法や目的が曖昧なために職員への理解や浸透が期待していたほどではなかったなど、さまざまな課題も出てきております。試行から6年が経過し、その経験や市民ニーズの変化などを踏まえ、今後目指すべき方向

性をどう考えているのか伺いたいと思います。

今言ったようなほかの自治体で起きているような問題はないのか伺います。

また、職員の制度理解や趣旨の理解がどの程度進んでいるのか具体的な例をもとに説明してください。

次に、施策評価についてです。

平成28年度から導入した本市外部評価では、公募で選ばれた市民が委員となり、2年の任期で試行という形で評価を行ってきました。平成29年10月17日付の小樽市行政評価市民会議の報告書や議事録も読ませていただきましたが、各委員の皆さんが市民目線での意見、評価をされていて、それ自体は市民と行政との協働の観点では大変に意義のあることと感じます。しかしながら、小樽市行政評価市民会議がまとめた小樽市行政評価報告書では、任期1年目は施策評価や市民会議の進め方などに関して大勢の意見、その他の意見という形で市民の視点からの意見を取りまとめ報告し、2年目は意見の提示だけではなく市民会議としての意見の取りまとめと評価判定を行う方法を模索しました。結果としては、いずれの施策においても市民会議としての評価判定には至らなかったとしています。

まず、施策評価を実施する原部、原課として、施策を評価するに当たり、市民会議にはどのようにかわってきたのか説明してください。また、判定に至らなかったことについて、どう改善を図るつもりなのかお答えください。

次に、評価委員についてです。

本市の行政評価市民会議は、議長を除いて9名の市民公募で選ばれた方々により評価作業を行ってきました。外部評価委員の構成は、他市を見ると、住民主体型、専門家主体型、住民・専門家の混合型などがありますが、本市は住民主体型の委員会制をとっております。それぞれの委員構成のメリット、デメリットについて説明し、市として住民主体型を選んだ理由についてお答えください。

次に、評価の視点についてです。

平成27年度まで行われてきた行政評価の視点は、事業評価において市が実施する妥当性など、事業の優先性、緊急性、事業の有効性、事業の効率性であり、28年度は施策評価とそれまで行ってきた事業評価の視点で評価が行われました。しかし、29年度になると評価の視点がかなり簡略化され、施策目標の達成度を判断するために重要な事業評価の視点がほぼ削られております。なぜ、このような形になったのか、理由を説明してください。

一般的に外部評価は公平・公正な視点による評価が可能になり、中立的な判断、評価結果を導き出せるものと考えますが、外部評価導入に当たり幾つか課題があるとも思っております。その一つとして、今回、行政評価市民会議の方々が指摘しているように、「施策や構成事業の目的や目指すべき方向性の明確化や、評価の根拠となる成果指標や目標値設定の工夫、さらに行政評価をも想定した総合計画の策定などが必要と考えます」とされ、このことから準備が十分でない中、外部評価が行われ、事業の判定に至らないという結果を招きました。

以前から行政評価について質問し、提案してきましたが、本市で初めて外部評価を導入するに当たり、何もノウハウもない中で施策評価を行うことには無理があるのではないかと感じていましたし、担当者にもその意見は伝えてまいりました。会派として視察した他市を例に挙げ、議論もしましたが、その中で評価手法が有識者からも評価されている大野城市を参考にし、フルコスト計算書診断を用いた評価のような制度の確立も要望しました。フルコスト計算書診断は、決算データをもとに収支をまとめたシートを利用した事業評価であり、視察の際もその効果や実績も伺うことができました。また、大野城市では外部評価として第三者評価方式を導入。質の高い公共サービスの提供と効率的な行政運営をするツールとして定着しているといえます。

本市においても、市が行う一つ一つの事業が、社会の変化や市民ニーズに対応できているか、費用対効果の観点から妥当な事業なのかを見きわめ、より質の高いサービスを市民に提供するためにフルコスト計算書を用い、事業費の妥当性、人件費の妥当性、場合によっては受益者負担の妥当性までも診断し、これから展開する政策、施策、事業に結びつけていくことが重要であり、今後も歳入の減少が見込まれる本市では、事業を見直す視点として今まで以上にシビアな評価を実施するべきだと考えます。

評価委員も、これまでの市民公募委員に加え、専門知識を有した委員の選定を念頭に、例えば行政書士や企業経営者、コンサルタント等の方々にも入っていただき、これまで行ってきた外部評価をより質の高い、よりよいものに進化させるべきときではないのかと思います。有識者を含めた市民と専門家の混合での委員会の実施を行い、小樽版行政評価システムを構築することを提案しますが、市の考えを伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、行政評価について御質問がありました。

初めに、試行から6年が経過しての今後の目指すべき方向性につきましては、次期小樽市総合計画策定の基本方針において、成果を重視した目標管理型の市政運営を推進するため、行政評価と一体となった計画の運用の仕組みを構築することとしております。このため、平成28年度及び29年度に行った施策評価の実施結果を踏まえると、成果指標の不足などにより的確に評価できないという問題もあることから、指標の充実を図るなど行政評価の仕組みの再構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政評価を続けてきた中で生じた問題につきましては、これまで事業評価調書の書式を頻繁に見直したり、施策評価を新たに導入するなど試行錯誤を繰り返してきたため、評価手法についての職員への浸透、定着がまだ不十分な面もあることや、評価調書の作成に時間を要するなど職員の負担感が少なからずあることへの懸念を感じております。

しかしながら一方で、これまで314事業の事業評価を実施し、要改善など何らかの見直しをすべきと評価をした87事業のうち、評価に内容に沿った見直し等が平成28年度までになされたものは56事業あり、職員の事務事業の点検、見直しに対する意識の向上に一定程度寄与できたものと考えております。

また、施策の評価の導入に際し、評価の過程に市民会議を設置し、市民と所管部局職員が施策について直接対話する機会を持つことなどにより、改めて行政評価制度自体や施策における事業のあり方などについて、市民目線での新たな視点に触れることができたものと考えております。

次に、行政評価市民会議における施策の所管部局のかかわり方につきましては、まず市民会議では、各所管部局から一時評価を行った評価調書に基づき、施策の概要や取り組み内容、評価の理由などを説明し、その上で委員と所管部局とで直接質疑応答を行いました。その後の意見等の取りまとめと評価につきましては、所管部局が退席した後、当該会議の委員のみで行いました。

また、評価判定に至らなかったことに対する改善策につきましては、当該市民会議からも評価判定の根拠となる適切な成果指標が不足していることが大きな要因として指摘をされておりますので、現在進めております次期総合計画の策定において、施策目標に対する達成状況をより的確に効果測定ができるように、さまざまな成果指標の洗い出しを行いながら、適切な設定となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、外部評価における委員構成のメリット、デメリットにつきましては、住民主体型のメリットと

しては、行政評価の透明性の確保が図られるほか、市の取り組みに対する満足度など市民の視点からの評価を多く得られるものと考えられます。また、デメリットとしては、一般的には行政運営上の必要性を十分理解した上での評価や統計的な分析、他都市との比較など専門的な見地からの評価は得られにくいことなどが考えられます。

一方、専門家主体型につきましては、おおむね住民主体型とは逆のメリット、デメリットがあるものと考えられます。

さらに、住民・専門家の混合型につきましては、ただいま申し上げました双方のメリットを期待できると考えられますが、評価を行う会議において、視点の違いから議論がかみ合わないなどのデメリットが考えられます。

また、本市が住民主体型とした理由につきましては、施策評価の導入目的の中で、市民への説明責任の確保と職員意識のさらなる醸成を掲げており、市が実施する評価の過程に市民参加の場面を設け、その場面において市民と直接に対話し、業務改善に対する職員意識の醸成、向上を図ることを目的としたためであります。

次に、評価の視点につきましては、施策評価の導入に当たっては、これまでの事業評価による個々の事業単位での評価では複数の事業における優先性などの比較検討が困難であるため、事業のスクラップアンドビルドがなかなか進まない状況にありました。このため、評価の視点を事業から施策レベルに上げ、施策目標の達成状況を点検することで、施策を構成する事業間の比較検討を行うこととなり、事業のスクラップアンドビルドを進めることが可能になると考えております。この施策評価の過程でそれぞれの事業の優先性や緊急性、有効性、効率性等を考察することになるため、施策評価においても事業評価の視点は削られていないものと考えております。

次に、有識者を含めた市民と専門家の混合での委員会の実施につきましては、依然として厳しい財政状況の中、これまで以上に行政資源の効果的な配分と効率的な行政運営を求められていると認識しており、今後とも行政評価を有効に機能させていくことが重要であると考えております。このため、行政評価の仕組みの再構築を図る際には、先ほども申し上げましたとおり、施策目標に対する達成状況をより的確に効果測定できる成果指標の設定に努めるほか、外部評価委員会などのあり方を含む評価手法についても検討を進め、次期総合計画の成果指標と連動した目標管理型の行政評価システムの確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、除排雪について質問いたします。

初めに、今回我が党の代表質問を行うに当たり、特に除排雪については市民からたくさんの意見、苦情が寄せられているので、さまざま情報提供、資料要求を原課にお願いしました。

しかしながら、排雪量や除排雪路線に関する数字は出していただいたものの、肝心の排雪路線の協議日や保留になった路線、実際の排雪実施日などの資料を求めましたが、協議した路線は全て排雪しているので資料は出せない、口頭で伝えるとのことでありました。

結局、そのやりとりが数日間続き、やはり出せないのではと報告がありましたので、あとは情報公開制度にのっとり開示請求する旨伝えたところ、最終的に資料として出すとの返答がありました。結局、資料の分析が間に合わず、今回、代表質問で取り上げられませんでした。

情報開示どころか情報の隠蔽であり、小樽市自治基本条例第5条情報の提供、第6条情報の公開の趣旨、条文に反し、情報公開制度にも反します。議員の調査権をも侵害するものです。誰の判断でここまでおくれたのか説明し、その理由も説明してください。

市民生活に直結する除排雪に関連し、会派代表質問で質問できなかったことに対し、小樽市として見解を示してください。

次に、今定例会で平成30年度予算が示され、森井さんが就任後初めて当初予算で除雪費14億2,770万6,000円が計上されました。きめ細やかな除排雪をキャッチフレーズに当選した森井さんは、ことごとく市民の期待を裏切る結果となっていることは、これまでの議会議論を聞いていても明らかであり、冬期間における円滑な道路交通を確保し、市民の快適な冬の暮らしや市内に関連する経済活動を着実に支えるため、効率的な除排雪を実施との事業内容とはほど遠く、除排雪の混乱は現在も続いております。

先日、原課に問い合わせ確認したところによると、平成29年度の排雪計画路線数は769路線となっており、1月30日時点で排雪を実施した路線は134路線、割合にして17%、排雪量は12万6,164立方メートルとのことです。ことしは年頭から穏やかな気象が続いておりましたが、その後まとまった降雪も何度かある中で、いつ排雪が入るのかとの苦情が多々ありました。道路状況からも排雪17%は非常に少ないのではないかと思います。直近5年で1月末時点の降雪量、排雪量、排雪路線数について説明してください。

また、ステーションごとに排雪計画延長を1種、2種別にお知らせください。

排雪計画路線と排雪量についても説明してください。

市民は必ずしも除排雪が以前よりよくなったと感じている方は少ないと思いますが、2月1日の記者会見の森井さんの話では、平成26年以前より一つずつ改善は図られていると言っており、以前は「私見の範囲ではありますが、道路がお椀のような状況になっていて、車同士がすれ違えない、また、住宅街等において、車が埋まって身動きが取れないような状況というのが多発をしていたと感じているところがございます」と話していますが、がたがた路面の整正を始めた27年度除排雪について、小樽市行政評価報告書で、市民の方がバス通りの中でも非常に狭い路線について除雪後、常にすり鉢状になっており、歩行にも危険を伴うので、より細かく目配りをするべきであると指摘しているように、この問題は永遠の課題であり、森井さんが、26年以前は悪かったが、27年度以降は改善されていると感じていることに市民意識との乖離を感じます。

また、住宅街で車が埋まって身動きがとれない状況が多発していたといいますが、除雪対策本部としてこのようなことは把握していますでしょうか。把握していればその内容や時期について説明してください。大雪のような非常時なら別ですが、仮に平常時でこのようなことがあれば議会でも問題になっていでしょうし、今後の参考にしたいと思いますので、そのときの対応についてもお知らせください。

次に、今月2月2日からの中央バス山手中通線の運休に関連し、伺います。

本市では、昨年1月にも最上線と山手中通線が迂回や運休になるなどし、市民の方いわく、既に人災だとまで言われる方もいます。昨年に続き、大雪でもない状況で2年連続でバス路線が運休になるなど、平成26年以前は聞いたことがありません。パトロールを強化した割には全く効果がないと感じます。効果が出ていない以上、パトロール強化の予算をほかで使うべきです。考えを伺います。

過去にバスが運休になった事例について、時期と当時の状況について説明してください。

また、今回、山手中通線が運休になるまでを時系列で説明するとともに、市のパトロールはどのような判断をしていたのか、中央バスからの要請はいつの時点であったのか、この路線では1月の中旬には既に1車線になっている場所が数カ所あったにもかかわらず、排雪しなかった理由は何なのか説明する

とともに、最終的に誰の判断でこのような状況になったのかお聞かせください。

仮に、除雪対策本部として判断した結果であれば、平常時に危機を回避できなかった市の危機管理は破綻していますし、以前から言われているように、最終判断を市長がしたのであれば2年連続の大失態であり、市民の安全と安心を守るべき行政運営の破綻です。説明してください。

次に、市民からの苦情から何点が質問します。

一つ目は、雪山の高さと道路幅についての苦情ですが、最近の除雪は道路の両脇に雪を積み上げていく人力での歩道の除雪ができないために、歩道がたがたで高齢者が歩くのに大変で、よく転んでいる人を見かける、除雪が入っても雪山を縦に切り取っていくので雪山が高いまま残され、崩れてこないか心配だ、その後に雪が降るとすぐに道路幅が狭くなるという苦情です。

昨年、市からの説明では、雪が降った場合、初めにかき分け除雪を行い、道路の両端に雪を積み上げ、雪山の高さの基準は事業者との話し合いで1.75メートルとするということでありました。しかし、市内の雪山は1.75メートルどころか、信号や道路標識の高さまで積み上げられているところが多々見受けられます。なぜこのような状況にしているのか説明してください。また、市民の方が心配しているように、いつ崩れてもおかしくない状況で危険だと感じています。雪山を高く積み上げる現在の方法は見直すべきと考えますが、今後どのように対応するつもりなのか伺います。

二つ目に、花園小学校、菁園中学校周辺の除排雪の苦情です。

例年、小・中学校の始業式に合わせて除排雪を行ってきましたが、昨年は対応がおくれ、児童・生徒たちは通学路を車と雪山で狭い道を通って学校に向かう状況があり、除雪懇談会や議会でも問題になったこともあり、対応したもの、一部地域で始業式に間に合わなかった場所もあったと思います。私も市民からの苦情を受け、現地を確認後、担当に伝えました。担当者から数日後返事がありましたが、内容は、1月に一度排雪に入っているのとのことでした。路線の種別を確認したところ、すぐにはわからず、その後、第2種路線であることがわかりました。要するに、現在の市の考え方は、路線の種別や通学路、危険な状況などは考慮されず、一度入ったのでしばらくは入らないと言っているように感じました。そういう考え方で間違いはないか確認します。

ちなみにこの路線は、2車線が1車線になり、両脇に雪山が積み上がり、歩道もないため通学路としては大変に危険であり、大人でさえ小路から出てくるのが確認できないほどです。担当者は上司と確認後、必要であれば、部分的に対応するとのことでしたが、私が伝えてから何日たっていたのでしょうか。これで市民の安全を守れると考えているのか伺います。

また、なぜこれまで議会で指摘されている除排雪方法について、聞く耳をもたないのか理由を説明してください。

次に、ステーション会議についてです。

現在、市内七つのステーションではどのような意見があるのか、大変気になるところです。市民からの苦情を受け、説明し、対応していくということも行ってきたわけですが、しかし、さまざまな会議などを通して事業者から挙げられてきた意見は排雪をとめられた、ある程度判断できるようにしてほしいなどの内容であり、それらの点では改善が図られたのか伺いたいと思います。また、今年度開催されたステーション会議でどのような意見があったのか、開催状況とあわせてお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、要求資料の提出のおくれにつきましては、排雪路線の決定に当たっては、まず各ステーションが市の担当者と打ち合わせを行った上で、除雪対策本部へ排雪の候補路線が示された協議簿を提出し、その後、市の担当者や管理職が現地を確認し、最終的に除雪対策本部として決定しますが、その過程において、担当者段階や管理職段階で見合わせる場合などさまざまなケースがあり、不確実な資料をお示しすることはかえって混乱を招くと除雪対策本部として判断をしたものであります。

(発言する者あり)

次に、会派代表質問できなかつたことに対する小樽市としての見解につきましては、初めに要求のあった資料は協議過程の不確実な資料であり、正確な議会議論に影響を及ぼすものと判断し、お示しすることができず……

(「勝手な判断するな」と呼ぶ者あり)

その後、秋元議員から書類として残っている排雪協議簿の写しの資料要求があり、提出をさせていたしましたが、この間、時間を要したことから、結果としてこの資料に基づく質問ができない状況になったものと考えております。

次に、直近5年の累計降雪量、排雪量などにつきましては、各年度の1月末時点で、それぞれ、平成25年度は445センチメートル、約38万1,000立方メートル、26年度は410センチメートル、約55万立方メートル、27年度は287センチメートル、約11万5,000立方メートル、28年度は351センチメートル、約22万立方メートル、29年度は412センチメートル、約12万6,000立方メートルとなっております。

次に、直近5年の排雪計画延長の1種、2種につきましては、平成25年度と平成26年度は、各ステーションそれぞれ、第1ステーションは7.0キロメートル、4.4キロメートル、第2ステーションは12.5キロメートル、18.7キロメートル、第3ステーションは7.3キロメートル、7.1キロメートル、第4ステーションは4.1キロメートル、4.4キロメートル、第5ステーションは11.7キロメートル、14.5キロメートル、第6ステーションは21キロメートル、26.2キロメートルとなっており、平成27年度から平成29年度までは、各ステーションそれぞれ、第1ステーションは7.0キロメートル、4.4キロメートル、第2ステーションは10.5キロメートル、17.7キロメートル、第3ステーションは4.4キロメートル、3.4キロメートル、第4ステーションは4.1キロメートル、4.4キロメートル、第5ステーションは11.7キロメートル、14.5キロメートル、第6ステーションは21キロメートル、26.2キロメートル、第7ステーションは4.8キロメートル、4.7キロメートルとなっております。

次に、直近5年の排雪計画路線数、排雪量などにつきましては、まず各ステーションの排雪計画路線数については、平成25年度と26年度は、第1ステーションは56路線、第2ステーションは192路線、第3ステーションは127路線、第4ステーションは87路線、第5ステーションは118路線、第6ステーションは188路線。平成27年度から平成29年度までは、第1ステーションは56路線、第2ステーションは179路線、第3ステーションは83路線、第4ステーションは87路線、第5ステーションは118路線、第6ステーションは189路線、第7ステーションは57路線。

次に、各ステーションの各年度の1月末時点の排雪量につきましては、平成25年度は、第1ステーションは約9万3,000立方メートル、第2ステーションは約6万6,000立方メートル、第3ステーションは約5万7,000立方メートル、第4ステーションは約4万立方メートル、第5ステーションは約5万3,000立方メートル、第6ステーションは約7万2,000立方メートル。26年度は、第1ステーションは

約9万5,000立方メートル、第2ステーションは約12万立方メートル、第3ステーションは約9万6,000立方メートル、第4ステーションは約5万6,000立方メートル、第5ステーションは約8万3,000立方メートル、第6ステーションは約10万立方メートル。27年度は、第1ステーションは約2万6,000立方メートル、第2ステーションは約2万9,000立方メートル、第3ステーションは約1万1,000立方メートル、第4ステーションは約1万3,000立方メートル、第5ステーションは約1万9,000立方メートル、第6ステーションは約1万4,000立方メートル、第7ステーションは約4,000立方メートル。28年度は、第1ステーションは約4万7,000立方メートル、第2ステーションは約4万4,000立方メートル、第3ステーションは約2万5,000立方メートル、第4ステーションは約3万3,000立方メートル、第5ステーションは約3万8,000立方メートル、第6ステーションは約2万4,000立方メートル、第7ステーションは約9,000立方メートル。29年度は、第1ステーションは約1万9,000立方メートル、第2ステーションは約3万2,000立方メートル、第3ステーションは約1万5,000立方メートル、第4ステーションは約1万2,000立方メートル、第5ステーションは約1万立方メートル、第6ステーションは約2万4,000立方メートル、第7ステーションは約1万4,000立方メートルとなっております。

次に、記者会見での発言につきましては、除雪対策本部として市内全域を把握できてはおりませんが、車が埋まったという市民の声の数は、平成25年度は30件、26年度は31件、27年度は16件、28年度は42件、29年度は2月19日現在で19件となっております。こういった市民の声が寄せられた場合は、まず担当する地区のステーションが現地を確認し、除雪作業などでき得る限りの対応を行うこととしています。

次に、パトロールの強化につきましては、私が就任以来、きめ細やかな除排雪の実現に向け、各地域の道路状況や除排雪作業の実施状況、市民の皆様から寄せられる声の現場状況、財源に限りがあり、予算に合わせ適正に執行管理がなされているかなどの確認が非常に重要であることから、担当職員によるパトロールの強化に努めてきたところであり、今度も継続をしてみたいと考えております。

次に、過去のバスの運休につきましては、バス事業者を確認したところ、平成25年度は1月の大雪により延べ4日で6路線14便、26年度は12月と1月の大雪により延べ7日で24路線549便、27年度は運休なし、28年度は11月、12月、1月の大雪により延べ5日で6路線67便、29年度は12月と2月に大雪と道路の狭隘により延べ3日で2路線13便が運休となっております。

次に、山手中通線の運休の経過などにつきましては、除雪対策本部としてもパトロールで当該バス路線の区間を確認し、排雪が必要であるとの判断のもと、1月29日に排雪を決定し、2月5日の週に排雪を予定しておりました。2月1日にバス事業者から市に山手中通線の一部区間が狭くなっているとの連絡があり、除雪対策本部からは、2月5日、6日に排雪予定であることをお伝えいたしました。2月2日午前9時過ぎにバス事業者から除雪対策本部に、山手中通線の一部区間でバスと他の車両の交差が厳しいことから、始発から運休したとの連絡がありました。この情報を受けて2月2日の夜間に拡幅除雪を行いました。2月3日も始発から運休となったことから、2月3日の夜間に緊急排雪を行い、2月4日の始発から運行再開となりました。また、排雪時期については除雪対策本部が最終判断したものであります。

次に、市民の安全と安心につきましては、昨年度の反省を踏まえ、今年度はバス事業者と昨年度よりも綿密に情報交換するなど危機管理意識を持って臨んでおりましたが、結果としてバス事業者の現場の判断もあり運休に至ったものであります。

(発言する者あり)

今後とも、より一層バス事業者との情報共有を密にし、公共交通の運行に支障とならないよう適切に

対応することにより、市民の皆様の安全と安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の雪山につきましては、除雪作業においては、かき分け除雪やロータリー除雪車等により拡幅除雪を行い、道路幅員を確保する過程で雪山は高くなりますが、この作業により雪山の壁面が安定することから、雪山の管理をしっかりと行うとともに、パトロールにより監視することなど、市民の皆様の安全を確保する対応を行っているところであります。

次に、雪山を高く積み上げる現在の方法につきましては、パトロールにより現地確認を行い、雪山が危険な状況になる前にその都度適切なタイミングで雪山処理など必要な対応を行っているところでありますので、排雪作業実施までの一連の手順を変える考えはありません。

次に、路線の種別や通学路などへの考慮につきましては、排雪作業については、学校周辺道路は始業式前までに、バス路線についても早い時期に実施するなど、バス路線や通学路に配慮しながら対応しているところでありますが、限られた財源の中で2回目の排雪を実施する路線は限定的でありますので、一度排雪を実施した路線はその状況を確認しながら対応しているところであります。

次に、市民の安全の確保につきましては、繰り返しになりますが、学校周辺の道路については、始業式前に排雪を実施しており、比較的早い時期に行ったことから、その後の降雪状況により幅員が狭くなり雪山が高い状況になっておりますが、どの場所におきましても現地を確認の上、市民の皆様の安全を確保するための対応を行っているところであります。

次に、議会が指摘する除排雪方法につきましては、私としましては決して聞く耳を持たないということではありません。それぞれの御指摘等を踏まえながら、現地対応等を含めて行っているところでございます。

しかしながら私は、就任前の平成26年以前の除排雪方法においては、大きな予算の割には市民の皆様からの苦情、不満を大変多く耳にしており、満足度が低かったことを感じていたことから、きめ細やかな除排雪を公約に掲げ、改善を図ってきているところでございますので、その基本的なスタンスを変えるつもりはありません。

次に、事業者からの意見につきましては、市と地域総合除雪業者は排雪作業を行う路線について、その都度協議を行っており、その過程で効率的な作業を実施するために両者の考えを調整することもあります。協議結果はあくまでも両者が合意したものであり、市が一方向的に排雪をとめたということにはなりません。また、排雪作業は、限られた財源の中で地域総合除雪業者側にも適正な予算執行を行っていただき、適切なタイミングで作業を実施していただくため、今年度は排雪協議を定期的に行い、その結果に基づいて地域総合除雪業者がそれぞれの判断の中で作業日程を組んでいただくなど改善が図られているものと考えております。

次に、ステーション会議につきましては、私が市長就任後、市の担当職員やパトロール車両を増加させ、担当課についても2課にふやすなど、除雪対策本部の強化を行っており、市とステーションの情報共有などが可能であることから、今年度は特に定期的にステーション会議を開催しておりませんが、市とステーション担当が一堂に会する必要がある場合は必要に応じて開催をしております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再質問をさせていただきます。

初めに、高島漁港区の問題で、一事不再理の話を昨年されていましたが、これはずっと市がそのように言ってきたわけでありまして、今回私の質問の中でもありましたけれども、市としては損害賠償の推移を見定める、かかわった職員の方々が退職するから処分するという事になったのですか。私は本質

間の中でも退職してしまったら責任を問えないのではないですかということをお聞きしました。退職してしまうから一事不再理はあるけれども処分することなのですか。

だから、議会としても、私も昨年からしっかりと、どういう責任があってどういう処分が正しいのかというのをやりなさいと言っていたのに、ここまでもう、年度末まで来てしまうのですよ。何で、その一事不再理という考え方を示していたにもかかわらず、ここに来て、その推移を見定めてなどということを出して、結局、処分することになったのか、もう一回お示しいただきたいのと、推移を見定めてというのは何の推移のことを言っているのですか。もう一度お答えください。

今回、かかわった方々を処分する、その量定の部分ではどういうものが考えられるのか。また、これも昨年から言っていますけれども、その方々が退職された後にも、もしかしたらその訴訟に発展することもあるわけですよ。そういうときのことを考えたら、今後どういふことをされていくのか、それについても伺いたいと思います。

それと、予算にも関連してなのですけども、行政のスリム化ですとか、これまでは事業の効率化に伴って職員の適正配置と人件費の抑制、そういうことをやって財政の健全化を行ってきたのですが、先ほど質問の中でも言いましたけれども、そうは言う割に、昨年提案された議案というのは、職員をふやして5,900万円も人件費がふえるという内容だったのです。誰が聞いても矛盾しているわけですよ。なぜ、そういう矛盾していないというふうを考えているのか、市民の方にもわかりやすく説明してください。

私たちの部屋にも苦情が来ておりました。昨年第4回定例会で松田優子議員がこの問題の質問をして、その質問をおたる市議会だよりに掲載したところ、それを讀んだ市民の方から、内容を知りたいということで苦情が来ておりましたけれども、全く松田議員の言うとおりに、おかしな話だということをおっしゃいました。やはり市民の方々も全く理解ができないのです。だから、しっかり市民の方にもわかるように説明してください。

また、交際費の件です。

先ほどの答弁では、会費の有無の整理はしていないということなのですけども、ではこの必要性和有効性を、皆さんはどうやって判断されたのですか。ましてや、その25万円も増額する、市長交際費を増額するために、これは何を以て有効なのか、必要なのか、議会で判断しろということなのですか。必要なのか、有効なのかを判断するために、関係する会や会合、会議での、どういう意見があったのか、またそれらに関して予算特別委員会で資料を提出してくださいということなのですが、整理していないから出せないということなのですけども、それでは話にならないのではないですか。

(「辻立ちと一緒にしょ、それなら」と呼ぶ者あり)

全く判断するものになるものはないのですよ。しっかりそこはまず説明してほしいのと、市として、ただ市長が、森井さんが必要だからということで増額しているのですか。財政部として、これはどういう理由で必要だと判断したのか説明してください。

あと、水難救助体制整備事業費です。

これは議案説明のときから、非常に理解、納得ができませんでしたので、何度も職員の方に来ていただいて説明をしていただいたのですが、やはりきょうの説明を聞いていても、今までと変わりなく、理解できないのです。消防本部が言っている、その装備の必要性というのは十分理解できるのですが、なぜ急に銭函地域に職員を配置して水難救助なりパトロールを始めることになってしまうのか。全く議会の議論もなく、関係機関とも議論もないと言うではないですか。人の命が大事だというのは、それは十分わかりますけれども、だからこそしっかり議論しなければならないのではないですか。

近年、例えば消防ですとか警察機関ですとか、そういうところが人命救助に当たって、残念ながら救助活動が失敗して、亡くなって訴訟に発展するということもあるのですよ。だから簡単に、人の命が大事だからそこにすぐ水難救助するなどという、そんな簡単な話ではないのですよ。だからしっかり議論をしなければならぬと思うのです。もう一回、議会で議論して、必要、そして必要ではないのか判断すべきだと思いますけれども、もう一度答弁してください。

(「市長辞めてボランティアでやれば……」と呼ぶ者あり)

水難救助活動、パトロールなのですけれども、これも説明の段階で何度も伺いましたが、この体制の維持は保障されないというようにお話でした。先ほどの答弁でも、まず遊泳者の実態を把握した上で効果的に実施するなどという話をしていましたけれども、まずその実態を調べるのが先なのではないですか。それで効果的に実施するという、その効果的とは何なのですか。聞くところによりますと、その遊泳禁止の場所でどなたかが泳いでいても注意もできないということではないですか。そこで泳いではいけませんということも言えないのですよね。では、何するのですか、そういうところで。今までどおりに捜索活動なりをするのか、それとも水難救助活動をするのか、その辺をもう一回お答えいただきたいのと、体制の維持も、消防の職員、再任用の職員の方も含めて人がふえるという話なのです。だから、そこもしっかり議論しなくてはならないではないですか。なぜそこを省いて突然予算が出てくるのか理解ができませんので、もう一度答弁してください。

次に、伍助沢の件です。

これもたくさんあるのですが、まず1点。そもそも、この土地を取得した目的が、老朽化した焼却場の代替施設といえますか、後に焼却場を建設したいということで取得したけれども、反対があつて断念したということですよ。ということは、やはり先ほども本質問の中でも言いましたが、環境問題というのは、この辺で農業をやられている方、また漁業をされている方、これは非常に敏感なのではないですか。雪堆積場設置の説明はしたと言いますが、その環境問題、もしかしたら環境に影響が出るかもしれませんよという説明はされたのですか。

そして、先ほど補償についての話し合いはしていないと言いますが、そういうこともやるべきなのです。もしかしたら環境に影響が出るような、そういう施設をつくらうとしているのです。ただ土地があいていました、市長の公約です、そこに雪堆積場をつくりたいのです、それでは済まないのです。その後に環境問題が起こったときには、当然市民の方にも迷惑をかけるでしょうし、さまざま影響は市にもあるのです。そういうことを考えて、なぜその補償の問題の話をしなかったのか、また農業者、町会の方、漁業者には、環境に影響が出るかもしれませんという話はされているのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、雪堆積場の費用対効果の話です。

これも旧塩谷中学校ですとか新光5丁目も雪堆積場を使っていた総合除雪等、市民が利用する雪堆積場では同様の手法で費用対効果をはかれないということでしたけれども、では違う方法ではかればいいではないですか。なぜどういふ効果が、これだけの費用を投じて効果があるのだということをされてこないのですか。今までの行政の方というのは、小樽市の方というのはそういうこともしっかり検討されてきたと思いますよ。全くそういうこともされていない。地域総合除雪と違うから、そういうことも考えられていない。余りにも無責任だと思います。もう一度、この費用対効果を検討される考えがないのか伺いたいと思います。

それと次に、防災についてです。

人事異動によって管理職の方が1年で異動することで危機管理上問題なのではないかという指摘をさ

せていただきました。毎年異動ごとに全職員に対して初動とか心構えを周知しているという、それは当然、当たり前のことなのですけれども、1年で管理職の方が異動するということは、当然、通常の業務があるわけですから、その通常の業務に追われて、当然なかなか防災、そういう意識に行かないのが実態なのではないですかね。私はそう思いますけれども。そんな中で、問題がないとしているのであれば、その根拠を示して説明してほしいと言ったのですが、根拠も説明もなかったので、もう一度その根拠を示して説明してください。

それから、行政評価です。

これは先ほどの答弁で驚きましたが、事業評価調書を頻繁に見直した、また施策評価を導入した、などで定着、浸透が不十分だということですが、私は施策評価を導入することは当時反対しておりました。なぜかという、そういうノウハウも何もないからですよ。まして今までやってきた事務事業評価の中でも、数値や目標設定がなかなか十分ではなかったということを考えると、まだ早いという話をずっとしてきたのです。それを皆さん、市の職員の方が施策評価をやるということで導入しました。

ところがその結果、定着、浸透が不十分だったと。また、その評価調書を頻繁に見直したから定着しなかったのだということなのですが、私もいろいろな市の行政評価を視察して勉強させていただきましたけれども、これは評価を行う趣旨とか目指すべき方向性というのがしっかりあれば、評価調書を変えようが施策評価をしようが、こんなに大きくぶれることはないのです。私は、続けていくべきだと思うのですけれども、まず、事業評価調書ですか、頻繁に変えたということなので、いつ何をどういうふうに変えて、その定着できなかった理由になっているのか、それを説明してください。

それと、原部、原課に、施策評価をするに当たって市民会議にどういうふうにかかわってきたのかということ質問しました。市民会議の方からも、その成果指標が不足していると、先ほど私も言ったとおりですが、成果指標の洗い出しを考えているような話もしていましたけれども、今それをやる時なのですか。何で今までそういうことができなかつたのか、その理由を伺いたいと思います。これまで、ずっと試行し、本格実施をしてきたにもかかわらず、なぜその指標の洗い出しを改めてしなければならないのか、全く理解ができないので、もう一度お答えください。

それと、外部評価委員の構成なのです。

今回、住民の方が主体となって会議を構成して、評価していただきまして、市民目線の評価ができるという部分で私も同感ですし、効果があったと思うのですが、住民・専門家の混合型では、先ほど議論がかみ合わないなどのデメリットがあると言っていましたけれども、そんな例というものはあるのですか。私も勉強したし、調べもしましたが、そんな例は聞いたことがないので、説明してください。どこでどういうことがあって専門家の方と住民の意見がかみ合わなかつた。そうならないように市の方が調整しているはずですから、そんなことはあるはずないのです。でも、あると言うのですから、まず例を示してください。

それと、除雪です。

情報開示のその情報の隠蔽の話ですけれども、やはり職員の方が説明していたとおり、不確実なものを出せないという話なのですが、ではそもそも私が要求していた資料、そのどこに不確実な情報が入る余地があるのか。全くないですから。その過程において不確実な情報が入る、そんなことはないですよ。担当員ですとか管理職が途中で見合わせることもあるから不確実と言っていますけれども、私はそのようなことを聞いていませんから。どこに不確実な要素が入っている可能性があったのか、それをまず説明してください。

それと、私が職員の方にこの資料要求をしたときに出不せないといった理由は、担当の方は、排雪量等

は自分の判断で出せるけれども、それ以外は市長に確認しないと出せないと言うのですよ。これはその方がうそを言っているのですか。先ほど除雪対策本部で決めたみたいな話をしていますが、その間、私は建設部長とも次長とも担当の課長とも話しましたが、最終的に市長の判断なのです。ですよ。何でそれをそうはっきり言わないのですか。何か除雪対策本部が悪いように言っていますけれども、職員の方も特に出して悪いようなものはないと言うのですよ。

でも、最終的に出てきたのは、今月21日なのです。私がレクチャーしたのは22日ですよ。もう分析する時間も暇もないのです。それに対して森井さんがなぜそういう判断をしたのか、なぜ後から出てくると言い出したのか、それをもう一度伺いたいのと、私が求めた資料のどこにその不確実な要素が入る可能性があったのか伺いたいと思います。

(「財政マターのときに同じことあったな」と呼ぶ者あり)

それと、市民生活に直結する除排雪に関連して会派代表質問ができなかったこと。

先ほど、その経過みたいな、経緯みたいな話をさせていただきましたけれども、それはそのとおりなのです。皆さんが資料を出さないから質問できなかった。そのとおりなのです。だからどう思っているのかという話なのです。このようなこと今まで、私は10年以上議員をさせていただきましたけれども、資料を出していただけないから、質問できなかったなどということはただの一度もないですよ。だから、そのことに対して反省する点はないのか、もう一回答弁を求めたいと思います。

それと、排雪がおくれている理由を私は知りたいのです。きのうも濱本議員や新谷議員も言っていましたけれども、排雪が非常におくれているのです。その理由が知りたいから資料要求しているのです。市は、排雪を完了した路線も把握していないのですよ、実は。いつ、何月何日にその路線が排雪完了したのかというのを押さえていないというのです。そんな適当なことがありますか。これでなぜ小樽市の除排雪を管理していると言えるのですか。そこをもう一度お答えいただきたいと思います。

それと、2月1日の記者会見のひどい話ですよ。平成26年度以前は、除排雪がいいというような話は聞いたことがないと言っていましたけれども、先ほど市長が、車が埋まるようなことが多発していたと、住宅街において。それを聞いたら、一番ひどいのは昨年ではないですか。

(発言する者あり)

森井さんが市長になってからです。それ以前の25年、26年というのは非常に降雪量が多くて積雪量も多かったのです。ところが30、31件なのです。これが少ないとは言わないですよ。でも、昨年そんなに降雪がひどかったですか、大雪がひどかったですか。

(「いいえ」と呼ぶ者あり)

そのような中で42件も車が埋まっているなど、とんでもないことではないですか。どの口が26年以降よくなったなどと言えるのですか。こういう数字を見ても、よくなっているなどということにならないではないですか。

記者会見での言葉も、しっかり、自分の私見と言っていましたけれども、自分の考え方が少し違ったなり、訂正した方がいいと思いますよ。これは事実ではないのですから。もし事実なのだったら、私見と言われている森井さんが、いつどこでどういう状況だったのか、しっかり説明して、わかるように説明してください。

それと、雪山の話です。

これも、1.75メートルというふうに一応、基準を決めていますけれども、確かに場所によって違うというのはそうなのでしょうけれども、私は雪山を高く積むのはやめてくださいと言っているのです。ほかの議員もそうです。危険なのです、すごく。雪山が高く積み上がって、車が道路に出るにも見えない、

人が出るのも見えない、その中で大変危ない、危険を感じている方がたくさんいるのに、なぜそういうことを聞き入れようとしないのですか。幾ら雪山を管理していると言っても、非常に先日も、実は市長も知っているように、雪山から子供が落ちて大けがをされましたよね。それは確かに市が管理しているところではないかもしれませんが、状況としては、高く雪山をつくって、垂直に壁になっているのです。担当の職員から聞いたら、3メートル以上はあったというのです、その高さが。そこから子供が落ちて、大けがをされて入院をされているという状況らしいのです。

それは私は、市の責任だということではないですけども、そういう状況がたくさん今、小樽市内にあるのです。だから、そうならないうちに、今の、先ほど森井さんが答弁で言っていた、市がこれ以上、雪山がこれ以上積み上げられない状況になるまでなどということを行わないで、しっかり除雪、排雪してくださいということなのです。もう一回答弁してください。

それと、バスの運休です。山手中通線。

運休判断をしたのはバス事業者、現場の方だということですけども、これは賢明な判断ではないのですか。1車線になって車が交差できないのに、なぜそこをバス事業者の方、無理して通さないとならないのですか。危険だから運休する、これは当然の判断なのです。でも、それを回避できなかった市の責任です。私は先ほど言いましたけれども、1月の中ぐらいには1車線になっていた、この路線の中で1車線になっていたところが幾つかあるのです。でも、パトロールしているのにそこを排雪していないではないですか。全くそのパトロールは役に立っていないのですよ。

ですから、バス事業者が何か勝手に判断して、バス事業者が悪いのだ、だから運休したのだみたいなことではなくて、しっかり排雪をして、今回運休したことも反省をしていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

それと、昨日の代表質問の濱本議員、新谷議員の議論を聞いていても、通学路で、例えば道路標識まで雪を積み上げたりとか、信号機まで雪を積み上げたりしている状況があるのですが、きのうの答弁では、今の方法では、大雪が降ったら場合によっては対応できないなどの課題があると建設部長は答弁していましたけれども、そのとおりなのです。だから議員が指摘しているのですよ、今の方法ではだめだと。それなのに、手順、方法をそれでも変えないのか、答弁していただきたいと思います。

それと、通学路の危険な状況の排雪です。これも一度入ったところは状況を確認し、対応すると言っていましたけれども、優先されるというのは何なのですか。予算なのですか、市民の安全ですか、これはどっちですか。はっきり教えてください。森井さんが予算を削減したい、そのために市民の皆さん、不便をかけるけれども我慢してくださいと言うのだったら、私はまだわかりますけれども、きめ細やかな除排雪をすと言って、排雪をしないで予算を削減しているのです。公約違反なのです。公約違反というのは、辞職に値するのです。私は、今定例会で辞職するべきだと思いますけれども、優先するのは予算なのですか、市民の安全なのですか、どちらなのか教えてください。両方というのは、あり得ないですからね、今の予算上。はっきり教えてください。

それと、議会から指摘されている、何度も同じような質問になって申しわけないのですけれども、議会から指摘されていて、聞く耳を持たないのはなぜかという話をしました。先ほど現地対応すると言っており、市民の満足度を高めるとかと言っていますけれども、今は満足度どころではないのです。市民の皆さんももう危険だと言っているのですから。だから、そこを勘違いしないでください。もう満足度などをはかれるときではないのです。そこをしっかりとわかった上でもう一度答弁をお願いしたいのと。

(「最低限すらやらないで、何が満足さ」と呼ぶ者あり)

ステーション会議の話です。これは私も驚きましたけれども、なぜステーション会議をしないのです

か。これはステーション会議をやると、各ステーションから排雪をとめられたとか、自分たちに判断させてもらっていないという、そういう厳しい意見が出るからではないのですか。ステーションの方が、小樽市内のほかのステーションはどういう状況なのか知りたいという方もいるのですよ。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

それなのに、市としては、必要な情報を共有しているから開かないと、先ほど言っていましたけれども、開いたほうがいいのではないですか。市民の方の苦情をステーションに寄せているわけですから、皆さんが知らない苦情も押さえているのです。そういうものも小樽市で除雪対策本部で受けなくて、ステーションに任せているのであれば、それはしっかりステーション会議を開いて、厳しい意見を聞くべきだと思います。現在、小樽市とステーションが共有している情報とは何なのか、これについて詳細に、何を共有しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(1分経過)

(「まとまらないなら、休憩とったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

説明員に申し上げます。再質問でありますので、20問以上ありますけれども、速やかにお答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、まず、私自身の記者会見における私見についての御指摘であったかと思えます。

市への声の中で、車が埋まったという件数においては、御指摘のとおり、昨年が多いという状況でございます。私といたしましても、27年度からこの間、除排雪の改善に向けて、一つずつ一つずつ改善を図っていく中で過程であるというふうに思っておりますので、これについては、そのことをきちんと受けて、これからも改善を図っていかねばならないと思っておりますのでございます。

その中で、私自身、記者会見で私見でということと前置きをしましたけれども、平成26年時、25年のときもそうですが、さまざまな場面で車が埋まっている姿自体も目の当たりにしておりますし、私自身も何度も埋まっているところでございます。また、そのような声も、市へ届いている声、届いていない声、その辺のそれぞれの方々の声は市にその当時届けられたかどうかというのは、私自身は知らないところもありますけれども、じかに聞いていた声においては、かなりの相当数の数があったというふうに認識をしているところでございます。

(「ちゃんと、間違ったって言いな」と呼ぶ者あり)

また、先ほどのバスの運休についても、平成26年度において、やはり延べ7日間で24路線、549便とまっているなど、なかなか除排雪状況において、私は満足度という表現をいたしましたけれども、非常に低い状態であったというふうに思っておりますので、その私見について記者会見で述べたものであると考えているところでございます。

(「何でバスのほうは数字使ってるのに……」と呼ぶ者あり)

(「自分の都合のいい数字しか使わないんだ」と呼ぶ者あり)

(「何で自分が見た運転の……」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに。

○市長（森井秀明） それと、先ほど小学校においての優先順位のことで危険な状況があって、それについて、やはり改善を図るべきではないかというお話もあったかというふうに思います。それに伴い優先するのは予算か、市民の安全かということで、二者選択のようなことで御質問をされてはおりますが、財源は限られておりますので、限られた財源の中で、市民の安全や、または冬における生活環境を整えていくことが市の役割だというふうに思っておりますので、それを市民の安全は第一に考えなければなりませんけれども、財源には限りがあるということで、お答えとしてかえさせていただきたいと思いません。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、6点ほどお答えさせていただきます。

まず、一事不再理の関係でお尋ねがございました。一事不再理につきましては、同一事案では再度処分ができないというようなことで、これまで推移を見定めてということでお話ししてきておりますけれども、その推移がどういうことなのかというお尋ねもございました。

これにつきましては、実際に高島の分区条例違反の関係で、是正策を出さなければいけないということで、その是正策が出たことに対する、それに対する事業者の反応等もありますでしょうから、そういった反応も見たいということと、それから、聴聞も予定されておりましたので、聴聞の結果なども見たいということで、それらの推移をまず見守って、その結果が出るのを待っていたということでもございましたけれども、今、議員からもお話がありましたとおり、年度末を迎えるに当たって、関係した職員の中に今年度で退職する職員もおりますので、そういったことで言いますと、今お話ししたようなことの問題、いわゆる一事不再理の問題と、それから、年度末を迎えることで、過ぎてしまうと処分ができなくなるという問題と、この二つの問題に直面したという状況でございます。

それで、そういった二つの問題がある中で、ではどちらを優先して考えるかということになりますと、退職職員をそのままにして処分をずっと待って、結局いわゆる処分をしないで退職するというようなことが起きるといほうが、やはり問題は大きいだろうというふうに考えまして、今の考え方としましては、できるだけぎりぎりまで状況を確認しまして、最終的には年度末までの間に、判断できるぎりぎりのところで処分の判断をしていきたいということで考えております。

ですから、もちろん一事不再理の問題というのは残るのですが、それを待っていると年度を超えてということになってしまう可能性が高いものですから、そうではなくて、年度内には最低限処分をしていきたいということで考えてございます。

（発言する者あり）

それから、二つ目でございますけれども、二つ目は、交際費の問題でお尋ねがございました。どういったものを、何をもちってそれが正当なのかという判断をしたのかということと、それから、どういう理由でこの25万円増額の判断をしたのかという二つあったかと思えます。

まず、初めのほうの、何をもちって正当と判断しているのかということにつきましては、交際費の内容として大きく分けますと、固定要素とそれから変動要素に分かれているというふうに考えておまして、変動要素としましては、いわゆる慶事と弔事、亡くなった方ですとか、それからお祝い事、こういったことにつきましては、どちらかという突発的といいますか、何件出てくるかというのは、その年度によって変わりますので、これは変動要素だというふうに思っております、それから、もう一つは、固

定要素としましては、いろいろな団体に対する賛助品、賛助金ですとか、あるいは会費ですとか、それから贈呈ですとか、こういった区分けをしておりますけれども、これらにつきましては、一定程度固定要素だというふうに考えております。これはなぜ固定と考えているかといいますと、実際に年度ごとにある程度出ている回数、金額はわかっておりますので、これについては、そういったことで固定要素だというふうに考えてございます。

今回は、実は100万円計上させていただいておりますけれども、この根拠についてお話しさせていただきまして、今お話ししました変動要素、こちらにつきましては、年度によってばらつきがございますので、過去5年間の実績を押さえさせていただきまして、その中で一番大きかったものはどこかということで、そこを調べました。それをベースにしまして今回は36万円ということで積み上げさせていただいております。

それからまた、今お話しした固定要素につきましては、これは直近の平成28年度の実績ですけれども、こちらをベースにしまして、さらには一般の職員、各部局には、今いろいろシーリングをかけたかというものがございまして、実績をそのまま積み上げるという方法もあったかとは思いますが、やはりここも若干努力しなければいけない部分だというふうに思いまして、28年度実績に2%削減ということで、シーリングといいますか、一定の削減率を掛けまして、それで、最終的にはここは64万円ということになりましたので、トータルで変動要素と固定要素を合わせて100万円ということで計上させていただいております。

それから、三つ目は、防災の関係でお話がございました。防災の関係では、人事異動で短期間で動くような職員等も多いので、支障が出るのではないかというようなことだったと思いますけれども、これにつきましては、職員研修も行ってございまして、具体的には、新規採用の職員研修、これはもちろん役所にすぐ入るとき研修です。それから、初級研修といまして、入ってから二、三年で受ける研修ですけれども、そういった研修。それから、新任監督者研修ということで、新しく係長職になったときに受ける研修。さらには、役所に採用されて6カ月後の新規採用職員のフォローアップ研修、こういったような研修の中で小樽の防災というふうに題しまして、職員としての心構えですとか、日ごろからの備えですとか、こういったものについては研修の中で、職員にはいろいろと周知徹底しているというところでございます。

それから、続いて、行政評価の関係ですが、行政評価の関係で、事業評価の調書等が大幅に変わったといいますが、浸透していない、定着して、職員に浸透していないというようなお話をしましたけれども、ここにつきましては、実は25年度から26年度にかけて調書の変更を行ってございまして、実は、今までなかったものに追加をさせていただきます。追加している項目としては、積算人件費、人件費の関係を追加しております。それから、それに伴う積算人工、人工の関係。それから、それらの合計ということで、要するに、人件費関係の部分を追加させていただいているということで、これは人工計算もしなければいけないものですから、少し負担になっているということはあったかと思っております。そういったことで追加されております。

それから、続いて、行政評価の関係で、施策評価、これをなぜ今やらなければいけないのかということのお尋ねだったと思います。こちらにつきましては、平成31年度に向けて、今新しい総合計画を作成しようということで動いておりますけれども、その際に、この行政評価、施策評価を使おうというふうに考えてございまして、ただ、なかなか成果指標が足りないということがあるものですから、当然使うに当たっては、この成果指標もしっかりとそういったものを取り入れて、使えるような成果指標をたくさんためて、その上で総合計画にも生かしていきたいというふうに考えておりますので、30年度に向けて

は、この辺の成果指標の洗い出しというのをして、準備をして、そして31年度に実際に総合計画が動き出しましたら、1年間かけて動いたものを32年度で評価を始めていくというような、そんな形になるかなというふうに今考えてございます。

それから、最後になりますけれども、市民会議等の中で、専門家とそれから一般の市民の方の意見がかみ合わないという例、そんな例があるのかということでのお尋ねでしたが、これは実際に参加された市民の方にアンケートもとっておりますけれども、その中でも出ている声なのですが、やはり専門の方で出ている方、例えば学識経験者とか、座長が大学の教員というのもありますけれども、実際に専門の方とそれから一般の市民の方と、なかなか一つの会議に出たときに、いきなり一つの事象をいろいろ検討すると、やはり落差が生じるといいますか、理解度が違うということがあるものですから、一緒に検討していくに当たっては、やはり相当時間、早目に一般の市民の方には、いろいろとこういったことですよということを職員から相当程度早目に説明しておかないと、なかなか理解度に差が出るというのは、これはやむを得ない面かと思っておりますけれども、どうしてもそんな必要性が出てくるというようなことで、かみ合わないという表現になったものでございます。

(「だったらやめればいい」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、市政運営と財政問題についての中での組織のスリム化等についての部分で答弁させていただきます。

組織体制につきましては、財政の健全化にとどまらず、行政を運営する上では常にスリム化ですとか、適正配置、こういったことは常に念頭に置かなければならないというふうに考えてございます。ただ、昨年の組織改革、第4回定例会に提出いたしました組織改革案につきましては、平成19年に大規模な組織改革をやった以降の社会情勢の変化、例えば公共交通といった新たな行政課題に取り組みなければならない、そういったことや、その他いろいろな市民サービスのニーズ、市民ニーズに合った組織改革というふうな着眼点での案だったということで御理解いただきたいかと思えます。

(「それ総務部長の答弁なんじゃないの。何で財政部長答えてるの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 申しわけございません。答弁漏れが一部あったようでございます。

先ほど、処分関係で、量定はどんなものがあるのかというお尋ねがありましたけれども、それをお答えしていませんでしたので、追加でお答えさせていただきます。

懲戒処分ということですと、四つの形態がございまして、一番重いもので免職、それから軽いものに向かって停職、それから減給、戒告といった四つの処分がございまして。

それから、措置につきましては、一番重いものと言いますと、訓告ということになりますけれども、これは懲戒ではございません。措置ということですので、一番重いもので訓告、一番軽いもので言いますと口頭注意ということになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 消防長。

○消防長（土田和豊） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

水難救助体制整備事業費について、何点か御質問がございました。

まず、なぜ急に銭函でこのことを実施するのかというお尋ねでございますが、先ほど本答弁の中で市長もお答えをしておりましたけれども、銭函地区におきましては、ここ数年、死亡事故が多発しておりまして、昨年は3名のとうとい若い命が失われたという悲惨な事故が発生しております。それと比較しまして、銭函以外の海水浴場におきましては、ここ5年間で死者が出ていないというような状況を鑑みまして、銭函地区においては、特に今、水難救助体制を強化して対応しなければならないということがその原因になります。

水難救助におきましては、特に時間との戦いという要素がございまして、当該事業においては、銭函地区に水難救助隊員を日中の時間帯に常駐をさせまして、水難事故が発生した際に迅速に対応するものと考えておりまして、消防の任務であります人命を守るという一つの大きな仕事ではないかということで事業の実施を決断したところであります。

二つ目は、体制維持ができるのかというお話でございますが、あくまでもこの事業を行うに当たりましては、銭函以外の地域、市街地の消防力を維持した上で実施するものと考えております。

その中で、銭函に職員を常駐させまして、水難救助体制を強化したいと考えておりまして、平成31年度以降についても、この水難救助体制の維持については可能であると考えております。

次に、実態把握ということはどういうことかというお尋ねがございましたが、事故の状況を見ますと、事故の多くが海水浴場以外の海域で発生しているという状況でありますので、パトロールなどを通じて、海水浴場以外で泳がれている方が多数いらっしゃるのか、そういった状況を把握し、また、常駐することによって、関係者の皆様と情報共有をした中で、海水浴場の利用状況の実態把握をして対応したいと考えております。

次に、効果的ということはどういうことかというお話でございました。水難救助活動ということに当たりましては、事故が発生した場合の出勤経路、今回はボートでの活動を行うわけですので、事故の発生場所は、陸上から向かったほうが早いのか、または海上から向かったほうが早いのか、そういった検討を海域における効果的な水難救助活動の方法と考えておりますけれども、そういった方法を現地で検討して、より救命率の高い水難救助活動を展開してまいりたいと考えております。

それから、人員増にならないのかというお尋ねでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたが、当該事業を実施するに当たりましては、来年度の職員数の中で対応させていただきたいと思っておりますので、職員の増加についてはつながらないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

除雪に関連して、何点か御質問がありました。

まず、塩谷4丁目の雪堆積場について、環境に影響があると説明をしたのかということですが、まず、やはり新たな施設をつくるということですから、そういった点についてどういったことがあるのかということについては説明をさせていただきました。

特に、これまでも雪堆積場のところにつきましては、水質検査を行っております。今回、説明に当たっては、やはり川に流れて海に出ますので、漁業協同組合には、きちんと説明をしていただきたいという形を私から指示をいたしました。それについては、塩谷川につきましては、議員も御存じだと思いますけれども、これまでもやはり川から泥とか土等が出まして、結構海が濁ったりとかしております。そういったことも過去にも何件かあったところであって、特に、あそこはウニ、アワビの漁場でありまして、特に、ウニにつきましては、5月の中旬から漁期が始まりますので、ちょうど雪解けのとき

から始まります。そういった面においても、しっかり水質管理を我々はしていかないといけないのかなと。

水質管理とあと1点、水温の関係もあるのかなと思っております。以前、雪が多く降った後に、実は、ウニの漁が少しとれなくなったという原因を聞いたことがあります。そのときに、水温の影響もあるのではないかと漁師が心配した件もありましたので、我々としては、まず水質検査と、やはり水温についても、やはりきちんと把握をしていく必要があるのかなというふうには考えております。

(「水産課長だったんだから、ちゃんとやってくださいよ」と呼ぶ者あり)

2点目、補償を言わなかったのかにつきましては、今、正式に契約等という部分は、それはしてないのですけれども、ただ、我々としては、やはり今お話をしたとおりに、やはり何かありましたら、それはきちんと我々市としても対応しないといけないと考えております。それにつきましては、補償についても話は触れております。ただ、我々としては、何かあった場合には、きちんと市としては対応するという話はしておりますので、今後、具体的なことにつきましては、また改めて、関係者と調整を図っていきたいというふうには考えております。

続きまして、今回、秋元議員に対しての資料が出せなかった件につきまして、これにつきましては、本当に御迷惑をおかけしたと思っております。なかなか秋元議員が求めているものと、私どもと、どういものが出せるのかという部分について、なかなかうまく調整が図れなかったのかなと思っております。ただ、結果的にこういうことになったのは、本当に申しわけなかったというふうに思っております。

次に、排雪のおくれている理由ですけれども、これにつきましては、いろいろ要因があるのかなと思っております。今年度に関して言えば、やはり12月下旬、1月年明けは、ある程度落ちついた気候でしたけれども、1月下旬一気に雪が降ったときに、そのときにやはり除雪、そして排雪、そして貸出ダンプも始まりまして、あと道道、国道の排雪も一気に入ってきたと。なかなかこの排雪の場合、トラックの確保というのは、重要なのかなと思っております。我々としては、協議の中で、ある程度排雪を出していたのですけれども、やはりそういった部分が少し重なったこともあったのかなと思っております。

ただ、これは全てが我々も業者が悪いというふうには思っておりません。基本的に、やはり1月から今月、大体1月、2月、この期間でどうやって、雪の降る状況によりますけれども、大体入る路線、そして、そういうものをある程度把握できておりますので、それをいかにコントロールしていくのかなというのが重要かと思っております。そういった面では、実際に業者がどうやってトラックの確保をできて、スムーズにできるのか、そういう部分はこれからまた一つの課題かなと思っておりますけれども、今年度におきましては、定期的に排雪協議を行いながら、ある程度の本数で、ある程度協議を終えて、業者には、排雪に入っただくようにはお願いをしていたところだったので、そういったいろいろな事情が重なって、やはり排雪が少しおくれたのかなというふうには考えております。

先ほど秋元議員から、市で排雪した路線で完了したのを押さえていないのではないかという話がありましたけれども、これにつきましては、本部では把握しております。

(発言する者あり)

次に、雪山の関係で何点か御質問がありました。

まず、先ほどの1.75メートルの基準なのですけれども、これは決して決めているわけではなくて、昨年我々が除雪第2種路線における道路幅員等の測定判定という、試行といいますか、それを少し分析した中で、作業として積める高さが1.75メートルという形を御説明させていただいたところでありました。

ただ、現実的に、秋元議員がおっしゃるとおりに、それ以上に雪が積まざっているというのは、私も見て、それは把握しているところでありますが、どうしても全て除雪をして、出た雪山を全廃できれば一番いいと思うのですけれども、これをやると、なかなかやはり経費的なものも本当に厳しい状況にはなるのかなと思っております。

ただ、基本的に、排雪をするときには、決して全てが最初から高さを残したまま排雪しているわけではないというところであります。基本的には、上のほうは崩す形ではやっているところでありますので、ただ、実際に、その後、雪が降ることによって、またそれは高くなっていったというのが確かにありますので、なかなか今の状況で全てをやるというのは、現実的に難しいと考えておりますけれども、できるだけ危険がないような形の対応を図っていく必要があるとは考えております。

(発言する者あり)

次に、バスの運休につきましては、結果的には、道路管理者の我々の、やはり今回とまったという部分につきましては我々の責任は大きいのかなと思ってはおります。ただ、先ほど答弁でもさせていただきましたが、昨年とまりまして、それを踏まえまして、今年度につきましては、より昨年以上にしっかり事前に協議とか確認をしながら、一応バス事業者の状況は確認はしてきたところであります。ただ、実際に、やはりどうしても現場というか、運転手の最終的な判断にはなるのかなと思っておりました。そこが我々と本部と中央バスの窓口とそのやりとりの中で、そこがうまくいってなかったところが今回ありました。それで、その後は、実際に運転手も立ち会っていただいて、現場の中でどういうところがあるのかという部分を指摘していただきながら対応を図っているところであります。

それと、繰り返しになりますけれども、雪山が道路標識まで来ているという部分につきましては、それにつきましては、やはり標識が見えないという部分は問題なので、ここにつきましては、しっかり標識の機能を果たせるような部分には対応していく必要があるかと考えております。

そしてあと、繰り返しになりますけれども、議会からの御指摘の部分で、満足どころか危険ではないかというふうな話もありました。これにつきましても、なかなか全てというのは難しいと思っておりますけれども、しっかり現場を確認しながら、対応できるところは対応していきたいというふうに考えております。

あと、ステーション会議のことですけれども、確かに秋元議員のおっしゃるとおり、ステーション会議につきましては、大変申しわけないといえますか、これはやっていくべきかなと思っております。ただ、これまでのステーション会議は、どちらかというと、ステーションの業務主任等だけが出ているという話を聞いておりますので、我々実際に作業に当たられる方というのは、もっとJ Vの作業員たちもいらしゃいますので、もう少し広い方に出席をいただけるような会議をしていく必要があるのかなとは考えております。

また、先ほど、どんな情報共有がなされているのかという件ですけれども、これにつきましては、市民の声につきましては、直接市民から本部にメール等、ファクスでも入ってきます。そして直接ステーションにも入ってくるものもありますので、そういったものを我々本部が受けたものをステーションに送って、あとステーションに来たものを合わせて、全部一覧表といえますか、合わせたものでお互いの情報共有を図っているところであります。

そしてまた、そのほか、やはり現場の状況の部分は、しっかり両方が認識を持つということが大事だと思っておりますので、そういった部分で情報の共有を図っていると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけございません。塩谷4丁目の費用対効果なのですけれども、先ほど答弁の中で比較できないと言っている部分は、例えば、これを総合除雪の雪とかを入れているのであれば、例えば距離の部分とかでどういった経費が削減できるのかというのは出せるのですけれども、今回は市民の雪堆積場という形を考えておりますので、なかなかそういった部分の経費という部分では、なかなか費用対効果は出せないのかなと。

ただ、今回の部分につきましては、あくまでも中央ふ頭の負担軽減というのがあります。今回我々は先ほど10万立方メートルという形でお示しさせていただきましたけれども、色内ふ頭が大体扱っていたのは10万立方メートルなので、基本的に今年度はその部分が全て今中央ふ頭に負担が来ております。昨日の部分も、中央ふ頭が一杯といいますか、なかなか受け入れが厳しい状況になりました。そういうこともありますので、我々としては、その分を新たな塩谷4丁目の雪堆積場で処理をしたいという部分で考えております。

そういった意味では、費用対効果といいますか、やはり我々としては、排雪する以上、今示させていただきました、この10万立方メートル、これをしっかり処理できるという部分は、ある程度の目標になるのではないかとこのように考えております。

（「塩谷じゃなくて厩でいいしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） よろしいですか。説明員の説明は。

それでは、何点か漏れているところのわかっている範囲で指摘させていただきます。

まず、高島漁港の一事不再理、これは確認だと思のですけれども、退職するから処分することになったのですかということ、そういうことでありますという答えだと思います。そして、退職後、今後はどうするのか、もしそれがおくれた場合ということ、処分ができないと答えたということでのいいですね。確認です。はい。

それから、市長交際費の件であります。先ほど固定要素、それから変動要素ということでお話しになりましたが、何をもち、増額が有効で、そのことが必要なのかということには、触れていない、増額に対する答えが、それでは前年並みとか、2%減とかありますけれども、なぜ増額したのかということについては、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、消防長ですけれども、水難救助対策、確かに急いでというお話はありましたが、関係機関との協議なく始めようとするまで急ぐ理由とか、そのことについて、もう一度お聞かせください。

それと、市長が答えました、昨年度は、記者会見で発言した、42件の車が埋まっているというか、それは自覚、わかっていたと。そういうこともあったのによくなったと言えるのかということ、その事実を改めて考えて、それでもよくなったと言い続けるのかということですね。そういうことであります。

（発言する者あり）

それから、除雪の件で、公開していただきたい資料が隠蔽云々とありましたけれども、どこが不確定な要素、情報が入る可能性があるのか、このことについて示していただきたいということです。

それから、通学路の除雪の件であります、課題があると建設部長がおっしゃっている、このままの手順で進めるのか、要するに、こういう自覚をしているのに、何回も同じ答弁をしていますけれども、これで変えないのかということをもう一度お答えください。

もし足りなければ、また後で秋元議員には聞きますので、よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 交際費の関係ですけれども、先ほど御説明しましたとおり、固定要素とそれ

から変動要素ということで御説明しております。変動要素につきましては、先ほどお話ししたとおり、過去5年間の中で、これがどういった金額になるかというのは、なかなか決まっておられませんので、それで過去5年間の中で一番大きなものをとったということで、そういった意味で増額要素になってございます。

それから、もう一つは、固定要素で言いますと、こちらにつきましては、今までの前市長と比べて、平均で今の市長のほうが、いろいろな会合に出るのが8割方ふえているというふうな実績がございますので、そういった中で、実績に基づいて、前年度実績に基づいてということで積算しましたので、それが増要素の一つにもなっているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 消防長。

○消防長(土田和豊) ただいま議長から指摘がございました。答弁漏れがございまして、申しわけございません。

関係機関と協議をせず、なぜ急いで今やるのかというお話でございますけれども、今回の事業につきましては、関係機関と特に具体的な協議は行っておりません。基本的には、初動につきましては消防本部で対応できるものと思っております。また、災害が広範囲に及んだ場合などにつきましては、本答弁でも市長が御答弁しましたとおり、日常の合同訓練の中で集まったときの連携、それから救助活動につきましては既に協議をしておりますので、現場での関係機関との協議についてはスムーズに行われるものと思っております。

いずれにいたしましても、海水浴シーズンまでまだ半年ほどございます。その間に、私どもでこの水難救助体制の整備について、さらに詳細具体的に詰めた段階で、関係機関にも情報提供いたしまして、協議を十分に進めてまいりたいと思っております。

先ほど秋元議員からも御指摘ありましたとおり、何回かうちの職員が御説明に上がって、十分な説明ができなかったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

(「海水浴シーズン中はライフセーバーいるんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 申しわけございませんでした。

まず、不確実な情報をとということですが、これにつきましては、要は、まず排雪路線の決定につきましては、担当とステーションとのやりとりの中で、どうしても書面の前に、電話とか、口頭でのやりとりがあります。そういったものを含めますと、実際に現場といいますか、ステーションにどのぐらいの要望が上がってきたのかという部分につきましては、なかなか具体的に数字を押さえることができなかったということもありましたので、そういう部分を不確実な情報という形でお話をしたと思っております。

(「それちょっと違うしょ、話が」と呼ぶ者あり)

あと最初に、市長の判断のしたことなのかということですが、これにつきましては、どういったものが求められて出せるのかという部分につきましては、私も話は聞いておりました。そういう中で、確かにこういった部分につきましては、はっきりしたものがわからないものなので、なかなかお示しすることはできないのではないかと。そういった意味では、では確実に出せるものが何なのかという部分の中で、今回資料は提出をさせていただいたところでありまして、これにつきましては、部と私で判断

をしたものであります。

あとこのままの手順を変えないのかという点ですけれども、基本的に、この除排雪の業務につきましては、やはりこの手順なのかなと思っております。ただ、やはりまずきちんと拡張はしないといけないというふうに思っております。でもそうすることによって、どうしても雪山が発生すると。要は、あとは、秋元議員から先ほどからも御質問がありますとおり、雪山をどうやってやっていくのかなという部分が一つの問題かと思っておりますので、これにつきましては、危険なままを我々としてもそれがいいというふうには思っておりませんので、それがどこまでがやはり危険といいますが、そういった部分をいかに対応していくのかという部分につきましては、今後しっかり現場の把握をしながら、判断していきたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 議長の御指摘について、改めて答弁し直させていただきます。

先ほどの答弁だと伝わりづらかった部分はあったのかもしれませんが、よくなったと言えるのかということでお聞きになられたと思いますが、私自身も現在において完全な完成形だというふうには思っておりませんが、現在それをよくなっていく過程の段階であるというふうに認識しておりますので、その言葉で言う、よくなったということを断言では表現はできませんが、一つずつ改善を図って、その過程で進んでいると認識をしております。

(「記者会見で、かなり改善って言ってるでしょうが」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに。

秋元議員、答弁漏れがありましたら、御指摘ください。

○1番（秋元智憲議員） 答弁漏れなのですけれども、高島で訴訟になった場合の対応をどうするのかということをお聞きしました。これはまだ答えてないのと、あと人件費抑制をするという考え方を変えたのではないかと質問の中で、変えていないけれども、昨年5,900万円の人件費がふえたことについて、整合性がとれるように説明してくれと言ったのですが、整合性がとれていないと、矛盾した説明でしたので、もう一回説明していただきたいのと。

あと交際費の件、先ほどから総務部長に何回も説明してもらっていますけれども、私は必要性、有効性を判断するために、資料なり、そういう判断できるようなものを出してほしいということなのです。それがこの実績に基づいてとか、慶事、弔事が変動要素がどうだとか固定要素がどうだとか言っていますけれども、そういうことではなくて、なぜ25万円ふやさなければならなかったのか。必要性、有効性を判断できるものを出してくださいということなので、それに答えていません。

それとあと、私が建設部に除排雪の質問をするに当たって資料要求した際に、担当の方は、排雪量などは自分で判断できるけれども、それ以外は市長に許可をといますか、しっかり聞いてからではないと出せませんという話だったのです。それで、そういう話ではないと、除雪対策本部で判断したことだと、最終的には建設部長だと言っていますけれども、では担当の職員の方はうそを言っていたのか、それはどうなのですか。それは先ほど聞きましたから、それをまず答えていただきたいと思います。

(「かばったって仕方ないって、もういなくなるんだから」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 少し再々質問に近いところもありますけれども、まずお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) まず、最初の高島漁港の関係で、訴訟が起きたらという部分は、実は一事不再理のことを考えますと、もちろん一度処分してしまいますと、その後、もし損害賠償とか何か起きたとしても、当然のことながら、それは何もできませんので、そういった意味で、まず年度内に処分することを優先したということで、まずは一事不再理ではなくて、年度内に処分するというほうを採用したのだということでお答えしたつもりでございました。

ですから、結論といえますか、結果としては、もしそういった損害賠償等が起きたとしても、一事不再理で処分等は改めてできませんということでございます。

(「違う」と呼ぶ者あり)

(「違うって」と呼ぶ者あり)

それから、人件費の関係で、先ほど財政部長からお答えいただきましたが、本答弁、市長からお答えした中で、組織改革の関係と、それから、また後段でお答えしている行政のスリム化の話、この辺がなかなかかみ合っていないのではないかというお話だったかと思うのですが、ここにつきましては、我々としてはベストな選択だと思ひまして、第4回定例会で組織改革を提案させていただきましたが、残念ながら否決になりまして、その理由の一つとしては、人件費の増が伴うということがございましたので、これについては、やはり今後に向けて組織改革は必要だと思っているのですが、それを遂行する上でも、議会議論がございましたので、やはり我々もそういったことを頭に置いて、スリム化を目指す中で、それで組織改革が進めていけないかということを考えていきたいということで答弁させていただいているものでございます。

それから、交際費のお話ですが、これにつきましては、先ほど来お話ししていることが、それぞれ必要なものだというふうに判断して支出しているものでございますので、例えばですけれども、慶事で言いますと、祝電があったりとか、それから祝い金があったりですとかというような内容、一般的に使われるものがございまして、それから、あと弔事ということで言いますと、香典とか供花とかそういったものですし。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) お静かに願います。

○総務部長(前田一信) それから、あと年会費等の賛助金等もございまして、そういったような一般にごく交際費として使われるもの、そういったものを支出しているということでございますので、项目的に何ら問題はないというふうに考えておりますのと、それと先ほどお話ししましたとおり、実際にどれだけという積算をするに当たって、やはり最初から流用が見込まれるような状態で予算提案するというのは好ましくないだろうという考えのもとに、過去の実績等を参考にして積み上げさせていただいたということでの計上でございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 先ほど、情報開示の関係で、担当が秋元議員に発言したことでありますが、私としても、担当が秋元議員にどういった話の中でそういったことを言ったのか、私も確認がとれていませんけれども、今回、資料要求の中で、秋元議員が求められている資料の情報が、本当にどこまで出せるものなのかという部分については、我々としても、いろいろ話をさせていただきました。ただ、そういっ

た不確定要素のものは出せないけれども、実際にはっきりしているものに関しては、あえて我々としても出さないことはないとは考えております。

そういった意味で、今回、協議簿というのを下させていただいたと思っております。ただ、協議簿については、議員も見ていただいたと思いますけれども、なかなかわかりづらいのかなと思っております。そういった面では、ある程度、整理をしたものではないと、なかなかわかりづらいのではないかというの、我々部内では話をしたところですけども、済みません。担当がそういった発言をしたというのは、私も押さえておりませんので、こういった意図で言ったのかは、わからないものですから、そこについては、御答弁はできないと思っております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 秋元議員。

○1番(秋元智恵議員) 再々質問しますけれども、何かずっとかみ合わない答弁ですよ。高島漁港区の訴訟になった場合の対応というのは、退職されるとか、それはもう以前も聞いたのですよ。それはわかりました。だから、これから今後、訴訟になった場合にはどうするのかという話なのです。それをもう一回答えてください。

それと、交際費の話も、再質問のときにも言いましたけれども、議会で予算が必要なものなのか、有効性はどうかと判断するのに必要だから出してほしいという話なのです。でもそれ、そういう資料は出せない、ないのですよね。では判断を私たちもできませんから、それは全く25万円増額になんかならないですよ。そういうことでいいですね。だって判断するものがないのですから。必要だとか、実績に基づいて出したと言うけれども、それはそうでしょう、実績に基づいて出したのでしょうか。2%がどうだ、変動要素がどうだ、固定要素がどうだと説明してもらいましたけれども、だから、必要となる有効性、必要性を判断できるものを出してくださいと言っているのです。

私は、森井さんと違いますから、出してくれと言って出してもらえるのだったら、こんな楽しいことはないですけども、議会としては、しっかりと審議しないとならないので、そういうものを出していただきたい。出せないのであればこれは議論できないですよ、交際費。

それと、水難救助体制整備です。これも先ほど消防長からもありましたけれども、これはほかの市では、まだやっていないですよ。水難救助も、パトロールもまだされていないということなのですが、ですから、しっかり議会で一度議論をして、海上保安だったり、警察だったり、必要なかもしれませんけれども、どうやって本当に海水浴に来られる方々の生命を守っていくのか、遊泳禁止のところで泳ぐ人を減らせるのか、なくせるのかという議論をしないで、ただパトロールします、水難救助しますと言われても、私は、なかなかすぐすと理解できないというのは、そこなのです。ましてや銭函地域に突如常駐をしなければならぬ、それも理解できないので、この辺はもう一回再考する必要があると思います。あと半年で海水浴シーズンですが、それも十分わかりますけれども、ぜひもう一度議論するべきだと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、何を聞いても何かよくわからない話ばかりなのですけれども、行政評価について、先ほど総務部長が説明していただいた住民主体型とか、住民・専門家主体型の混合型の議論がかみ合わないという件、先ほどお話しいただきましたけれども、これはどこの都市の話をしているのですか。まさか小樽市の話ではないですよ……、小樽市の話なのです。それは私は驚きましたけれども、それは調整ができていないということではないのですか。そんな話を私は聞いたことがないですよ。ましてや市民の方に公募で集まっていただいて議論して、専門家の方と市民が理解度が違うから議論がかみ合わなかったと、そんな何かもうむなしいですよ、話をしても。

(「人を入れれば良いというものじゃないんだって」と呼ぶ者あり)

そんなことを私は聞いたことないです。余りにも無責任、制度をつくれないうすよ、こんなことでは。もう一回、再度ここを、そういう小樽市として問題があったというのはわかりましたけれども、改めて、行政評価を考えていく上で勉強されたほうが良いと思いますよ。行政評価はなぜ行っていくのか。私はもう本当に悲しくなりました。

(「参加している人全員、森井さんなんじゃないの」と呼ぶ者あり)

しっかり協議していただきたいと思いますので、もう一回お話しいただきたいと思います。

先ほど建設部長からお話しいただきましたが、不確実な資料と言われるのですが、簡単なことなのです。事業者と当事者が協議して、会議に排雪路線の上がった日にち、保留なのか排雪なのか決めた日にち、実際に排雪した日にちなのです。その間の協議のことなど私は聞いていないのです。何も不確実な要素が入る必要、要素がないのです。だから、排雪管理しているということなので、ぜひ出してくださいよ。その上で、予算特別委員会でしっかり議論させていただきたいと思いますので、もう一度この資料を出せるのかどうなのか、伺いたいと思います。

それと、森井さんに言いますが、車が埋まって、よかった、悪かった。平成26年以前よりよくなったと言いますが、余りにもそういう発言は控えたほうが良いと私は思います。これは答弁は要りませんが、資質を疑われておりますけれども、私は全く現状認識のそういう判断ができない方なのかなというふうに私は感じております。これは答弁は要りません。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

資料の提出につきましては、今回、協議簿を出させていただきましたので、あれに基づきまして、いつ協議が終わって、いつ排雪が入って終わったのかの部分につきましては、日数がどこまで出せるかわかりませんが、現場と確認しまして、出せるかどうかはまた御連絡といたしますか、御報告をしたいと考えておりますけれども、基本的には出すように進めたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 高島の訴訟の関係につきましては、先ほどの処分関係で言いますと、一事不再理の関係で、万が一訴訟が起きたとしても、それは一事不再理の関係で重ねて処分はできませんということでお答えしているつもりですけれども。

お尋ねになっているのは、その処分関係ではなくて、実際にどう対応するのかということでの話ですね。ですと、それはまた別にお答えしたいと思います。

続いて、交際費の関係ですけれども、交際費の関係につきましては、市長から先ほどお答えしましたとおり、特に資料として取りまとめていないということと、それから、公表を前提とせずに、いろいろ忌憚のない御意見をいただいているということで、資料として提出することはできないということでお答えしておりますので、ここにつきましては、申しわけございませんが、そういうことでございますので、提出はできない状況でございます。

それから、行政評価のかみ合わないお話ですけれども、これは先ほどもアンケートでということでお話をしましたが、実際にアンケートに書かれていたこととしましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、専門家の方と一般の市民の方とは、やはり事前に一定時間かけて早目にいろいろなことを教

えてもらわないとなかなか、いろいろな議論をしたときに、それこそかみ合わないというようなことが生じるので、そういったところに配慮してほしいというような、そんな御意見があったものですから、それを御紹介させていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 消防長。

○消防長(土田和豊) 秋元議員の再々質問にお答えをいたします。

水難救助活動の全国での実施状況については、私どもも調査をいたしました。実施をしているという消防については確認ができなかったところであります。

議会議論をもっと深めてから実施すべきではないかというお話でございました。私どもいたしましては、今定例会に予算案として上程をさせていただいており、今後、十分な説明に心がけてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、銭函になぜ常駐かというお話もあったかと思っておりますが、先ほどもお答えをいたしましたけれども、どうしても勝納から現場に向かうとなると30分以上の、救助活動を行うまでのタイムロスがあると考えております。銭函に常駐することによりまして、速やかに水難救助活動を開始できるというところが大きなメリットと考えております。私どもとしては、そこに一つでも救うことができる命があれば、すぐに救助活動に取りかかりたいという思いで、今回の事業を実施したいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

高島の部分で、先ほど来、総務部長から訴訟になったときのお話を答弁しているのですが、退職後に訴訟になったらどうなるかという御質問だったので、職員のことなのかと思っておりますが答弁しておりましたけれども、これは訴訟が起きたらどう対応するのかという御質問だったということなのでしょうか。

それにつきましては、前から議会でも、損害賠償の訴訟になったらどうなるのかという、それは仮定のお話とかはありましたけれども、訴訟の起き方というのがいろいろありますので、実際にどのような形の訴訟が起きたか、それによって対応していかなければならないという程度でしか、今のところはお答えできないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋哲也議員。

(3番 安齋哲也議員登壇)

○3番(安齋哲也議員) これまでも厳しい財政状況でありましたが、新年度はより一層厳しい状況であります。財政調整基金を取り崩し、不用額で黒字が出ればまた積み立てるという自転車操業からは、早く脱却しなければなりません。

そこで、まず、森井市政が新年度に当たって、自身の公約だと大いばりして各種事業をひもづけていますが、この3年で市長公約とし、除排雪を除き、新規または拡大した事業は何で、幾つあり、総額は幾らですか。

また、公約ビラに事業名を明確に明記していないのに、公約だとひもづけした既存事業は何ですか。

3回目で、そして最後の予算編成において、公約に明記していたのに、達成できていない事業は何ですか。理由もあわせてお聞かせください。

以前から、市民に公約の達成状況をオープンにすべきと指摘していますが、市長もその手法を検討すると答弁しています。その検討結果をお示してください。まだ結果がない場合は、なぜ決められないのかお聞かせください。

平成29年度の執行状況いかに、また黒字か赤字か、財政調整基金に幾ら積み立てられるかという状況ですが、現状の29年度一般会計決算の見直しをお示してください。

今後も大きな人口増が見込めないのは周知の事実です。森井さんは、人口対策として第3子以降の保育料や小学生までの医療費の無料化を推進していますが、それらを含む公約を実行すれば、今後人口減がとまるということですか。そうであるならば、その根拠をお示してください。

日本全体で人口減が叫ばれる中、人口増に取り組むことになれば、地域間で人の奪い合いとなります。人口増は厳しいものと認識しますが、森井さんの考えをお聞かせください。

また、あくまでも人口減少幅を少なくしながら、小樽の市街化区域インフラの更新・改廃を積極的に考え、実践しないとしない時期だと思います。まさに、小樽市公共施設等総合管理計画はその一つですが、道路や上下水道も将来人口を見据えて改廃を進めるべきと思いますが、いかがですか。

市税や地方交付税の大きな増加も見込めません。その中できめ細やかなと公約したのに、排雪抑制し支出を抑える除排雪以外は、支出ばかりの森井さんの公約を推進するだけでは、市財政はより一層の硬直化を招きます。森井さんの公約において、歳入増加策はふるさと納税だけでしかありませんが、それ以外の増加策があるならお示してください。ないなら、その理由もお聞かせください。

千葉県我孫子市の福嶋元市長とお会いし、お話を聞いてきましたが、福嶋氏は、市長時代、少子高齢化社会において、市民が主体者となった公共をつくる必要があるという理念の中、提案型公共サービス民営化制度を導入しました。市役所全ての事務事業を公開し、企業やNPO等、市民から、自分たちがやったほうが市民のためにいいサービスを提供できるという提案を公募しました。審査の結果採用されたら、その提案者が事業者となるというものです。

財政が硬直化しているからコスト削減という行政側の都合ではなく、民間からの発想で質を高めていくこの制度は、まさにコスト削減とともに質の向上の面でも必要と思いますが、小樽市における全ての事業、森井さんの公約の事業もその観点から公開し、同制度の導入をすべきと考えますが、いかがですか。

都市機能におけるインフラの改廃と民間力による行政サービスの質の向上について質問してきましたが、森井さんになってからは、経費がかかる無駄な除雪地区の分割や入札のやり直しなど、要らない無駄がかかり、しかも除排雪においては、かなり改善は大うそのサービス劣化です。これからの小樽のまちを考えれば、無駄に分割を行い、後援会関係者がかかわるような制度設計ではなく、七分の地域総合除雪がいいのかも含め、全市的に除排雪路線の見直しを検討すべきです。いかがですか。

また、先ほど事例を紹介した我孫子市では、各担当課や学校・公共施設で独立して委託していた管理業務を一括して入札発注し、コストカットも行いました。それぞれの管理業務を分割して経費を重ねるよりも、一体的に入札発注するほうがメリットが大きいと思いますが、いかがですか。

今定例会で、前定例会で否決となった減給条例を提案していますが、全く理解に苦しみます。森井さんになって歳入増加策を打ち出せず、自身の公約や除雪制度の見直し、ふれあいパスの市負担増など、無駄な税金がかかっていることを考えれば、1カ月50%の減給は甘いと思います。兵庫県西宮市議会の

ように退職金の減額条例を提案すべきと考えます。そこで、まず森井さんが市長の任期を満了した場合の退職金は幾らになりますか。退職金を返上するという考えは本当はないのですか。改めて伺います。ないのであれば、当時どうして掲げていたのか、お聞かせください。政治理念とは、ある希望の党どうか、選挙ごとにそんなに変わってしまっているという考えですか。

市長交際費について伺います。市長交際費が25万円増額なのか、根拠をお示しください。記者会見で、市民との対話のためとおっしゃったとのことですが、その対話というのはどういうもので、なぜお金をかける必要があるのですか。これまでは対話が足りなかったというのですか。足りないなら、なぜ足りないのかお聞かせください。

再質問を留保し、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、任期最後の新年度予算と私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、公約についてですが、まず公約として、除排雪を除く新規または拡大した事業につきましては、平成28年度は、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金、小学校英語教育推進事業費、ふるさと納税関係経費、子ども医療費助成など22事業。事業費は、決算額で4億6,871万5,000円です。

29年度は、防災行政無線整備事業、新・市民プール整備調査事業費、スポーツ選手交流事業費、語学指導等外国青年招致事業費など21事業。事業費は、予算額で1億8,019万7,000円です。

30年度は、ロケツーリズムによるシティプロモーション事業費補助金、既存街路防犯灯LED化推進事業費、子ども医療費助成の拡大、第3子以降の保育料無料化など13事業、事業費は、予算額で7億1,195万2,000円です。これらの合計は、56事業、13億6,086万4,000円となっております。

なお、事業費については、拡大した事業において公約に対応する新たな取り組み部分を抜き出すことが難しいため、既存の部分も合わせた総額としてお示ししております。

次に、公約ビラに明記せず公約とした既存事業につきましては、主なものを挙げますと、市政の現状をオープンにしていく取り組みである自治基本条例推進等事業費、高齢者の病气予防と健康増進に資する各種がん検診費、子供の自然体験などの機会となる校外学習等助成事業費、スポーツを通じて心身の健やかな成長を図るおたる運河ロードレース実行委員会補助金、小樽のすばらしさを発信する移住促進事業経費などであります。

次に、公約に明記し達成できていない事業につきましては、主なものを申し上げますと、老健施設の充実、介護保険事業計画において増床の予定がないため実現に至っておりませんが、国の指針や社会情勢の変化により、在宅による支援策の充実に向かっており、市もそれに向けた政策に取り組み始めていることから、公約に掲げた高齢者対策の充実が図られるものと考えております。

また、札幌間の交通アクセス利便性の向上については、市内の持続可能な公共交通網の再構築に時間を要するため、駅前広場の再開発は、関係者との情報交換を行っている段階であるため、中心市街地に市営住宅を建設は、現在複数の候補地を考えており、それらについて検討を行っているため、プール建設は、平成30年度は整備の具体化に向けた基本方針の策定に取り組む段階であるためであり、これらを形にしていくには、いずれにおいても時間が必要であることから、現時点では実現には至っておりませんが、実現に向かって進み始めていると考えております。

次に、公約の達成状況のオープン化につきましては、4年間の総括の段階で、市民の皆様にごできるだけわかりやすくお示ししたいと考えておりますので、それに向けて引き続き検討を進めてまいります。

次に、29年度一般会計決算の見直しにつきましては、現時点では具体的な見込みをお示しすることはできませんが、例年歳出において一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字を確保できるものと見込んでおります。

次に、人口減少における都市インフラ、歳入増加策についてですが、まず、公約の実行による人口減の抑止等につきましては、個々の事業効果を明確にすることは難しく、その根拠をお示しすることは困難ですが、昨年は転出超過が縮小し、人口動態の改善への期待感も出ているところですので、子育て支援や高齢者対策の充実、また、教育の充実、経済対策など、公約を初めとした住みよいまち、人に優しいまちの実現に向けた取り組みを実行し、人口減少に歯どめがかかるよう全力で取り組んでまいります。

次に、日本全体で人口減の中、人口増は難しいのではとの御指摘につきましては、日本全体の状況を考えると、まずは人口減少に歯どめをかけることが先決だと考えております。本市は大都市に隣接し、潜在的な力を持っている魅力あるまちですので、先ほどもお答えしたさまざまな取り組みに加え、総合戦略に掲げる事業や現在進めている小樽商科大学との共同研究の結果を受けた事業を一つずつ積み重ねることで、人口減少に歯どめがかかっていくことを期待しております。

次に、将来人口を見据えた公共施設等のマネジメントにつきましては、昨年度策定した小樽市公共施設等総合管理計画に示しておりますが、公共施設等の総量を人口に見合った規模に最適化していくことが必要であり、市民文化、教育、保健福祉、行政などの各施設においては、建てかえ時における集約化・複合化・予防保全型の維持管理や民間事業者との連携による管理運営の推進などによって、更新・管理費用の縮減目標を掲げております。

また、インフラ施設や公営企業施設については、市民の安心・安全な生活に欠かせないもので、単純に削減することが現実的に不可能なことから、施設の長寿命化による更新費用などの縮減に努めながら、長期的にはまちづくりの各関連計画を踏まえた見直しを図り、さらなる縮減を目指すこととしております。

次に、ふるさと納税以外の歳入増加策につきましては、今年度においても徴収一元化による税外収入の横断的かつ効果的な徴収対策の実施が一定程度の成果を上げているほか、消防署長橋出張所など遊休資産の売却やクラウドファンディングに初めて取り組むなど、自主財源の確保を進めてきたところであります。今後も地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の対応を研究するとともに、企業誘致の推進や使用料・手数料の改定など、歳入の増加を図りながら、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。また、長年、本市が抱えていた財政運営上の課題についても、解決に向けた動きも出てきておりますので、それらにつきましても歳入の増加に寄与するものと考えております。

次に、行政サービスの質の向上とコスト削減についてですが、まず、提案型公共サービス民営化制度の導入につきましては、市民にとっての行政サービスの質の向上や、民間との協働のまちづくりを進めていく上で有効な制度であると考えておりますが、我孫子市でこの制度を導入した背景には、NPO法人や市民活動団体が多く、既に公共サービスの一翼を担っている団体があることや、そうした団体が民間でいろいろな経験を積んだ後、退職により地域に戻ってくる団塊世代の受け皿になっていることなどがあつたと聞いております。

本市においては、こうした背景とは異なることから、直ちに同様の制度を導入することは難しいと考えておりますが、今後においては、他都市の事例の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪の路線の見直しなどにつきましては、本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や

高齢化の進行などにより今後変わっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識しております。

まずは、これまで取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことが、今後を見据えた本市の除排雪作業につながるものと考えており、現状の七地域や除排雪路線の見直しにつきましては、これらの進捗状況や地域間で除排雪路線延長に差があり、作業のおくれが目立つ地域があることなども勘案し、検討してまいりたいと考えております。

次に、各担当課が独立して委託していた管理業務を一括して入札発注することにつきましては、近年、公民連携やスケールメリットを生かしたコストの削減、サービスの向上の観点から、庁内の同一業務あるいは異なる業務を同一業者が一括して受注する、いわゆる包括施設管理業務委託という手法の実施を検討している自治体がふえてきていると認識しております。

本市においても、市内の公衆トイレの清掃業務を一括して発注している実績がありますが、包括施設管理業務委託を実施した場合、自治体としては入札や契約事務の負担軽減、事務コストの縮減が図られるほか、一括管理することにより民間のノウハウが生かされ、業務の質の向上が期待されるといったメリットがある一方、市内業者優先発注を基本としている本市においては、市内業者の受注機会が縮小されることや、請け負える業者が限られ、競争性が低下する可能性があるといったデメリットも考えられます。

そうしたことから、包括施設管理業務委託の実施については、他の自治体においても、事前に事業者の参入意向や参入しやすい公募条件を探るといった調査などを実施し、導入の可否や適正な業務範囲、規模などを検討した上で判断しておりますので、単にコスト面だけに着目せず、慎重な対応が必要と考えます。

次に、減給条例に関連しての御質問についてですが、まず、私の任期満了に伴う退職手当の額につきましては、約1,800万円であります。

なお、御質問の中でお話がありました歳入増加策については、先ほど申し上げたとおりであり、また、私の公約等の実現や除排雪その他の見直しについては、一つ一つ形にし、改善を図っているところであります。

次に、退職金の返上についての考え方につきましては、平成28年3月10日の予算特別委員会でお答えしたとおり、その考えは、もう今は持っておりません。

次に、退職金の返上を掲げた理由につきましては、当時はそれが財政健全化の手法として有効であると考えたからであります。

(発言する者あり)

次に、政治理念につきましては、私の公約や考え方については、その時々においてさまざまな方から御指摘をいただいております、市長の退職手当を含めた給与の削減が、全体的な財政効果に必ずしも直接的な要因にはならないとの御指摘や、退職金の返上が、ともすれば選挙目当て的なものだと見られる可能性があるとの御指摘などを受け、考えを改めた部分もありますが、市民の皆様とともに市政を担っていくという政治理念は、当時も今も変わっておりません。

次に、市長交際費についてですが、まず、市長交際費の増額理由等につきましては、就任以来、積極的に市民の皆様や町会等各種団体と直接対話するよう努めているため、各種団体の総会等への参加は交際費の支出が伴わないものも含め約8割ふえており、前年度の支出実績に基づく必要額を予算計上しております。

予算計上に当たっては、予想が困難な慶弔費につきましては、過去5年の実績をもとに36万円を、また、慶弔費以外は前年度実績をもとに2%を削減し64万円と見込みましたが、全体としては25万円の増額となったものであります。なお、財政が厳しい現状は認識しておりますので、就任以来、市長給料は15%の削減、期末手当は職員の4.4カ月分への引き上げに連動させずに、4.1カ月分で据え置きを継続しております。

次に、市民との対話につきましては、市民との対話とは、各種団体の総会等において市民の皆様からの御意見を伺ったり、皆様の御熱心な取り組みに対し敬意、感謝の意を伝えたり、市の取り組みを説明したり、さまざまな分野での最近のまちの動きについてお知らせをしたりする趣旨でお話をしたものであり、大変重要な役割を果たしているものであります。このように、私としては、総会等へ出席することは、市長の職務の重要な部分であると考えておりますので、可能な限り出席し、会費のかかるものについては交際費から支出しているものであります。

次に、これまでは市民との対話が足りなかったのかにつきましては、就任以来、各種団体の総会等へ参加した際、今まで代理出席で市長は来てくれたことはなかった、今まで市の人は誰も来てくれたことはなかった、私たちの会に市長が初めて来てくれた、市長が来てくれると小樽市政が身近に感じられるなどの声を伺う機会が多くありましたことから、市民の皆様からは、対話をする機会が足りなかったと思われるのではないかと考えております。

(「何の会議に出たときさ」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 再質問に入る前に、1点だけ確認をさせていただけたらと思うのですけれども。

○議長(鈴木喜明) どういうことですか。

○3番(安斎哲也議員) 内容は、質問のレクチャーをした後に、少し意味がわからないからといって、改めて原課と打ち合わせをさせていただいたのですが、そのときに修正した内容に変更したはずなのに、答弁がそれとかみ合っていないのです、本答弁がそもそも。ですので、これについて、もし確認させていただけるのであれば、それが答弁ミスなのか、漏れなのか、あえてそれを言ったのか、もしそれがわかればそのまま再質問に入りたいと思います。だめなら再質問に入ります。

○議長(鈴木喜明) だめです。

○3番(安斎哲也議員) では、質問します。

まず、老健施設の関係ですけれども、これは公約では高齢者対策の充実のところを書いていないのに、なぜ答弁では、高齢者対策の充実につながっていくというふうに答えたのか、その理由をお聞かせください。

次に、公約の状況のオープン化についてですけれども、4年間の総括の段階みたいな話をしていましたが、それは、ではいつなのかをお聞かせください。任期中の4月に市長選があるのですけれども、その市長選のときなのかどうか。

あと、わかりやすく市民に伝えるというのは、どういうイメージなのかをお聞かせください。

そして、それについて引き続き検討すると言っていますけれども、では、これまで一体何を検討してきたのか、お示してください。

人口減の関係ですが、去年は転出超過が縮小したということで提案説明で述べていましたけれども、では、なぜ縮小したと分析しているのか、お聞かせください。

分析しているのか、していないのかも含めてですけれども、では、それに当たって人口動態の改善への期待感というのは、何を言って言っているのか、お聞かせください。

商大との共同研究の部分で、結果を受けた事業を一つずつ積み重ねると言っていますが、今研究中なのに、どうして受けた事業を一つずつ積み重ねられるのか、お聞かせください。

先ほど少しお話をした部分ですけれども、私は、歳入増加策の中で、森井さんの公約において歳入増加策はふるさと納税だけしかありませんが、それ以外の増加策があるならばお示しくださいと言って公約ピラに沿って質問したのに、市の取り組みについてお話をされましたけれども、これは原課とやり合っていて、公約掲載時のことについて述べてくださいと言っていますから、明らかに答弁が食い違っているのです、お聞かせください。

本市が抱えていた財政上の課題、歳入増加策の部分で、解決に向けた動きも出ているというのですけれども、何がどう解決に向けて動いているのか、お聞かせください。

次に、市長交際費について、交際費の支出が伴わないものを含めて8割ふえているというふうに言うのですけれども、前市長と現市長とで、何件から何件、具体的にふえたのかお聞かせください。

あと、これまでの対話の部分について、2月の会見で、ほかの自治体を参考にしたいと思いますけれども、では、どこの市が増額させていて、どうして増加させているのか、お聞かせください。

あと、どういう経過で100万円という予算になったのか、市長査定の際、100万円が上がったときに、いや増額はいいよというふうな考えにならなかったのか、その点をお聞かせいただきたい。

最後に、ふえた理由を慶弔費どうのこうのと言いますが、では、なぜ大きい分を、総務部長は参考としてとっているのかお聞かせください。対話のためと言っているが、どうやって葬式で対話するのですか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

説明員に申し上げます。

今11項目ぐらいだと押さえていますけれども、速やかにお答えいただきたいと思います。

（2分経過）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は、各担当より答弁させていただきますのでよろしく申し上げます。

私は、全部書けていなかった部分がありますので、もしかしたら答弁漏れが出てくるかもしれませんので、そのときは御指摘いただければと思います。

まず、1点目、私の公約のことで、最初に御質問のあったところでございます。私のこの公約の中には、老健施設の充実に取り組んでいくということにおきましては、項目としては中心市街地の整備再開発と空き家対策を施行という枠組みの中で載せさせていただいているところでございます。その中で、その載せている部分においては違いはありますけれども、しかしながら、この老健施設をつくっていくということに当たりましては、もちろん高齢者の皆様に対しての環境の充実を観点に置きながらお話をしていたことから、また、老健施設を建てるということにおいては、介護保険事業計画に基づいて取り組んでいることから、その高齢者対策の充実を、現在、地域包括ケアシステム等も含めて在宅による支援策の充実に向かっていることから、このような表現で答弁をさせていただいたところでございますので、御理解をいただければと思います。

それと、小樽商科大学との共同研究におけるもの、まだ今は途中なのになぜここに載せられるのかという観点だったかと思いますがけれども、御指摘のとおり、現在共同研究を進めている段階でございますので、これはこれからのお話として、それを研究結果、分析結果に基づいた事業施策を一つずつ積み重ねることによって、人口減少に歯どめがかかっていると期待するということでの答弁として入れさせていただきます。

(発言する者あり)

それと、交際費における増額は、私からいいよとはならなかったのかという御質問もあったかと思えます。このたび、交際費においては、昨年第3回定例会の中で、決算不認定の要素として、交際費の流用のごとがございました。その中で、担当部として、それをどう改善を図るのか、さまざまな分析をやったり調整等を行ってきているところでございます。私といたしましては、その原部から上がってきた内容に対しまして、結果、承認をしたというところでございますので、その場面の中で増額はいいよというふうに、私から断言をするということはありませんでした。

(「必要ねえなら削ればいいじゃん」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私から何点かお答えいたしますけれども、捉え切れなかった部分もございしますので、それはまたお話をしたいと思います。

まず、公約のオープン化のことで御質問がございました。4年間の総括というのをいつするのかということで、選挙時なのかというようなお尋ねだったかと思いますが、これにつきましては、やはり一定の総括をするというのは、ある程度たった時点でなければなりませんので、早い時点、中間時点で何か総括をするということではなくて、事業が進行して、きっちり4年ではないですけども、ある程度進んだ時点、そういった時点での総括ということになるかと考えております。

それからまた、市民にわかりやすくのイメージということでですけども、これはその言われているとおりで、余り行政用語をどんどん使ってかたいイメージでお話するというのではなくて、それぞれものを市民にわかりやすい形で、わかりやすい言葉で説明するということがイメージしてございます。

それで、これまで何をどういうふうに検討してきたのかということですが、実際に公約の進行管理、進捗管理をする中で、今お話をしたこととも少しつながりますけれども、そういったものをどういった表現で市民の方にお示しするのかというようなことを検討しているところでございます。

それから、平成29年の人口減少の関係ですけども、こちらにつきましては1,828人減少してございます。平成29年度は1,828人、それに対して、平成28年度は2,144人ということで、28年度と比較して316人が改善しているという状況でございます。それで、社会動態につきましては、減少数が下がってきているということで、こちら798人の減から、488人の減ということで、310人が改善しているといったようなことがございます。いずれにしても、期待感ということでお答えしておりますけれども、そういった数字がございしますので、それでお答えしたものでございます。

それから、1点、先ほど議員から、レクのとときに、公約掲載時のことというお話をしたというようなお話があったのですが、レクの関係は申しわけないのですが聞いておりませんで、この場でお答えすることは、申しわけないのですが、できません。

それから、前市長との関係で、出席の回数のお話がございました。前市長のいろいろな団体等への参加の平均、4年間の平均で言いますと102件になってございまして、森井市長になってからの2年間で言いますと179件になってございます。件数につきましては以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、歳入増の関係で、財政運営上の課題についての解決に向けた動きということについて答弁いたします。

特定の企業名は差し控えますが、いろいろ新聞報道にもございますとおり、本市の財政の課題であった部分については解決に向けた動きが出てきている。そういったことでの中身でございます。

○議長(鈴木喜明) 説明員、まだありますか。まだ漏れていますよ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 申しわけございません。答弁漏れがあったようでございます。

2点ほどございまして、交際費の関係ですが、なぜ大きい部分をとったのかというお話が、まずあったかと思えますけれども、これにつきましては、先ほど来御説明しておりますとおり、不確定要素ということで慶事・弔事のことをお話しておりますが、慶事・弔事につきましては、実際どういった件数、金額になるかというのは、その年度、年度で変わるものですので、どれがいいかというような、そういった数字、件数の押さえがなかなか難しいということで、それとまた最初から流用ありきで考えるということで言えば、小さい数字でということもあるのかと思えますけれども、ただ、これについては過去の5年間の実績の中で、一番大きかったものを一応参考にさせていただいて、それを計上しているということでございます。

それから、他都市のお話もあったかと思えますが、はっきり聞き取れなかったのですけれども、他都市がどのくらいの金額になっているかということでのお尋ねだったのでしょうか。どういった形でお答えすればいいか、ここはわかりかねているのですが。

議長、よろしいですか。

○議長(鈴木喜明) 市長交際費で、他都市とはどこで、どんなという聞き方をしていたので、多分、答えの中で、他都市というお話が出ているのだと思えますので、それは具体的にどこだと聞いたのだと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 市長交際費で、道内の主要都市を調べてございます。そういった中で、例えばですけども、割と人口の似通ったところで言いますと、例えば江別市で言いますと138万円ほどとなっておりますし、それから、北見市で言いますと同じく138万円ほどとなっております。それから、室蘭市が113万円ほどとなっております。それから、少し高いところで言いますと、苫小牧市は220万円ほどとなっております。それから、釧路市が180万円ほどといったような、他都市も結構100万円台の金額のところが多いという状況になってございます。

○議長(鈴木喜明) 先ほどの6番目だと思いますけれども、歳入の増加策はふるさと納税以外ということで、安齋議員は公約ビラに沿って、公約に沿ってというお話だったのですが、総務部長はレクの中でそういうお話になっていなかったのかということなので、この件につきましては、レクのときの、そこまでは関知できませんけれども、これは取り上げることはできません。

それと、歳入の解決に向けた動きは何かと、財政部長は何かおっしゃったのですけれども、その件はもう一度明確に言っていただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 先ほど、特定の企業名は申し上げられませんがとは申したところでございますが、いろいろこれまで本市の財政運営上で一つの課題でありました大型商業施設の関係が解決に向けた動きが出ているということで、これらについては本市の財政の歳入増加等に寄与するというふうなことで考えているということでございます。

（「きのうの答弁ではわかんないって言ってたしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 一応、再質問で全てお答えになったかと思えますけれども、一応聞いておきます、安齋議員。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） おおむねお答えはいただいているのですけれども、そのレクの関係で云々というのは、私の質問でレクでやったとかという話ではなくて、一回レクをやった後に、担当課がちょうど話に来て、公約においてというのを、わざわざ入れたものをつくって出していたのです。それなのに、それではないものが答弁で来ているから、おかしいのではないですかという指摘なのです。

○議長（鈴木喜明） そのことについては、今ここで、いや、聞いていないというお話ですよ、総務部長。

○総務部長（前田一信） はい。

○議長（鈴木喜明） ということですかね。

（「原稿は公約においてと直したものを出してるんですよ」と呼ぶ者あり）

それは後で直したということですか。

○3番（安齋哲也議員） そうです、そうです。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） これは、議事進行をかけて、言った言わないという話になるのだというふうに思いますね。それを……。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 最初の、私の原稿が少しわかりづらいというのもあったので、森井さんの歳入増加策はふるさと納税だけでしかありませんが、それ以外の増加策があるならお示くださいという文章だったのです。後で担当課に聞いたら、これは公約全般の話をしているから、公約の中でのことですかと聞かれたので、私はそのつもりですと、だったらこの部分に森井さんの公約においてと入れてくださいと、原稿に。だったらそれで回答しますと言われたのです。ですので、その公約における云々という質問を投げたのに、回答が、公約ではなくて現在市が進行しているものしかないから、だったら改めて公約においてどうだったのかというふうな話をしているので。

○議長（鈴木喜明） 今、公約についての答弁、その場でできますか。

（「ないって言えばいいだけです」と呼ぶ者あり）

（「ないって言えばいいだけなんです、当時はふるさと納税しか書いていないとあればいいだけでしょう」と呼ぶ者あり）

発言は慎んでください、今は。

安齋議員の、実際発言したというか、お聞きになったときにどうかというのはあれですけども、ま

た、公約ビラに事業名を明確に明記していないのに公約だけ……、これは違うな。こっちでした。3回目で、そして最後の予算編成においても公約に明記したのに達成できていない事業とは何ですか……

(「違います」と呼ぶ者あり)

ではないね。

(「はい。(2)の④です」と呼ぶ者あり)

(2)の④。この流れだけでいくと、公約のときに限定しているまでは読み取れませんけれども。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) ここで言ってもあれですが、ただ、私としては、最初はわかりづらい文章だったけれども、公約においてと言ってくれたら公約時の部分の答弁になりますからと、あえてわざわざ原稿を変えて入れているのですよね。なので、それでまた別の意図しない答弁がこられても困りますけれども、ただ、ここでやっても仕方ありませんので、再々質問に入らせていただいて終わりたいと思います。

まず、公約のオープン化の4年間の総括がいつかという質問をしたのに、ある程度進んだ時点という答弁だったのですけれども、だからそれがいつなのかということをお聞かせいただきたいと。もうある程度進んで、折り返しを過ぎて3年、4年目を迎えていますから、お聞かせいただきたいと思います。

あと、総務部長の答弁で、人口の流出超過が縮小したというところですが、社会動態の話で答弁しているのに、なぜいきなり自然動態の316人改善したという話をされているのかの理由がよくわからないので、改めて答弁していただきたいと思います。

また、その分析をしていないということですが、分析をしていないのに、なぜそれで改善への期待感と言っているのか、明確にお聞かせください。

あと、大型商業施設云々の解決に向けた動きも出てきているという答弁について、きのうの答弁では、たしかその部分に明確に触れていませんでしたよね。その企業との関係があるから、払われていない、滞納している分が入るかどうかは言えないと言っていたのに、ここにきて、解決に向けた動きも出てきているというのは、整合性がとれないように感じるのですが、ただ企業が動き出ただけで、解決に向けた動きが出てきているという判断なのかどうかをお聞かせください。

あと、交際費の流用の部分について、流用するのを指摘されたということですが、流用したから悪いという話で、では、足りなければ補正をかければいいではないですか、その正当な理由があれば。なぜ、最初から大きい慶弔費の部分を選んで、しかも道内主要都市の大きい額だけをとってきているのか。再質問では、私は他都市を参考に幾らなのかと聞いたわけではなくて、記者会見で、参考にしたと言うのだから、では、どこの市が増額をさせているのかと。増額させたところを参考にしないと、今回の増額の話にはならないと思いますので、参考にした都市で増額している都市があるのかお聞かせいただいて、また、その増額の理由もお聞かせください。それぐらい分析した、調査した上で増額しているのかということでもあります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 安斎議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の公約のオープン化がいつかということですが、一定程度というお話をしたのですが、これについては、4年間の中の、やはり4年の後半部分というふうにご覧いただけますので、何

月とかということはここで申し上げられませんが、それが一定程度進んだ時点ということでお答えしたつもりでございます。

(「もう2年の後半ですよ」と呼ぶ者あり)

それから、人口の関係は、これはきちんとお答えしたと思っているのですけれども、人口減少についてということで、先に数字をお話ししまして、これが平成28年度が2,144人、それから29年度が1,828人ということで、減少については、316人改善していますというお話をしましたし、その後にお話をした数字は、社会動態ということでお話ししていると思いますので、ここもきちんとお話をしたと思いますが、これも798人から488人の減ということで、310人改善していますということで、お話ししたつもりです。

これは分析ということではなくて、先ほど期待感ということでお話をしましたけれども、あくまでも事象といいますか、実態としてこういう数字がございますので、これについてお話をしたということですから、何か分析したということではございません。

それから、交際費の関係について、考え方はいろいろあるかと思いますが、先ほどもお話ししましたが、実は現在、既定予算の75万円、当初の75万円というのは結構厳しい数字で運用している状況に、実態にありますので、いろいろな実績を考えますと、やはり最初から流用をかけなければならない、補正しなければならないという、そういった金額を予算計上するというのは、担当課としては、やはり実績を踏まえた上で予算計上させていただきたいということできせていただいているというのが一つあります。

それからまた、他都市の話でいきますと、増額部分がどうかということは実は調べておりませんので、ここで申し上げられないのですけれども、先ほどお話ししたのは、他都市がどういった予算規模で計上されているのかということでお話ししたつもりでございますので、それが本市と比べて、一定程度やはり大きな金額で予算計上しているところが多いでございますので、そういった意味で言いますと、今回計上した金額が過大な金額だというふうには思っておりませんし、積み上げも根拠を求めて、先ほど来、御説明しているように積み上げておりますので、そういったことでの予算計上になっているということで御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、先ほどの財政運営上の課題云々の部分で、昨日の答弁等の話もひっくるめての再々質問でございましたが、あくまでも、この民事再生手続につきましては、現在民事再生法の適用の申請を受けて、そういった中で現在所定の手続が進められているというふうな状況でございます。

きのうの、いろいろ新谷議員から質問があったのは、それに対する債権放棄ですとか、そういった具体的話でございましたから、そういったことについては、現時点では言及する話ではございません。

先ほどの市長の本答弁で申しているのは、そういった動きについて、これから増加に寄与するというふうなことで考えているということですので、今後の将来的な話だということで御理解いただきたいかと思っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 8時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 千葉美幸

議員 高橋 龍

平成30年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成30年2月28日

出席議員（24名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	安斎哲也	4番	中村岩雄
5番	高橋龍	7番	高野さくら
8番	酒井隆裕	9番	松田優子
10番	高橋克幸	11番	芥藤陽一良
12番	鈴木喜明	13番	酒井隆行
14番	中村吉宏	15番	濱本進
16番	面野大輔	17番	中村誠吾
18番	佐々木秩	19番	林下孤芳
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	新谷とし	23番	山田雅敏
24番	横田久俊	25番	前田清貴

欠席議員（0名）

出席停止議員（1名）

6番 石田博一

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	前田一信	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	生活環境部長	石坂康雄
医療保険部長	小山秀昭	福祉部長	日栄聡
建設部長	上石明	消防長	土田和豊
病院局小樽市立病院事務部長	金子文夫	教育部長	飯田敬
総務部企画政策室長	伊藤和彦	保健所次長	犬塚雅彦
総務部総務課長	中村哲也	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村誠吾議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第41号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 一般質問いたします。

初めに、企業版ふるさと納税に関連して伺います。

本市財政は、財政調整基金への積み増しをしながら、翌年度予算での取り崩しを最小限に抑え、運営してきました。しかし、平成29年度、そして30年度予算編成状況を見てもわかるように、基金を大きく取り崩さなければ収支均衡が図れない大変厳しい状況のため、本市にとって寄附金は貴重な自主財源の一つとなっております。

政府は、地方創生の実現には産官学金労言を初め、各界各層の参画と協力のもとで取り組みを進めていくことが必要と考え、中でも民間企業の役割は重要で、積極的に寄附を行っていただけるよう平成28年度税制改正で地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を創設いたしました。これは個人が好きな自治体に自由に寄附できるふるさと納税とは違い、内閣府が地方創生につながると認めた自治体の事業が企業版ふるさと納税の対象となります。そこで、以下伺います。

企業側から地方公共団体への寄附は、今まで寄附額の約3割の税の軽減効果がありましたが、企業版ふるさと納税では、さらに3割が税額控除されることとなり、これまでの2倍の税の軽減効果があります。企業は地方創生プロジェクトの事業内容によっては社会貢献にもつながるため、各地方公共団体が行う地方創生事業メニュー等に関心を寄せていると聞きます。そこで伺いますが、本市には企業から企業版ふるさと納税について問い合わせはないのか、あれば件数についても伺います。

さて、企業がより積極的に制度を利用し、本市に寄附をしていただくためには、いかに魅力的な事業を幅広く訴えられるのが重要になります。実際に企業へ足を運び、意向を聞きながら事業等のセールスを行ったり、多彩なメニューをホームページにアップしている自治体もふえてきております。そこで伺いたしますが、本市では企業に対し、そのような働きかけについての考えは持っているのでしょうか。具体的な事業やプロジェクトなど、対象事業の検討は進められているのかについてお答えください。

また、小樽市が企業の寄附を広く募集している周知さえもホームページ上ではなされていません。早急に対応すべきと思いますが、いかがですか。

私は、本市の財源確保のためにも、企業版ふるさと納税は積極的に推進する必要があると考えています。しかし、今後の財政健全化に向けた取り組みの中では、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の対応を研究とあり、地方創生総合戦略を進める上で、本市の対応は極めて消極的でやる気がないと受けとめます。進んでいない理由について伺います。

次に、国立小樽海上技術学校の存続について、この企業版ふるさと納税が活用できないか伺います。

まず、現在の協議についてです。小樽海上技術学校の存続については協議が続けられ、その回数も10回に上ると伺っています。学校存続に向け進展はあるのか、直近の協議内容についてお聞かせ願います。

本市が捉える課題についても具体的にお聞かせ願います。

次に、本市の海上技術学校存続への思いについてです。

北海道では唯一の海上技術学校は、本市にとりましても、市外から来る若者が在学中は定住することや学校関係者や家族が小樽に在住していることを考えますと、人口や経済にも好影響を与えていること、また、小樽市のイメージは港や水産物などから海が特色として発進力を持っていることから行政トップである市長の存続に向けた強い思いの発進力と行動が必要と考えますが、見解を伺います。

また、現在入学を希望している生徒に対し、海上技術学校の将来を描けない状況が長く続くことは決して好ましくありません。本市として、いつまでに決断するとお考えなのか伺います。

さらに、要望活動をともに行った小樽市、市議会、商工会議所、三者の協力体制は今後どのように考えているのか、お答え願います。

昨年、小樽海上技術学校の廃止を検討されていることが大きく報道され、新年度の入学希望者数から定員割れを危惧する声があります。海に囲まれた日本の基幹産業とも言える海上輸送に志のある入学希望者が、学校の将来を不安視した感は否めませんが、平成31年度の生徒を募集することが決定したと聞きます。学校存続に後押しとなるよう、学校側が行うPR活動等について協力できないのか伺います。

本校は就職率100%を誇り、海運にかかわる人材不足から企業の需要は高く、関係企業からすると学校が廃止となることは人材確保に影響があると考えられます。本市の人口対策の観点からも、地方創生を推進する上で特色ある効果の高いプロジェクトの事業として地域再生計画を作成すべきと考えますがいかがですか。伺います。

そして課題の一つとして挙げられる移転存続等に必要な財源確保の一助として、ぜひ関連企業に対し、企業版ふるさと納税の活用をセールスしていただきたいと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、北海道新幹線に関連して伺います。

北海道新幹線は平成28年3月に新青森・新函館北斗間が開業し、多くの観光客を北海道に輸送している状況です。また、北海道新幹線の札幌延伸は平成24年に認可され、仮称新小樽駅が設置される予定であり、平成42年度には新函館北斗・札幌間が開業する計画であります。そこで何点か伺います。

札幌延伸が認可され6年目を迎えています。小樽地域に関連する工事の進捗状況について、箇所ごとに説明願います。

また、工事にかかわり懸念される内容として、トンネル発生土の受け入れ地の問題がありますが、どのように検討されているのか、課題や問題点も含めお示し願います。

次に、仮称新小樽駅に関連して伺います。

昨年3月に策定された北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画の中で、新小樽駅は小樽市天神2丁目に設置される予定と記述されております。新駅周辺では、駅前広場と駐車場が計画されていますが、その土地は大きく分類すると、道有地、市有地、民間の土地などで構成されていると思われませんが、それぞれの割合と取得の考え方、今後のスケジュールについてお示しください。

平成42年度までの工程で計画されている仮称新小樽駅ですが、設計や着工というスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせ願います。

また、駅舎の景観形成について、計画では、駅の立地環境や周辺の自然豊かな景観と調和した駅舎のデザイン検討とありますが、本市の考え方はどのように設計に反映されていくのか見解を伺います。

さらに、駅舎の需用費や費用分担についてどのように試算されているのか、また駅に付帯する機能や施設はどのように考えられているのか、お答えください。

次に、大きな課題である交通アクセスについてです。

仮称新小樽駅は、現在の小樽駅や中心市街地から距離があり、新幹線利用の来訪客がスムーズに中心市街地や観光地域にアクセスすることが重要です。以前、新幹線にかかわる視察で3市を訪問させていただきましたが、その中の1市は、小樽市と同様に在来線へのアクセスがなく、中心市街地からも距離がある駅で、バスやタクシーも少ないため、不便さの解消に向け、さまざまな取り組みを行っていました。本市も同様の課題にあるため、交通アクセスの問題は重要事項の一つであります。この点について、どのような対策を検討されているのか、課題や問題点を含め具体的にお示し願います。

次に、市の組織体制についてであります。

開業まで12年となりましたが、今後、本格的な事業内容の対応する時期に入ったと思います。2年前、北陸新幹線で視察したときには、開業まで14年という期間のときでしたが、視察先の職員からは、もう時間がないと思ったほうがいいですよとの指摘を受けました。地域性によって問題点は違うと思いますが、そこでは各分野の担当者を置き、技術者職員は10名以上、新幹線部署は独立した組織体制を早くから整えていたようです。先ほど何点が質問しましたが、今後の本格的な事業内容に対応する人材を配置しつつ、後手にならないように組織体制を組む必要が喫緊だと思いますが、どのように検討されているのか、考え方と具体的な内容を、今後のスケジュールも含めお示しください。

次に、外国人に対する交通安全教育についてです。

2017年の訪日外国人客数は2,860万人と過去最高となり、外国人観光客のにぎわいは本市にとっても経済に好影響を与えていますが、一方で交通ルールを守らない外国人観光客について、市民からは大変迷惑している、強い危険を感じているなどの声が複数寄せられるようになりました。観光客が多く訪れる堺町通りでは、車道に広がって歩く団体やグループが車両の進行を妨げてしまったり、安全確認しないで突然道路を渡り始めたり、特にメルヘン交差点など観光スポットでは、車道にはみ出して写真を撮る姿も多く見られることや、歩行者用信号が赤に変わっても渡り続けるなど、本当に危ない光景を私も目にすることがあります。訪日する外国人の中には、日本の交通ルールを意識しない観光客もいると見られ、小樽観光を楽しむ外国人観光客が交通事故に遭うことがないように、また、それによって市民に被害が及ぶことがないように対策が必要と考えます。そこで以下伺います。

初めに、市内での外国人観光客の交通事故状況についてです。

季節的にも今、市民から寄せられる声は、主に歩行者のマナーについてですが、外国人観光客の交通マナーについて市長の認識はいかがですか。伺います。

次に、本市の取り組みの推進についてです。

外国人観光客が多く訪れる本市で、交通事故が起きることのないよう日本の交通ルールやマナーについて周知を図る必要があると思いますが、交通安全対策の大綱を定めた第10次小樽市交通安全計画では、増加が見込まれる訪日外国人に対し、外国人客誘致等に係る関係機関、団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報活動を推進するとあります。具体的にどのように推進されているのでしょうか。また、関係機関団体との定期的な協議の場が必要であると考えますが、いかがですか。

日本の交通ルールがわからず、不安を感じている外国人の方は少なからずいると思われ、警察庁が公開している歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイドは、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語があり、リンク先をホームページ上で紹介している自治体もあります。本市ホームページ上でも実施していただきたいと思いますが、いかがですか。見解を伺います。

次に、小樽協会病院の分娩取り扱い再開についてです。

新年度から小樽協会病院での分娩取り扱いが再開されることとなり、御尽力いただいた関係者の皆様に一市民として心から感謝の意を表したいと思います。後志地方で唯一、地域周産期母子医療センター

に認定されている小樽協会病院ですが、4月以降の分娩取り扱い再開に向け、準備が進められていると伺っております。市民や周辺町村の皆様からも再開に向け期待が高まっていますが、何点か伺います。

初めに、医師の体制についてです。

札幌医科大学から産婦人科医が常勤で2から3人派遣され、非常勤医師と合わせて3から4人体制で再開するという事です。産婦人科医は、赤ちゃんが夜中や朝方に産まれることも多く、勤務状況はかなり過酷だと言われています。派遣される医師の数によっては取り扱う分娩数や里帰り出産などに影響が出るのでしょうか。説明願います。

次に、助産師の活用についてです。

助産師の活用については、以前、質問いたしました。小樽協会病院は地域周産期母子医療センターで、高齢出産を初めとするハイリスクな出産も扱うことが見込まれるため、医療に関する高度な専門知識とスキルを持った助産師は医師のサポート役として活躍できるだけでなく、病院勤務医の負担軽減となります。今後も地域の周産期医療を守るため、助産師の活用を積極的に推進すべきと考えますが、いかがですか。市長の見解を伺います。

次に、小児科医についてです。

再開する小樽協会病院の周産期医療を守るために小児科医の確保も大変重要だと医療関係者からお聞きしました。リスクある分娩に小児科医の立ち会いが必要となれば勤務状況に影響が及ぶそうです。小樽協会病院の小児科医の体制への影響についてお聞かせ願います。

さて、北後志周産期医療協議会では、再開までの支援について現在まで協議が進められてきました。これからも地域で安心して赤ちゃんを産むことができる環境を守るため、関係町村との協議連携は図っていただきたいと思いますが、今後の協議会のあり方についてお示し願います。また、特に小樽市の支援体制の考え方についても伺います。

最後に、発達障害のある子供への支援について伺います。

初めに、5歳児健診についてです。

発達障害は自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと発達障害者支援法で定義されています。発達障害者支援法は平成17年に施行されましたが、施行後10年が経過した平成28年5月には、時代の変化に対応した、よりきめ細やかな支援が必要なことから、発達障害者支援法の一部を改正する法律が成立しています。私が議員に初当選をさせていただいた平成19年に相談をいただいた子供も社会人となり、その成長過程を見守る中で発達障害のある子供たちには、乳幼児期から青年期、壮年期そして高齢期に至るまで、切れ目ない支援が必要であると強く感じています。そこで本市の支援について何点か伺います。

初めに、広汎性発達障害は1歳前後でその特徴が目立ち始めるとされていますが、母子保健法第12条の規定に基づき行われている乳幼児健診のうち、1歳6カ月健診と3歳児健診で発達障害が疑われる児童の人数と発見割合について、平成28年度の本市の状況をそれぞれお答えください。また、5年前、10年前と比較し、どのような変化が見られるのか説明願います。

次に、健診によって早期の発達障害が疑われる場合についてです。

本市では、心身の発達に心配のある子供に、集団や個別を通して発達を支援する子供発達支援等などがあり、子供の発達療育支援や相談支援の充実を図っております。具体的にどのように支援に結びつけているのか伺います。また、健診で早期に疑いがあるとされた幼児が確実にセンター等への支援に結びつけることができているのかについてはいかがですか。お聞かせ願います。

次に、5歳児健診の導入についてですが、5歳児健診の推進については、今までも議会で訴えてきましたが、じっと座っていることが難しかったり、衝動的に行動したりする注意欠陥多動性障害などは保育所や幼稚園等で集団生活になれ始める5歳ごろまでにはその特性があらわれるとされています。以前質問した中の御答弁で、保育所や幼稚園等と連携し、発達が気になりな児童がいる場合は、保育士や幼稚園教諭等から保健所の発達相談の利用について情報提供していただいていると伺っています。しかし、現場からは発達障害を早期に発見するために5歳児健診を推進してほしいとの声が上がっています。これは保育士、幼稚園教諭等が発達障害が気になりな児童のことをその保護者に伝えるのは現実的に難しいとの声や発達障害への理解度に差があるためと聞きました。このようなことから、保健所には年間どのような情報提供があり、相談利用につながっているのでしょうか。現状をお聞かせ願います。また、幼児教育を支えるこのような現場の声を、今後どのように生かし対応していくのかについてお考えをお聞かせください。

相談者であった母親は、3歳ぐらいまでほかの子供と成長の差があるのはごく普通で、その後の成長過程で子供の行動に戸惑ったり、不安があったことは全て自分の育て方が悪いからだと思ひ込み、家族への相談や公的機関等の支援につなげることがおくれたと話しておりました。小学校、中学校へと進む中での苦労を見聞きし、保護者等が感じている育てにくさの不安や何かしらの気づきを、発見や相談に早期に結びつけることの重要性を感じたところです。

さて、このことに取り組んでいる札幌市や苫小牧市では、乳幼児健康診査と就学前までの空白期間に5歳児健診を始めています。これは5歳を迎える世帯に、5歳児セルフチェック表を送付し、支援に結びつける取り組みです。この取り組みで保護者の感じている育てにくさ等を健診や相談に結びつけ、早期発見、早期療育につなげていただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

次に、発達障害のある子供の個性や特徴、成長を記録するサポートファイルについてです。

保護者や本人が学校や医療機関等に相談する際に大変有効なため、議会で取り組みについて質問し、現在、小樽版療育カルテ「とむとむファイル」として利用されています。本ファイルの利用は、切れ目ない支援を行っていく上でも貴重な記録と考えますが、現在の利用状況と関係機関との間ではどのように活用されているのか、お答えください。

次に、小樽市の小・中学校の特別支援教育についてです。

初めに、小・中学校別の特別支援学級に在籍する児童・生徒数について過去3年間と直近をお示しください。

平成24年文部科学省の調査では、全国で発達障害の可能性のある児童・生徒の割合が、学習面で著しい困難4.5%、行動面で著しい困難3.6%、学習面・行動面の両面で著しい困難1.6%の結果を公表しました。市内の通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童・生徒数についても同様にお示しいただき、その児童・生徒についてどのような支援が行われているのかについて説明願います。

次に、就学時健診についてです。

文部科学省では、就学時健診に際し、発達障害を早期に発見するため十分留意するよう求めています。現在行われている本市の就学時健康診断の内容についてお示しください。また、この健診で何らかの障害が心配される児童について、教育委員会としてどのように対応していくのか説明願います。

発達障害の発見がおくれることにより適切な支援につながらず、学習のつまずきなどで不登校やいじめにつながるおそれがあることが確認されていますが、就学時健診は入学まで4カ月ぐらいと期間が短く、十分な療育の機会が確保できないとの指摘もあります。そのようなことから、さきに述べさせていただいた本市で行われている3歳児健診と就学時健診の空白期間に5歳児健診を行い、切れ目ない支

援に結びつける必要性があると考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。御所見をお伺いいたします。

この項の最後に、平成28年5月に改正された発達障害者支援法では、教育面で発達障害がある児童がほかの子供とともに教育を受けられるように配慮することや、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画作成の推進が新たに規定されました。法改正で本市の取り組みがどのように推進されているのか、課題についても伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、企業版ふるさと納税に関連して御質問がありました。

まず、企業版ふるさと納税の取り組みについてですが、企業からの企業版ふるさと納税についての問い合わせにつきましては、企業の決算期の関係から本年6月までに寄附を考えているが対応が可能かどうかとの問い合わせが、昨年11月に1件ございました。

次に、企業に対する働きかけにつきましては、ホームページの活用を含め、機会を捉えて行ってまいりたいと考えておりますが、まずは企業にとって魅力を感じられる事業案の作成が必要と考えております。また、具体的な事業案につきましては、昨年度から若手職員中心のみらい創造プロジェクトチームにおいても検討を行っているほか、引き続き認定されやすい事業案を検討するために、他都市で認定された地域再生計画などを参考にしてまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税に関するホームページにつきましては、企業に選んでいただけるような具体的な事業案を掲載することが必要と考え、今まで作成をしておりませんでした。他都市の事例を参考に、できるだけ早期に作成をしたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の取り組みが進んでいない理由につきましては、先ほどもお答えをさせていただいたとおり、事業案の検討は行っているところですが、この制度の対象となるためには、実施事業について1者以上の寄附の見込みがある状態で地域再生計画の認定を受ける必要があり、本市の意向のみで対応できるものではありません。

また、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分には、原則としてこの寄附を充てることができなく、重要業績評価指標KPIについても既存の住民サービスとして行ってきた事業に関するものは不適切とされるなどの制約があるため、地域再生計画の策定に至っていないものであります。

次に、国立小樽海上技術学校の存続についてですが、まず同校を運営する独立行政法人海技教育機構との直近の協議内容につきましては、同校における平成31年度の生徒募集を行うスケジュールから本年2月10日が同校存続に向けた方策を協議する期日とされておりましたが、それまでに協議の結論が出ない状況であったため、同校存続に係る協議を継続したい旨を要望いたしました。これに対し、海技教育機構からは、協議を継続することとし、同校における平成31年度の生徒募集は従来どおり実施するとの回答があったところであります。

さらに、海技教育機構からは具体的な方策が導き出せるまでの間、暫定的に耐震性の問題がない近隣教育機関の教室などの暫定的な利用ができないか、あわせて協議したい旨の話があり、こちらにつきましても今後協議を進める予定であります。

また、同校の存続に向け、本市が捉える課題につきましては、当面の暫定的な耐震化された教室の確保や恒久的な同校の存続場所についてできる限り早急に協議を進め、合意に至ることが課題であると認識をしております。

次に、同校の存続に向けた私の思いにつきましては、昨年8月に要望したとおり、現在も船員養成の歴史と伝統ある同校の存続を強く求める気持ちに変わりはありませんので、今後も海技教育機構と連絡を密にしながら存続に向けた方策を見出せるよう市議会や商工会議所を初め、さまざまな方々の御協力をいただきながら鋭意協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、同校の存続に向けた方策の決定時期につきましては、健全な学校運営の観点からも速やかに方針を決定する必要がありますので、現時点ではっきりした期日はお示しできませんが、できる限り早期に結論が得られるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、要望活動をともに行った小樽市、市議会、商工会議所の今後の協力体制につきましては、昨年8月の要望時点から三者とも同校の存続を求める強い思いは変わっていないと考えておりますので、引き続き情報を共有するとともに、本市を挙げて同校の存続に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校側が行うPR活動等への協力につきましては、何よりも学校が存続し、入学希望者の皆様の不安が解消されることが大切でありますので、引き続き海技教育機構や同校と具体策の協議を進め、協力をしてまいりたいと考えております。

次に、同校の存続のために地域再生計画を作成すべきということにつきましては、仮に地域再生計画を作成し、国から認可を受けることができれば、企業版ふるさと納税制度による法人からの寄附を同校存続のための財源として活用できる可能性があることと北海道からは伺っておりますが、その際には同校の移転、改修等に係る事業は市が実施するものとして事業費を予算計上する必要があります。このため、事業費の全額を寄附で賄えない場合には、本市が一般財源で負担しなければならない可能性があることから慎重に検討を進める必要があると考えております。

次に、関連企業への企業版ふるさと納税の活用のセールスにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、同校の存続等に必要な事業費の財源となる可能性がある一方で、本市が事業の実施主体となることや一般財源での負担部分が生じる可能性もあるため、慎重に検討を進める必要があると考えます。このため、今後におきましては、同校存続の具体策を見出す中で、企業版ふるさと納税の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線に関連して御質問がありました。

まず、小樽地域に関連する工事の進捗状況につきましては、鉄道・運輸機構において後志トンネルの塩谷工区、朝里トンネル、札幌トンネルの石倉工区が発注・契約済みとなっておりますが、いずれもトンネル掘削へ向けた施工計画の作成や仮設ヤード確保などの準備段階にあり、トンネル本坑の掘削には至っていない状況であります。

次に、トンネル発生土の受け入れ地の検討状況や課題等につきましては、現在、鉄道・運輸機構において旧廃棄物処理場の奥側で塩谷4丁目の塩谷・丸山麓周辺の土地と朝里川温泉地区の札幌寄り朝里川温泉2丁目の採石場跡地を発生土受け入れ候補地として周辺地域に対する説明会が実施されているところですが、この2カ所で市内の発生土の総量を賄うまでには至らないことから、本市といたしましても、引き続き受け入れ候補地の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、駅前広場と駐車場の土地所有の構成割合と取得の考え方やスケジュールにつきましては、まず構成割合についてですが、現時点での計画では道有地が約8%、市有地が約55%、民有地が約33%、そ

の他国有地などが約4%となっております。

また、土地取得の考え方としまして、駅前広場については、土地を取得することになる事業主体について現在、北海道と調整中ではありますが、駐車場や多目的広場については、市が事業主体となることから、市有地以外の部分を市が取得することを考えております。なおスケジュールとしましては、駅前広場に係る北海道との調整後、3年程度で都市計画決定を行い、その後、測量や調査、設計、用地買収を経て工事着手するものと考えております。

次に、新小樽（仮称）駅の設計や着工スケジュールにつきましては、現在駅舎本体の事業主体である鉄道・運輸機構に対し、市との事前協議期間も含めた工程表の作成をお願いしているところであり、現時点では具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、新駅を設置した先行自治体の事例では、開業年のおおむね4年から5年前に設計を行い、3年前には工事着手されております。

次に、駅舎に対する市の考え方の反映につきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、市民ワークショップでの意見なども踏まえ、駅舎デザインの方針を自然環境、都市環境、歴史文化、生活活動の観点で整理しております。今後は鉄道・運輸機構により、この方針を踏まえた駅舎デザインの素案作成作業が行われますが、作成に当たっては市との事前協議を行った上で進められるものと考えております。

次に、駅舎の事業費や費用分担に対する試算等につきましては、現時点では鉄道・運輸機構から駅舎の事業費について示されておきませんが、費用分担については、ホームやコンコース、待合室などの駅施設に係る事業費の30分の1を小樽市が負担することとなっております。また、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、附帯施設として観光情報発信施設や多目的空間、物販施設などを想定しておりますが、市の意向として、これらの施設を加えた場合、その費用は全額小樽市の負担になると伺っております。

次に、交通アクセス問題に対する検討につきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、北海道新幹線の所要時間や本市の推計人口から交流量の算出を行い、新小樽（仮称）駅の利用者数を想定し、駅前広場のバス・タクシーや自家用車の乗降スペースなどの規模を整理したところであります。また、新駅の予定地である天神2丁目は、現在も市民の足として路線バスが運行されておりますが、新幹線の整備効果を最大限に発揮させるためにも、新駅とJR小樽駅を結ぶ交通手段の強化や市内各観光地へアクセスするバス交通の充実のほか、タクシーサービスの充実などを検討していく必要があるものと考えております。

次に、事業内容に対応する人材配置と組織体制の検討につきましては、今後進める予定となっております2次交通対策やソフト対策に関するアクションプランの作成や取り組みの実践段階、また、駅舎や駅前広場の着段階などにおいて関係部局との連携強化のほか、専任または兼務職員の増員など状況に応じた職員配置と組織体制の拡充を検討していく必要があると考えておりますが、現時点でスケジュールをお示しすることはできません。

次に、外国人に対する交通安全教育について御質問がありました。

まず、外国人観光客の交通マナーについての私の認識につきましては、きちんと交通ルールやマナーを守っている方も多く感じておりますが、国々における文化の違いにより日本における交通の観念と一致しない部分があるため、ときに赤信号での横断や車道に出ての写真撮影、歩道があるのに車道に出て歩くなどの行為があるものと認識をしております。

次に、広報啓発活動の推進につきましては、これまで小樽警察署において外国人向けの交通ルールや注意点を記載したパンフレットを作成して、レンタカー店の窓口に置き、交通安全の啓発を行ってまい

りました。今後は、市のホームページの活用も含めて外国人向けの啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、関係機関・団体との定期的な協議の場につきましては、小樽市、小樽警察署、公共交通機関、交通安全関係団体等で構成される小樽市交通安全運動推進委員会が既に設けられ、定期的に交通安全運動の推進について協議をしておりますので、その中で効果的な外国人の交通安全の啓発方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、警察庁の歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイドにつきましては、外国人観光客にとって有効な情報と考えますので、本市ホームページ上でリンク先を紹介してまいります。また、観光協会にも情報提供し、外国人観光客への啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、小樽協会病院の分娩取り扱い再開について御質問がありました。

まず、医育大学から派遣される医師数による取り扱い分娩数などの影響につきましては、派遣予定の医師数は現在調整中であると同っており、お示しすることはできませんが、派遣される医師数によっては分娩体制に違いがあるものと考えられます。

次に、医師の負担軽減のための助産師の積極的な活用につきましては、私といたしましても、今後の周産期医療を安定的に維持するためには医師の負担の軽減が必要であると認識をしており、医師が働きやすい環境を整える一助として専門的知識とスキルを持った助産師の活用は有効であると考えております。

次に、分娩取り扱い再開に伴う小児科医の体制への影響につきましては、現在、小樽協会病院では3名の小児科医が勤務をされており、来年度についても現状の体制と同っております。分娩取り扱い体制については、現在調整中であるため、具体的な影響についてはお示しすることができませんが、分娩取り扱いの再開に伴い、産婦人科医、小児科医と病院スタッフが連携し周産期医療が成り立っていくものと考えております。

次に、北後志周産期医療協議会のあり方や本市の支援体制の考え方につきましては、このたび、関係者の多大な御尽力により小樽協会病院での分娩取り扱い再開のめどが立ちましたが、今後も安定的に分娩取り扱い体制を維持するためには、北後志周産期医療協議会として小樽協会病院への支援を継続して行う必要があると考えております。本市といたしましては、引き続き同協議会の会長として北後志5町村や北海道、医育大学との連携を図り、周産期医療の安定的な維持に向けて努力をしてまいります。

次に、発達障害のある子供への支援について御質問がありました。

初めに、5歳児健診についてですが、まず、平成28年度の1歳6カ月及び3歳児健診で発達障害が疑われる児童の人数と割合につきましては、1歳6カ月健診では、人数は1人、健診受診者に対する割合は0.2%、3歳児健診では11人、1.7%となっております。また、5年前、10年前と変化につきましては、当時の資料が残っておりませんので、各健診での発達障害を含む心理相談の件数で比較をいたしますと、年度により増減はありますが、おおむね横ばいで推移している状況にあります。

次に、心身の発達に心配のある子供をどのように支援に結びつけているのかにつきましては、保健所が1歳6カ月健診または3歳児健診において、発達のおくれ等の心配があると判断した場合、こども発達支援センターでの相談を勧め、同意が得られた場合、同センターへ相談依頼の通知をいたします。同センターでは、相談の際、発達検査などを行いますが、検査結果により療育が必要と判断した場合、発達支援サービスを受けるために必要な受給者証交付にかかわる支援を行います。また、その幼児の特性に応じて、言語指導や理学療法による指導などの療育を行うほか、他の児童発達支援事業所を紹介する支援も行ってまいります。

次に、健診で早期発見された幼児が確実にこども発達支援センター等への支援に結びつけることができているのかにつきましては、健診によりそのほとんどが支援に結びついておりますが、同センターでの相談を促しても保護者の同意が得られない場合や、同意はしたものの同センターからの連絡に応じず相談を受けないというケースがわずかながらあります。

次に、保育所や幼稚園からの情報提供の現状につきましては、保育所や幼稚園からの情報提供はいただいております、保護者の理解を得ながら発達相談の利用につなげております。なお、情報提供件数は集計をしておりません。

次に、5歳児健診実施の意見への対応につきましては、5歳児健診の実施を要望する声があることは認識しておりますが、発達障害を早期に発見するための健診は、他の乳幼児健診と異なり、集団生活の場において子供のふだんの行動を観察、評価できる健診が必要となります。国は5歳児健診が発達障害児の発見に一定の効果があるものとしながらも、一方で自治体における専門職の確保や、より実効性の高い健診システムの確立など、実際の導入には多くの課題があるとしており、本市といたしましては、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、5歳児セルフチェック表による取り組みへの見解につきましては、セルフチェックにより発達障害が心配される場合、相談や健診などを実施することになりますが、発達相談員などの専門職確保など、相談、健診の実施体制を整えることが課題と考えております。また、発達支援センターでの相談受け入れや、その後の支援機関など健診終了後の支援体制の整備も必要となりますので、こうした体制整備ができるのか、庁内関係部局や関係機関と協議をしてみたいと考えております。

次に、とむとむファイルの利用者状況等につきましては、現在、小樽市内の児童発達支援事業所は14カ所あり、それぞれの事業所がどの程度発行し、利用されているのか把握しておりませんが、こども発達支援センターでは15人に発行し利用されております。また、活用方法につきましては、当該幼児の保護者が医療機関での受診や幼稚園、保育所への入園などの際、出生から現在に至るまでの生い立ちなど、何度も同じことを説明する必要がないことや各機関とどのようなかかわりを持っているのかについて正確な情報を共有する手段となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、発達障害のある子供への支援について御質問がございました。

まず、小・中学校の特別支援教育についてであります。小・中学校別の特別支援学級に在籍する児童・生徒数につきましては、5月1日時点で申し上げますと、平成26年度は小学校92名、中学校51名、計143名。27年度は小学校95名、中学校59名、計154名。28年度は小学校96名、中学校62名、計158名。29年度は小学校112名、中学校60名、計172名となっております。

次に、市内の通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童・生徒数と、その児童・生徒への支援についてであります。まず、児童・生徒数につきましては、毎年道教委が実施している平成24年度の文部科学省と同様の調査、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等に関する調査結果で申し上げますと、平成26年度は小学校121名、中学校31名、計152名。27年度は小学校144名、中学校13名、計157名。28年度は小学校140名、中学校36名、計176名。29年度は小学校241名、中学校47名、計288名となっております。

次に、その児童・生徒への支援につきましては、各学校におきましては、特別支援教育の校内委員会を設置し、児童・生徒の状況の把握共有に努めるとともに、一人一人に応じた効果的な指導を学校全体

で進めております。また、教育委員会におきましては、通級指導教室を3校の小・中学校に設置し、専門的な指導を行うとともに、特別支援教育支援員を小学校20校、中学校9校に配置し、児童・生徒に寄り添って教員の指示を具体的に理解させたり、学習の手順を確認させたりするなど児童・生徒が円滑に学習や生活をする上で必要なサポートを行っております。

次に、本市の就学時健康診断の内容につきましては、学校保健安全法施行令第2条の規定により、視力検査、聴力検査、歯科検診並びに眼科、耳鼻咽喉科などを含む内科検診を実施しております。このほか、児童の発達の状態や困難な状況に関する客観的な情報を把握するため、簡易知能検査を実施しております。

次に、就学時健診で障害が心配される児童への対応につきましては、まず、教育委員会から保護者へ教育相談を勧める御案内をし、その相談の希望がある場合には、小樽市教育支援委員会就学相談部会の委員により児童や保護者との面談を行い、児童の状況を伺うとともに発達の様子などを把握するための検査を実施いたします。その後、それらの結果をもとに、再度、保護者と面談を行い、望ましい教育環境のあり方や当該児童への必要な支援などについて助言を行うとともに、場合によっては専門の医療機関や関係機関を御紹介するなどの対応を行っているところであります。

次に、5歳児健診の必要性に係る見解につきましては、発達障害は多くの児童において保育所または幼稚園などで集団生活になれ始める5歳ごろまでにはその特性があらわれるとされており、早期に受診することで保護者が児童の発達障害に気づき、子供への理解が深まるとともに、児童に対し適切な支援を行うことにより小学校就学後のスムーズな学校生活につながるものと考えております。

次に、発達障害者支援法の改正に伴う本市の取り組みと課題につきましては、発達障害者支援法の改正を受け、これまで言語障害のみを対象としておりました通級指導教室を、平成29年度から発達障害のある児童・生徒も対象とし、コミュニケーション能力やソーシャルスキルを身につける個別指導などを行っております。

また、各学校においては、全ての特別支援学級において個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、個々の状況に応じた、きめ細かな指導に努めるとともに、教育委員会においても、これらの計画に基づく効果的な指導がなされるよう、活用方法等について特別支援教育担当の指導主事が学校を訪問し、指導助言を行っております。

課題につきましては、教員と保護者との間で障害を持つ児童・生徒の状況や指導に関する共通理解が十分でないこと、障害の特性に応じた指導方法が確立していないこと、通常の学級において特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成することなどが挙げられます。いずれにいたしましても、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めていくことが必要であると考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 再質問を何点かさせていただきます。

初めに、企業版ふるさと納税についてであります。

市長の御答弁では、今、若い職員でつくる、みらい創造プロジェクトチームでいろいろと考えているというような御答弁だったと思いますが、この制度の対象期間、延長になるかどうかわかりませんが、現時点では平成31年度までとなっています。この制度が28年度から始まって現在までどうして進められなかったのかというのが一つ疑問なのと、その今考えられる、検討されているこの企業版ふるさと納税を使う事業というのは、どういう分野なのか、人材育成だとか、まちづくりだとか申請するに

当たっては分野があるのですけれども、どういうところで考えていらっしゃるのか、これもお伺いをしたいと思います。

それで、それにつなげて海上技術学校の存続に向けてなのですけれども、先ほどさまざま協議内容をお聞かせ願いました。市長の思いは非常に強いということで確認をさせていただいたのですけれども、では、そのためにどうしていくのか、いつまで決断するのかということは、現時点では示せないというお話でありました。しかし、定員割れ、これからはっきり出てくるとは思いますけれども、今まで定員割れすることというのはここ何年もなかったというふうには伺っていますが、新年度、30年度は非常に定員割れするという可能性が大ということで、学校側としては非常に危機感を抱いています。これがもし、また報道等されますと、31年度の募集にも非常に大きな影響があるというふうには考えられますので、ぜひ市長には、この決断の時期を、30年度中ですとか、はっきりと市としてお答えいただくことで学校に見学に来る生徒が、存続するのだからこの学校に入ろうというふうにはまた決めていただけるのかなと思いますし、実際に来る生徒というのは中学校3年生ではなく2年生が見学に来ることが多いそうなので、これは自分の方向性、また行きたい学校を選ぶために前もって来るというお話を伺っていますけれども、31年度以降もしっかりと存続する形で市長がいつまでに決断するのか、これをいま一度、御答弁をお願いしたいと思います。

企業版ふるさと納税の活用は、先ほど何と改修費等非常に大きなその財源が必要になる、ここに充てることになるというふうには先ほど御答弁いただきましたが、どういう市の負担を求めているのか具体的には明らかにできない部分もあると思いますけれども、ほかにないのかなと思っています。改修費等、本当にどれぐらいかかるのかもわかりません。これは御答弁としてどのようにお伺いしているのか悩みますが、これは企業版ふるさと納税を活用するというで前向きに検討、ぜひ積極的に推進をしていただきたいと思いますので、この件についても、いま一度見解をお伺いしたいと思います。

新幹線につきましては、現在の状況をいろいろ御答弁を丁寧にいただきました。

それで、駅舎のことなのですけれども、これは大体、駅舎の計画というのは、各自治体、四、五年前にということで計画を立てて、3年前には着工されているということをお伺いしました。これはぜひ小樽らしい駅舎になるよう積極的にかかわっていただきたいと思いますので、市として小樽らしい駅舎は、ここにある景観と調和した駅舎のデザインを検討とありますけれども、これは具体的に市民の意見を聞くことも考えられているのか、その辺についてもお聞かせ願います。

それと次に、分娩再開についてですが、先ほど医師に数によって、その分娩の数、これについては少し制約が出てくる、影響が出てくるのかなという御答弁だったと思っています。でも市民の方は4月にもう分娩を再開するのだと、以前の小樽協会病院のように制限されなくて分娩が取り扱われると思っていらっしゃると思いますので、これは現時点で調整中ということは4月に間に合わないということによろしいのか、その辺についてもお答えをいただきたいというふうに思っています。

これは2名と3名では非常に、分娩室だとか、さまざまな、里帰り出産だとか、健診だとか、本当に影響が出るようにも受けとめられますので、本当に2名ならどうなのか、3名ならどうなるのか、影響について伺っていますので、具体的に示していただきたいと思います。

その体制によって小児科への影響もお伺いをしましたが、3名、これは私は医療関係の専門家でないので非常に心配されるということをお伺いして質問をさせていただきましたけれども、本当に3名の産婦人科医の方が来てフルで分娩を取り扱うとなると、小児科医の体制というのは非常に影響が大きいかなと思っていますので、市としてその支援体制を何か考えていることが現時点でないのかについてもお聞かせ願います。

次に、発達に障害が疑われる子供についての支援であります。

これは一番聞きたかったのは、やはり3歳児健診の後、就学までの間、この間にしっかりと心配される子供について切れ目ない支援をしていただきたいという視点で質問をさせていただきました。先ほど通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童・生徒数、教育長にもお答えいただきましたが、平成26年度、小学校で121名、29年度は241名と、これは発達障害者支援法ができたということもありますので、そういう意味で理解が深まってふえたということも考えられますけれども、このぐらいの本当に大きな数、たくさんの児童・生徒がそういう可能性があるよ、心配されるよという数字で挙がっております。これは一番心配なのは、就学前にそういう発見がおくれたがために、小学校・中学校に進む中で、やはり不登校になったり、場合によっては鬱病も発症してしまう子供が非常にふえている、二次障害と言われておりますけれども、そういう子供が非常にふえているという現実もあります。そういった中で、やはり就学前にそれを見つけ出すことが主ではなくて、その保護者の方たちが本当に不安になっていることを相談をしっかり厚くすることで非常に不安も軽減をされる、子供の扱い方も非常に軽減されると保護者の方からも伺っていますので、そういった意味でも、その相談の窓口に結びつけるこの5歳児健診、チェックシートの活用、提案はさせていただきましたけれども、これをぜひ進めていただきたいと思っております。これについても市長にお伺いをしたいと思っております。

それで教育長にも必要性があるかどうかということで御所見を伺いましたけれども、必要があるとかないかは御答弁されなかったということで、非常にあるのではないかなと御答弁では受けとめたのですが、必要であると私は思いますので、教育長としても5歳児健診が必要ではないかということで、もう一度この辺、はっきり御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、2点答弁させていただきます。一つ目は、小児科医に対する支援ということで、産婦人科が再開して、それに伴う小児科医においても非常に影響が大きいと、それに対して市として支援を考えているのかということで御質問があったかと思います。

先ほど答弁させていただいた中で、北後志周産期医療協議会を今後も継続して行っていくというお話をさせていただいたところでございます。こちらにおきましては、産婦人科医における支援ということはもちろんなのですが、協議の中でも、周産期医療というのは、産科だけではなくて小児科においてもあわせて取り組んでいくことが周産期医療であるということから、どちらに対してもきちんと目を向け支援をしていく必要があるだろうということは委員の方々からもお話が出ております。

そしてその北後志周産期医療協議会の中では、その周産期医療を安定的に維持していくということ念頭に置き、取り組んでいっておりますので、小児科医においても、まだ具体的に何を支援するかというお話までは出ておりませんが、小児科医の存続においても、きちんと目を向けてできるだけ支援は行っていきたいと話として出ておりますので、そのような観点で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それともう1点、こちらに対しての最後の御質問だったのですが、発達障害のある子供に対しての5歳児健診のことについても御質問があったかと思います。保護者の相談を厚くするということから、そ

の5歳児健診における取り組みとセルフチェックの表についてのお話があったかと思いますが、こちら先ほども答弁させていただきましたが、5歳児健診におきましては、国でもその効果があるとしながらも、やはり自治体として専門職の確保、そして実効性の高い健診システムの確立、これらについて多くの課題があるとしておりますので、その国の動向を注視しながら、私たちのところでそれが可能かどうかということも先々に向けて判断をしていきたいと思っております。

また、セルフチェック表におきましても、発達支援センターでの相談受け入れや、その後の支援機関など、健診終了後の支援体制の整備も必要となりますので、こうした体制整備がしっかりできるかどうか、それに基づき庁内関係部局の中で協議をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 何点か、お答えさせていただきます。

最初に企業版ふるさと納税に関しまして、お尋ねがございましたけれども、みらい創造プロジェクトチームで検討は進めておりますが、具体的にこの企業版のふるさと納税に結びつけるというようなところまでには至っていないような状況でございます。それと、実際にこの企業版のふるさと納税の対象事業としましては、仕事創生ですとか、地方への仕事の流れ、それから働き方改革ですとか、まちづくり、こういった事業分野がございますけれども、具体的に今考えられているものがきちんとここに当てはまっているかといいますと、そこまでの熟度がないということも一つございます。

またさらには、地域再生計画自体が、実際に申し込みが年3回、期限が決められておまして、年3回ございます。そこで実際に地域再生計画をもし申請したとしても、実際にこの企業版ふるさと納税を進めようとしたときには、市が事業主体となりまして、事業を実際に行って、終わってしまったから寄附をもらうというような、そういった制度になってございますので、そういった意味でいいますと、一定の熟度が高まった事業をその再生計画でもって申請をして、そしてさらにそれに対して、先ほど市長からもお答えしておりますけれども、1社以上の寄附の見込みがある状態であるということで進めなければいけないわけですので、そういったことで少し制約もございまして、なかなか進んでいないということでございます。

それから2点目は、海上技術学校の関係でお尋ねがございました。

いつまでに決断するのかということで、決断の時期をはっきりとということ、いま一度お答えいただきたいというお尋ねでしたけれども、これにつきましては、我々も本当に早い時期に答えられればいいなと思っております、できれば本当はことしの2月のリミットのときまでには思っていたのですが、なかなかそうもいなくて、具体策につきましては、今、機構といろいろと詰めておりますので、本当にできるだけ早く結論を出したいなとは考えてございます。

それから、企業版ふるさと納税で、これはどういう市の負担を求めているのかというお尋ねがあったのですが、これは海上技術学校の関係で負担を求められているかという捉えでいいのかなと思ってお答えしますが、ここにつきましては、実は、実際に海上技術学校は国の関係の施設でございますので、市で直接税金をつぎ込んでということにはならないと基本的な面で考えておりますけれども、この企業版ふるさと納税を使って実際にやれるということになればメリットはあるわけですので、それは我々も市長からお答えしているとおり、北海道に確認させていただいております。

それで、可能性はあるわけですが、ただ、先ほど市長からお答えしましたとおり、額によっては市の持ち出し分といいますか、そういったものが、どの程度になるかわかりませんが、出てくる可能

性もありますので、ここはやはり慎重に対応していかなければいけないかなと考えてございます。

それから、新幹線の関係ですけれども、新幹線の関係につきましては駅舎の関係でお尋ねがございましたが、市民の意見を聞く機会を設けるのかというお尋ねだったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、30年度から官民連携組織を検討しまして、立ち上げていきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私からは、小樽協会病院における分娩のことで、医師数によって分娩が制限されるのか、あるいは4月に分娩が間に合わないのか、また、2名と3名では分娩が違ってくるのではないかということについてお答えいたします。

まず、医師数によってやはりその分娩数というのは変わってくると思うのですが、今のところ実際に来られる医師というのがまだはっきり、2名、3名というのがわかっておりません。これは実際に来る医師が事前に協会病院に参りまして、その環境、LDRとかを一応整備しておりますので、そういう状況を見て協会病院と打ち合わせをした上で、勤務体制については話し合うということを行っております。

それでまだそれについては、こちらに情報は入っておりませんので、何ともお答えすることは、詳しいことにお答えすることはできないのですが、4月にすぐに分娩に入るかについても、それについてはそのときの話し合いで決まるということにして、できるだけ早い時期に行っていただきたいとは考えているのですが、それについても、その来る医師と話をすることによってでございます。

また、分娩については、臨月の方が協会病院に来てすぐに産むというのは、なかなか考えづらいということもありまして、普通でいうと、妊娠された方が病院に来られまして、その方が産むまでというのは、やはり半年なりかかるのではないかと考えておりますので、数としてふえるのは恐らく9月、10月ぐらいではないかと考えております。ただ、分娩については、それ以前には行わないという話ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、2名の場合ならどれぐらい分娩が扱えるのか、3名ならどうなのかということなのですが、これは実際に医師の考え方、あるいは勤務体制によって変わってくると思うのですが、以前、平成24年、25年ころでしたら大体400件前後、取り扱ってございました。ただ、このときには産婦人科医が4名いたということにして、平均をとりますと大体1人100名ということになりますので、単純計算しますと2名で200件、3名で300件ということにはなりますが、これはまたはっきり申し上げることはできません。

(発言する者あり)

ということで、その勤務体制については、今後來られる医師が協会病院と話し合った上で、詳しい話は決めるということによってございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 千葉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

5歳児健診の必要性にかかわって、教育委員会としての見解をはっきり述べられていないということによってございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、発達障害というのは、集団生活を始める、それこそ保育所だとか、幼稚園などがその集団生活を始める最初の場でございます。そういう場

において、その特性があらわれてくるということでございますので、早期に、5歳程度の早期に受診するという事は、保護者が子育てに悩んでいる、そういう状況の中で子供の発達障害に気づいて、子供への理解も深まりますし、子育ての悩みも一部解消される部分もあろうかと思えます。

そういう意味で、その子に早期発見をして早期に対応する、つまり児童に対して適切な支援をそこで行うことによって、小学校に入って、いじめだとか不登校だとか、そういう状況だとかの部分もありますので、そういうことがないよう、スムーズな学校生活につながるという点につきましては、教育委員会としましては、その必要性は非常に高いと思っているところでございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) それでは、再々質問をさせていただきたいと思えます。

企業版ふるさと納税、具体的に結びつけるものがまだでき上がっていないというお話でしたが、これは平成31年度までということでありますので、本当に本質問でも述べさせていただきましたけれども、やる気があるのかなと非常に思えます。せっかく企業からも問い合わせ、1件というお話でしたけれども、各自治体は企業版ふるさと納税はこういうものですよということだけでもホームページにアップしてたりしますし、小樽市の地域総合戦略の事業にぜひ活用してくださいという、そういう記述だけでもやはり積極的に進めるべきだと思うのですよね。このプロジェクトを積極的に進めさせていただきたいと思えますが、そういうことも含めて今後、早急に検討、事業もつくっていただきたいと思えますので、いま一度これは御答弁をお願いしたいと思えます。

それと、国立小樽海上技術学校の件、いつまでに決断するのかというのは、なかなかはっきりお答えはできないということでありましたけれども、仮に31年度という期限があるとすれば、30年度中には、30年度ですよね。早い時期に決断を出さないと、翌年度に入学を希望する生徒がまたことし以上に定員割れするようなことがあれば、学校の存続自体が危ぶまれる、国土交通省にとってもそんなに定員割れするのだららと考えられてしまうような結果になってしまうと思えますので、これはいま一度、いつごろまでしっかりと市として決断をしたいと思っているのか、これについても御答弁をいただきたいと思えます。

(「辻立ちしている時間あったら早く考えなっ、大事なことから」と呼ぶ者あり)

それと、先ほど小樽協会病院の分娩について、福祉部長から御答弁がありましたけれども、これが2名になるか3名になるか現時点ではわからないと、となると4月にすぐできるかどうかわからないという話だったのですが、4月に分娩を再開しますと、でも医師の数は2名か3名、それが定かではないということで、4月に分娩を再開するということは、先行して情報として上がってきたのではないかなということに思っています。今のお話を伺うと、4月には分娩再開できない可能性があると聞こえましたので、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 千葉議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目のふるさと納税の関係ですけれども、各自治体でいろいろとホームページ等にも載せているということは我々も承知してございますが、先ほど市長からも答弁させていただいておりますように、ほかの自治体の例なども参考にしながら、できれば今年度中にもホームページにはそういった募集

はしてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の海上技術学校の関係ですけれども、こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、早くしなければいけないというのは我々も重々承知でございまして、気持ちとしましては、議員がおっしゃっていたとおり、それこそ年内にも、あるいは年度内にもというような気持ちは持っておりますけれども、これはやはりいろいろと協議していく中で、相手方もあることとございまして、ここについてはしっかりと中身を詰めながら、そして今おっしゃられているように、できる限り迅速に答えが出せるように協議してまいりたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 私からは、産婦人科、この分娩の再開についての質問にお答えいたします。

まず、分娩についてなのですが、産婦人科医師の派遣というのは、4月に着任というのが決定したということでございまして、すぐにその分娩をするかどうかということにつきましては、まだ再開時期というのは決定はしておりません。

というのも、新しい機器、LDRなどを整備しているわけですけれども、この新しい機器については、その医師が来て、その取り扱いについてテストあるいは準備をするという必要がございまして、これは市立病院などでもそうですが、新しい機器が入ると必ずその取り扱いについてテストあるいは準備という期間が必要でございまして、そういったことも含めて、取り扱い時期ということについては、今はまだ決定していない状況でございまして。

ですので、医師が来てから再開時期については決まってくるということでございまして、分娩の取り扱いについてはまだ決まっていないということでございまして。もう行うことは決まっておりますが、その時期については、いつからということはまだ決まっていないということでございまして。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 千葉議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 一般質問いたします。

まず、高島漁港区問題に係る職員の処分について、質問します。

色内ふ頭、若竹地区防波堤の修理や老朽化した施設の改修など問題を多く抱えている小樽港の臨港地区であります。コンプライアンス上の問題が指摘された高島漁港区における観光船事業をめぐる許認可等の問題について、昨年第4回定例会一般質問で私が質問した、許認可に当たった職員の処分について、市は一向に対応しようとしておりません。

その答弁では、顧問弁護士と相談した結果、もし損害賠償等の訴訟につながった場合、賠償などの責任を含めて職員の責任を問う、先に処分を行うと一事不再理の効果が発生し、事後に処分できなくなるということでした。全く理解ができない答弁であります。

では伺いますが、本件に関して顧問弁護士に相談した結果をもって、市としての公式の考え方と判断してよいのか、示してください。もし公式な判断だとするならば、それについて顧問弁護士が正式に示した書面をもって議会に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

思うに、この許認可等を判断した責任と、事後に生じ得る不確定な賠償請求等の責任は全く異質で別なものであります。法令違反の許認可を行ったことについての責任は、地方公務員法上負うべき責任で

あり、事後に生じるかもしれない発生が不確定な訴訟等の責任まで担当職員に負わせるべきかは疑問です。そもそも訴訟等が提起されるか否かわからないものであり、提起されるとしてもどのような訴訟等が提起されるかもわかりません。

例えば国家賠償請求訴訟であれば、もし訴訟が提起され、それが結審し、その結果、市に責任ありと司法が判断した場合、国家賠償法上、該当する職員が市に対して求償義務を負うか否かの問題であります。全く性質の異なる責任であります。この点を踏まえ、市としてどう考えるのか、しっかりと示してください。

次に、市内の除排雪状況について伺います。

ほぼ毎日、市民の方々から除排雪に関する苦言をお聞きします。排雪の要望をしても排雪をしてくれない、そういう声を本当に多く耳にします。また、排雪が行われるにしても、かなり時間が経過してからようやく排雪が行われるという方もおられます。市の総合除雪について市民ニーズを考慮しているのか、計画的に行われているのか、甚だ疑問です。これまでに寄せられた市民の皆様の直近同時期の苦情件数をお示してください。平成26年度から今年度まで示してください。

排雪を行う路線の決定について、判断基準などは設けているのでしょうか。示してください。排雪について計画的に行われていないものと私は考えます。本市では排雪に関する協議を週1回行っていると認識しております。その協議の中でどのような議論が行われ、誰が排雪実施の決裁を下しているのでしょうか。総合除雪の業者の方々からも排雪協議について疑問が提起されております。協議が調った排雪路線について連続的に近接路線を排雪することで、時間的、金銭的コストを低下させられるにもかかわらず、市から出される指示はおおよそ非効率な内容であることも指摘されております。同一ステーション内で降雪量が通りごとに極端に変わるわけではないはずですが。市民の利便性確保のためには各作業の効率化によるスピードアップが必要です。

また、排雪対象として各ステーションの業者が認識をしている排雪協議について、市が排雪実施の判断を下すのが30%程度であることも指摘されております。この状況について、市としても同様の認識なのか、また、それはなぜなのか、示してください。

また、市内の除排雪の状況や予算の執行率、それぞれの除雪ステーションの問題共有などのために行われていた除雪ステーション会議が行われていないとのことでもあります。各ステーションでの市内の状況の把握に支障を来すものと思われませんが、除雪ステーション会議について、なぜ行わないのか、いつから行わなくなったのか示してください。

また、除雪ステーション会議にかかわる何かを行っているのか示してください。

そして、現状での除雪ステーションごとの執行率を示してください。

また、市道の排雪の方法について、ある地域では排雪の時間帯や使用する機材について、市が具体的に指示をしている旨、聞き及んでおります。業務委託契約である地域総合除雪業務について、何か特別の事情がない限り、その具体的方法について市が指示を出すことは問題であります。地域総合除雪の排雪について指摘の内容に当てはまる状況があるか否か答えてください。あるとすれば、どのような根拠で行ったのか示してください。今年度の除排雪についても市民ニーズより予算内での業務執行を優先させる状況が伺えます。除雪対策本部長には市民ニーズにかなう除排雪を望みます。

次に、今後のまちづくりについて、伺います。

昨年第2回定例会において、自民党の代表質問で、私は小樽駅前中心市街地再々開発に向けた市の取り組みについて伺いました。答弁では、市長は、中心市街地の整備ということで、土地の当てはないけれども、駅の周辺に市営住宅を建設すること、駅前広場の交通動線を整備すること、以上2点しか考えて

いないというものでした。中心市街地全体の活性化の議論をしたかったのですが、余りにも消極的な考えに正直落胆しました。

しかし、駅前第1ビル・第2ビルの耐震性の問題が指摘され、再開発が必要であることが判明した中、民間では、第1ビルについて再開発準備組合を発足させて利活用方法などについても検討が始められております。この点、国や道を含め、市内外の民間の力をかりながら進めていかなければならないところでもあります。報道では、準備組合から小樽市に対し、中心市街地活性化基本計画の策定などの要望が上げられたとのことですが、市として今後どのように進めていくのか示してください。

報道されている市内の横断的な議論とはどのように行っていくのか、また、官民連携の方法について示してください。

我々、自由民主党小樽市議会議員会は、先日、会派視察で富山県富山市を訪問しました。富山市でも今、中心市街地の再開発を実施中です。また、コンパクトシティ計画を地域公共交通の維持を含めた形で実施し、中心市街地に住民を誘導するなど計画的かつ持続可能な都市設計が期待できる施策を実施しており、その効果も出ております。報道によると、小樽駅前第1ビルの再開発準備組合も熊本市を視察し、今後の協議の必要性を認識されているところです。

本市においても、進む高齢化や人口減少を踏まえ、一方で多くの交流人口があるまちにおけるまちづくりを行っていかねばなりません。小樽駅前第1ビル・第2ビルの耐震性等の問題もあり、今の状況をいつまでも続けていられないという状況下で、市として開発にどのように取り組むのか、まちづくりの観点を含めビジョンをしっかりと示してください。

今定例会では、代表質問のときもそうでしたが、非常に御答弁が混乱をして、また、明快な答弁が出てきていない状況であります。各質問事項について、明確かつ具体的に市民に説明することを求めるものであります。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、高島漁港区問題に係る職員の処分について、御質問がありました。

まず、顧問弁護士への相談と市の判断につきましては、本件における関係職員の処分や訓告等の措置を検討するに当たり、先に条例違反に係る処分等を行った後に、仮に条例違反が起因となる損害賠償義務が発生した場合には一事不再理の原則が適用され、その損害賠償の責任として重ねて処分等を行うことはできないのではないかと考え、このことを顧問弁護士に確認したところ、同一の見解でありましたので、職員の処分等に当たっては今後の推移を見定めることにしたものであります。

次に、顧問弁護士の見解を示した書面につきましては、先ほど申し上げました一事不再理に係る顧問弁護士の見解は、担当職員が電話連絡で回答を得たものでありますので、顧問弁護士から示された書面はございません。

次に、本件における市の考え方につきましては、国家賠償法に基づく職員への求償権と職員の処分等とは異なる性質のものと考えますが、先ほど申し上げたとおり、条例違反と条例違反が起因となつて発生する可能性のある損害賠償義務については、職員の処分等においては一事不再理の原則が適用される関連する事案と認識しております。しかしながら、関係職員には今年度末で退職する職員もいるこ

とから、今年度中には関係職員の処分等を行ってまいりたいと考えております。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、除排雪に関する市民の皆様から寄せられた声につきましては、平成29年度は2月20日時点で1,855件、28年度は2月21日時点で2,559件、27年度は2月17日時点で1,405件、26年度は2月18日時点で2,850件であります。

次に、排雪作業を実施する判断基準につきましては、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順に沿って判断をしております。

次に、排雪協議につきましては、今年度は建設部長を本部長とする除雪対策本部の会議で市側の意思決定を行っており、その会議では、個々の路線について排雪作業を行うことが適正な時期なのか、まだ除雪対応が可能ではないのかなどの議論を行っております。なお、その会議には私も参加をし、市民の皆様からいただいた御意見や、私自身が把握している状況等を伝えております。

(「越権行為だろ」と呼ぶ者あり)

次に、排雪協議の結果につきましては、御指摘があった2点については、いずれも異なる認識を持っております。近接路線を連続的に排雪することが時間的、金銭的コストを低下させるとの御指摘については、気象状況等にもよりますが、近接路線を連続的に排雪作業を行うことにより、まだ除雪対応が可能な路線についても排雪作業を行うことになり、結果的に適正な時期に作業が行われないために1回の排雪で済む路線が複数回の作業が必要になり、時間的、金銭的コストが増加することが考えられます。

(発言する者あり)

また、市が排雪実施の判断をしているのが30%程度であるとの御指摘については、排雪協議では、市と業者がそれぞれ作業の必要性などについて協議するもので、作業を実施することとした路線は協議の都度異なることから一定の割合で推移することはなく、市が排雪実施を判断した路線が30%ということにはなりません。

次に、ステーション会議につきましては、私が市長就任後、市の担当職員やパトロール車両を増加させ、担当課についても2課にふやすなど除雪対策本部の強化を行っており、市とステーションの情報共有などが可能であることから、今年度は特に定期的にステーション会議を開催しておりませんが、市とステーションの担当が一堂に会す必要がある場合は、必要に応じて開催をしております。

また、各ステーションの予算の執行率につきましては、2月20日時点で第1ステーションは約78%、第2ステーションは約85%、第3ステーションは約93%、第4ステーションは約88%、第5ステーションは約83%、第6ステーションは約93%、第7ステーションは約84%であります。

次に、排雪協議の内容につきましては、市とステーションが排雪作業を行う路線や内容などについて協議を行うもので、その過程で効率的な作業を実施するために両者の考えを調整することもあります。協議結果はあくまでも両者が合意したものであり、市が一方的に指示することはありません。なお、作業のおくれが目立つステーションとは、効率的な機材の活用などについて綿密な協議をしているところでもあります。

次に、今後のまちづくりについて御質問がありました。

まず、小樽駅前第1ビルの再開発の今後の進め方につきましては、本市は小樽駅前第1ビルの地権者であり、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合の構成員となっていることから、今後、小樽駅前第1ビルの再開発について規模や機能などの議論に参画するとともに、具体的な考え方が固まった段階で、行政として中心市街地活性化基本計画の策定などの必要性について検討することになるものと考えてお

ります。

次に、庁内の横断的な議論、官民連携の方法につきましては、中心市街地活性化基本計画を策定する場合、策定に当たっては計画の目標の設定や目標達成のための事業等を庁内で横断的に議論する必要があるものと考えております。また、他都市では、民間施設と公共施設が連携して複合施設として開発をしている事例もあることから、今後におきまして、官民連携が必要な場面も予想されることから、その手法につきましても必要に応じて研究をしてみたいと考えております。

次に、市としてのビジョンにつきましては、繰り返しになりますが、今後準備組合の構成員として小樽駅前第1ビルの再開発について規模や機能などの議論に参画するとともに、具体的な考え方が固まった段階で、行政として中心市街地活性化基本計画の策定などの必要性について検討することになることから、現時点ではビジョンをお示しすることはできません。

(「どこがリーダーシップなんだ」と呼ぶ者あり)

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再質問させていただきます。

まず、高島漁港区の問題に関してですけれども、答弁の中では、一つ、二つ確認をしたいところがまずあるのですが、一事不再理というお話、そういう立場をとられて、条例違反の件で処分等を行って、事後に訴訟などが起こった場合を想定すると、その事後にまた再び処分ということにはならないという立場、見解を、小樽市としては、これは公式の見解として答弁の中で受けとめました。ただ、その裏づけとして顧問弁護士がおっしゃっていたと、それを小樽市とも共通認識なのだと、ではそれを示してくれと言ったときに示せませんという、こちら信用できません。なので、何か信用できるものを示していただかないと、ああそうなのですねというお話にはならないと思います。まずそれ1点、きちんと何か示してください。示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「根拠を示してください、根拠を」と呼ぶ者あり)

なぜかといいますと、そもそもこの問題、一事不再理云々ということになるのだろうかというところが非常に疑問です。それで伺いたいのですが、条例違反についての処分を行うときに、もし事後に仮にこういう事態が発生するかもしれないのだということを想定した処分というのをもっと早い時期にそういうものも含めした処分というのは行えないものなののでしょうか。そういう可能性があるのだぞと、だから通常の条例違反より重いのだぞということでもあります。そういうことはできなかったのでしょうか。

それがまたなぜかといいますと、先ほど国家賠償法の事例を持ち出しました。事後に何か損害が生じて、それが結審をした場合、小樽市の責任ですという結果になった場合には、本質問でも申し述べましたけれども、小樽市側がその該当する職員の方に一定の要件を満たせば求償権を求めることができるのですよね、求償の請求をできるわけですよ。その上さらに罰を科すといいますか、処分をするという話になるのか。

でもこの前提は、そもそも市長が第3回、第4回の定例会で、高島の問題を一つ取り上げながら御自分の減給の条例を出されている、いわゆる自分に自分で処分を科すというものは行動されているわけですよ。提出をされているわけですよ。同じ小樽市の中で、片やその事後に生ずる訴訟等の問題を確定をする前に自分の処分をとうとうと出してきて、職員はその後に発生する事象まで含めるといふ対応でよろしいのか、お答えください。

それと同じく、この高島の問題について、ずっと答弁の中では損害賠償が発生するかもしれない、そ

それを仮定して、市の答弁としては、仮定のことにはお答えできませんといつも答弁をもらいますけれども、そういう仮定をした中で、賠償請求の部分しか生じてこないわけですよ。これは訴訟がもし起こるとしたらどういう類型かという、もしかしたら、小樽市のその取り消し処分に対する再度の取り消し請求訴訟、これは行政事件訴訟ですけれども、起きる場合もありますよね。あるいは、不服審査の手法によって訴えられてくるかもしれない、あるいは場合によってはその国家賠償法上の損害賠償請求で来るかもしれない、その両方かもしれない、いろいろな場合が想定される中で、もし取り消し訴訟が、訴えてくる原告側の請求を認めて小樽市の取り消し処分を取り消しますということになりましたら、そこでお話は一旦済むわけですよ。

そういうことも想定すると、賠償請求が起きるかもしれないからという1点でもって、その賠償額が確定しなければですとか、そういう結果が見えないというお話にはならないのではないかという疑問がありますので、この点どのように考えてらっしゃるのか、お示してください。

(「もう言われているのではないの、損害賠償請求するぞって」と呼ぶ者あり)

あるいは、損害賠償請求ありきで発想しているのか、この点も含めてお願いします。

それから、除排雪に関連してですけれども、いろいろ御答弁をいただきました。大体同時期で昨年よりも苦情件数は減っているということなのですが、相変わらず2,000件近くの苦情が寄せられているということも確認をいたしました。それで、除排雪を行う路線の決定について、判断基準のところの答弁ですが、いつもと同じようにパトロールをして、かき分け除雪をして、拡幅除雪をして、高く積み上がって危険だと思ったら排雪しますと、これが基準ですと言っていますけれども、これは排雪に至るまでの手順だと思うのです。問題は、ではその積み上げたとき、どの高さまで、昨日までの議論でしたら175センチメートルが一つの目安だとか、ではないとかという基準がありましたけれども、誰がどういう高さを基準に、これはもう危険ですねという判断をするのでしょうか。こういうものがないから市民の皆様は不安になって、いつ排雪に入ってくれるのだろうか、高く積み上がっておっかない、これが歩道に落ちてきたらどうするのだ、という話になるわけなのです。あるいは業者たちも、いつ排雪に入るタイミングになるのか、こういうものが見えない状況なのではないですか。だから進め方がおかしいのですよ、そもそも。

こういった明確な基準、かつても議会議論で言いましたけれども、第2種路線は降雪10センチメートルで除雪します。第3種は15センチメートルで除雪します。であるならば、排雪はどのような基準でやるのかというのを示さなければ、市民の皆様だって納得もしないし、安心だ安全だというお話にはなりませんので、これをしっかり示していただきたいと思います。

それから、排雪の協議、会議等のところですけれども、除雪対策本部の会議で何か市の意思決定、決定しているというような答弁あったかと思えます。会議で意思決定というと、ではそれはやり方としては、ここは今回排雪したほうがいいのでしょうか、どうでしょうかという多数決なのですか。それとも、状況を踏まえて除雪対策本部長が決断するのですか。それとも、市長が決断するのですか。これを教えてください。

それから、答弁の中で、市長も会議の中に参加して、市民の皆様からいただいた御意見や把握している状況を反映していますと言いますがけれども…

(「便宜供与だろう」と呼ぶ者あり)

では市長、市長に対して声の届いた方だけに便宜供与、今、便宜供与という話がありますけれども、排雪が行われるという、そういう状況にもなりかねませんか。なりますよね。小樽市の事務執行の最高

責任者がその会議中にいて、こうこうこういう意見があったからやりましょう、誰がノーと言えるのですか。

(「そうだよ」と呼ぶ者あり)

市長というお立場を考えると、この点どうなのか。それで、市長がこの会議の中に入っていることが妥当なのかどうか、示してください。

(「俺も毎日電話するわ、森井さん排雪してって」と呼ぶ者あり)

もう除排雪の問題は、もう一つありますけれども、これは各JVの方から上がっています。3割程度しか排雪実施の判断をされなかった、これは2月上旬の話ですけれども、実際に声が上がっているのですよ。協議がしっかり行われているのか、一方的に市の指示が出て、それには従わなければならないのだという認識らしいです。この点を踏まえてもう一回回答ください。

それから、まちづくりのところですが、庁内議論をどのように行うのかと聞いているのですけれども、横断的に議論すると、目標の設定、目標云々が横断的に議論する、だからどのような形で横断的議論するのですか、どういう部署がどういうふうにかかわるとか、そういうものが見えているのか、見えてないのか、その辺を示してください。

それから、まちづくりについては、全くビジョンがないということではよろしいのでしょうかね。民間の方たちもどういうものつくっていいのか、いまいち不明瞭になると思いますけれども、この点踏まえて、そういうビジョンを今後つくっていく意思があるのかどうか確認をしたいと思いますので、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私から1点だけ答弁させていただきます。中村吉宏議員から、私自身が会議に入っている中で、私、答弁を先ほどさせていただきましたけれども、市民の皆様からいただいた御意見や私自身が把握している状況等についてはお伝えさせていただいておりますが、それをもって物事が決定するわけではございません。それこそ市民の皆様からさまざまな要請がありますし、また、今までも議論の中で、それぞれの議員からお話がありますけれども、議員の方々からも、その市民の皆様からいただいた声を聞いて情報提供をなされているというふうに思っておりますが、それと取り扱いは一緒でございます。ですので、その状況についてお伝えをし、結果、除排雪対策本部として現場を確認し、最終的にそれに基づいて、その優先順位を決めて判断をなされていると思っておりますので、それについては、中村吉宏議員からは、私がお話したことによって全てがそのような形で進められているのではないかというお話ありましたけれども、そういうことにはなりません。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、一事不再理の関係で、高島漁港区にかかわる職員の処分の関係ということでお答えさせていただきます。

まずここまで職員の処分をしてこなかったことの経過についてお話しさせていただきますけれども、同一事案で一事不再理という問題がありますので、是正策が出てからどういった反応が出てくるだろう

かということですか、あるいはまた、聴聞も予定されてございましたので、そういった結果が出ることを見守っていたわけですが、ただ、3月末に退職する職員が出てくるということになりましたので、一事不再理と、それから3月末を過ぎてしまうと関係する職員に処分ができなくなるという二つの問題が生じてまいりました。

そういったことで、これまでずっと経過を見守ってきたわけですが、やはりこのまま年度をまたいでしまいますと関係職員の処分ができなくなるということが問題としては一番大きいのではないかと、それで今回、年度内のうちに処分しようということで考えたものであります。

それで何点かお尋ねがございましたけれども、まず一つは、顧問弁護士等の関係で、何か信用できるような書類を出してもらえないのかということでのお尋ねが1点あったと思います。こちらにつきましては、今お話ししましたとおり、年度内に職員の処分をしたいと考えてございますのと、それと、市長からもお答えしておりますとおり、こちらにつきましては担当職員が電話でお聞きしたものでございますので、書類というものはございませんから、改めて書類を求めるとするのは、顧問弁護士にまた負担をかけますので、今お話ししたとおり、年度内に処分をするという方向で考えておりますので、これについてはお出しできないということでございます。

(発言する者あり)

それから、2点目ですけれども……

(「出せばいいでしょうが」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。議長。

○議長（鈴木喜明） お静かに。

○総務部長（前田一信） 2点目ですけれども、見込みで処分することはできないのかというようなお話があったかと思えます。

これにつきましては、例えば損害賠償があるのではないかとということを見込んで量定を重くして本人に処分をするということになりますと、これは実際にいわゆる本人に対して黒かどうかというのがわからない状況の中で黒だと決めつけて処分するということになりますので、これはやはり本人に対して不利益な処分を科すということになりますので、これはできないというふうに考えております。

それから、国家賠償法の関係でいろいろ述べられておりましたが、正直中身がよく理解できていない部分があるのですけれども、ただ、国家賠償法を何か想定しているのかというようなお話もあったやに記憶しているのですが、国家賠償法で職員への求償ということにつきましては、これは何か職員本人に重過失があったときに自治体が求償できる、国が求償できるという、そういった制度だというふうに理解しておりますので、ここについては当たらないのかなというふうには思っております。

(発言する者あり)

それから、損害賠償ありきでの話なのかというお尋ねもあったかと思えます。これにつきましては、先ほど来お話ししておりますように経緯をいろいろ見守ってきたわけですが、決してそれが最初から損害賠償ありきだというふうに考えて見守ってきたわけではございませんので、これにつきましては、損害賠償ありきという考え方ではないということでお答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

まず、除排雪につきましては、まず、雪山の高さの御質問でしたが、この基準があるのかと、示してほしいということですが、先ほど市長からも答弁させていただきましたとおり、まず基本的に

これといったはっきりした基準というものは、今はないです。

それで、まずこの判断といたしましては、まず利用者から協議で上がってきたものに対して、本部で全て現場の確認をさせていただいております。そういった中で判断をしているという状況であります。

次に、協議について、多数決なのか、本部長の決断をするのかという点ですけれども、これにおきましては、先ほど言った現場を確認したものを、各路線といいますか、全部それを地図上に落とします、路線ごとに。それを1本1本全部写真を撮ってきます。その写真の状況と確認をしながら、その協議の中でいいか悪いかという判断をさせていただいているところであります。

(「いいかどうかを決めるの」と呼ぶ者あり)

いえ、現場の確認と写真ということであります。

(発言する者あり)

次に、各JVの方から3割程度しか認められなかったというお話だったのですけれども、基本的に協議に上げる場合、協議簿というものをつくっております。その前段で担当者と各ステーションで排雪をやる路線について調整を行っております。その中で協議に上がってきたものに対しましては、決してこの3割ということになっておりません。この示された3割というものの根拠が私どもわからないので、そこが本当かと言われましても、私、現時点では答弁はできないのですけれども、3割ということはまずないと思っております。

それで次が、まちづくりについてですが、横断的という議論ですが、どういった部署とかかわるのかということですが、これにつきましては、実際にその活性化計画をつくるに当たりまして、前回でしたら再々整備に当たったそのものがそのエリアにどういった影響をもたらすのかということを計画の中で位置づけることとなりますので、そういったこととなりますと、例えば産業港湾部などは連携を図っていく必要があると考えております。

また、ビジョンにつきましては、なくてもいいのか、今後つくっていくのかということですが、先ほど市長からも御答弁させていただきましたが、今回の再々開発ですけれども、以前の再開発のときには、要は小樽の駅前をどうするかということもありましたので、そのときはきっと市が主体的になって動いていったのかと思っておりますが、今回は再々開発の中で、今回駅前第1ビルという一つのビルの建てかえというのが中心になっていくと思います。

そして今回、組合施行といいますが、組合が中心になってつくっていく形になっておりますので、まずその組合でどういったものが、規模とか機能が決まらぬと我々としましても計画がつかぬと。計画の中で基本的にどういった、先ほど言いましたけれども、中心市街地にどういった波及があるのかと、そういうものを計画の中で示していく形になりますので、まず今回、組合でどういった機能を持たすのかが見えない段階では、我々としてもそういうビジョンはお示しすることはできないと考えております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に申し上げますけれども、以上ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 申しわけありません。答弁漏れがございました。

一つは、市長は自身の責任を早期にとっていて、職員については後なのかということでお尋ねがあったかと思っております。

(発言する者あり)

こちらにつきましては、市長は、最初から自身の責任を損害賠償にかかわらずとるということで申し上げておまして、これにつきましては、当然それ相応の重い責任のとり方を提示したと考えてございます。

また職員につきましては、いわゆる損害賠償が発生するかどうかというような事実関係を確認した上で適切な処分をしたいということで見守ってきましたので、ここまで来たわけでございますけれども、先ほどお話ししたとおり、実際には一事不再理ということと、それと退職者の関係というようなことで、年度内には、年度末までには処分を行いたいということで考えているという状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 漏れがありまして、申しわけございません。

除雪対策本部の中に市長が入っているのは妥当なのかという件ですけれども、この本部の設置につきましては、市長が設置をしているということになっております。そういったことを考えますと、市長が入ることに対しては問題はないかと考えております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員にお聞きしますけれども、以上ですか。

何点かありますね。漏れているのが。

まず、損害賠償の件ですけれども、これは私も聞き取りにくくて、何というのですか、中村吉宏議員に後で聞きますので、もしそれだったら言ってください。

漏れているなというところですが、まず、除雪の件からいきますと、要するに、排雪の明確な基準を示さなければならぬのではないかとということで、今は基準はないというお答えでしたが、その基準はつくる必要がないということなのかどうかをお答えください。

それから、除雪の会議ですけれども、合意で決めるというか、そういうお答えでしたけれども、先ほどから聞いていますのは、その最終的決定をするときに多数決なのか、それとも除雪対策本部長が決めるのか、市長が決めるのか、このことについて聞いておりますので、これはどういったプロセスで最終判断をされるのかということをお答えいただきたいということですね。

それから、業者の方が一方的に市の命令というのかな、話を聞くしかないと言っているのはどうかということ、合意だということをお答えしていたような気がしますが、もう一回この点をお答えいただきたいと思います。

抜けていましたら、中村吉宏議員にもう一度聞きますので、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけございません。

まず、排雪の入る基準につきましては、現在は今のやり方で進めていきたいと考えておりますので、新たにつくるということは考えておりません。

二つ目、協議の決定ですけれども、これはあくまでも、先ほどの繰り返しになりますけれども、現場を見て、それを路線を各写真を見ながら1本1本説明を受けながら、私のほうで最終的に判断をさせていただいているところであります。

次に、業者が一方的に、市の、何というのですか、指示に従うのかということですが、これはあくまでも、先ほど答弁させていただきましたけれども、あくまでも協議の上で、基づいて行っておりますので、我々としては、例えばどうしても日程がおくれた場合とかという部分につきましては、業者と

どういった日程で、スケジュールでやるのか、そしてまたこの路線に対して、どういったやり方がいいのかにつきましては、やはりそこはきちんと担当と業者できちんと協議を行っておりますので、我々市としてはそれを指示しているということはありません。あくまでも協議に基づいて行っているということとあります。

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員にお聞きをします。

再質問で答弁が漏れているところの御指摘があれば言ってください。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再々質問をさせていただきますが、何かもう除排雪は市民のためとも思えないですすね。一事不再理の何かやはり少々理解が間違っているのではないのでしょうか。

まず、一事不再理のところですけども、そもそも小樽市が今前提としているその事例というのは多分違うと思うのですよ、今回と。事後に、故意とか重過失の問題が発生している問題であって、かつ損害賠償云々というお話にはならない、そういう事例を前提にして事後に生じたものに対しての一事不再理というお話をしているのだらうと思うのですが、判例が出ている事例ですよ。今回のものには当てはまらないと思います。

それで、発生するかしないかわからない訴訟の状況を、後から事後に発生したら処分を重くしますよと、そんな不確定な状況にしたら、行政行為に携わる職員の皆様がかわいそうではないですか、余りにも。不安ですよ。今回やったことは違います、間違っていますからこの処分ですという形に持っていないかと本来おかしいのではないですか。誰も恐ろしくて許認可の事務をできなくなりますよ、そんなことを言っていると。それについて認識はどうか、本当にそう考えているのだったらみんな逃げると思うのですけれども、職員の皆様。答えてください、そこを。

（「ちゃんとした判例とか出して言ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

それから、今までその一事不再理という話をずっと引っ張ってきて、3月末に退職者がいることがわかった云々というお話ですけども、これはいつわかったのですか。逆に言うと、議論していた第3回定例会、第4回定例会のあたりでわからなかったのですか。

（発言する者あり）

それから、今年度内に処分しますと言いますけれども、どういう事象でどういう業務がということもきちんと確認をしなければならない、その上で委員会がありますよね。恐らく懲戒処分でしたら職員の懲戒審査委員会等の開催もしなければならないでしょうし、その量定も決めなければならない。この今1カ月しかない中で、そういうことが進められるのですか。これはお伺いしたいと思います。

それから、除排雪に関してですけども、市長は、会議に入って自分がそういう見聞きしたものの、あるいは市民の方の声を伝えているけれども、何か除排雪の路線の決定等には影響ないのだというお話をしていますが、何か証明できるものはあるのですか。会議は密室ですよ。密室の会議の中でどういってお話をされているのか、みんなわからないわけですよ。議事録とかそういうものがきちんととられているのか、あるいはこういう会議をやるのであれば公開するとかですね。先ほど申し上げましたけれども、小樽市の責任者である市長、いろいろな権限を持ってらっしゃるわけですよ。市長が何かその会議の中で発言すると、なかなかそれにノーということを言いにくいのですよ、みんな。そういう中で、いや私は何もそんなことはしていませんと何の根拠もなくおっしゃられても、何か信用に足るものがあるのかということ、ないわけですよ。

（「証明力ないな」と呼ぶ者あり）

もし何か、自分はそういう排雪の決定に対して、何も下していないという証明できるものがあるのであれば示してください。ないのであれば……

(「関与しているとしたか思えない」と呼ぶ者あり)

もう我々はそうですね、関与しているとしたか思えないのですよ、その辺の意思決定に。

(「そういうこといっぱいあるのだ。こんなところ出なくていいのだった」と呼ぶ者あり)

先ほど本部長が、協議の結果、最終決裁者だと言いましたけれども、それすらもやはり見えないのですよ。我々も中に入れない会議、市民の皆様が自由に見られる内容ではないですから。だとすればもう、直近から市民の皆様が見えるように、こういう議会みたいにユーチューブで公開するとか、公平・公正性を担保するためにも、そういう作業というのは必要だと思うのですが、どうですか。

(「どこが開かれた市政さ」と呼ぶ者あり)

それと、排雪に対して、現在、基準がないと、基準をつくらないと。ますます恣意的な運用ではないかというような声も上がってきかねない、排雪について。うちの路線は入らないのかなと。お隣に入ったのに入らない、こういう状況なわけですよ。

こういったものが解消されない、どのぐらい雪が積もって、どのぐらい道幅が狭くなったら小樽市は排雪してくれるのかなという市民の方たちの期待感、また不安感、そういったものを払拭していくような除排雪行政が、特に排雪についてが全然見えていない、これは市民の皆様は不安なままだと思うので、今後においてつからないと言っていますけれども、つくってくださいよ。少なくとも早々に検討してください。誰のための除排雪ですか。市長のための、市役所のための、後援会のためのですか。市民のためですよ。これをしっかり検討してくださいよ。

そして、除排雪業者とのいろいろな協議のお話ですけれども、小樽市側としては協議をしているということかもしれません。ただし、ステーション側からすれば、例えばいついつに排雪の業務が行うことができるという指示が出ていた、それが三、四日前に撤回をされた。これは昨年も小樽市立病院前の市道住吉線で同じような議論がありましたけれども、突然に撤回するという、それも一方的なお話なのです。業者からすれば、ああそうなのですかと言うしかないですよ。いやいや、やらせてください、そういう話にならない、そういう協議もできていない。なぜかという、その日にちに合わせて、今この国道も道道も市道も合わせて排雪が非常に繁忙している中で、除雪機械をあけて、ダンプを確保して、人員確保して、業者はやらなくてはならないのですよ。そういう手配をしている中で、すぼんとあけられたらこれは大変ですよ。何か損害賠償でもすればいいですけども、しないのでしょうか。であるならば、1回見合わせてこういう日程にしたいけれどもどうか、それこそ真摯に除雪に当たっている業者たちに聞くべきなのではないですか。毎年言いますけれども、小樽市の総合除雪から本当に逃げますよ、業者は。このぐらいの緊張感を持ってやっていただきたいと思えますけれども、これについてもどうなのでしょう。答弁いただきたいと思えます。

(発言する者あり)

それと、小樽駅前の問題ですけれども、この小樽駅前の少なくともあの駅前広場、こういったものを含めてどうするのかというビジョンを小樽市がないと、小樽駅前第1ビルを建てる時に、どういう計画で建てていいのか、入り口をどこにしているのか、簡単なところから言えば、そういうことがわからなくなってしまうと思うのです。民間の方たちの議論を踏まえて業務計画をつくりますと言っていますけれども、その中にもう少し、行政のビジョンはこうですよと、そして地権者としての小樽市はこうしたいのです、そういうものがないと前に進んでいけないのではないですか。だから、小樽市がその駅前

の中心市街地のグランドデザインをしっかりと描いた中で、小樽駅前第1ビル、そしてこの後には小樽駅前第2ビルも改修のタイミングが来るでしょう。こういうものを踏まえて将来的にどうしていくのかという構想ビジョンがないと、再開発準備組合の方たちだってやりにくいのではないのでしょうか。だから、そういう議論をもっと活発にしてもらいたい。そのための横断的な庁内の議論だというお話だと思うのですが、そうではないのですか。あるいは、そういうふうにごランドデザインもしっかりつくるという方向性で進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、先ほど答弁させていただいたことに対して改めて再々質問がありましたので、このことについて答弁をさせていただきます。

現在、今お話しされていたもので証明できるものはあるのかという御指摘がありましたけれども、中村吉宏議員自身がおっしゃられていたように、現状において証明できるものは何一つ、残念ながらありません。ですので、現状においてそれを出すことはできません。また、それを共通認識をとるためにいろいろな手だてを打つべきではないかというお話がありますけれども、現状においては今、庁内会議の中においてそのように取り組まれていることから、今、議事録等も細かくとっていない状況でありますので、現状において公開を考えてはおりません。

ただし、今までも何度も答弁させていただいておりますけれども、私自身、除排雪の改善においては、公約として、よく皆様からお話がありますように、1丁目1番地というお話もありましたように大変力を入れている、そして改善を図るためにさまざまな政策、また取り組みを行っている事業でございます。ですので、それに伴う、昨日も答弁させていただいたと思いますが、職員と共通認識をしっかりと持っていかなければならないというふうに考えていることから、現場等も含めて、私自身しっかりと見定めていかなければならないことから、この会議に参加をさせていただいているところでございます。

また、中村吉宏議員が御心配されているような、私が一方的に言ったことによって全てがその後のことが決まり、そして物事が進んでいるのではないかという御心配がありますけれども、これについても先ほどお話しさせていただきましたが、私に限らず議員の皆様からもそういう要請や要望もありますし、先ほども答弁させていただいたように、市民の皆様から寄せられた声において、今年度におきましても1,855件ありますけれども、そのような声と同じようにテーブルの組上に上げ、その後、職員等が現場を確認し、その上でその路線も含めて検討し取り組まれている、そのような体制になっておりますので、そのような心配は一切ありませんので、御理解をいただければと思います。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、一事不再理の関係で3点ほどお尋ねがあったと思いますので、それに対してお答えさせていただきます。

まず、1点目のこの一事不再理に関して、事案が違うのではないかと。いつ発生するかわからないようなこととということで、これについては一事不再理と言っているけれども違うのではないかというお話だったかと思いますが、繰り返しになって恐縮ですが、市長からもお答えしておりますとおり、

この条例違反が起因となる損害賠償義務が発生した場合には、一事不再理の原則が適用され、その損害賠償の責任として重ねて処分等を行うことはできないということにつきまして、市長からお答えしておりますとおり、顧問弁護士にもそういった内容で確認しておりますので、これにつきましては、やはり一事不再理が適用になるということで考えております。

それから、2点目の第3回定例会、第4回定例会で退職する職員がわからなかったのかということですが、これはもう当然のことですが、いつ定年になるかということにつきましてはわかっています。ですけれども、実際にぎりぎりまでこの損害賠償が発生するかどうかというようなことを先ほどお話ししましたけれども、こういったことですか、それから是正措置がどうとられてどういった反応が出るのかといったようなこと、そういった推移を見守りたいということがございましたので、それでこの年度末に向けて待っていたという状況でございます。

それから最後の3点目の、あと1カ月ほどの中で分限懲戒審査委員会ができるのか、進められるのかというお尋ねだだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、これまで推移を見守ってきましたけれども新たなものが出てきませんでしたので、現状ある中でこの時点での資料、状況等に基づきまして処分を検討させていただきたいというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

まず、排雪の基準のお話ですけれども、早々に検討していただきたいということですが、実際に除雪をして雪山の部分の排雪に入るときに、どうしても基準となりますと、本当にその雪山自体が道路から発生したものかどうか、なかなかやはり見えてこない。そういった基準になりますと、我々としてはそれだけでは判断が難しいものですから、やはり今我々が行っている現場で確認をしていくことしかないのかというふうに現在考えておりますので、今この場で検討をするという形は、お答えはできないかなと思っております。

次に、ステーション側から、撤回された件につきましては、2月下旬に入ってきますとなかなかやはりこういう気候のこともありますし、あとやはり予算の関係もあります。その中でやはりもう少し、協議には上げたのですけれども、やはりもう一回状況を見定めたいという形の中で、そういう路線が何点かありました。そういった部分について、最終的にもう少しとめていただいているところは確かにあります。そういったことに関しては、今、中村吉宏議員がおっしゃったとおりに、業者に対してはやはり計画をつくってトラック等の手配等も計画はあったと思っておりますので、そういったことに関しては御迷惑をかけたところは確かにあると思っておりますけれども、どうしても我々としましても、その部分はもう少し見定めなくてはいけないところの路線もどうしても出てくるのかなと思っておりますので、それを御理解願いたいと思っております。

最後に、小樽駅前のことについて、広場についてしっかり市としてビジョンを持っていかないとなかなか進まないかということですが、確かにおっしゃるとおりに、我々も駅前広場については、市として早急に考え方をお示したいと考えております。ただ、どうしても駅前広場自体は我々で全部持っているわけではありませんので、そういう民間事業者の関係もあります。そして、今言った小樽駅前第1ビルの再々開発の絡みもありますので、我々としましても準備組合とは常に情報共有をしております。そういった中で進めていきたいと考えておりますし、先ほど横断的な議論という部分につきましては、あくまでも先ほどの繰り返しになりますけれども、活性化計画の中でどうしても我々建設部だけで

はできませんので、そういった市内の横断的なきちんと、再々開発の中で、中心市街地の中でどういった波及があるのかという部分を計画に位置づけなければなりませんので、そういった中で横断的な議論というか、そういうことをしていきたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 中村吉宏議員、よろしいですね。

中村吉宏議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

○13番(酒井隆行議員) 一般質問をします。

初めに、地籍調査事業について質問をいたします。

現在行われている地籍調査事業は、平成22年第2回定例会で提出された陳情、小樽市における地籍調査の実施方についてが採択された経緯があると認識をしております。

地籍調査事業に先行して、平成24年度には、国の事業である都市部官民境界基本調査が行われ、国が経費を全額負担し、官民境界に関する基礎的な情報整備と必要な測量作業を実施して図面等にまとめています。このデータを受けて、平成26年度から小樽市で地籍調査が開始されました。

地籍調査をする主な目的については、地籍調査が行われることにより登記簿が修正され、地図が更新されるため土地の境界が明確となり、境界トラブルの防止、土地取引の円滑化が図られることや自然災害に伴う復旧作業の迅速化が図られるほか、固定資産税算出の際の基礎情報となる土地の面積が明確化されることから、課税の公平性が保たれることなどであります。だからこそ、正確に地籍調査をしていただきたいと考えます。

そこで質問をいたします。この事業をすることによって、主な目的以外に小樽市としてどんなことに今後役立てられるのでしょうか。あわせて、この事業を進めていく上での注意点についてもお示してください。また、この事業のこれまでの経過についてと現在の状況、今後のスケジュールについてもお示してください。あわせて、この事業を進めている住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目の対象者数と現在立会を完了した土地所有者数をお聞かせください。

次に、地籍調査が行われた際、境界を確認できなかったために筆界が未定のまま処理されてしまった土地を筆界未定と言いますが、これまでの地籍調査事業で筆界未定となってしまった事例はあるのか、また、その見込み件数についてもお示してください。また、この事業で筆界未定地となってしまった場合、どのような影響があるのかについてもお示してください。

次に、地籍調査事業は民間に委託して進められておりますが、今年度の委託に関しての入札方法や業者の選定理由はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

次に、平成26年度以降、住吉町の地籍調査が行われてきましたが、一部の境界で再検証が必要とのことで、その作業が行われていると聞いています。その後の検証の進捗状況をお聞かせください。また、その検証はどのような方法で行っているのか、経過も含めてお聞かせください。

あわせて、なぜ再検証が必要になったのか、その理由についても説明をお願いします。

次に、地籍調査事業は用地管理課が担当しておりますが、市民の財産を扱うこの事業には専門性と庁内体制が非常に重要であると認識しております。

そこで伺いますが、どのような人員体制になっているのか、お聞かせください。また、人員を配置するに当たり、どのようなことを基準として考えているのか、お聞かせください。

次に、都市計画道路について質問をいたします。

平成19年2月、北海道建設部から都市計画道路の見直しガイドラインが発行されております。このガイドライン策定の目的と位置づけについては、長期未着手による地権者の生活や土地の有効利用への影響を考えると、都市計画担当部局においては、これら未着手の道路について常に必要性を検証し、必要な場合は見直しを行っていくことが求められていることから、計画の必要性や事業の実現性などを総合的に点検、検証し、計画の変更、廃止を含めた見直しの基本的な考え方と手順について示されております。また、このガイドラインでは地域特性を考慮し、市や町の主体性を尊重した見直しが進められるよう、取りまとめられております。小樽市内には都市計画道路として認定されてから40年以上経過しても整備されていない道路もありますが、市は、このガイドラインに沿って一刻も早く見直しをする認識はありますか、伺います。

次に、小樽市内の未整備の都市計画道路について、その路線数と延長、あわせて、この先10年以内に整備事業計画がある路線数と延長をそれぞれお示しください。また、10年以内に整備が完了しない路線について、どのような理由で整備ができないのかについてもお示しください。あわせて、過去10年間に於いて、都市計画道路の整備路線数と延長もお示しください。

次に、市内の都市計画道路について、人口減少や社会情勢の変化に伴い交通状況が変化した計画道路もあると認識しておりますが、どのように認識していますか、お示しください。また、これらのことを考慮した調査などはされていますか。お答えください。

最後に、今シーズンの除排雪について質問をいたします。

平成29年第1回定例会では、同年1月5日にバス路線である緑第二大通りの幅員が狭くなり、バスの運行ができず市民生活に大きな影響を与えたことについて、大きな問題となりました。このことについて、一般質問や予算特別委員会での答弁では、今後このような事態を避けるためにも、バス会社と情報共有を密にするとのことでありました。今シーズンについては、どのように情報共有をしていたのでしょうか。頻度と回数も含めてお示しください。

次に、本年2月1日の市長定例記者会見では、市の除排雪については以前より改善が進んでいる、市民からも改善されているといった声を相当数直接聞いていると答弁をされておりますが、相当数とはどれぐらいなのでしょう。バス路線でバスが運行できなくなり、昨年は約4,000名の市民に何らかの影響がありました。その人数よりも上回っている数の声なのでしょう。お答えください。

次に、本年2月2日、山手中通線で路線バスが運行不能となる事態となりました。運行不能となったことにより、市民生活にどのような影響を与えたのか、お答えください。また、昨年も聞きましたが、責任の所在は誰にあるのかもお答えください。また、バス路線でバスの運行ができなくなった原因は昨年と同じなのか、それとも昨年とは違う原因があるのか、お答えください。

さらにこれらのことも含めて質問をしますが、昨年とことしを比べて除排雪は改善されていると認識していますか、お答えください。あわせて、改善されている点と具体的な地区をお示しください。

次に、バスの運行ができなくなったことを確認したのはいつですか、お答えください。また、このことを確認して、市長はどのような対応をしたのか、お答えください。

次に、市の除排雪が原因でバスの運行ができなくなったことについて、市長は市民の皆様に対してど

のような思いをお持ちでしょうか、お答えください。また、その思いを直接市民の皆様にお伝えするお考えはありますか、お答えください。除排雪に対する市長の考えを変えなければ、再び同じことを繰り返し、多くの市民の皆様にも多大な迷惑をかけることになります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長は、このことについてどのような認識をお持ちですか、お答えください。

市長は、昨年同様、バス路線でバスの運行ができなくなり、市民生活にどのような影響があったのか、バスの利用者である市民の皆様から直接声を聞く努力をしたのか伺います。

また、これまでも議会で答弁していましたが、辻立ちも市民の声を聞く公務の一環なのであれば、バスが運行できなくなったこの日こそ、バス停留所立って直接市民の声を聞くことが最優先される市長としての公務であると考えますが、この日の市長の公務状況とあわせて見解を伺います。

これらの市民の切実な声を市長はどのように聞き取るのでしょうか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地籍調査事業について御質問がありました。

まず、地籍調査事業の効果などにつきましては、地籍調査を行うことにより土地所有者にとっては境界が明確になることで、境界トラブルの未然防止、土地の有効活用の促進、その他登記手続のさらなる簡素化、費用縮減が図られ、行政にとっては公共物管理の適正化やGISによる多方面での利活用が期待されるものと考えております。また、調査を進めていくに当たっては、市民の財産を扱う事業であることから、土地所有者に事業の趣旨及び目的を理解していただくことが重要となっております。

次に、これまでの経過等につきましては、平成24年度から国による都市部官民境界基本調査を、住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目、堺町の一部を対象に実施し、本市においてはその成果をもとに平成26年度から地籍調査事業を始めたところです。

現在、住吉町において地籍図及び地籍簿を作成しているところであります。また、地籍調査事業の今後のスケジュールについては、平成40年度を目標に事業を終了したいと考えており、平成30年度から2カ年で筆界確認案の作成を終えた住ノ江1丁目、若松1丁目の地籍図及び地籍簿の作成に向けて作業を行い、その後、他の地区も順次調査を実施してまいりたいと考えております。なお、事業の対象者数及び現在立会が完了した土地所有者数については、相続等で変動する可能性があります。現在住吉町で285人、住ノ江1丁目180人、若松1丁目129人を対象としており、これまで立会が完了した土地所有者数は住吉町の247人となっております。

次に、筆界未定の事例等につきましては、本市にとって地籍調査事業が初めての取り組みであることから、筆界未定の事例はなく、また現在実施している事業においても立会確認中であり、見込み件数はお示しできません。また、筆界未定地になった場合、分筆、合筆、地目変更、地積更正ができなくなり、売買や抵当権の設定が非常に難しくなり、この解消を図るためには当事者による測量を含めた手続が必要となるものと認識をしております。

次に、今年度の入札方法や業者の選定理由につきましては、入札方法は、この業務は国土調査法に基づく地籍調査において、一筆地調査を実施することにより、境界の明確化を図るものであり、実施に当

たっては土地所有者等に不信の念を抱かせるような行為がないように留意する必要があることから、不誠実、不信用な業者が参加するおそれがないように、指名競争入札の方法で行ったものであります。また、業者の選定につきましては、小樽市指名競争入札参加資格者名簿の測量に登録がある市内業者のうち、測量士と測量士補を合わせて2名以上有する業者としたものであります。

次に、一部の境界での再検証につきましては、土地所有者に境界の立会を求めたところ、土地所有者から本市の筆界確認案に疑義があるとの申し出があり、測量資料の提示もあったことから再検証を行ったものであります。また、検証の方法についてですが、提示された測量資料と本市の筆界確認案との比較検証を行い、現在土地所有者と協議をしていく予定であります。

次に、人員体制につきましては、当該業務は測量委託の発注や他官庁との協議などがあることから、土木技術職の主査を1名配置しております。また、人員を配置する基準については特にありませんが、必要に応じて人員配置をしていきたいと考えております。

次に、都市計画道路について御質問がありました。

まず、都市計画道路の見直しにつきましては、都市計画道路は交通へのアクセスを確保するという基本的な役割だけではなく、土地の骨格や近隣住区の外郭形成、歩行者の安全確保、防災などにも寄与する空間といった多様な機能をあわせ持っておりますが、財政上の制約などもあることから、整備には長期間を要するのが一般的であります。しかし、長期にわたって未整備の路線があることは大きな課題と認識をしているところでありますが、見直しに当たっては将来自動車交通需要量の推計や変更理由等の明確化、住民の合意形成などに十分留意して行うことが必要であり、また、手続には都市計画審議会へ諮るなど一定程度の時間を要するものであります。まずは、来年度から実施する小樽市都市計画マスタープランの策定の中で、都市計画道路の見直しについても検討していかなければならないものと考えております。

次に、未整備の都市計画道路の路線数と延長につきましては、平成28年度末で未整備または一部未整備の路線数は39路線、合計延長は約62キロメートルであります。また、この先10年以内に整備事業計画がある路線は、高速道路などの動向もありますが、現在のところ整備を予定している路線はありません。

次に、10年以内に路線整備が完了しない理由につきましては、主に財政上の制約が大きいものと考えますが、本市は商工港湾都市として古くから市街地を形成しており、既成市街地の路線にはそれなりの幅員の現道が存在しており、狭いなりにも使える現道があったことから、既成市街地の路線の整備はおくれていたものと考えます。

また、過去10年間における都市計画審議会の整備路線数と延長につきましては、整備路線は2路線あり、整備延長の合計は約1キロメートルであります。

次に、都市計画道路の交通状況の変化などにつきましては、人口減少や社会情勢の変化などにより、都市計画道路の利用状況や交通量、交通ネットワークなどが変化している路線もあると認識しております。都市計画道路の見直しのためには、まずはガイドラインを策定する必要があることから、現在現地の状況などを調査しながら路線ごとに路線概要や計画決定時の位置づけ、整備の課題などをまとめた見直し検討路線チェックシートの整理を行っているところであります。

次に、今シーズンの除排雪について御質問がありました。

まず、バス事業者との情報共有につきましては、除雪対策本部はバス事業者からバスの運行に支障となりそうな箇所の情報をいただき、その都度現地を確認し対応するとともに、除排雪の予定をお伝えしております。また、バス路線の排雪などに関しては逐次打ち合わせをしており、昨年度よりも多くの頻

度で情報交換を行っておりますが、その回数については押さえておりません。

次に、市民の皆様からの声につきましては、私が市長に就任して以来きめ細やかな除排雪に取り組んで来たところですが、私が出席した各種の会合などにおいて、その数は押さえておりませんので、具体的な数字をお示しできませんが、以前より改善が進んでいるとの声を伺っております。

次に、市民の皆様からの声の件数につきましては、先ほどもお答えしたとおり正確に数を把握しておりませんので、お答えできません。

次に、バスの運行不能による市民生活への影響などにつきましては、山手中通線が金曜日と土曜日の2日間で合わせて12便が運休となったことで、おおよそ100人の市民の皆様にご不便をおかけしたこととなり、その責任は市にあるものと考えております。

次に、バス運行不能となった原因につきましては、昨年度は年明けの1月4日の市のパトロール時点では、バスの運行に支障が生じることはない判断しておりましたが、1月4日から5日にかけて31センチメートルの降雪があり、除雪作業を行いました。バス事業者はバスの走行に必要な幅員が確保されていないものと判断し、迂回運行や運休となったものであります。今年度はこの反省を踏まえ、バス事業者とは昨年度よりも綿密に情報交換をし、運休になった前日もバスの運行に支障となりそうな箇所をいただき、除雪や排雪の予定をお伝えしておりましたが、降雪はなかったもののバス事業者の現場の判断もあり、運休に至ったものと伺っております。

次に、昨年とことしを比べての除排雪の改善につきましては、市内全域においてがたがた路面の解消、ロータリー除雪車を活用した拡幅除雪作業、これまで圧雪管理をしていた除雪第3種路線における除雪作業の試行の拡大などにおいて、改善が図られたと考えております。また、今年度は小樽駅から小樽運河にかけての主要な道路や、小樽駅前広場について観光に配慮した排雪作業の実施も改善点であると考えております。

次に、バスの運休の確認などにつきましては、2月2日午前9時過ぎにバス事業者から除雪対策本部に山手中通線の一部区間が狭くなっており、バスと他の車両の交差が厳しいことから、午前8時55分の始発から運休したとの連絡があり、私は午前中にその報告を受け、運行再開に向け必要な対応を行うように指示をしたところであります。

次に、バスの運休に対する私の思いにつきましては、バスの利用者の皆様には大変御不便をおかけし、申しわけなく思っております。また、市民の皆様にご不便をお伝えすることはできませんが、今後は路線バスの運行に支障とならないようしっかり除排雪を行ってまいりたいと考えております。

次に、除排雪に対する考えにつきましては、除雪については、パトロールにより各地域の道路状況や除雪作業の実施状況を確認し、がたがた路面の解消やロータリー除雪車を活用した除雪作業をしっかりと行うこと、排雪については職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇に雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する、一連の手順に沿って判断をすること、これらの対応が適切に実行されれば今回のようなことがなくなると考えておりますので、これらの取り組みを一層推進してまいります。

次に、バスの運休に関する市民の声につきましては、当日は予算調整会議を初めとした打ち合わせ等、終日公務が入っており、市民の皆様のご意見をその現場において直接お聞きはしておりませんが、運休の報告を受け、運行再開に向け必要な対応を行うよう指示したものであります。

また、除雪対策本部やバス事業者に、このたびの運休に関するバス利用者からの苦情等は寄せられていないことを確認しておりますが、今後においてはバス事業者に寄せられる市民の声を情報提供いただき、その声を把握するよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再質問をいたします。

まず、地籍調査についてなのですが、当初予定どおりのスケジュールで進んでいるのかということで、これはもう一回確認させていただきたいのですが、当初私が聞いているのは3月中に法務局に登録をされるというようなスケジュールで進んでいたかと思うのですが、当初の予定どおり進んでいるのかということで、これはもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、登録業者の中から業者が選ばれているということなのですが、その登録業者になるための基準などはあるのか、これについて確認をさせていただきたいと思います。

それと、住吉町の再検証についてなのですが、少しわかりづらかったのでこれをもう一回説明をしていただきたいのと、再検証をしなければの理由についても、これも、答弁があったかなと思うのですが、聞き取れなかったので、わかりやすく答弁をしていただきたいと思います。

それと、庁内の人員体制についてなのですが、基準等はないということで答弁されていたかと思えますけれども、これは本質問の中で聞いていますが、専門性が非常に高いと思いますので、これで本当に問題がないのかなと心配になるのですけれども、この部分について答弁をお願いいたします。

それから、都市計画道路についてなのですが、道のガイドラインの中で市長が答弁されたことは全て書かれています。その上で道のガイドラインでは見直しが必要ではないかということで示されているのですけれども、端的にお答えさせていただきたいと思います。見直しが必要で、その方向について、何か答弁の中では検討されているとか、調査が行われているというような答弁もあったかと思うのですが、端的に見直しを一刻も早くやるのかどうか、やれないのか、もしくはやるのか、もしやれないのであればその理由についてもお示しさせていただきたいと思います。

それから、10年以内に整備が完了しない路線についてということでお聞きしました。その理由については主に財政面の部分が大きいかということで答弁をいただきました。であれば、財政面の問題でできないのであれば、やはり一刻も早く見直しをする必要があるのではないかなと思うのですが、これについて答弁をお願いいたします。

それから、除排雪についてです。

昨年と同じような事例がありまして、そのときにも答弁をいただいたということで本質問の中でもお聞きしておりますが、バス会社と情報を密にするということで、今シーズンは昨年よりもその回数が多かった、でも回数は何回かわからないということなのですけれども、それでなぜ昨年よりも多かったという答弁ができるのか、その根拠についてお示しさせていただきたいと思います。

それと、本当に密に情報共有ができていたのであれば、バスがとまる、バス路線で運行できなくなる事態にはならなかったと思います。このことについて、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、これも昨年同じようなことを聞いていました。バスの運行ができなくなったことによって責任の所在は誰にあるのかということで、昨年は市長と除雪対策本部長である副市長ということで答弁をいただいていたのですが、ことしは同じことを聞いて、市という、市に責任がありますということなのですが、これは昨年と違うということではよろしいですか。

(「違うわけないだろう」と呼ぶ者あり)

それについてお答えをさせていただきたいと思います。

それから、バスの運行ができなくなったことによって、市長はどのような対応をしたのかということで、そもそもこの対応が遅かったのではないかなと私は思っています。対応が遅かったということなの

か、それとも適切な対応をしていたけれどもとまったのかという部分でもう一度答弁をいただきたいのと、必要な対応をしたということで今答弁をいただきましたけれども、具体的にどのような対応をしたのか、その対応は適切だったのかについてもあわせて答弁を願います。

それから同じく、除排雪に対する市長の考えを変えなければ、再び同じことを繰り返してしまうのではないかとということで質問をしたところ、変えるつもりはないというような答弁だったと思います。それはなぜなのか。昨年同様同じことが繰り返されているのにもかかわらず、なぜその考え方を変える必要がないと思っているのか、その認識を伺います。

それから、具体的な地区ということで、駅前というようにお話をされていたかなと思います。それ以外の部分では改善はされていないということでよろしいのでしょうか。私の質問では、改善されている点と具体的な地区をお示しくださいということで、具体的な地区が駅前ということだとすれば、それ以外の部分については今回は改善されていないという理解でよろしいのか、お聞かせください。

それとあわせて、2月2日、運行が中止になりました。今までの議論の中で2月1日にバス会社と協議をしたということでお答えしていたかというふうに思います。その協議の中で除排雪依頼はなかったのかについても確認をさせてください。

それと、市民の切実な声を市長はどのように聞き取るのでしょうかということで、たしか、聞き取ることはできないというような御答弁だったかなと思うのですが、こういう声こそきちんと聞く必要があるのではないですか。

(発言する者あり)

昨年もそうでしたが、昨年も恐らく聞き取りはされていないのかなというふうに思います。ことし、今年度に関しても、こういう声こそ聞き取る必要があるのかなと思いますが、それについての市長の見解を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、今までの手法で繰り返してしまえばまた再び同じことを繰り返すのではないかと、昨年もバスの運休があつて、またことしも起きているのだから、これを続けてしまえば同じことを繰り返すのではないかと、考えを改めるべきではないかという御指摘があつたと思います。このことにおきましては、先日も答弁させていただきましたとおり、平成26年以前におきましてもバスにおける運休というのは生じていたところでございます。

(発言する者あり)

そして、それに伴い、そのような出来事も含めて私自身、除排雪の改善ということで取り上げさせていただき、それに伴って改善策を一つ一つ取り組んでいるところでございます。

現行におきまして、残念ながら御指摘のように昨年も運休がありましたし、今年度も中央バス側との情報を密にし、連絡のやりとりは行っておりましたが、残念ながら運休に至ってしまったということにおきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、大変申しわけなく思っているところでございます。

しかしながら、その改善策がしっかりと実行されれば、これから今回のようなことがなくなるという

ふうに考えておりますので、もちろん大雪による被害、今年度においては例えば福井県における豪雪等がありましたけれども、そのような状況が起きてしまえば、ときに運休等は起こり得るかもしれませんが、今年度のような小樽市における雪の状況においては運休が起きないようにしていきたいと私も思っておりますので、これからもその取り組みをより一層推進することで改善策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それともう一つ、私からは、そのような運休があったことに対しての市民の皆様の声をより一層聞くべきではないかという御指摘があったかと思っております。先ほども答弁させていただきましたように、その当日において、その場において意見を聞くことはできませんでしたので、その方々の直接的な声は残念ながらお聞きすることはできませんでしたけれども、先ほども答弁させていただきましたように、そのような声を市としてなかなか聞き切れていない、拾い切れていない部分もあると思っておりますので、バス事業者にもそのような声が寄せられると思っておりますので、そのような声を市としてしっかり情報提供をいただいて、その声も含めて把握をし、これからの除排雪の改善に反映をさせていきたいと思っておりますので、そのような形でそのような市民の声を聞く努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

まず、地籍調査につきまして、スケジュール的なものでおこなわれているのかという部分なのですが、若干おこなわれている状況でございます。

そして、住吉地区の現在やっている部分につきまして、再検証につきましては、これは先ほど市長から御答弁させていただきましたけれども、土地所有者の方から、我々が示した筆界確認案について疑義があるという形の中で、要は土地所有者が持っていた測量資料との誤差があったと。そういう資料が示されたものですから、それに基づいて市が示した筆界確認案と土地所有者の測量資料において、どこが違うのかという部分に対して今検証をしているというところでございます。

人員体制につきましては、基準はないのでということですが、我々もやはり専門性が高い業務だというふうには認識はしております。そういったことも踏まえて職員の研修等も行いながら、そういった知識を持つように実際に行っているところでございますが、実際の人員につきましては、やはり業務量に応じて配置をしたいと考えております。

あと、都市計画道路につきましては、一刻も早くやれるのかどうかということですが、これも要は我々も都市計画道路でまだ工事が進んでいない部分について、見直しの必要性というものについては十分認識をしております。ただ、この都市計画道路の決定道路につきましては、やはり認定を受けているという重要性、そしてこれを見直しを図るということはそう簡単にできるものではないものであります。道で示されたガイドラインはありますけれども、ほかの市町村でも、やはり道のガイドラインにのっとってやるのではなく、きちんとおのおの各市町村のガイドラインをつくっております。そういったこともありますので、順を追って見直しを図っていかないといけないと、そういうこともありますので、我々としてはやはり見直しの必要性は考えております。ただ、見直しをするにしてもそういった手順を追っていかないといけないので、そういったものののりとした形で見直しを図っていきたいと考えております。

続きまして、見直しも、財政負担が大きいということであれば早く見直しをやるべきかということですが、これも今御答弁させていただいたとおりに見直しについては考えておりますけれども、そ

ういった手順を踏まなければいけないので、一定の期間は要するものと考えております。

続きまして、除排雪につきましてですが、バス会社と密に情報交換をしているということですが、きちんとしていれば運休にならなかったのではということですが、昨年そのバスがとまったというのは、我々本部で現場確認をして大丈夫ではないかという判断、そして中央バスの判断が違つたと、そういうこともありましたので、今年度につきましては事前に情報を、そういうことがあるから情報交換をするのではなくて、その都度中央バスに御連絡をしながら、どういった状況なのかというふうには確認はさせていただいております。そういうこともあったものですから、回数についてはお示しはできないという形で御答弁させていただいたところではあります。

(「何のためにしているの、そうしたら」と呼ぶ者あり)

あと、責任の所在につきましては、昨年の答弁でも一応、責任は市にあるという形で御答弁をさせていただいたことはあります。ただ、もしかしたらその再質問か再々質問の中でそういった答弁があつたのかと思いますけれども。ただ、基本的には同じ考えで、今回は市と答弁させていただきましたけれども、やはりこれは市長と私、本部長なのかというふうには考えてはおります。

あと、バスの運行ができなかったことに対する、対応が遅かつたのではないかと。その対応が適切であつたのかということですが、これにつきましては、運休する1日前に連絡がありまして、我々市も排雪の予定日はお知らせをしたところであります。そのときに関しては中央バスからは特段排雪依頼の部分はなかつたところであります。それで翌日、実際に現場の判断の中でやはり運休になつたということで、実際に指摘されたところについて我々が実際に現場の作業に入ったところでもあります。

あと、改善されたことにつきましては、この特定の箇所が改善されたということではないので、今回、昨年と違って観光に配慮した部分もありますので、そういったところについてはある程度昨年と比較して改善されたところをお示ししましたけれども、ただ全体的に改善されたところは、特定というところではなくて全体的な部分である程度改善をされたという形で御答弁をしたところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、地籍調査事業の中の委託業者の登録の関係でございますけれども、これは財政部で受けてございます小樽市指名競争入札参加資格者名簿でございますが、平成29年から30年、現在受けてございますけれども、その登録されている業者ということでございます。当然、測量業務につきましても登録要件はございますけれども、この資格者名簿はたくさんの業態がございまして、私、現在、測量業務に関しての細かい登録要件については持ち合わせてございませんので、後ほど担当を通じて示させていただきたいと思つています。

○議長(鈴木喜明) 説明員の方は、もうありませんか。

何点かというか、抜けているところ、答弁漏れだと思つていますので、お聞きをします。

まず、これは答えたことになるのかあれですけども、バス業者と協議を密にすると行って、多かつたと答弁をしたのに、数えていないのになぜわかるのかということですね。それが、多かつたのですという言い方だけだつただけけれども、数えていないのになぜ多かつたと言えるのかですね。

それから、2月2日の中央バスの運行中止の件で、2月1日にバス会社と協議をしたときに除排雪依頼がなかつたのか。

(「これは答えました」と呼ぶ者あり)

そうですか。

そうしたら、今の件、もう一度答えてください。

(「ちゃんと根拠を持って言ってくれないと、思ったではだめですよ」

と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけございません。その中央バスとの協議を密にするということがなぜ多いと言えるのかということですが、これにつきましては今回、ほかのバス路線についてもバス事業者と事前に各バス路線について、ここの部分は排雪とかここは危険だという部分をお互いに情報交換をさせていただいております。ですから、そういった意味においては昨年よりはきちんと全体的には協議といいますか中央バスと情報交換はしているところであります。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 酒井隆行議員に申し上げます。答弁漏れがありましたら御指摘ください。

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） 再々質問です。

今の建設部長の答弁は非常に曖昧な答弁だったというふうに思います。多いという言葉を使っている以上、数値できちんと示していただきたい。昨年よりも多かったのであれば数値できちんとあらわしていただきたいと思います。感覚的なお話をされても理解ができないので、その点もう一回答弁をしていただきたいと思います。

それと、バスの運休について、市長からの答弁で、今後改善策をとっていくというような答弁があったかと思えます。その具体的な改善策についてお示しいただきたいと思えます。

それから、地籍調査について、スケジュール的に若干おくらしているということなのですが、若干とはどれぐらいなのでしょう。これも数字的にお答えいただきたいと思えます。例えば1週間なのか1カ月なのか。

それから再検証について、誤差ですとか疑義ということでその再検証が行われているということなのですが、これはそもそもなぜ誤差が生じているのかについて、これもお答えいただきたいと思えます。

それから、同じく地籍調査について、先ほどの答弁の中で、知識について、専門性が高いので知識は必要だと。これは研修をしながらやっているみたいな答弁だったのですが、これはもう事業がスタートしているのに、職員が研修をしながらその事業に対応できるのでしょうか。これは、そもそも始まる時にはもう専門性の高い職員がいてスタートしていかなければいけないのに、もう事業がスタートしているにもかかわらず研修をしながら対応をしているという答弁だったので、これについてもう一度答弁をいただきたいと思えます。

それから、都市計画道路についてです。何か北海道のガイドラインもそうなのですが、各市町村で独自のガイドラインをつくって進められているというような答弁だったと思えます。小樽市には現在、あるのでしょうか。そのような答弁をされたのであれば、もう既にあると理解できますけれども、これについて現在あるのか、これから検討してなどという話にはならないですよ、このような答弁をしておいて。当然あると私は理解したのですが、これについて。それと、もし仮にその小樽市のガイドラインがないのであれば、これはいつどのように作成されるのか、これについてスケジュールも含めて答弁をいただきたいと思えます。

少々順番がばらばらになりましたが、地籍調査の部分で、研修、地籍調査の研修をしながらというこ

とで、この研修内容の具体的な内容についてもお示しいただきたいと思います。

それと、これも順番がばらばらになりましたが、バスの運休について、バス会社と密にとという表現をされておりましたが、市からバス会社に対して、バス路線の状況について、状況はどうかという問いかけをしたのかについてもお答えいただきたいと思います。

(「どうやって連携を密にとっているかということですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 酒井隆行議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は、各部長より答弁させていただきます。

私からは1点、バスが運休するようなことのないように、それに対して再び同じことを繰り返さないためにどのような改善策を行ってきたのかということで御質問があったかと思います。今までも答弁をさせていただきましたけれども、まず、パトロールの強化について行っているところでございます。また、そのバス路線も含めて道幅をとれるようにするために、除雪の強化の一環としてロータリー除雪車を活用した除雪についても導入をし、取り組み始めているところでございます。

また、これから建設部長からも答弁いたしますけれども、今までの中央バスとの連携の中で、今まで以上に密にとということで答弁させていただいておりますが、その現場状況も含めて中央バス、運行会社とその状況についての情報共有をやはり高めていく必要があると思っているところでございます。このようなことをより一層取り組みを進めていくことによって、バス路線において運休等にならないようにしていかなければならない、このように考えているところでございます。

(「パトロールの経費をかけるより排雪したほうが早いんじゃないの」

と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 酒井隆行議員の再々質問にお答えいたします。

バス事業者とのやりとりといいますか、感覚ではなくて数値で示していただきたいということですが、申しわけありませんが、実際に何回かについてはお示しはできません。ただ、繰り返しになりますけれども、昨年のことを踏まえまして、市内のバス路線全体について、ほかの路線につきましてもお互いに情報共有を図りながら、バスが運休しないような形で道路状況がどうなのかということについては情報交換をしておりますので、感覚的に答弁しているわけではなくて実際にそういったことを含めて多く情報交換はしているというところであります。

(発言する者あり)

次に、地籍調査につきまして、今回誤差がなぜ生じたのかということですが、今回の地籍調査につきましては、都市部官民境界基本調査という、国が街区基準点のある程度設定をしていただきました。それに基づいて今回うちは案をつくってお示しをしております。それと、やはり今所有者が個々で測量しておりましたので、その部分でやはり誤差が生じてきているというものであります。

先ほど、職員の件で、専門性が高いのに研修をしながらということだったのですけれども、基本的にこの職につきましては土木職員を配置しております。ただ、どうしてもこういった確かに専門性の高いものなので、研修等の部分は必要にはなってくるのではないかと考えております。ただ、全体に知識が

ない状態で業務に当たっているわけではありません。そういった意味では、さらに今の知識を高めるための研修という形になっております。ただ、今ここで研修の中身を聞かせていただきたいと言われたのですけれども、今ここで私も資料を持っていないのでお答えはできません。

都市計画道路の見直しにつきましては、あるのかということですが、現在はありません。であるのであればいつという形ですが、基本的にこれから都市計画マスタープランをつくっていきます。その中できちんとそういった都市計画道路の見直しをするという形、位置づけになっていくのかと考えております。それを踏まえた形でガイドラインの設定になるのかなというふうに考えておりますので、具体的なスケジュールは現在お示しはできません。

あと、申しわけございません、地籍調査でおくれている部分なのですが、現在、登記につきましては平成30年9月を目標に取り組んでいるところであります。

(「研修内容を示せないのでは答弁にならないではないですか」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に申し上げます。以上ですか。

地籍調査の件で、住吉町の再検証について、具体的な内容はということを知っていると思います。

それとバス路線、バス会社、密というその内容ですか、そういう内容を聞いていたということですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけございません。地籍調査の具体的な検証ですが、繰り返しますが、要は土地所有者が持っている測量の現在の現場の地点と我々がお示ししましたところに誤差が生じてきていると。そういったもので今回所有者からそういった測量の資料が提出されましたので、今そこと突き合わせをしながらどういった調整を図っていくのかという形で今協議をしているところでございます。

あと済みません、バス事業者とどのような問い合わせをしているのかということですが、これにつきましては、バス事業者と、我々はその路線について示しまして、運転手から直接、実際にどこが危険なところと申しますか、運行に支障があるのかというところを聞き取りしております。そういった中でそう聞いたものに対して我々は対応しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆行議員、よろしいですか。

(「答弁漏れだと思います」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） では、答弁漏れを指摘してください。

○13番（酒井隆行議員） 若干おこなっているという答弁だったと思います。私が聞いているのは、若干とは、どれくらいおこなっているのかという部分について答弁がなかったかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 建設部長、どのくらいおこなっているかということです。本来の計画に比べてと。そういうことも言ってくださいということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 半年ほどおこなっているところであります。

○議長（鈴木喜明） よろしいですね。

(「議長、13番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員

○13番（酒井隆行議員） 今、答弁漏れはありませんでしたが、今のやりとりの中で、建設部長が研修についてということで答弁をされておりました。研修を行っているという発言がありました。その研修の内容について示してくださいということでお伺いをしたのですが、その内容は今示されないという御答弁をいただきました。このことについて、研修されているのであれば研修の内容をお示しいただかないと質問としては成り立たないのかなと思いますので、議長の裁きをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 今、酒井隆行議員から、先ほど聞いた研修の内容を聞いているのに、今その資料を持ち合わせていないのでここで答弁はできませんという建設部長のお話がありましたけれども、若干の時間をとればその資料はお持ちになれますか。

○建設部長（上石 明） はい。

○議長（鈴木喜明） どのぐらいですか。

○建設部長（上石 明） 5分くらいで。

○議長（鈴木喜明） そうしたら、済みませんけれども、この場で今持ってくるということでもありますので、五、六分ということなので、お待ちください。では、取りに行ってください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけありませんでした。研修についてですが、毎年北海道が主催をしている地籍調査事業説明会で3日間の研修がありまして、その中で、要は事業の作業手順とか工程管理等の手法を取得して、きちんと委託業務をしておりますので、そういったふうにチェック機能が怠らないような形で研修をしているというところであります。

（「それは何回」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 酒井隆行議員に申し上げます。それは、先ほどは研修の内容ということでしたので、今の答弁で済ませていただきたいと思います。よろしいですね。

酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 一般質問をします。

初めに、市道のロードヒーティングについて伺います。

小樽は、山や海に囲まれ自然豊かではありますが、その一方で坂も多く、冬期間になれば降雪量も多くて道路の路面が凍結し、車が坂を上れなくなるなど、安全対策をしなければ事故などの危険が高くなる地域でもあります。そのため、坂のまち小樽にとってはロードヒーティングは住民の安全を考えると重要なものになってきます。

そこで伺いますが、ロードヒーティングの新設及び更新基準はどのようなものがありますか。小樽市にはロードヒーティングの更新計画がありますが、現在の更新の進捗状況はどのようになっていますか。小樽市内には133路線232カ所のロードヒーティングが設置されています。そのうち完全に現在とめられているのは10カ所で、一部、部分的にとめられているのは126カ所となっています。近年はロードヒーティングの設置後のランニングコストやスタッドレスタイヤの性能が向上したことを理由に実際に設置している部分もとめている状況です。老朽化した部分や故障した部分などは修繕して更新は行っても新設はしないという方針だと聞いています。部分的または完全にとめている部分はどのような

理由や経過から停止に至っているのでしょうか。また、近隣の住民の聞き取りや交通状況の調査などは行っているのでしょうか。停止させた後に事故が起こった市道や、住民、タクシーの運転手などから停止させないでほしいという要望はこれまでなかったのでしょうか。長橋5丁目にある平尾通線は、勾配20%の急な坂です。この坂道は長橋5丁目から長橋1丁目の通りに信号なしで抜けられる道路であり、近隣住民の方々が最重要道路として使用している道路です。この坂は過去にはロードヒーティングがされておらず、車が滑って線路まで入ったりすることもあり、住民運動によって坂の3カ所にロードヒーティングが設置されたものの、坂の一番上の部分に当たる長橋5丁目26番から17番にかけてロードヒーティングが設置されておらず、ロードヒーティングが設置されている部分と設置されていない部分の段差がひどくて車が壊れそうという声や四駆ではないタクシーなどは車が上っていく途中で上れなくなり、タクシーを利用した方からは坂道をタクシーが上り切ることができず、坂の途中で上下を繰り返してようやく上ることもあって怖い思いをしたとのこと。そのため、坂の上のこの部分だけではロードヒーティングを設置してほしいという近隣住民からの要望が上がっています。住民の安全を確保するためにせめて坂の一番上に当たる部分だけでもロードヒーティング化を求めますが、市長の見解を伺います。

また、旧北手宮小学校付近の梅ヶ枝町38番百花園通線では勾配が急な坂で毎年冬の時期になれば四駆の車でも上ることができず、民家や電柱に車が突っ込むこともあり、近隣住民の方が毎年のように家を修理、また大変な思いをされていると聞いています。ことしの冬に目撃しただけでも2件ほど事故が起きて、警察が来ることや車が滑ってタイヤが排水溝に入り抜けなくなり近隣住民で助けることもしょっちゅうだと聞きました。市長はこのような住民の声に対し、どのように認識されていますか、お答えください。

ロードヒーティングされていない勾配のきつい坂はどのような対策がこれまでされてきたのでしょうか。このような市道箇所が市内にはまだまだあると思いますが、今紹介した2カ所の坂は車だけの問題ではありません。歩行者にとっても安全に坂をおりることができるかどうかで冬期間の生活も激変します。ロードヒーティングが入っていない急傾斜地付近に住んでいる方の共通点では、坂道が怖くて冬期間は外出を控えてしまうということです。どんなに新しい靴に変えても転倒してしまうから、怖くて自分で買い物に行くことができない、病院に行くにも大変、タクシーを利用しようと思っても家の前まで行けないので下までおりにきてくださいと言われる、宅配サービスや通販で過ごしている方や、近くで町会の催し物をしていても目の前の坂道をおりることができず、行きたいけれども我慢しているなど、多数の方から聞きました。坂道を安全におりることができれば、歩いて外出することも苦労ありませんが、外出を控え、遠回りをして用事を足さざるを得ない状況があるわけです。このような状況があることについて、市長はどう思いますか。

路面状況が悪くなれば大事故が起こる可能性もあります。高齢者、障害を持った方、子供など、安全に坂を上り下りできるように、安全対策について市長に見解を求めます。

次に、保育に関して伺います。

保育料についてです。

道の多子世帯の保育料を軽減する制度創設に伴い、今年度から年収640万円未満で3歳未満の第2子以降については、市内でも保育料は無償になりました。この制度の対象人数はどれぐらいいたのでしょうか。現在、道の制度が適用される方は上の子供の年齢にかかわらず、3歳未満の子供であれば第2子の保育料は無償になりますが、道の適用にならなければ保育料は大きく変わります。例えば、世帯収入が640万円未満で上の子供が小学校1年生、2人目が2歳、保育所の利用の場合であれば、道の制

度の適用になり保育料はゼロ円となりますが、世帯収入が640万円相当以上になれば同じ年齢の場合でも2人目の保育料は第1子の保育料の計算になり、月々の保育料は4万円以上になります。同じ年齢の子供でも、世帯収入や上の子供の年齢で保育料が変わってくるということになります。上の子供や年齢や世帯の収入によって保育料が変わることに対して、市長の認識をお聞かせください。

道の制度は年収制限があるため、適用されない方がいます。小樽市として多子世帯の子育て支援として年収制限なしで第2子からの負担軽減を図ることを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国の制度で、住民税非課税世帯であれば、上の子供の年齢や所得にかかわらず第2子以降の保育料が無料になります。本来、子育て支援と考えれば国の制度で所得や子供の年齢にかかわらず無料になるようにするべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以前、階層区分について質問をしました。一段階層が上がるにつれて保育料の負担が大きく変わってきます。国の制度で2人目の保育料が半額になるといっても、例えばD2の階層の方で標準時間の保育を利用している方、1人目が5歳、2人目が4歳の場合になれば月々の保育料の支払いは3万円の保育料になります。階層が一つ上がってD3の階層になると3万7,200円になり、7,200円も増額になります。住民税所得割の金額が1円でも変われば階層が上がったり下がったりするわけです。小樽市では階層区分が17ですが、江別市では23階層に細分化して階層区分が一つ上がっても保育料が急激に上がらないようにしています。小樽市でも細分化をして階層が上がっても保育料が支払いやすいようにするべきではありませんか、お答えください。

次に、認可外保育施設について聞きます。

今年度、市内の認可外保育施設に通っている子供は何人いますか。認可外施設は最初から希望して入る場合もありますが、認可保育所に入れず、やむを得ず入るという場合もあります。認可施設に入れず認可外保育施設に入らざるを得なかった方は、道の制度の対象にはなりません。市長はこのようにことをどのように認識していますか。旭川市では、認可外保育施設に通う子供に対し、独自で最大2分の1の保育料軽減を実施しています。小樽市でも行うべきではありませんか。お答えください。

最後に、入所待ち児童についてです。

2016年3月1日で76名、2017年103名、2018年2月現在で35名が第3希望まで保育所を希望しても入所できない状況があります。先日、共産党に4月から仕事復帰するため保育所に希望をしても、第3希望まで出していたから入れると期待していたのに、全て入所できませんと言われて困っているという相談がありました。その方は後日保育所に入ることができましたが、待っても入れないということで職場を退職し、申し込みを諦めてしまう方も少なくありません。第3希望まで出しても入所できないことに対して、市長はどう思っているのでしょうか。

昨年の第4回定例会の厚生常任委員会で待機児童の解消について、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園や認定こども園などの保育所もこれからふえるだろうと、保育ニーズに対する定員不足は2018年度には解消するという委員会報告でした。委員会質問の答弁でも、企業型保育もふえているから定員不足は解消されるという答弁でした。昨年の4月から3歳未満の保育所を希望する子供のニーズが高いことから、公立保育所の3歳以上の子供の定員を少なくして3歳未満の定員をふやしたことで、昨年から比べたら3歳未満の入所待ち児童は減りました。しかし、現在も入れない状況が続いています。保育所入所待ち児童の解消は、認可保育所をふやして解消することが原則です。認可外保育施設が希望すれば認可保育所へ移行したり、保育士の確保や資格取得を支援したりするなど自治体が責任を持って子供の命と安全が守れるようにするべきだと考えますが、見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市道のロードヒーティングについて御質問がありました。

まず、ロードヒーティングの新設及び更新基準につきましては、本市では、平成16年度を最後に車道のロードヒーティングの新設は行っておりませんので、新設の基準はありませんが、更新の基準につきましては、稼働開始後16年以上経過したもので、バス路線または自動車交通量が12時間当たり3,000台以上かつ道路勾配が15%以上の施設が更新の対象となっております。

次に、ロードヒーティング更新の進捗状況につきましては、更新計画では、平成21年度から平成31年度までの期間で27カ所の施設、延長にして約2,691メートルを対象として更新事業を行っており、平成29年度現在で11カ所の施設、延長にして約1,607メートルの更新を完了しております。

次に、ロードヒーティングの停止の理由などにつきましては、現在、市内の232カ所にロードヒーティングを設置しておりますが、維持管理経費の増大が課題となり、スタッドレスタイヤの性能が向上したことや砂散布などで安全が確保できる範囲で部分停止や全面停止を行ってきたものであります。また、停止に当たっては、地域別の除雪懇談会でお知らせするとともに、特に影響がありそうな箇所については近隣住民への個別周知などを行っておりますが、交通量などの調査は行っていません。

次に、ロードヒーティング停止後の事故や要望につきましては、ロードヒーティングの停止は試行として一部停止を開始した平成12年度以降、車両の走行の安全を確認しながら平成25年度まで段階的に停止面積を増加してきておりますが、一部停止や全面停止に起因する事故が発生したという記録はなく、近年は新設の要望はありますが停止部分の復活を求めるような要望等は特に寄せられてはおりません。

次に、平尾通線のロードヒーティングの新設につきましては先ほどもお答えしたとおり、現在本市ではロードヒーティングの新設は行っておりません。しかしながら、当該路線は砂まき路線となっておりますので、除雪や砂散布により安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、急坂道路沿いにお住まいの方からの声につきましては、冬期間においても交通の安全を確保することは重要であると認識しており、凍結路面对策として必要な箇所に車両や人力によって砂を散布したり、砂箱を設置して対応しております。また、砂まきボランティアとして市民の皆様から自宅周辺道路の砂の散布に御協力をいただいているところであります。

次に、ロードヒーティングが設置されていない急坂道路の凍結路面对策につきましては、パトロールを行い砂を散布しているほか、市民の皆様や警察等から要請があった際にも迅速に対応しているところであります。また、除雪懇談会等を通じて町会の皆様から砂の散布に関する御要望をお聞きしております。今後ともパトロールを強化し、凍結路面对策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングが設置されていない急坂道路につきましては、歩行者の安全確保は重要であると考えており、通常の凍結路面对策のほか、これまで圧雪管理を基本とする除雪第3種路線の一部で一定の降雪量による除雪作業や歩行空間を確保するための除雪作業を試行するなど、歩行者の安全確保に向けた取り組みを進めているところであります。

次に、急坂道路での高齢者などへの安全対策につきましては、パトロールを強化し、適切な凍結路面对策に努めるとともに、除雪第3種路線での除雪作業など有効な施策に取り組んでまいります。

次に、保育に関して御質問がありました。

初めに、保育料についてですが、まず、北海道の多子世帯の保育料軽減に係る本市の対象人数につきましては、平成29年11月時点で209人となります。

次に、子供の年齢や世帯の収入によって保育料が異なることに対する私の認識につきましては、保育料の算定に当たって財政上の制約がありますが、子育て世代の経済的負担を軽減することにより、このまちの子育て世代が安心して子供を生み育てられる環境づくりを行い、少子化対策に最大限の効果を発揮するためには、年齢や世帯の収入にかかわらず保育料軽減の対象となる制度設計が望ましいものと考えております。

次に、本市が独自に収入制限なしで第2子から負担軽減を図ることを検討することにつきましては、保育所や認定こども園の保育部分を利用する第3子以降の保育料を本年9月から年齢や年収にかかわらず、市独自で無料化することを予定しております。また、さらなる市独自の軽減策については、財政的な課題などから第3子以降の無料化を試行して、その効果等を見定め判断をしていきたいと考えております。

次に、保育料の無料化は本来、国の責任において実施すべきであるとの御意見に対する私の見解につきましては、国においても持続的な経済成長をなし遂げるために幼児教育の無償化を含めた人づくり改革を政策の柱に据える新しい経済政策パッケージを昨年12月に決定されたところであり、国の責任において着実に保育料の無料化が推進されることを期待しております。

次に、本市でも保育料の階層区分を細分化すべきとの御意見につきましては、国の保育料の階層区分の上限額設定においては8階層に区分されているところを、本市では17階層に区分しております。また、階層区分の細分化に伴う影響を見きわめる必要があることから、階層区分の見直しについては慎重に判断すべきと考えております。

次に、認可外保育施設についてですが、まず市内の認可外保育施設を利用している子供の人数につきましては、市外在住の子供を含んだ人数になりますが、平成29年4月時点で202人となります。

次に、認可外保育施設に入らざるを得なかった方が北海道の保育料軽減制度の対象にならないことに対する私の認識につきましては、認可外保育施設に入所する方は認可保育所に入所できなかったため入所する方もおられますが、勤務先の病院内保育施設や事業所内保育施設など、みずから希望して入所する方もおり、さまざまな事情がありますが、希望をする認可保育所に入所ができず認可外保育施設に入らざるを得なかった場合については認可保育所と同様に北海道の軽減制度の対象にしていきたいと考えております。

次に、他市が実施している認可外保育施設の保育料軽減策を本市でも実施すべきという御意見につきましては、本市におきましては、本年9月から第3子以降の保育料無料化を実施することを予定しており、少子化対策として今後も保育料の軽減が望ましいものと考えてはおりますが、現状では財源に限りもあることから御提案の実現は難しいものと考えております。しかしながら、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりについては大切なことと考えておりますので、その環境ができるようにさまざまな可能性について検討をしております。

次に、入所待ち児童についてですが、まず、希望を出しても保育所に入所できない場合があることに対する私の見解につきましては、子供を安心して産み育てることができる環境を整えることは、優先的に取り組むべき課題であると認識していることから、そのような方への配慮として、こども育成課に配置している利用者支援専門員との面談などにより、入所希望者のニーズを的確に把握をし、保育所の利用を希望されている方に対して他の保育所を紹介するなどきめ細やかな対応を行うよう努めているとこ

ろであります。

次に、認可外保育施設の認可保育所への移行等につきましては、認可保育所への移行を希望する認可外保育施設から相談がある場合は、市内の保育需要も勘案し、北海道から円滑に認可が受けられるよう助言等を行い、また、保育士の確保や資格取得を支援するなど必要な施策を行うことで、子供の命と安全が守られ、子育て世代の方が安心して子供を産み育てることができる環境づくりに結びつくこととなるものと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) それでは、何点が再質問させていただきたいと思います。

まず、ロードヒーティングのことですけれども、本市の計画、11カ所の新設が完了しているということだったのですが、そもそも、実際に今、更新が終わっている箇所も目標値には達していないという状況があると思います。そもそもおこなっているわけですから、やはりここをしっかりとやらなければいけないということもあるのですけれども、本当にロードヒーティングされてなくて大変な思いをしているという方も、私が先ほどお話ししましたが、パトロールをすとか砂まきもするという話もあったのですけれども、いや、砂まきもされているわけですよ、されているけれどもそれでも危険な状態だという話なのです。だから、そこをどうするかということだと思ふのです。

ほかの自治体では、砂まき以外にも凍結防止剤をまいたりとか、そういうこともされているのですけれども、小樽市として対策というのは、その砂まきとか砂箱を設置するだけしかやらないのですか。凍結防止剤とか、そういうことも検討しないのでしょうか。それ以外も、凍結防止剤以外にも凍結防止というところを考えると、やはりランニングコストがかかるということも話がありました。その中でなかなか新設ができないというお話もあったのですけれども、長橋のほうで言いますと、ここはもう実際に3カ所設置されているわけです。でも、一番上のところが設置されてないために上り切れないという状況も生まれているわけです。そこはぜひ設置を、近隣住民の要望もあります。なかなか買い物にも行けないという話もありますから、そこをぜひ考えていただきたいというふうに思ふます。

あと、小樽市は多雪地域であり地形的にやはり山坂が多いということはそもそもわかっていることなので、ロードヒーティングもお金がかかるということはそのとおりだと思ふのです。でも、ではどうやってやっていくかということもやはり考えなければいけないことで、登別市とかでは坂道で転倒して危険だということで、ロードヒーティングの整備を望む声があつて、CO₂の削減の、環境にも優しい温泉街を目指して、宿泊施設などから排出された温泉の水を有効活用して、路面の雪を溶かすロードヒーティングを導入したり、定山溪とかその辺のところでもやっています。温泉の熱を使ったロードヒーティングを行っています。朝里川温泉のお湯は低いということもあつて、なかなかそういうのは難しいかもしれませんが、近年では風力発電とか地下水など、そういう自然エネルギーを活用したロードヒーティングの総合的な取り組みでコスト削減を行われたりしている自治体もあるので、小樽市も、コストがかかるから、はい、停止しましょうということではなくて、やはり維持管理するためにも先進的に取り組んでいる自治体の取り組みなども参考にしながら、やはり住民の安全を確保するというふうに前向きに検討していただきたい、そういうふうに思ふます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

先ほど、保育のことに関して言えば、市長がやはり子育て支援もしていきたいという話がありました。小樽市は、合計特殊出生率が全国や全道と比べても低くなっています。それはやはり全国的に晩婚化ですとか進んでいるということもあつたり、望んでもなかなか2人目ということは難しいという方も

中にはいると思うのです。ですけれども、やはり経済的に大変で2人目は少し考えられないという方も、諦めてしまうという方もいます。安心して2人目を、子育てしやすいようにするためには、多子世帯の負担軽減は必要不可欠だと考えます。石狩市でも、全部の収入制限、全てではないのですけれども、2人目、保育料第2子無料ということもしていますので、その点もぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

あと、先ほどのロードヒーティングの項に戻ってしまうのですけれども、すぐに対処できないという場合は、せめてこの箇所、事故が多い箇所、そこに看板を設置して、この先注意が必要とか、そういう看板も設置するという事も検討していただきたいというふうに思えます。

あと、細分化は難しいという話があったのですが、いや、確かに国よりはやっていると思うのですけれども、まだまだやっているところが多いのです。石狩市もそうです、恵庭市もそうですが、細分化も小樽市より多くしているのです。確かにやるとなったら実務的なことも大変だという部分もあるのかも知れないのですけれども、そんなに難しいことではないと思うのです。払わないといけない保育料を細分化するというわけですから、一つでも二つでもふやすことは何ら問題ないというか、そんな難しいことではない、お金もかかることではないというふうに思えますので、これはやはり保育料の、急に収入が上がって保育料がすごく上がって払えないという状況も生まれてしまうので、そこは再度答弁していただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外は、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、現在の小樽市における合計特殊出生率は全国や北海道に比べても低い状態で、その軽減策についてももっともっと踏み込んでやっていくべきではないかという御指摘、御質問があったかと思えます。その中で、高野議員からは、他市のように、ほかの保育料の軽減策、今、小樽市でやろうとしている第3子以降の無償化以外にも行うべきだというお話もあったかと思うのですけれども、先ほども答弁させていただきましたが、やはり財源的な限りもあることから御提案の実現は難しいものもあると思えますし、また第2子以降においても市独自で行っていくということは、すぐに行うことは非常に現状においてはハードルが高いというふうに思っているところでございます。

しかしながら、高野議員が御指摘のように子供を安心して生み育てられる環境づくりということは非常に大切であるというふうに思っておりますので、その環境ができるように、どのような可能性があるかということは今後においても検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また、国の動向等もしっかり見定めながらその中で市で対応できることが何なのかということも見きわめ、見定めていきたいと思っておりますので、その中で環境づくりをしっかり構築していきたいと思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、ロードヒーティングの関係で凍結防止剤を使わないのかということですが、やはり小樽市は雪が多い中、排雪量も大きいと。要はそういう排雪の雪を今一部海にも投げておりますし、あと山

にも入れているのですが、そういうことを考えますと、そういった凍結防止剤を使うことによって、環境の問題も出てくるのかなと思っておりますので、これは使うのは難しいと考えております。

二つ目、先ほど3カ所設置しているロードヒーティングの一番上が設置されていないということですが、この3カ所の設置につきましては、その3カ所の三つ目のところの方までがその利用のために設置をしているように見受けられます。さらに一番上の市民の方につきましては、違う路線の方で道路を使っていただくような形にはなっているのかなというふうに考えておりますので、今新たに一番上部のほうに新たに設置するということは現在は考えておりません。

そのロードヒーティングにお金がかかるので、経費削減のために新しいエネルギーといいますか、そういうものの検討はどうかという御質問ですけれども、今ロードヒーティングですと、小樽市の場合は電気とガスと灯油と三つのエネルギーで分けております。それは本来ならば、いろいろ、電気の値上げ等はあるのですが、できれば一つに統一はしたいと今考えているのですけれども、どうしても設置場所の地形とか箇所によって、どうしてもやはりそこは一つにできないという現状が小樽市の現状なのかなと考えております。

そういった中で、今、議員から御提案があったエネルギーについて、私は以前にその温泉のお湯を使ったという形の部分は私も何かで見たことはあります。ただ、小樽市の今の山坂の中でなかなかそれを使うのは難しいのかなと。また、新しいエネルギーについても、なかなか今すぐできる状況ではないので、現時点では難しいというふうに考えております。

あと、そういう対応ができないのであれば看板等の周知を図っていただきたいということです。もうこれについてはもちろんそのとおりと考えておりますので、現場対応、現場確認をしながら対応できるところは対応していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育料の細分化についてお答えしたいと思います。もう少し細分化すべきではないかということですが、他都市の事例も挙げておりましたが、私どもで調べたところ、道内主要10都市を調べたところ、10都市のうちの小樽市は上から4番目に多いところでありまして、札幌市におきましては12階層、それから帯広市なども14階層となっております、小樽市の17階層に比べると少ないということが一つあります。また、その階層を分けるというのもいいのですけれども、簡単な例で言いますと、一つの階層が2万円、もう一つ上の段階の階層が5万円だったとします。そうしますと一つ階層が上がると3万円ふえる、非常に高くなると感じるかもしれませんが、これを例えば2万円の階層を3分割、5万円の階層も3分割にするということを考えますと、2万円の階層は3分割としますと、普通に考えると1万円、2万円、3万円という階層に分かれます。5万円の階層は4万円、5万円、6万円と分かれます。そうしますと、その2万円の階層、5万円の階層もそうですけれども、2万円の階層のところでは3万円の方も出てくると。1万円の方も出てくるのですが、安くなる人も出てくるのですけれども、黙って上がる方も出てくるということで、その辺で慎重に判断してまいりたいと、そのようにお答えしたところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら委員。

○7番(高野さくら議員) 再々質問させていただきます。

先ほどのロードヒーティングのことだったのですけれども、温泉のお湯は難しいのではないかと

話があったのですが、いや、私は今すぐやってくださいというわけではなくて、ほかの自治体でも実際にいろいろ取り組まれているわけなのです。だから、実際に地下水を利用したりとか、それで駐車場の路面を溶かしたりとかと、そういうこともやっているわけですから、ほかの自治体の先進的な、そういう取り組んでいる自治体のもも参考にしながら、研究であったり検討をしてほしいということを行っているので、すぐ難しいという答えはしないでいただきたいなと思います。この辺1点答えていただきたいと思います。

あと、保育料の細分化、上から4番目だからという話もあったのですが、そもそも小樽市は生活保護、非課税世帯への階層区分が、AからB2の階層区分が一番多いわけなのです、昨年の9月現在で389名の方ということで。だからこそ、そういう所得が低い方が多いということなのです。それで、500円でも上がれば階層区分が変わってしまったりすることもあるから、だからこそ多子世帯の負担軽減にもなるし、収入が変わっていきなり階層区分ががんと上がってしまったら保育料が払えないということになりかねないから、一つでも二つでも細分化をしていただきたいということなので、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

ロードヒーティングのエネルギーのことですけれども、失礼いたしました。現実には、今の除雪費に占めるロードヒーティングの経費というのは、すごく大きな割合を占めております。我々もこのロードヒーティングの経費につきましては、やはり大きな問題といたしますか、課題というふうには認識しております。そういった中でどういった方策の中でこの経費を少しでも削減できるのかという部分は我々建設部としましても大きな課題になっておりますので、そういった意味では、今、高野議員から御質問のありました、長期の中で他都市の状況を見ながら何かこう、研究をしていただきたいという、御質問の中では我々としても確かにこの部分については大きな課題だと思っておりますので、他都市でいろいろな事例があると思いますので、そこを調査しまして、実際に小樽市としてそういった取り組みができるかどうか、ただはっきりここでは答弁をできませんけれども、しっかりそういった部分は調査研究はしていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

保育料の細分化についてなのですが、階層を分けるとすると、やはりその低所得の部分だけいじるということもできませんので、全体に平準化しなくてはならないということになりますので、そうすると、先ほど言いましたように保育料が上がる人も中には出てくるということがございますので、慎重に考えてまいりたいというところでございます。

また、国におきましては、平成31年から、3歳児から5歳児について無料化するというような方針も出ておりますので、それも見きわめてまいりたいと考えています。

○議長（鈴木喜明） 高野さくら議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時35分

再開 午後 5時55分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 一般質問いたします。

初めに、観光についてです。

先日、冬の観光キャンペーンである小樽ゆき物語、そして、もはや冬の風物詩となった小樽雪あかりの路が無事に幕をおろしました。私自身、どちらもかかわらせていただいておりますが、市外へ向けて本市のブランド力を高める大きなアピールにつながる大変いい機会です。そして、そこに欠かせないのは、ボランティアの方々の支えです。御協力をいただいている皆様には、心より敬意を表するとともに、この場をかりて深く御礼申し上げます。

市民協働でこのまちの魅力をさらに高めていくためにも、今後、行政としてやるべきことは山積であると考えますし、的確かつスピード感をあわせ持つ政策展開を行わなければなりません。そこで伺ってまいります。

まず、MICEについてです。

御存じのとおり、ビジネス・ツーリズムの一環でもありますが、一般的な観光と比較をすると消費額も大きいということもありますので、誘致ができることは必ずプラスになるものであると認識しております。時期的なものでも、閑散期などの観光客誘致には非常に有用であると考えます。以前からMICEの議論はあったと認識していますが、現状、本市としては、その誘致について、どのような認識でしょうか。

また、MICEの規模の問題もあります。世界的に見ると、5,000人以上の会場をつくるという流れも多くあり、誘致には、国内のみならず国際的にもインバウンド獲得に熱心になっている情勢と言えましょう。このように、一口にMICEといっても、国際的な学会や国内でのビジネスミーティング、または大きな会場を必要とする展示会などがあります。大規模なものは、会場の関係や宿泊施設のキャパシティを考えると難しい部分があるのも理解はいたしますが、小樽市の1日当たりの宿泊可能な人数はどのぐらいで、閑散期の稼働率はどの程度であるのか、お示してください。

そもそも、大規模なものは難しいとはいえ、キャパの限界がどの程度あるのか見込まなければなりません。例えば、総合体育館や市民会館など本市の中で大き目の会場を利用するなどした場合、マックスはどの施設でどのぐらいの人数を受け入れることが可能であるかなどの検証はされたことがありますでしょうか、あればお示してください。

誘客のシミュレーションなしに外に対してのセールスは難しいのではないのでしょうか。仮に展示会であれば、この施設を使っておおよそ一つのブースがこれだけの面積を占め、1人当たりの滞在がこのぐらいの時間でという細かな仮定と推察により、誘致の方法も変わってくると考えられます。もし、そういった試算をしていないのであれば、一度行ってみてはどうかと思います。御見解はいかがですか。

例えば、市外からの宿泊者が500人規模のイベントが行われた場合、宿泊のみならず公共交通や飲食、お土産などを加味した上でどのぐらいの直接消費が生まれるのでしょうか。このように、本市のポテンシャルを市側がきちんと把握した上でMICEの誘致に臨んでいただきたいと願います。

次に、観光都市の意識の醸成に目を向けていきたいと思っております。

冒頭申し上げたとおり、市民協働をさらに進めていかなければならないと実感しています。直接的に仕事やボランティアなどでかかわる方々のみならず、市民の皆様にも広まっていくことでまちのホスピタ

リティが高まり、観光客の皆様の満足度が上がるのではないのでしょうか。そのような中、観光都市宣言の横断幕は市役所庁舎の横に迫いやられてしまっていることを憂慮しております。本市において観光が基幹産業であるというのは、もはや異論の余地もないことと認識します。市内での観光消費は年間1,250億円にも上るというデータも拝見しました。そこでお聞きしますが、市の考える観光関連事業者というのは、どのような事業者を指すのでしょうか。

先日、北海道のまちづくり研究の第一人者と言われる、とある方とお話をする機会をいただきました。その中でも伺った話ですが、観光事業者という言葉には明確な定義はありませんが、観光消費額は当然のことながら全産業に波及します。ふだん直接影響を受けていないと考えても、経済循環により、知らず知らずのうちにその恩恵にあずかっているわけです。行政サービスにおいても、その中には観光で得た歳入が使われていることも言うまでもありません。そこでお聞きします。宿泊業やお土産ものの店舗、レンタカーなど直接観光に携わる事業者はもちろん、観光に携わっているという感覚はお持ちでしょうか、その裾野を広げていくということについて、観光都市宣言をしている本市としてどう取り組んでいきますか。

次に、行政としての投資的施策についての考え方、御見解をお示しいただきたいと思います。

確認です。30年度予算に触れることができないので、29年度の数字を伺いますが、市の一般会計で観光費は予算上幾らになりますか。御答弁でいただく金額は観光消費額と対比すると非常に少ない投資であると考えます。コストパフォーマンスは高いという見方もできるものの、いわば民間頼りになってしまい、そこを制御できないことで種々の問題が起こると考えます。例えば、自然発生的にさまざまな業態の店舗などが並ぶことで、景観上の問題なども起こっていること、または客引きの問題や運河での路上の物販などもあります。規制を強めたり、それを見回ったりすることも必要ではないかと考えます。また、観光客の動態調査などもより細かに行っていただきたいと思っています。観光にかかわる予算が少なく、民間主導であることにより、本市が課題と考えることはどのようなものがありますか。また、今後観光政策を推進するに当たり、投資的な政策を打つとすれば、どのようなものが必要だと考えますか。

この質問で伺った観光に関しての予算は観光費ですが、広義的には建設部や商業労政、ひいては教育など広範にかかわるものでありますので、市側も単なる縦割りではなく既成の枠組みを超えた連携をさらに進めていただきたいと望みます。そういった連携にかかわり、DMOの進捗を確認していきます。

小樽版DMOについて伺います。

小樽市観光振興室と小樽観光協会が同じ施設に居を構えています。どのように連携を図っていますか。以前も本市の方向性を確認させていただきました。その際にはまず、観光協会と振興室が同じ場所に入ることが一歩目であるというぐらいで、今後については余り固まっていなかった印象を受けました。そこで、改めてこれからのことをお聞きします。今後の進め方について正式にDMOを組織していくことが望ましいと考えています。御所見を伺います。また、現状の計画及びスケジュール等があればお示しくください。

この項の最後に、小樽観光のメインストリートである本通第2線、通称堺町通りの除排雪について伺います。

今冬は雪も多く、堺町の雪山は例年にも増して高かったように感じています。また、多くの方の往来がある通りですから、踏み固められてつるつるになった歩道からがたがたの車道に滑るようになってくる観光客の姿も見受けられました。さらには道路横断中に転倒、骨折をした方もいたと聞きます。そこに車が来ていたらと思うとぞっとします。

市長は、観光に配慮した排雪を行うということを今初冬にも言っていました。これは中央通のみの発言だったのでしょうか。また、毎年のようにパトロールの強化もうたっている印象ですが、強化が効果的であったとは思えません。むしろ、パトロールを行って排雪の可否を決めることで排雪に遅滞が生じているという、本末転倒な取り組みであるとすら思えます。より効果的な排雪の判断を行うべきです。堺町通りへのパトロールは何回行いましたか、排雪はどうか。今冬の除排雪はかなり改善したと言っていますが、堺町をピンポイントで見たときにはどういう印象ですか。ほかのところと同様にかなり改善したと言えますか。市長の見解をお示してください。

この質問をするに当たって、堺町通りにいるいろいろな業種の方から御意見を伺いました。よくなったという御意見は聞かれませんでした。我が会派の中村誠吾議員も言っていますが、市長に届いている好意的な意見は一体どこで飛び交っているのかが不思議でなりません。いずれにせよ、多くの方が訪れる堺町の除排雪についてはより細かく行っていくべきだと思います。本市の今後の方向性をお示ください。観光振興をうまく図ることはこの財政危機に当たって歳入増につながるものですので、ぜひさまざまな側面から行政的なサポートを行っていただきたいと要望をいたします。

続いて、次の項目に移ります。小樽市総合計画についてです。

平成31年度からは新たに第7次小樽市総合計画がスタートすることとなります。総合計画は将来都市像を描くとともに、各種施策の方向性を示す本市にとって大変重要な計画です。私も総合計画の策定委員をさせていただいておりますので、その委員会でも意見は述べますが、現状の計画もしっかり踏まえた上で次期計画の策定に臨みたいという意も込めて質問をさせていただきます。

最初に、第6次総合計画が2018年度に最終年度を迎えるに当たり、総括としての評価はどのように進めていくのか伺います。

次に、第6次総合計画と実際の市政運営で大きな乖離は生じていませんでしたか。計画はしていたものの、そこに至らない見込みのものがありましたら具体例を挙げてお示してください。

続いて、第6次総合計画の中から具体的な点について幾つか伺っていきます。基本構想の安全で快適な住みよいまちの住宅の項目では、特に利便性の高い中心市街地については、住環境の充実を図り、まちなか居住の促進に努めますとの記載がなされています。そのまちなか居住の進捗はどのように捉えていますか。

また、除排雪の項目では、市民との協働を進めながら地域総合除雪体制の充実に努めますとありますが、市民協働はどのようなことが行われているのか、概要をお示してください。私が危惧するのは、除排雪において市民の方々に御協力をいただいても、特に排雪においてきちんとなされていない状況で、市民協働のモチベーションが下がってしまうのではないかということです。市民の声は届かず、貸出ダンプ制度は使いづらいつらいつらに変更されてしまっている、かなり改善どころか改悪になっている点が多い中で、市民に協力をしてくれというのは虫のいい話だと感じます。生活に直結するので協力を拒否されることはないまでも、皆様心中は穏やかではないことと推察します。徒労感に辟易とする現状は大きく方針転換をし、是正を図る必要があると考えます。

次に、市街地整備の考え方として、社会動向を考慮した利便性の高いコンパクトで安全、快適なまちづくりを目指しますとあります。先ほどのまちなか居住ともリンクしていると認識しますが、コンパクトシティを推進する考えでしょうか。するとすれば、どのようなまちのあり方を望みますか。コンパクトなまちという表現と、いわゆるコンパクトシティとは直結しないとの考えを以前に伺いましたが、遠いものでもないとは認識しています。基本計画の土地利用、地区別発展方向とコンパクトなまちづくりとの整合性を図った上で、本市が描く今後のあるべき地区別の将来像はどのようなものですか。それぞ

れの地域特性や歴史的、文化的資源は失わせてはならないものであり、まちなか一極集中ということにはならないとは思いますが、今後これまで以上に各地域の特色を生かしたまちづくりを行うことで本市の魅力さをさらに高めていけるように取り組むべきだと主張します。

それに関連して、古くからある建物は小樽が誇るべき財産だと考えます。ただ放置するのではなく、有効活用を図ることにより、魅力をさらに高めるとともに、人の流れを変えることもでき、さらには新たに整備され利活用が進むことで固定資産税や法人税として歳入の増加にもつながるものです。そこへ支援という形で投資を行うことで、即効性のある経済政策になるのではないのでしょうか。

歴史的建造物の保全についてですが、小樽のまちを象徴するような建物であっても、使われずに建物のみ残っているものも見受けられます。技術的、経済的な支援に努めるという計画の中、まだ支援が不足していると思われる点はありますか。歴史的建造物に指定されていなくても、古くから残る建造物は市内に散見されます。しかしながらそれらが所有者の都合もあり取り壊されていっています。行政として、まち並みの保全のためにどう取り組んでいきますか。

前述のように、利活用による歳入増加の観点とまち並み保全という観光や景観に関しての観点、双方からもこの点については注力していただきたいところです。総合計画は目先ではなく、10年後の小樽を見据えた計画ですから、現森井市長の示す方向性ではなく、市民の皆様にとってよい将来像をつくることが重要です。人口減少に転じている今だからこそ、今後の行政サービスの選択と集中を図る面、そして継続しなければならない面をきちんと分け、さらに魅力を増し続けるまちになるように市としても進み続けていくことが不可欠です。そして、このまちを今後担っていく若年層に大きくかかわるのが最後の項目です。

市内雇用の現状について伺います。

全国的にもワークライフバランスという言葉、その概念も周知されつつあり、雇用環境の整備もまた喫緊の課題であります。人口減少社会が訪れた今、特に地方都市において労働の担い手である若者の市外流出は大きな損失であります。以前に人口減少対策について質問を行った際に、種々の施策を挙げておいででしたが、そのどれもが即効性のあるものではなく、住民満足度を上げた結果、人口減少に歯どめがかかることを期待するという長期的な対策でしかありません。そのような中で、市長が人口減少対策と口にするには大変違和感を覚えます。小樽商科大学での人口減少対策の研究に対しても、結果を待った上で行政面での取り組みを進めるにもかかわらず、さも今取り組みが行われているように、いろいろな場面で喧伝されることも危機感の欠如と言わざるを得ません。

そこで、まず雇用の質問をする前に、若年層がなぜ市外に流出してしまうのかを考えることが先決と考え、自分でもいろいろな研究結果に目を通してみました。ある調査では、若者が出身地を離れるきっかけの約半数は進学のためだとの結果が出ています。進学で故郷を離れることはやむを得ないとしても、その方々が戻ってきける環境をつくらなければならないわけです。本市においても、地元を離れた方に対してUターンを促すことが必要だと考えますが、今の取り組みについてお示してください。移住促進と雇用は特に若年層において切り離せないものであるとも思います。市内求人が多い業種、また逆に求職者のニーズは、どんな業種が高くなっていますか。需要と供給のバランスがとれていないように感じますが、見解と今考える解決策をお示してください。

また、専門職においても、業界によっては数年前から慢性的に人手不足が生じていることは社会問題になっています。本市も例外ではないでしょう。代表例として保育士の不足は全国的な課題であると認識していますが、本市の状況はいかがですか。保育士を対象にした民間のアンケートでは、93%もの人が国や自治体の保育士確保の取り組みにずれや不足を感じているとのこと。そのような声もある中

で、小樽市としては独自の確保策を推進していくべきと考えますが、見解をお示してください。

また、民間の保育士の中では、公立と民間との待遇の差を埋めてほしいという意見も多くあります。待遇の差を埋めるために、市側ではどのような支援をお考えですか。せんだって行われたある市民団体との意見交換会においても、民間保育所と公立保育所の待遇の差が課題視されていました。また、看護師も人手が足りずに、市内の医療現場でも労働環境が厳しくなっているとの声も聞こえてきます。市内の病院や診療所での人手不足について、どの程度足りていないのか。医師や看護師に対してヒアリングはされていますでしょうか。具体的な内容も含めて、御提示いただけるものがありましたら、それに基づいてお答えください。

次に、職業別ではなく、市内雇用の待遇改善に関してお聞きします。

雇用全般的に見た待遇の地域間格差、特に近隣自治体との差をお答えください。大都市圏からのUターン就職の獲得のためにも、可能な限り、首都圏などに合わせて引き上げるべきと主張しますが、御見解を述べてください。そもそも小樽市の平均的な所得は、全国と比較して低いのだろうと考えますが、いかがですか。また、賃金の上昇につながる経済的政策は考えておいででしょうか。

かつて、地方都市において、自営業は地域の活力のために非常に多くの役割を果たしてきました。現在、高齢化や景気動向の波により、その活力が少しずつ失われてきているのも確かだと考えます。企業誘致も雇用の確保には必要ですが、古くからある産業振興を図ることも今の課題であると感じています。後継者がいない地元の企業などと若者をマッチングさせるために、本市としてはどう解決に取り組みますか。

さらには、平均的な所得が低い背景について考えていきたいのですが、第三次産業に携わる方の多い小樽においては、非正規雇用の割合も高いと推察されます。全国及び道内他都市と比べての非正規雇用の割合の比較をお示してください。

最後に、非正規雇用から正規雇用への転換を図るために有効な手段は、何が考えられますか。民間へのアプローチは容易ではないと思いますが、今後の小樽を担っていく人材を育成するためにも避けては通れないものです。本市の見解を伺います。

ここまで、本市の基幹産業である観光について、そして将来的な市政のベクトルを示す総合計画、最後にはこのまちの未来を担う人たちのなりわいについて質問してきました。財政の逼迫した状況である今、聞こえのいい目先だけの行政運営ではなく、先を見据えた投資的政策、また喫緊の課題に関しては即効性のある政策という、効果の出る時期をきちんと計算した上でのバランスのとれた運営が必要な状況です。しかしながら、これまで3年弱の間、ずっと政策提言をしまいましたが、ほとんどが具体性のない抽象的な答えでありました。今回の答弁におきましては、具体かつ明確、簡潔な答弁を求め、再質問を留保して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、観光について御質問がありました。

まず、MICE誘致の本市の認識につきましては、MICEは多くの参加者が見込める上に、一般の観光旅行に比べ消費金額も大きいことから、本市としても積極的に誘致してまいりたいと考えております。しかし、本市には国際会議や大規模のMICEに対応できる施設がないことから、現在MICEに

関する覚書を締結している札幌市などと連携をし、本市独自の歴史的建造物等を活用した会議の分科会や会議終了後の視察旅行、企業のインセンティブツアーなどの誘致活動を行っております。

次に、本市の1日当たりの宿泊可能人数と閑散期における宿泊施設の稼働率につきましては、平成29年度観光入込客数調査における宿泊可能人数は、本市の全宿泊施設合計で4,177人であります。また、平成28年度同調査における閑散期の稼働率は、収容人員ベースで、4月、約39%、11月、約44%となっております。

次に、本市における収容人員が最大規模の施設とその収容可能人数につきましては、使用目的により差が出てくるため、詳細な検証はしておりませんが、総合体育館は、アリーナの総面積が2,425平方メートル、収容人員が着席で最大約1,800人、観覧席の収容人員が約2,150人、その他の体育室、会議室等が合計5室、市民会館は、大ホールの最大収容人数は1,216人、その他の楽屋、控室等が合計19室であります。

次に、展示会等の会場となる施設における具体的な使用方法などの試算につきましては、それぞれのMICEにより、会場レイアウトや駐車可能台数、翻訳システムの有無など、使い方やニーズも多種多様であることから、細かな仮定による試算は難しいものと考えております。しかしながら、施設の面積や最大収容人数は誘致活動に必要なデータでありますので、過去に開催された大規模な大会や見本市、コンサート等を参考に条件を整理し、誘致の際の資料としてまいりたいと考えております。

次に、宿泊者500人規模のイベントが行われた場合の直接消費額につきましては、直近の平成25年度観光客動態調査におきまして、宿泊客1人当たりの平均観光消費額は、宿泊費、交通費、お土産購入費、飲食費などの合計で、3万7,657円であることから、1日の開催でおよそ1,900万円の直接消費額が見込まれます。

次に、観光関連事業者につきましては、一般的には宿泊や交通、飲食、お土産店などの観光事業者と取引のある事業者であり、例えば食材や原材料などの納入業者や施設管理等を行うビルメンテナンス業者、燃料等の供給業者など、さまざまな業種に及ぶものと考えております。

次に、観光に携わる事業者の裾野を広げていくための取り組みにつきましては、これまでも広報おたるでの観光特集や、小樽観光大学校のおたる案内人制度を活用し、観光都市宣言にうたわれている市民の観光に関する意識の向上に努めてきております。また、観光事業者と農業、水産業関係者、食品加工事業者のほか、商店街関係者などとの結びつきを強め、機会あるごとに本市の基幹産業の一つとして、さまざまな地場産業との連携により、地域経済に大きな効果をもたらす観光の重要性について理解を深める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の観光費につきましては、第4回定例会後の予算額は1億7,645万3,000円となっております。ただし、観光費以外にも海水浴場対策費や自然の村費、商工業振興費、公園費、港湾総務費などの事業の中には、観光に関連するものが含まれております。

次に、本市観光が民間主導になることによる課題につきましては、議員の御指摘にもありましたように、景観や客引きなどの問題、動態調査など観光にかかわる基本的なデータの収集・分析、日本遺産などに代表される観光地としてのブランディング等は、行政が主導的に取り組んでいかなければならない分野であるとの認識を持っており、将来にわたり小樽観光が持続可能な発展を続けていくためには、ぶれない基本姿勢を堅持しながら、時代の要求に応える施策を展開していくことが大切であると考えております。このような中、観光協会を初めとした関係団体や、観光事業者、観光客のニーズをしっかりと把握しつつ、限りある予算を効果的に活用して、観光振興につなげていくことが重要な課題であると考えております。

次に、今後の観光推進における投資的な政策につきましては、現在事業実施している東アジアや東南アジア圏だけではない、新たな海外マーケットの開拓や、外国人観光客を中心に、さらなる観光消費の喚起を目指すインターネット決済システムの研究などが挙げられます。また、これらに加えて、将来的には持続可能な観光地経営の視点に立ったマーケティング専門人材の育成等が必要となってくるものと考えております。

次に、観光振興室と観光協会の連携につきましては、同一事務所の優位性を生かし、国内外のプロモーションや観光ガイドマップ作成などの打ち合わせ、観光事業者との合同ミーティング等を行い、情報の共有を初め、さまざまな共同事業を強化しつつ、業務を進めております。また、毎月それぞれの担当業務を洗い出し、適正な役割分担と今後の効率的な事業実施に向けた体制づくりについて協議を行っております。

次に、DMOを組織していくことの所見につきましては、小樽観光が後志地域や札幌市などとともに今後一層繁栄していくためには、戦略的な観光施策を展開することが求められており、その実施主体となる本市にふさわしい新たな観光推進組織の必要性は十分認識をしております。また、現状の計画及びスケジュールにつきましては、第二次観光基本計画において、平成32年度を組織構築のめどとしており、これに向け、合意形成や安定的な運営資金の調達方法等について、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光に配慮した排雪につきましては、小樽駅前从小樽運河にかけての主要な4路線の排雪について、市が排雪作業を行う場合の一連の手順とは別に、イベントや景観上の観点から排雪作業を行うもので、今年度からの新たな施策であります。なお、今年度は小樽雪あかりの路の開催前に4路線全ての排雪作業を行うほか、小樽駅前広場の雪山処理も行っております。

次に、本通第2線につきましては、この地域を担当する除雪対策本部職員や地域総合除雪業者が路面状況や作業後の状況確認のため、頻繁にパトロールを行っておりますが、特定の路線についてパトロール回数を記録していないため、回数についてはお答えできません。また、排雪作業については、路線排雪は行っておりませんが、交差点の雪山処理の評価箇所としている入船線との交差点については、雪山の排雪作業を行っております。

次に、除排雪の改善につきましては、がたがた路面になっていた、路面がおわん上になっていた、住宅街などで車が埋まって身動きができない状況であっても除雪作業がなかなか行われななどの除排雪に関する問題について、私自身が確認した範囲で徐々に改善していると感じたことや、市民の皆様からお聞きしたことなどを記者会見の場で述べたものであります。高橋龍議員が確認された時期に、私自身見ることができておりませんので、そのときの印象に対しましてはお答えすることはできませんが、堺町通りも含めて少しずつ改善は図られているものと考えております。

(「あなたも印象で話してるんでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、堺町地域につきましては、市内外から多くの方々が訪れる地域であることから、除排雪作業をしっかりと行うことが重要であると考えており、がたがた路面対策など、除雪の強化に取り組んでいるところであり、今年度においては特に観光目的で訪れる方が多い本通第2線と入船線の交差点を雪山処理の強化箇所にするなどの取り組みを行ってるところであります。今後につきましては、状況などを確認しながら、よりよい方法があるか見定めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市総合計画について御質問がありました。

まず、第6次総合計画の評価につきましては、第5次の総合計画においても、計画期間中に現計画の

策定に向けた点検を行ったことを踏まえて、今回も平成28年度に試行として実施した施策評価において、各施策の課題や今後の方向性の整理などを行ったところであり、これをもって次期計画の策定に向けた現計画の評価を行ったものと位置づけております。

次に、計画と実際の市政運営の乖離につきましては、先ほどの施策評価における成果指標で、平成30年度の目標値と、平成27年度の実績値との乖離が大きかった主なものを申し上げますと、障害者福祉における居宅介護の利用時間数、保健衛生における特定健康診査受診率、住宅における住宅や暮らしの情報提供件数などであります。

次に、まちなか居住の進捗につきましては、それを直接はかることのできる指標はありませんが、総合計画の地区区分における中央地区の全市に占める人口割合を平成19年と平成29年のそれぞれ3月末時点の住民基本台帳人口で比較をいたしますと、平成19年は10.9%、29年は11.8%となっていることから、総体的にはまちなか居住の比率が高くなっていると捉えております。

次に、除排雪における市民協働につきましては、まず貸出ダンプ制度が挙げられますが、町会または団体の皆様が、居住する地域の生活道路の冬期間における交通を確保するため、排雪を行う際に、積み込み費用は町会等が負担をし、運搬処理を行うダンプトラックの費用を市が負担することで、町会等の排雪費用の軽減を図る制度であり、平成28年度は426団体が利用し、排雪量は約16万立方メートルとなっております。また、砂まきボランティア制度につきましては、事前に登録いただいた市民の皆様や団体等に市から散布用砂をお届けし、急坂、狹隘路線や、歩道の滑りやすい箇所、冬期間の砂散布や融雪期には砂の回収に御協力いただく制度であり、平成28年度は240の個人・団体等に登録をいただき、約1万1,000袋の砂を配付しております。

次に、市街地整備の考え方につきましては、本市においてはコンパクトシティの推進を明確に掲げてはおりませんが、市街地の拡大を抑制しつつ、にぎわいのある中心市街地の形成や周辺市街地における自然と調和した良好な住環境づくりなど、各地区の特性を生かして、快適で利便性の高いまちを目指していくという考え方で、第6次総合計画においては、コンパクトで安全、快適なまちづくりと表現しているところであります。また、今後のまちのあり方につきましては、次期総合計画の策定過程の中で、市民の皆様の御意見なども伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の地区別の将来像につきましては、次期総合計画の策定などを通して検討を進めることとなりますが、各地区が持つ特性を生かして、本市全体の発展につながるような計画の作成を目指してまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物の保全への支援につきましては、歴史的建造物は本市の魅力ある都市景観の重要な構成要素と認識しており、現在登録または指定歴史的建造物の外観保全等を目的とした専門家による技術的アドバイス、外観等の工事に要する経費の一部の助成及び融資のあっせんを行っておりますが、所有者からは建造物の修繕工事費や維持管理費が大きな負担となっているという声を聞いております。

次に、まち並み保全のための取り組みにつきましては、歴史的建造物には指定されていない、古くから残る建造物が保全され、まち並みが残されていくことは望ましいことと考えておりますが、所有者の事情により取り壊されている実態があると認識をしております。私としても、そのようなまち並みが失われていく実情については懸念をしており、できるだけ情報収集し、保全を所有者に働きかけ、活用を考えている方には法規制等の相談や支援に関する情報提供を行っているところであります。今後におきましても、建造物の情報を公開することにより、活用を検討してもらえるような仕組みの構築について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、雇用の現状について御質問がありました。

まず、地元を離れた方に対してUターンを促す取り組みにつきましては、現状Uターンに限定して行っているものではありませんが、移住施策として、東京での移住フェアに出展を行うとともに、企画政策室にワンストップ窓口を設け、移住を希望される方々の相談に応じているところであります。また、小・中学校においては、職場体験を通じて、市内の企業や仕事などを知る機会を創出するとともに、子供たちの地元に対する理解や愛着心を育むキャリア教育を実施しておりますので、この取り組みが、いつとき小樽を離れた方がUターンするきっかけになることを期待しております。

次に、市内求人が多い業種及び求職者のニーズが高い業種につきましては、小樽公共職業安定所が発表した平成29年12月の雇用失業情勢では、ホームヘルパー、ケアワーカー、金属加工等以外の製造加工作業員、販売店員、訪問販売員などの求人数が多く、求職者数については、一般事務員、選別作業員、軽作業員、販売店員、訪問販売員などが多くなっております。また、求人と求職のバランスにつきましては、全体の有効求人倍率が1.17倍である中、大工・左官、建築・土木・測量技術者、医師、薬剤師などで4倍を超えている一方、一般事務員では0.3倍となるなど、職業別に差が見られ、求人側と求職側との意向等が一致せず、いわゆる雇用のミスマッチが生じております。雇用のミスマッチが生じる理由として、職業能力の不一致や情報の不完全性、労働者や企業の選択の志向が考えられることから、国や北海道など関係機関と連携をし、これらに対応してまいりたいと考えております。

次に、本市における保育士の不足状況につきましては、市立保育所においては入所待ち児童が生じている0歳児及び1歳児の受け入れ枠を拡大するため、今年度から保育士を5名増員しましたが、変則勤務への対応や育児休業等の代替職員として募集している臨時保育士については応募が低調なため、必要な保育士数を確保できない状況も生じております。また、市内の民間保育施設においても、保育士の不足が生じており、児童の入所にも支障が出ていると伺っております。

次に、市独自の保育士確保策の推進につきましては、潜在保育士の就職を促すために、保育士就職支援セミナーを年2回開催しているほか、就職を希望する保育士から情報を登録していただき、採用を希望する保育施設に必要な情報を提供する小樽市保育士等人材バンクを開設するなどの取り組みを行っており、今後も効果的な保育士確保策の研究を進めていきたいと考えております。

次に、民間と公立の保育士の待遇差に対する本市の支援につきましては、国におきましては、民間保育施設の職員を対象に、経験年数や職場内での役割に応じて給料に加算する仕組みを設けており、平成30年度から北海道が加算の条件として、保育士などに研修を行うものと認識しておりますが、本市におきましては、現状では待遇改善に係る取り組み事例はございませんので、必要に応じて、他市の事例など情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、市内の病院や診療所における看護師の人手不足につきましては、医師や看護師に対するヒアリングは行っておりませんが、保健所の立入検査の結果から、いずれも医療法で定める標準数を満たしており、不足は生じていません。

次に、雇用全般的に見た待遇の地域間格差につきましては、平成29年12月にハローワークに申し込まれた新規求人に係る下限賃金の平均額で比較をした場合、小樽市は17万794円、札幌圏は18万2,698円となっており、新規求人における賃金には1万1,904円の差が見られます。本市では生産年齢人口が減少し、市内企業における経営上の課題においても従業員の確保が上げられ、労働力確保は本市経済における喫緊の課題であります。議員から御提案のありました大都市圏からの人材獲得は、今後も本市が取り組むべき対策の一つであり、本市が働く地域として選ばれるため、賃金の引き上げは重要であることから、地場産業の振興を図る取り組みを推し進める必要があると認識をしております。

次に、本市の平均的な所得と全国との比較につきましては、平成25年度における本市の1人当たりの

市民所得は217万6,000円であり、一方、内閣府が発表した平成25年度国民経済計算確報値では、1人当たり国民所得は282万1,000円となっております。賃金の上昇につながる経済的政策につきましては、本市が策定した小樽市総合戦略において、小樽の強みを生かした産業振興と新たな人の流れの創出を基本目標として掲げており、交流人口拡大により域内消費を促進するとともに、地場製品のブランド化や高付加価値化を図りながら、地場製品の販路拡大による域外消費を促進するなど、本市の強みである観光を軸とした地場産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、後継者がいない地元企業などと若者のマッチングにつきましては、全国的にも中小企業経営者の高齢化が進み、今後多くの中小企業が事業承継の時期を迎えると言われる中、地元企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次世代に引き継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくため、円滑な事業承継は重要な課題であり、また農業や漁業の担い手の確保や育成といった課題についても対応が必要であります。

本市におきましては、これまでも子供たちの適切な職業観や勤労観を育むキャリア教育や、地元高校生に対する就職スキル向上支援などを通じて、地元定着の促進に努めておりますが、さらにこれらの課題に取り組むため、国や北海道などの関係機関と連携し、地元企業に対する事業承継支援などの取り組みの中で、後継者がいない地元企業などと若者とのマッチングにつきましても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用の割合に係る全国及び道内他都市との比較につきましては、平成27年国勢調査では、雇用者に占める正規の職員、従業員以外の労働者の割合について、全国は34.9%、小樽市は39.2%となっております。また、道内他都市につきましては、札幌市は37.7%、函館市は37.1%、旭川市は36.8%などであり、北海道全体でも37.3%であることから、本市は道内においても正規の職員、従業員以外の労働者の割合が高い結果となっております。

次に、非正規雇用から正規雇用への転換を図るための有効な手段につきましては、働く方には、主体的な能力開発への取り組みやキャリア形成を支援するための国の教育訓練給付制度、事業主には、職業経験や技能等から安定的な就職が困難な求職者を常用雇用に移行することを目的としたトライアル雇用奨励金や、非正規雇用労働者の企業内におけるキャリアアップ等を促進する取り組みに対する助成金など、国の雇用関係助成金の活用が有効であると考えます。一方、その受け皿として、良質で安定的な雇用の創出が重要であり、本市の強みである観光を軸とした地場産業の振興などにより、その実現を目指してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高橋龍議員。

○5番(高橋 龍議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、DMOについてですけれども、DMOを組織するに当たって、民間との広い連携は必須だとは思っているのですが、本質問の中でも主張しましたがけれども、行政としてそこに、この庁内の部や課の枠を取り払ってかわらないといけなかなと考えますが、これに関して御見解をお願いします。

あと、その次、またDMOの件なのですけれども、DMOを平成32年度までに組織するというお話ですが、今、これから協議を進めてまいりたいというお答えで、間に合うのかどうかという、スケジュール的に問題なく進められそうなのかどうか、これが2点目です。

3点目として、堺町通りの除排雪の件ですけれども、パトロールの回数を記録していないと、これは多分堺町に限ったことではないと思うのですが、今質問が堺町なのであれですが、何で記録していないのですか。記録していないのに、どうやって、ではここを排雪しましょう、しません。ただ回ってるだ

けなのでしょうかというのが3点目。

その次、これは質問ではないのですけれども、御答弁で、高橋龍議員が感じたそのときに、排雪が悪いと私が感じたそのときに市長が見ていないからという、タイミング的な話とかではなくて、私は堺町通り、よく通るのですよ、帰り道とか。そのときに、やはり今、排雪が全然行われてないなという感覚もありますし、たまたま私が見たときに状況が悪くてとかという話ではないということは申し上げておきます。もし、これに反論があるのであれば言ってください。

その次、本通第2線、これは堺町通りです、これと入船線の交差点は重点的に雪山を崩したと言っていましたけれども、交差点の角、見通しが悪いところを直すというのは、そこはいいと思います。ただ、問題なのは、やはり通り全体の排雪がなされていないことであって、そこだけやりましたからいいですよという話ではないと思うのですよね。特に、小樽市の中でも、あそこは人の往来の多い通りだと思います。学校や病院の周りとは少し性質が異なるものの、人の密度でいうと市内では圧倒的に多いのではないかと思います。そうすると、事故の可能性というのも当然高まってくるわけですよね。そこに対しての優先度というのは、どう考えているのでしょうか。また、排雪の要望というのは出ていなかったのでしょうか。

次に、総合計画の件について、お伺いします。

まちなか居住に関してですが、人口率が上がったからまちなか居住が進められているのではないかというお答えでしたけれども、これに関して因果関係を今後分析していただきたいと思いますが、これに関してはどうでしょうか。

雇用のところに行きます。

保育士の件です。民間では児童の入所ができないところもあるという話をしていましたけれども、保育士のそもそも不足している要因というのはどこにあると、小樽市としては押さえているのでしょうか。

順番が前後してしまいましたが、歴史的建造物について、以前も近い質問をしたのですが、建物の外壁等の補修への助成というのは行っているけれども、内部の補修にも使える助成を考えてほしいというふうには私は要望したのですよ、以前。建物は使わないことでさらに傷んでいくというところと、外側だけが残っていても、言い方は悪いですが、張りぼてのようなものと変わらないのではないかなと思います。使ってもらうことで、それが税収にもつながるわけで、市だけで持ち出しが難しいというのであれば、国の事業と結びつけていろいろ展開してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

私からは、堺町通り、高橋龍議員はよく通られると、今年度の状況においては決していい状況ではないのではないかと御指摘だったかと思えます。それについて反論があればというお話だったかと思いますが、大変恐縮です。先ほどお話ししたように、高橋龍議員がその頻繁に見られている段階において、私は残念ながらじかには確認はできておりません。ですので、そのときの印象に対してお答えすることはできませんとお話ししましたが、私自身が見たのは1月中でありましたので、そのときの印象でしかありませんけれども、私自身がこの仕事につく前に、私は堺町通りも含めて雪の状況などを見に行っておりますが、当時、堺町通りにおきましては、それぞれの店舗の方々が、自分の店舗の前において

の雪等はよけられておりましたが、除雪等はほとんど入っておらず、例えばわだちが非常にひどかったりとか、その店舗においての除雪された場所と道路における段差、さらにはがたがたの状況、そのようなこともあって、車はもちろんのこと、歩行者の方々が反対側に渡るに当たっても、かなり危ない状況が続いていたと認識をしております。

ですので、高橋龍議員が見られた状況においてのことについてはお答えはできませんが、その状況から、少しずつですが、安全もちろんそうですけれども、その除排雪状況において改善を図っていく中で、一歩ずつ改善に向かっているということをお話をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私からはDMOにかかわる部分、冒頭の1問目と2問目です。まず1問目ですけれども、DMOを組織するに当たって、市役所の庁内の連携をきちんとしてほしいといった趣旨の御質問だったかと思えます。先ほどの排雪の部分で、観光に特化した排雪をするといったようなところもございまして、そういうことで少しずつ連携は強化していると思うのですが、やはりDMOを構築するに当たっては、民間と行政との両輪がしっかりと連携していかなければならないというふうに考えております。その中で、行政の中も、民間任せにはしていけない部分というのが当然あると思しますので、先ほど予算の部分でも観光費以外にもいろいろな部分で観光にかかわる予算というのはあるということでお話しさせていただいたところですが、そういった各課との連携をきちんとやっていくということは非常に大事だと思っておりますので、それに向かって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、平成32年までに構築していくというところですが、これは観光基本計画の中のスケジュールの中に書いているところで、正直言ってハードルは高いとは思っておりますけれども、なかなかのんびりしてはられないというのも一面であるというふうに考えておりますので、このスケジュールに向かって、まずはきちんとした協議を、観光協会を初め関係者と進めていかなければならないと考えておりますので、そのことについて具体的な協議は進めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

まず、堺町通りの除排雪ですけれども、パトロールの回数の記録なのですが、基本的に本部を設置してから、ステーションごとで担当を配置しまして、常時そのエリアの中のパトロールは実施しております。そういった意味合いの中で、ピンポイントでこのパトロールの回数という部分は、なかなかお示しはできないということでもあります。

次に、排雪は通り全体の排雪が必要ではないかという御質問ですが、私どもとしましては、やはり堺町通りにつきましては観光客が多いところなので、我々も注視はしているところであります。実際に今回、両脇のところ、広場のところを排雪させていただいて、通り全体につきましては、そのとき担当も確認をさせていただいておりました。その中で、まだいいのではないかという判断の中で、まだ排雪を行っていなかったところでもあります。

次に、堺町通りの優先度とか、排雪の要望は出されていなかったのかという点ですけれども、優先度につきましては、基本的にはあそこは第1種路線になっておりますので、除雪についてはある程度、き

ちんと除雪はされているのかなと思っております。ただ、排雪につきましては基本的に考え方は統一になっております。ただその中でも、やはり観光客が来るところなので一応注視はしておりますけれども、基本的に優先度というところでは、一応気にとめてはおりますが、特にここについては、優先度を高くしているということではございません。あと、排雪の要望なのですが、済みません。今、ここでは押さえておりませんので、お答えできません。申しわけございません。

もう1点、歴史的建造物以外の施設の、内部に対しての助成の御質問でしたけれども、今我々が実施している歴史的建造物は、外観の部分で助成をしているということで、活用を視点とした助成制度というのは今まで設けておりませんでした。そういった意味では、確かに歴史的建造物と指定されている以外でも、例えば小樽市だと石蔵といいますか、そういったものもやはり小樽の観光資源の一つのかなというのは我々も認識をしております。そういった意味で、そういったものをこれからいかに活用していくのかという部分は重要ではないかなとは感じているところではあります。

それを、これから、今御指摘のあった、今度は活用に向けての視点での、ある程度の支援といいますか、助成制度といいますか、そういった政策につきましては、現在、我々としてもまだ検討していない状況でございます。そういった意味では、今すぐ取り組むとはお答えはできないのですが、確かにいろいろな国の制度等調べまして、他都市の状況もこれからは調査はしようと思っております。そういった意味で、どういった活用が図れるのかという部分については、これから研究をしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは、総合計画の関係で、まちなか居住の人口率が総体的に上がったということで、この因果関係について分析してもらえないかということでのお尋ねだったと思います。こちらにつきましては、現在、小樽商科大学と人口減少の関係で、抜本的な対策をいろいろ共同研究しているところがございますので、そういった中で、どういった手法で考えたらいいかというようなことを、相談してみたいなというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育士の不足している要因、市の要因というのはどこにあるのかということでございますが、本市に限ったことではございませんが、やはり一般的に言われているのは、仕事がついに給料が安いことであると、そのように考えております。

(発言する者あり)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 高橋龍議員。

○5番(高橋 龍議員) 再々質問いたします。

まず、除排雪についてですが、最初、市長にお答えいただいた、市長が見て1月中は大丈夫そうだったと、私、実は1月もすぐく通っているのですよね。そこが先ほど、中村吉宏議員もおっしゃっていましたけれども、明確な基準がないがゆえに、私と市長との間でもこれだけの差があるわけではないですか。実際に、働いている方々であったり、外から観光で来てくださる方々に対して、もっと配慮すべきではないかなと思うのですよ。

そもそも、市長が見て1月中は大丈夫だった。では、2月はという話なのです。パトロール不足では

ないのですかと。何のためのパトロール強化をうたっているのでしょうか。それとも私にいただいた御答弁というのは、市長の個人的な感覚でお答えいただいたものだったのでしょうか。これも反論がありましたら、ぜひお願いします。

次に、パトロールの回数を示せないということで建設部長から御答弁いただきましたけれども、どのルートを通ったとかという記録をしていないのですか。なぜ回数が示せないのかというのが、私は解せないというか、よくわからないのですけれども、そこに関してお答えいただきたいと思います。

(発言する者あり)

もし本当に記録してないのであれば、今後記録していくべきだと思いますが、御見解をお示してください。

(「ただドライブしているだけなんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

堺町通りの除雪に関しては、第1種路線だから優先度が高いというか、比較的きれいになっているのではないかと、それで排雪に関しては、ほかのところと一緒に、気にはしているけれどもほかのところと一緒にという不思議な御答弁だったのです。やはりこれだけ、先ほども申し上げましたけれども、人の多い通りですから、優先度は高めるべきと考えますが、再度御答弁をお願いします。

あと、総務部長からお答えいただきました、まちなか居住の件、総体的にまちなかの居住人口がふえている、割合がふえているということで分析をお願いしたところ、商大が人口減少対策を抜本的に行うから、ではやらないのだという、人口減少対策とも性質が違うのかなと思うので、どこまでの範囲で研究をされるかわからないですけれども、そこは切り離して考えていただければと思います。お考えをお示してください。

私も質問の最後に簡潔にというお願いをしましたところ、福祉部長、非常に簡潔な御答弁をいただきました。保育士の不足の要因、仕事がきつくて賃金が安い。いや、でもまさにそのとおりだと私も思うのですよね。特に民間において、労働と対価というのが見合っていないという現状があるのではないかなど。所得水準の低い本市において、女性の社会進出というのはまた別で、生活をしていくために共働きをしなければならぬという状況が多々見受けられるわけです。それによって世帯所得がかなり上がる、共働きをすることでかなり上がるという場合もあるわけですから、さらに言うと、それによって税収も上がるわけですよね。だから、投資的な政策と私もよく言っていますが、リターンが得られる支援なわけですから、積極的に進めていただきたいと思います。最後に御見解をいただいて、再々質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

先ほど答弁させていただいたことに対して、改めて、堺町通りは観光地、観光エリアとして成り立っている場所なのでもっと配慮すべきではないかという観点であったりとか、また、私自身も1月というお話をしましたが、パトロール不足だったのではないかと、そして、現状何度も通っている高橋龍議員から見ると何一つ改善がなされていないのではないかということでお話があったかと思えます。そして、それは市長における私見における答弁なのかということも含めてお話があったかと思

ます。質問の中で、高橋龍議員は、私自身の発言、今冬の除排雪はかなり改善したと言っていましたということにおいては、私の、多分記者会見のことについて言っていたのではないかと思っております。それについては、先日も答弁しましたけれども、私の私見として、お話を記者会見でさせてもらっておりますので……

(「私見を記者会見で言っているの。ばかじゃないの」と呼ぶ者あり)

この点においても、それをもとにしておっしゃっておりますので、私の私見についてここはお聞きになっているというふうに思っております。

(発言する者あり)

そして、もう一つ、私は、いつから改善したかということにおいては、平成26年以前と今と比べてということでお話をしているところでございます。ですので、先ほども答弁させていただいたように、平成26年以前に、私は堺町通りだけではないですけども、かなりのエリアを何度も除排雪の状況を確認しようと回っている中で、もちろんその中の一つとして堺町通りも見えてきたところでございます。

私は残念ながら2月の状況は見ておりませんが、先ほど来、残念ながら回数等は出ておりませんが、市役所職員自身も含めて、その通りを何度も確認をし、その中で現状において排雪等は残念ながら入っていないというところでありまして、その状況をきちんと鑑みながら除排雪の対応をいただいているというふうに思っておりますので、その手法等においては、除雪の方法や排雪の方法は何度も何度もいろいろな場面でお話ししていますから具体的には言いませんけれども、それを取り組むことによって現状保たれているというふうに思っておりますので、当時の平成26年以前よりは改善がなされているというふうに思っている私の私見でございますので、改めて御理解をいただければと思っております。

(「市長記者会見で何私見話してるの」と呼ぶ者あり)

(「そんな人、今までいなかったですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

まず、パトロールの記録のことですけれども、今答弁させていただいたのは、個別といいますか、個々の路線については記録を示していないという形でお答えさせていただきました。それで今、高橋龍議員から、記録といいますか、それはどうなのかという部分につきましては、確かにパトロール自体は一個一個個別で行っているのではなくて、先ほど御説明させていただきましたけれども、エリアの中を回ってパトロールをしているところであります。それで、報告書がないのかということにつきましては、申しわけございません。今、私、ここは確認はとれておりません。それでも、これがないというのであれば、議員がおっしゃるとおりに、やはりきちんとパトロールの中で、そうでないとそのときどういった判断をしたのかというのはわからないので、それにつきましては、ないのであればきちんとやはり報告書という部分はあるべきかと考えておりますので、その部分については見直しを図っていきたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

あと、堺町通りの排雪優先度につきましては、済みません、繰り返しになるのですが、やはり私どもとしては本当に今回、観光に配慮した排雪という形で実施していますので、ただ、そこにつきましては、ピンポイント的なもので、高橋龍議員としまして、やはり堺町通りに常時観光客がいるので、シーズン

通しての部分の優先度のことをおっしゃっていると思うのですが、今、ここにつきましても、ここでなかなかお答えはできないのですが、ただ、繰り返しになるのですが、我々としてもやはり観光客が多いところだと認識はしています。実際に、特に外国人観光客がいらっしゃるものなので、どうしても雪が珍しいという外国人観光客もいらっしゃると思います。そうしますと、やはり我々地元とか日本人が考えている以外の行動をとる可能性があって、やはり危険なことがあるのかなと思っております。そういったことも含めて、いろいろ考えながら、今後どういう対応ができるのかという部分は、検討といいますか、何ができるかという部分は考えていきたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 先ほど御説明しました、まちなか居住の関係で、私の説明が悪くてうまく伝わらなかったようなのですけれども、決してやらないということでお答えしたつもりはございませんで、今ちょうど小樽商大とともに共同研究をやっておりますので、専門家がいらっしゃいますから、そういった専門家に、この因果関係、どういう形で、どんな手法で分析したらいいだろうというような、そういった御相談をしてみたいということでお話ししたつもりでございますので、決してやらないというつもりで言ったことではございませんので、御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。先ほどは非常に簡単な答弁で申しわけございません。

私からは、保育士不足への取り組みということで、市の取り組みについてですけれども、現在特にこれといったことはしておりませんが、先ほどの市長の答弁でもございましたとおり、国におきまして、民間保育施設の職員を対象に、経験年数、職場内の役割に応じた給与の加算という、これを行っております。これは実は平成29年から、ことしから行っているのですけれども、どういったことかといいますと、一応名目上、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善ということでございまして、月額4万円の加算。これは副主任保育士ですとか、中核リーダー、経験年数おおむね7年以上の職員・保育士について加算するというところでございまして、これは国の考えでは、その施設職員のおおむね3分の1を対象としているところだと聞いております。

また、月額5,000円の加算ということも考えてございまして、これは職務分野別リーダー、若手リーダー、例えば障害保育の関係のリーダーですとか、そういった方に支払われるということございまして、これは大体、経験年数おおむね3年以上の職員・保育士を対象としてございまして、国の考えでは、施設の職員のおおむね5分の1が対象となるというふうに考えているところでございます。

この経験年数というのは、おおむねの年数でありまして、各施設の職員構成等に応じて、柔軟に対象者を決めることができるということございまして、これが29年から始まっているのですが、この要件としては、本当に処遇改善、スキルアップするための何か研修を受けてということなのですが、29年については、こういった研修の受講要件は課さないで、保育所から直接、こういった職員がいるということで道を通して国に報告すればそれが加算されるということでございます。最終的には、翌年度に賃金改善実績報告書を提出させて、実態調査して払うということになるのですけれども、30年度以降については、これは先ほど市長の答弁であったのですが、30年度以降については北海道でこういった研修を行いまして、それを受講するという形をとって、受講が要件になって、また加算が払われるというような

形になります。

そういったことで、国では全体の底上げをすることを考えておりまして、本市におきましても、一応こういった状況もありますので、他都市の事例とかも参考にしながら、あるいは民間保育所の意見もお聞きしながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「私見、おかしいでしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 先ほど、森井さんの答弁で、私見の話をしておりましたけれども、大事な小樽市の政策である除排雪に関して、一生懸命私見の話をされて、私たちはそのことについて議論させられていたのですか。

(「訂正しろ、訂正」と呼ぶ者あり)

それを確認して、もしそういうことなのであれば、議会としても、個人の私見に対して議論などをする、そういう場ではないですから、そこを確認していただきたいと思います。

(「今までの議論全部私見で話してんのかい」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今、秋元智憲議員から議事進行がございました。

まず、私見かどうかということ、もう一度はっきりさせてもらいたいということでもありますので、それは市長にもう一度聞きます。今までの除雪に対するというか、雪関係、それに関する言葉は私見だと先ほど述べましたけれども、それは全てそういうことなのでしょう。確認をさせてください。

(「改善したということは全部私見だったのかい」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 今の御指摘について、お話をさせていただきます。

除排雪のことにおいて全てとは言っておりません。記者会見に基づく内容についてというふうにお話しております。それについて、それをピンポイントで堺町通りということで高橋龍議員が聞かれておりますので、記者会見においてはそのような質問でありましたので、そのことに基づいてお話をしておりますから……

(「何言ってるかわからない」と呼ぶ者あり)

(「市長記者会見でしょ」と呼ぶ者あり)

それに基づいた質問ですから、それについての質問、私見として聞かれているということだったので、私は私見としてお話をしているというところでございます。

(発言する者あり)

(「記者会見で私見を話しているってことかい」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今の市長の答弁では、記者会見に関しての部分は私見だというお答えであります。それで……

(発言する者あり)

(「さっきから改善だ改善だと言ってるのも私見でしょ」と呼ぶ者あり)

(「こういうことは、はっきりしてくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「これまでの議会答弁も全部私見の前提でしゃべってるってことになるの」と呼ぶ者あり)

(「改善した、改善したと言ってるじゃないですか。違うんですか」と)

呼ぶ者あり)

(「市の考え方じゃないんですね、市の考え方を聞いてるんですよ、私たちは」と呼ぶ者あり)

(「森井市役所じゃないんだよ、ここは」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 発言は控えてください。

もう一度、今まで話してきたことの、記者会見の部分ですか、それについては私見だと、先ほど明確に述べています、市長は。

(「ほかの改善点も全部私見なの、全部。同じ根拠だよ。ほかにも改善してるって言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

発言があるなら、手を挙げて。

(「勝手に発言していいんですか」と呼ぶ者あり)

いいえ、今、秋元智憲議員の議事進行で、それを確認してくださいということでありますから、それは確認をさせていただきました。

(「いや、今言ったのわからない」と呼ぶ者あり)

(「何言ってるの。どこからどこまでが私見なの。改善って使ってたのは全部私見なんですか」と呼ぶ者あり)

秋元智憲議員にお聞きします。今、市長にお答えしていただきましたけれども、それでは今の議事進行に沿ったお答えではないのですか。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） それでは、もう一度確認しますけれども、私見で記者会見も行って、私見のお話をされてきたということなのですね。記者の方々も、それは小樽市の考えではなくて、森井さん個人の考え方で発言されていることを小樽市の考えとして載せていたということなのですね。

(「市長記者会見だよ」と呼ぶ者あり)

そういうことでいいのですね。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） もう一度、市長に確認いたしますけれども、先ほどの市長の答弁では、私はそのようにとっておりますが、そうでなければ反論を今してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 反論はありません。先ほど説明させていただいたとおりです。

(「説明になってないって」と呼ぶ者あり)

(「記者会見で私見言ってるの、そしたら」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） それをお認めになったということですね。

(「それ、記者に言ってるの。私見だって」と呼ぶ者あり)

今の議事進行は、確かめていただきたいという議事進行ですので、まずはその件については確認をさせていただきました。

(「私はわかりました」と呼ぶ者あり)

高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

（「市長として答えられるようにね」と呼ぶ者あり）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、JR南小樽駅のバリアフリー基本構想について質問します。

2011年第2回定例会で、この問題を取り上げたとき、中松前市長の答弁は、エレベーター、エスカレーターについてはJR北海道の考えを伺いたいという答弁でした。それが任期最後の2015年第1回定例会では、JR北海道本社に出向き、直接要請を行ってまいりました。JR北海道とは今後、バリアフリー化の実現に向けて、より具体的な協議を行っていくと答弁され、前向きに変わりました。これは、市民の声に押されての結果です。この市民の声に答えて、どのようなバリアフリー化を実現していくかが問題になります。基本構想で定めた特定事業について、それぞれの特定事業計画作成の進捗状況及び作成が完了している計画については、その内容を説明してください。また、その進捗状況についての市長の見解を示してください。

基本構想策定後の協議会の役割についてです。

国土交通省のバリアフリー基本構想作成に関するガイドブックでは、基本構想の進行管理及び事後評価として、基本構想では、協議会を活用して継続的な改善を行い、進行管理の実施方法や事後評価の方法について具体的に示すことが必要です。基本構想策定時に設置した協議会を進行管理を担う中心的な組織として位置づけることが効率的と記載されています。小樽市の基本構想では、PDCAサイクルを活用したスパイラルアップの仕組みづくりが重要との記載だけで、どのように進行管理を行っていくのか明確化されていません。進行管理を担う中心的組織として、基本構想策定時の協議会をそのまま位置づけるべきではありませんか、お答えください。

南小樽駅は、改築から約60年の建築物です。公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインでは、バリアのないルート確保、わかりやすいルート確保、安全で使いやすい施設・設備が移動可能な環境づくりの三つの要素として示されています。また、参考として示されているバリアフリー化された旅客施設のイメージでは、道路から段差なく駅に入ることができる、駅に入ると駅施設を一望できる、移動線上に、エレベーター、トイレ、乗車券販売所、待合所、案内所が並んでいる、改札口に入ると、エレベーター、エスカレーター、階段を一時に視認できる、駅を出るとすぐ近くにバスなどの乗り継ぎ交通手段があるなどです。これらを実現するには、駅前広場を含めたJR南小樽駅の抜本的な改築が必要だと考えませんか。市長の見解を示してください。

駅舎の改築を実施した場合の事業費について、JR北海道から提案があったのであれば示してください。ないのであれば、市として提示を求めなかった理由について示してください。また、JR南小樽駅の住吉公園側からの入り口のアクセスについては、どのように改善される予定となっているのか説明してください。

JR南小樽駅に関連して、JR小樽駅は1日の利用客が約1万8,000人ですが、バリアフリー化されていません。JR小樽駅のバリアフリー基本構想の策定については、どのように考えているのか、市長の考えを示してください。

次に、鉄道網の維持について質問します。

第1に、全国の鉄道網をどう維持していくかの問題についてです。

大規模災害などで鉄路が破壊されたら、復旧されず廃線へと追い込まれることは、全国どの自治体でも起こり得ることです。鉄道路線の維持は、国民の移動の権利、交通権を保障するとともに、地方再生

の資源を守り、大都市と地方の格差拡大に歯どめをかける上でも重要な課題です。専門家は道路整備には多額の税金がつぎ込まれており、同じ公共インフラとして鉄道整備にも国が支援する必要性を指摘します。道路予算と同様に、全国の鉄道網を維持するために国の責任が多いと考えます。市長の見解を示してください。

日本共産党は、昨年4月に、「鉄道路線廃止に歯止めをかけ、住民の足と地方再生の基盤を守るために」と題した提案を発表しました。例えば、全国の鉄道網を維持するために国が乗り出すことです。具体的には、経営安定基金の取り崩しや積み増し、財政投融资の活用などの緊急支援を国が行います。中長期的には、公共交通基金を創設して財政的基盤を整え、JRグループの社会的責任として本州3社の黒字の一部を基金に組み入れ、分割民営化によってもたらされた大きな格差と不均衡を是正することです。また、災害を原因とする鉄路廃止をなくすことや、中小施設、三セク鉄道の経営基盤を強化する支援をすること、鉄道廃止の手続を届け出制から認可制に戻すことなどを提案しています。この日本共産党の提案について、市長の感想をお聞かせください。

第2に、北海道の鉄道路線についてです。

2016年11月、JR北海道は約半数の路線を維持困難と発表し、道内各地で鉄道路線が失われるのではないかとの不安が強まっています。2月10日、北海道運輸交通審議会鉄道ネットワーク・ワーキングチーム・フォローアップ会議は、北海道の将来を見据えた鉄道網（維持困難線区）のあり方についてを発表しました。ワーキングチームの発表は、全ての鉄道路線を維持することではなく、路線を取捨選択し、分析しています。鉄道路線を維持することを基本とし、議論することが必要だと考えています。この北海道のワーキングチームの発表について、市長の見解を示してください。また、JR北海道が経営維持困難とした路線が対象ですから、並行在来線は含まれていません。並行在来線を議論の対象外としていることについて問題だと考えませんか。お答えください。

第3に、並行在来線の存続についてです。中松前市長は2012年5月、並行在来線のJR北海道による経営分離に同意しました。北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線のJRからの経営分離は、政府・与党の申し合わせ事項によるものです。国勢調査の結果では、通勤・通学で余市町・仁木町から1,231人が小樽市に通い、逆に小樽市から余市町・仁木町には818人が通っています。合計2,049人になります。この人たち全てが鉄道を利用しているわけではありませんが、影響が大きいことは間違いありません。並行在来線の存続について、市長の見解を示してください。

市長は、並行在来線について、JRによる経営が望ましいと考えませんか。市長の見解を、理由も含めて聞かせてください。

鉄道は、公共交通の柱の一つです。しかし、小樽市の地域公共交通活性化協議会では、バス路線を中心に議論しています。地域公共交通活性化協議会で、蘭島から銭函までの鉄道路線について議論し、地域公共交通網形成計画を作成する必要があると考えませんか。必要がないと考えているのなら、その理由もお答えください。

最後に、ヒアリンググループについてです。

2012年第2回定例会では、札幌市視聴覚障害者情報文化センター、旭川市民文化会館、函館市総合福祉センター、岩見沢市民会館、北見芸術文化ホールなどに設置されているとの答弁がありました。その後、帯広市や釧路市でも導入した事例があると聞いています。また、札幌市では手話・障がい者コミュニケーション検討委員会でヒアリンググループを設置して、委員会を開催したとのことです。小樽市で把握している2012年以降の道内他都市の設置事例について示してください。

このときの答弁では、研究してみたいと言っていました。一つに有用性や仕組みの将来性、二つに導

入経緯や使用状況、経費などを参考に研究との答弁でしたので、それぞれその後の研究結果を示してください。そして、その研究結果から、ヒアリンググループ導入に対する市長の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、JR南小樽駅のバリアフリー基本構想について御質問がありました。

まず、特定事業計画の作成状況につきましては、現在、基本構想に位置づけられた事業における費用やスケジュールの調整を図っており、今年度中に作成できると聞いておりますので、計画どおりに進んでいるものと考えております。

次に、基本構想の進捗管理につきましては、バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックによりますと、基本構想作成時に設置した協議会を進行管理を担う中心的な組織として位置づけることが効率的であるとの記載があることから、本市といたしましては、構想作成時の協議会のメンバーで構成する新たな組織を設置し、進行管理を行う体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、JR南小樽駅の抜本的な改築につきましては、JR南小樽駅については、基本構想に基づき、現駅舎を活用したバリアフリー化を進めてまいりたいと考えておりますが、約60年を経過している建築物でありますので、将来的には抜本的な改築が必要になると認識をしているところであります。

次に、駅舎の改築の事業費につきましては、基本構想では現駅舎を活用したバリアフリー化が位置づけられているため、駅舎を改築した場合の事業費などの検討は行っておらず、本市としても提示は求めているところであります。

次に、JR南小樽駅の住吉公園側からのアクセスにつきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定では、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を一つ以上設けなければならないことから、JR北海道では駅舎の正面をその経路として改善することとしており、住吉公園側の入り口につきましては、改善する予定はないものと聞いております。

次に、JR小樽駅のバリアフリー基本構想の策定につきましては、現在JR南小樽駅のバリアフリー化を進めていることから、事業終了後にJR小樽駅のバリアフリー基本構想の策定の必要性等について関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、鉄道網の維持について御質問がありました。

初めに、全国の鉄道網の維持についてですが、まず、全国の鉄道網の維持に対する国の責任につきましては、鉄道は地域住民の生活路線であるとともに、観光振興や経済活動などの社会基盤として、道路と同様に重要な役割を果たしており、一般的に他の公共交通機関に比べて、大量性や速達性・定時性にすぐれている一方で、沿線人口の減少による利用者の減少や、厳しい経営環境の中で、安全の確保、老朽化対策への対応などの課題があると認識しております。交通政策基本法では、交通政策の基本理念を定めた上で、国において交通に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することなどを規定しており、私としても交通政策基本法などに基づき、国の責務を果たしていただき、持続可能な鉄道網の維持のため、抜本的な支援を期待しているところであります。

次に、日本共産党の提案につきましては、全国的に鉄道路線が廃止されている現状を踏まえ、地域社会の崩壊にもつながりかねないこと。また、道内においても、鉄道路線の廃止問題や、災害で不通にな

った鉄道路線の多額な復旧費用の負担問題などを踏まえ、鉄道事業の公共性や、鉄道事業を国が公的に支えることなどが提案されており、私としても、鉄道は地域住民の社会基盤として重要な役割を果たしているものと考えており、鉄道事業の持っている高い公共性にふさわしい経営形態を探求する国民的な検討や議論が必要であるとの考え方など、同じ認識を持っているところであります。

次に、北海道の鉄道についてですが、まず、北海道のワーキングチームの発表につきましては、私としてもJR北海道が将来にわたって全ての鉄道路線を現状のまま維持することは困難であり、路線ごとに果たす役割が異なることから、路線ごとの特性や地域に応じた対応が必要であると考えております。今後、道内における持続可能な鉄道網の確立に向けては、JR北海道、国、北海道、市町村がおのこの役割を踏まえ、相互の理解と協力のもと、2030年ごろの北海道を力強く支える鉄道網の実現に向けて、関係機関が一体となって取り組みを進めていくことが必要であります。まずはJR北海道がより一層の経営改善に取り組むことが求められるのではないかと考えております。

次に、JR北海道が並行在来線を議論の対象外としていることにつきましては、並行在来線をJR北海道から経営分離することについて、北海道新幹線整備の基本条件の一つとして、小樽市を含む全ての沿線自治体が既に同意したものでありますことから、JR北海道が示している維持困難路線とは別な場で議論されるものと認識をしております。

次に、並行在来線の存続についてですが、まず、その見解につきましては、鉄道路線は地域にとりまして非常に重要な資源であり、財産であると認識をしております。その地域資源を生かす視点も重要であると考えております。また、並行在来線が地域に根差した交通手段として定着をしている実態があることも認識しておりますが、一方で、鉄道路線の存続には事業の運営方法や採算性の問題もあることから、これらについて、北海道新幹線並行在来線対策協議会でしっかり議論すべきものと考えております。

次に、並行在来線をJRが経営することの見解につきましては、先ほども申し上げましたとおり、並行在来線をJR北海道から経営分離することは、北海道新幹線整備の基本条件の一つとして既に同意したものでありますことから、JR北海道が経営していくことは難しいものと考えております。

次に、蘭島から銭函までの鉄道路線の議論につきましては、現在、地域公共交通活性化協議会では、市内バス路線を中心に議論を進め、地域公共交通網形成計画の策定を予定しておりますが、将来的には鉄道路線についても議論をし、必要に応じて地域公共交通網形成計画に盛り込むことを考えております。

次に、ヒアリンググループについて御質問がありました。

まず、2012年以降の道内他都市のヒアリンググループの設置事例につきましては、ヒアリンググループは難聴の方の聞こえを支援するシステムであります。帯広市図書館の多目的視聴覚室、釧路市防災庁舎の市民対応窓口、北広島市本会議場傍聴席で設置をしております。

次に、ヒアリンググループについての研究結果につきましては、ヒアリンググループは、難聴や中途失聴などにより補聴器や人工内耳を装着している方々の聞こえをサポートするものとして大変有用であり、その仕組みは社会参加のために大変有効に活用できるものであることから、将来性のあるものと考えております。また、導入経緯は、聴覚に障害のある人が必要とする情報を正確に取得するための環境づくりのため導入しているものであり、その使用状況は、窓口対応や会議への参加、傍聴など、さまざまな用途で活用されているものと認識をしております。

次に、ヒアリンググループ導入についての私の見解につきましては、今定例会に提案しております小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例における、障害のある人の障害特性に応じた情報取得が容易にできる環境整備の観点からも大変有用なものであることは認識をしておりますが、設置に係る経費の課題もあることから、公共施設等総合管理計画に基づく施設更新の際に、関係団体の

皆様からのさまざまな御意見を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫元議員) 再質問します。

最初に、鉄道網から行きたいと思います。

全国の鉄道網の関係について、国の役割、重要な役割だという答弁がありました。ただ、国の責任を果たしてほしいとか、期待しているとか、そういう答弁だったと思うのですが、それだったら市として、市長として具体的にどういう行動を国に対してしていくのか、このことがなかったので、これを答えていただきたいと思います。

次に、北海道が並行在来線を対象外にしたことについて、別の場だという話があって、その後で多分、どこかと聞こうと思ったら、その後の答弁で並行在来線対策協議会の話が出たので、多分その場だという話だと思うのですが、やはりそこで議論していくにしても、この並行在来線対策協議会の議事録とかを見てみますと、やはり余市町などはきちんと鉄路存続について意見を述べているし、そういうところからいくと、まず、その協議会の場で、市長が鉄道路線を残すと、こういうことを決意を持って臨むかどうか、もしくは臨むことはないのか、その辺をお聞かせください。

次に、並行在来線のJRとの経営分離、これは基本条件であって、難しいだろうという話がありましたけれども、まず、基本は最初に質問した国の支援、これをまず強化することによって、経営分離しなくても路線が維持できるようにすること、それができれば、まず経営分離の必要がないと考えないか、これについてまずお聞かせください。これが三点目ですね。

もう一つですが、市長は、中松前市長が進めたカジノ誘致については撤回したのですよね。このJR経営分離も、中松前市長が同意したのですが、同じように撤回すればいいのではないかと思うのですが、これについてどう思いますか。

(発言する者あり)

そこまで言って、あくまでもただ経営分離を是とするというのであれば、どういうことをJR北海道に求めていくのか、これについてもお答えください。

あと、市の地域公共交通活性化協議会で、バスを優先していると。ただ、将来的には鉄道も含めてという話でしたけれども、国土交通省の手引でいけば、やはり地域公共交通網形成計画は単一の交通機関や運行計画でなくて、地域全体の公共交通ネットワークとして、総合的に捉えるものです。こういうことが書かれていて、そして鉄道、バス、タクシーなどを一体として検討して、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることがメリットだとか述べていたり、また別のところでは、特定の交通網路だけではなくて、地域に存在する複数の交通網路を横断的に取り扱ってくださいと、こうやって書かれているのです。この手引に照らしても、やはり鉄道も含めて面的に議論していくことが必要だと考えますけれども、この市の協議会で、この手引との関係で、先ほどの答弁をどう考えているのか、お答えください。

南小樽駅に行きますが、それぞれの特定事業計画と言ったのですが、ざっくり一つのことのようにならざるを得ないのですが、これは全ての特定事業計画が今年度中ということなのか、確認したいと思います。

もう一つ、駅舎の改築について、JR側から提示がなかったけれども、市からも求めなかったと、こういう答弁がありました。この問題で、全体的にそうなのですが、JR、JRというふうに言っているのですが、バリアフリー新法の第28条第3項「公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定

めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない」と。これは基本構想ガイドラインでも似たようなことが書かれています。やはり、そういう面でこの特定事業計画に対して、市の関与が薄いのではないかと。この法やガイドラインに従えば、市民の声を代表して、特定事業計画に反映させる役割が市長にあるのではないかと思いますけれども、これについてお答えください。

もう一つ、協議会の関係で、進行管理、新たなメンバーを構成していきたいということで答えていましたが、私の目の前には前回の協議会の副会長もいますけれども、それだったら何で解散してしまったのか、それについてお答えください。

あと、将来的にはバリアフリーだけではなくて、抜本的な改築を考えたいという答弁がありました。それはそれで受けとめるのですけれども、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに書いてあることを実現しようと思ったら、改築しないと実現できないと思いませんかと、こういうことを聞いたのですが、それにかみ合った答弁ではなかったのではないかなと思いますので、これについてお答えください。

あと、駅舎の改築の話ですけれども、築港駅の問題があります。これは市がつくってJRに譲ったのですが、小樽市はこの駅舎の建設費をJR北海道に負担させないために、築港駅前広場を土地区画整理事業の本体事業として進めたわけですね。駅前広場の附帯事業として駅舎をつくったのです。しかし、保留地処分金の大半を、このその他の物件である駅舎につぎ込んでしまって、それをJRに譲ったと。このように、マイカルとかJRのためには、禁じ手を使って改築をしてやっていったのだから、せめてどんな方法があれば改築できるのかということをもう少し検討する必要があると思います。

私は、こんな、例えば南小樽駅の駅前広場を改築するからといって、その附帯設備として駅舎というふうにはやるべきだとは言いませんよ。言いませんけれども、どんな方法があるのかということは、しっかりと検討すべきではないかと思えます。これは、このことについて答弁をお願いしたいのと、現在そうやって自治体がお金を出す、駅舎の改築にお金を出す場合、どのような事業だったならば国の制度による補助が受けられるのか、これについて説明をしてください。

ヒアリンググループについてはやりません。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

説明員に申し上げます。お答え願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、小貫議員から最初に鉄道網について御質問があったかと思えます。

鉄道網を、これから北海道の鉄道網を残していくために、市として具体的にどういうことをしていくのかというお話があったかというふうに思いますが、まずは、やはり私自身も北海道内35市の市長の1人でありますので、やはりこれは小樽市単独だけの問題ではありませんから、市長会として、この鉄道網のあり方について、やはり国や、北海道に対しても含めて、いろいろと申請をしていかなければならない、要請をしていかなければならない案件だというふうに思っておりまして、それについては、さまざまな場面で動き始めているところと認識をしているところでございます。

それと、並行在来線の協議の場で、小樽市としても余市町と同じように鉄道の存続に対して決意を持

って行うべきではないかという御質問もあったかというふうに思っております。先ほども答弁させていただきましたが、この鉄道においては、やはり小樽市における地域資源という観点は、私自身としても持っているところでございます。ですが、鉄道路線の存続におきましては、やはり事業の運営方法や採算性の問題もあることから、やはりそのことを並行在来線対策協議会の中で、余市町も含めてしっかり議論した上で結論を出していかなければならない、このように考えているところでございます。

それともう一つ、経営分離において、国の支援の強化があれば、それを果たさなくていいのではないかというお話もありましたけれども、現状における国の支援が強化されるという見込みは、私の中では残念ながら把握ができていない中で、それについてお答えをすることは現状では難しいかなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは1点、JRからの経営分離の関係でお尋ねがあったことにつきましてお答えいたします。JRからの経営分離、撤回すればいいのではないかというお尋ねだったと思いますが、これにつきましては、平成24年の5月に道内の沿線自治体が、どちらかというやむを得ずだった感があるかと思っておりますけれども、そういったことで皆様同意をしているという状況でございます。それで、それからもう一定程度期間がたっておりますし、この中で撤回しないのであれば、JRに何かを求めてという今御提言でございましたが、やはり、そういった事情で同意をしまっているという中で、今改めてJRにここで何かを求めるとするのは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、協議会の関係で、鉄道も含めて議論すべきではないかという点ですけれども、これにおきましては、小貫議員がおっしゃるとおり、今回の地域公共交通網形成計画の目的は、一つの交通網だけではなくて、複数の交通網をいかに連結させるかということが一つの位置づけになっております。そういった意味で、各交通事業者にも会議には参加をいただいているところであります。ただ、現状の中で、まず小樽市として優先すべきなのは、市内のバス路線と考えておりますので、今回の計画につきましては、バス路線を中心にまず検討させていただくと。

次の段階で、将来的に、並行在来線の関係ですか。そういった方向性が見えた段階で、我々も銭函から蘭島までの部分についての交通をどうするかという部分は、もちろん協議会の中の検討事項になっておりますので、そういったときにはきちんと議論はしていきたいというふうに考えております。

あと、JR南小樽駅のバリアフリーに関しましては、特定事業におきましては、各事業者で整備計画の期間が違いますので、同じ時期に工事をする、事業をするということにはならないのですけれども、基本的な計画につきましては今年度中に出していただけるという形にはなっております。

次に、駅舎について市から改築等を求めなかったのかという点につきましては、まずこのバリアフリー化の特定事業につきましては、基本構想に基づいた形で事業を実施するという形になっております。要は、基本構想をつくる段階で、基本的には駅舎は改築をしないので、しないと。今回のこういった一部の施設の改修で行うという形を決定してから構想をつくっておりますので、そういったこともありましたので、市としてはあえて求めなかったところであります。

その次は、協議会の進行管理の関係で、何で開催したのかという点ですけれども、実際に計画ができ、実際に工事が始まるまであいたということもありました。また、実際に進行管理するとき、協議会の人数等を含めて、いいのかということもありましたので、一度解散をさせていただいて、改めて、協議会のメンバーから改めてまた新たな委員になっていただいて、こういう進行管理をしていただきたいというふうに考えているところであります。

将来的には改築が必要ではないかと、要は改築しないと本来の目的が達成できないのかという点ですけれども、これにつきましては、きちんとその基本構想の中で議論をして、今回のこういった事業の中で達成できると判断をしたものでありますので、問題はないというふうに考えております。

あと、駅舎の改築で、どんな方法で改築できるのか検討すべきではないかという点ですけれども、確かに私も、駅舎が老朽化をしているというのは十分認識しております。そういった意味で、全道の市町村等ではいろいろな今取り組みがなされているのかなと考えております。そういった点においても、将来的にも確かにそういったこともやはり想定をしていかなければいけないこともあるのかなと思っておりますので、決して我々としなくても、検討しないということではなくて、いろいろな事例等を調査、研究していく必要はあるのかなというふうには考えております。

最後に、どういった国の補助メニューを使えば、そういった取り組みができるのかという点なのですが、申しわけございません。今、私のほうではどういったメニューがあるのか把握しておりませんので、これにつきましても、今後調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 建設部長に、聞き漏らしたかもしれないのですが、特定事業計画へのかかわりが少ないのではないかとという質問と、その特定事業計画の進みぐあいなのか、何かここは一緒にどうこうという質問があったと思うのですが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 申しわけありません。特定事業のかかわりが少ないのではないかとという点ですけれども、この点につきましては、繰り返しになりますが、基本構想の中できちんと議論させていただいて、その中で何をすべきかというのが位置づけられておりますので、それを特定事業者がおのおのその事業を実施していくという形になりますので、市としてはそこに関与していくという形にはならないというふうに考えています。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問します。

最後に言ったものの、建設部長、その答弁はまずいと思うのですよね、基本構想の策定の中で話したからいいというのは。先ほど言った法やガイドブックには、特定事業計画をつくるときに、きちんと市民の意見、そして市町村のリーダーシップのもと、ここで協議、調整や合意形成を図ることが考えられるということで、特定事業計画についても、しっかりと今、もう協議会は解散してしまっているのだから。この協議会が生きていれば、特定事業計画をつくる中で、協議会と相談してというのはあったけれども、協議会は解散してしまっただけだから、私はそのまま存続させるべきだと、おととしに言いましたが、解散してしまっているのだから、そうしたらやはりそれは市町村が責任を持って意見を反映させなければいけないのではないですか、それが法やガイドラインの趣旨なのではないのですかというところなので、そこはきちんと答えていただきたいなと思います。

あと、鉄道網の維持について、また市長会というのが出てきたのですけれども、さまざまな場面で言

っていくということだったので、それはどこなのか、具体的に示していただきたいなと思います。

あと、総務部長が答えたJR北海道に要求することというのは、たしか並行在来線の沿線の知事の協議会が何かで、もう既に要望していることからいっても、先ほどの答弁はまずいのではないかなと思うのですが、その辺はどういうことをJR北海道に要求していくのか、きちんと答えていただきたいなと思います。

あと、駅舎の改築の問題は、市長の任期もあと1年ですから、それはもう次の市長に頼むしかないかなと思いますので、それは後にします。

(「すごいな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

三点ですので、速やかにお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外は、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私が答弁するのは、恐縮ですが、先ほど市長会を通じて、行き先がどこなのかという……

(「さまざまな場面でやっていくと言ったので、それはどこなのかという。さまざまな場面って言ったものだから」と呼ぶ者あり)

ですから、市長会とか……

○議長（鈴木喜明） 勝手にやりとりをしないように。

○市長（森井秀明） どこなのかという、意図がわからなくて、市長会を通じてどこかに要請するのかという意味なのか、その市長会の中においてのどの場合なのかという……

○議長（鈴木喜明） 市長、もう一度聞きますから。

○市長（森井秀明） 済みません。

(「いいです。わかりました、いいです」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） そうすると、二番目のはいいいということですか。

(「今、答えたのはいいです」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

特定事業に係る市の関与なのでありますが、私が申しあげましたのは、事業内容について、市が関与するというのではないという答弁だったのですが、確かに小貫議員のおっしゃるとおりに、今構想ができて、これから事業を実施するに当たって、これから立ち上げます進行管理の協議会がまだ設立していない以上、市がきちんとリーダーシップを発揮しながら、実際に事業計画の提出を含めて、そういった進行に関して調整をしなければいけないというふうを考えておりますので、そういった意味では、市がきちんと責任を持ってやる必要があるのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 先ほど小貫議員から、経営分離されたその後の並行在来線につきましては、

一定期間たっておりますのでということで、先ほど答弁したのですけれども、よくよく確認しますと、基本的には、この並行在来線というのは、やはり地域の足ですので、地域で維持していかなければいけないというのが基本だということですが、経営分離された並行在来線、そのためにできる限りの協力と支援を行うということがJRにも求められるのだというような記載のものもございますので、沿線の自治体からそういった、これは小樽市だけではないですけれども、そういった要望があれば、やはりJRも含めていろいろ関係者で協議していくことになるというのが正しい答えでございますので、この部分については訂正させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） よろしいですか。

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 先ほどの民進党の高橋龍議員と市長とのやりとりのところですけれども、かなり改善をしたというのが私見だと市長が明言されました。記者会見録を見ますと、北海道新聞の方が「市長は、今の状況でも以前より改善が図られているとと思っている」という質問に対して、市長は、「はい、かなり図られています。」「改善はもちろん図られています。」と、市長への質問に対して、市長が市長として答えているのですね。これは、明らかに私見として答えているものではありませんから、改善したというのは私見ですと言った部分を取り消していただきたいと。こんな適当に、その場しのぎで、それは私見だからといって言い逃れしているものを、本会議場でお認めになるのはいかがかと思うのですが、これについて議長の裁き、精査をお願いします。

○議長（鈴木喜明） ただいまの安齋哲也議員の議事進行でありますけれども、記者会見で、どう思われていますかということですが、それは定例記者会見ということなので、市を背負ってというふうなことなので、どうなのかということですよ、安齋議員。

ただ、今までの議論の、市長の記者会見について、皆様がいろいろな御質問をされた中で、きちんとしたデータとか、そういうことでは一つも出せない状態で、自分の私見だと言っているような答弁をずっとしていたわけでありますよね。

（発言する者あり）

それで、今問題になっているのは、公な記者会見でそういうふうにしたこと自体、私見でしたということが許されるか、許されないかというのは、この場では判断はできません。その事実は先ほどはつきりしたわけですから、今後、予算特別委員会や、そういうところで、それはない、どうなのだという話をするということになると思いますよ。

この場で、例えばそのことをしたから議会を侮辱したとか、そういうことに当たって、もう一度というふうな、私は判断には今なっていないですね。

よろしいですか。

（発言する者あり）

（「よし、予特だ」と呼ぶ者あり）

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第20号、議案第27号、議案第28号、議案第39号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、中村吉宏議員、濱本進議員、中村誠吾議員、川畑正美議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属の会派において補充することといたします。

次に、議案第21号ないし議案第23号、議案第35号、議案第36号、議案第40号及び議案第41号につきましては総務常任委員会に、議案第37号につきましては経済常任委員会に、議案第24号ないし議案第26号及び議案第29号ないし議案第32号につきましては厚生常任委員会に、議案第33号、議案第34号及び議案第38号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月14日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 8時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 誠 吾

議 員 小 貫 元

平成30年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成30年3月15日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	総務部長	前	田	一	信
総務部総務課長		中	村	哲	也					

議事参与事務局職員

事務局	長	田	中	泰	彦	事務局次長	林		昭	雄
庶務係	長	由	井	卓	也	議事係長	柳	谷	昌	和
調査係	長	大	崎	公	義	書記	石	澤	麻	由美
書記		北	岡		尚	書記	深	田	友	和
書記		眞	屋	文	枝	書記	河	崎	仁	美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日3月15日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から3月20日まで5日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議事整理のため、明日から3月19日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 石 田 博 一

議 員 面 野 大 輔

平成30年
第1回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成30年3月20日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	浅	沼	敦							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章				
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭		
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長	上	石		明						
消	防	長		土	田	和	豊	病	院	局	小	樽	市	立	病	院					
教	育	部	長	飯	田		敬	事	務	部	長	金	子	文	夫						
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	総	務	部	長	伊	藤	和	彦					
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 由井卓也
調査係長 大崎公義
書記 北岡尚
書記 眞屋文枝

事務局次長 林昭雄
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 深田友和
書記 河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第41号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、議案第1号一般会計予算についての質疑としては、海岸線に防災行政無線を設置するための実施計画を行う防災関係経費900万円について、無線システムの種類はいろいろあるとのことだが、本市ではどのようなシステムを採用する予定なのか。また、そのシステムの特徴はどのようなものなのか。

市は、市内の海岸線に40基の屋外拡声子局を設置するとして、戸別受信装置との併用は考えていないという。しかし、これまで実施してきた訓練などでは、消防車等の音が屋内にいる人に聞こえなかったという話もあり、子局から放送をしても同様に聞こえないこともあり得ることから、市には無線設置後も検証を行い、必要があれば戸別受信装置との併用について検討してほしいと思うがどうか。

市交際費については、本市の財政状況が大変厳しいと市長みずからが自覚しながらも、前年度から約33%増額した100万円が計上されている。予算編成時に市長から各部局へ予算の2%削減を要請したにもかかわらず、自身の交際費だけ大幅に増額させるという市長の姿勢は到底理解できるものではなく、市政を運営する者として率先垂範した姿を示すならば、市長みずからが市交際費を減額修正し、議案を提出し直すべきと思うがどうか。

スウェーデン芸術祭の小樽市での開催に当たり、実行委員会への補助金が計上されているが、当該芸術祭が初開催であり、また、過去に類似の補助金支出の実績がないにもかかわらず、開催にかかわる総事業費の約3割を市が補助金として支出するというのは、疑問が残る。また、この芸術祭は日本とスウェーデンの外交交流150周年を記念した事業であるというが、本市が姉妹都市提携している2市を差し置いて、直接的なつながりのないスウェーデンとの芸術祭を開催することについて、市民の理解を得るのは簡単ではないと思うがどうか。

小樽市の大事な財産である、アイアンホース号の整備事業費1,400万円については、財源が全て基金繰入金であり、一般財源からの手当は一切ない。この基金繰入金のうち、社会教育振興資金基金からの900万円については、市が基金から約2,000万円を借用しているため残高約2,000万円から繰り出すことになるというが、市は基金から借入れをしているにもかかわらず、一般財源で事業費の手当をしないというのは、市教委に対して非常に冷たい対応であると考えているがどうか。また、このような対応をするのであれば、せめて今年度の決算で剰余金が出た場合には、借入金を一括返済するなどの政治判断を市長はすべきと思うがどうか。

市は、銭函地区における水難救助体制の強化と、海水浴客の水難事故防止を図ることを目的に、水難救助員3名と救助用ボートを銭函地区の海岸に配置するため、平成30年度予算に水難救助体制整備事業費を計上したという。しかし、人命救助の大切さは理解するものの、海岸のパトロールは本来海上保安が行うものであり、市が海岸のパトロールを実施することは二重行政となるため、本事業は厳しい財政

状況の中、市が取り入れるべき事業ではないと思うがどうか。また、市民からは不十分な除排雪により道幅が狭くなったことで、消防車や救急車が現場までたどり着けないことに対し、不満の声が上がっている。同じ人命救助なら、このような不満の声に対応することに重点を置くべきだと思うがどうか。

水難救助体制整備事業の実施に必要な人員については消防職員を充てるというが、市の消防職員数はただでさえ国の定める基準を満たしておらず、そのような状況の中で消防職員から人員を割くことは、結果として市の消防力低下につながってしまうおそれがあると思うがどうか。また、水難救助体制を整えること自体の必要性を否定するものではないが、一般的には、水難救助はあくまでも海上保安庁や警察が主体になって行うものであり、海岸の管理は北海道が主体になって行うものであることに鑑みると、市は関係機関と事前にしっかりと協議した上で進めるべきであったと思うがどうか。

消防職員の人命救助に対する崇高な使命感は理解でき、業務に必要であれば装備の更新や拡充を行うのは当然であるが、本事業を予算計上する前に警察や海上保安庁、北海道などと連携した活動を考えるべきであり、それらの機関との協議もないまま、特定の地区に水難救助員を常時配置することには唐突な印象が否めないがどうか。また、全国の消防を見ても類例がない本事業は、人命にかかわる以上責任が重く、途中で投げ出すわけにはいかないものであるから、消防本部として実施できるものなのか、慎重に検討すべきと思うがどうか。

市は、市内中心部における雇用確保、市内居住を促進することを目的として、IT関連企業等誘致促進補助金1,000万円を計上したが、この補助金の今年度の活用実績はゼロだったという。企業に利用してもらうには他市の補助金より優位性があるなど、企業にとって本市の補助金に本当にメリットがあり、魅力のあるものでなければならないと思うがどうか。

補助金の内容が、市としてIT関連企業をどうしても誘致したいというものであれば、誘致することを否定するつもりはないが、他市との間で比較優位性がない、通り一遍なことを漫然とやるのであれば、別な取り組みを行ったほうがよいと思うがどうか。

市はこれまでに、IT企業誘致に向けて東京事務所に企業誘致推進員を配置し、企業訪問などに取り組んできたというが、実際にIT企業からの相談や、現在協議が進められている案件はないという。当該補助金によって、本市がIT企業の誘致に積極的だと対外的にアピールでき、本市への進出を考える企業との折衝を円滑に行えるというメリットは理解できるが、硬直化する本市の財政状況を考えると、具体的なターゲットが定まっていない事業に対して多額の当初予算を計上するのではなく、企業との協議が進展した時点で補正予算を計上するというような対応はできないのか。

本事業において、市が誘致をもくろんでいるのはコールセンターであると思うが、市はコールセンターで必要とされるオペレーター業務などに関して、求職者の動向などを調査しているのか。また、そういった調査を行っていないとすれば、たとえ企業誘致に成功し市内に進出いただいたとしても、求人を出したところで人が全く集まらないといった求職者とのミスマッチが生じかねないが、そういった場合、市は企業に対してどのような対応をするつもりなのか。

本事業を創設した平成29年度は、平成27年度に行った設備投資動向調査の結果に基づき、北海道や本市への立地に関心を示した企業を訪問し、支援ニーズ等を聞き取った上で事業を実施したものの、実際に本事業を活用し本市に移転した企業は、現在に至るまでないと聞く。本事業を来年度も予算計上するに当たり、27年度の調査結果を根拠にしてしまっただけでは、結果として実績の伴わなかった企業ニーズに基づいて事業を継続することになってしまうことから、来年度も事業を継続するのであれば、改めて根拠となる企業ニーズの調査を行うべきと思うがどうか。

創業支援事業費1,900万円の予算計上に当たっては、今年度から事業が継続する部分を実額で計上し、

新規部分は予算算定時の今年度実績と、それ以降の見込みで計上したとのことだが、現時点での本事業の今年度決算見込み額は約1,300万円であるという。こういった状況に鑑みると、平成30年度の実績も予算計上されている1,900万円には達しないのではないかと思うがどうか。また、過去には利用条件などが折り合わず、本事業を利用できなかった方がいたと聞かすが、新年度に向けてはそういったことも踏まえた上で、制度設計を見直すつもりはないのか。

本市の非常に厳しい財政状況を踏まえ、当初予算で1,900万円を計上するのではなく、予算を切り詰めた上で本事業への申し込みが増加し、予算不足が見込まれた際に改めて補正予算を計上する方法もあると思うがどうか。

ロケツーリズムによるシティプロモーション事業費補助金100万円については、小樽フィルムコミッションが全国ふるさと甲子園に北海道初の出店を目指すための補助金だという。一方で、事業内容については映像関係者へのセールスによる、映画などの大型撮影の誘致を目指すとしているが、本事業の主たる目的はどちらなのか。

また、ふるさと甲子園の応募要領によれば、出店の申し込み締め切りは3月14日であり、今定例会の会期中だとのことだが、仮に補助金が議決される前に申し込みを行ったものの予算が否決された場合、市はどのような対応をするつもりなのか。

港湾計画改訂事業費20万円については、小樽港の基本理念を作成するため、港湾業界や関係機関から幅広い意見聴取を行うための予算だという。しかし、これまで数千万円もの費用をかけさんざん議論してきた港湾計画改訂を中断すると宣言しながら、改めて20万円という中途半端な額の改訂事業費を予算化することは矛盾していると思うがどうか。また、市は港湾計画の改訂を中断した理由について、今改訂すると貨物量の計画値が下がり、計画が縮小傾向になってしまうためというが、中断して時間を置けば計画値を下げなくても済むという話にはならない。そうであれば、計画改訂を中断するなどと言わず粛々と改訂作業を継続すべきであり、今回のような矛盾した中途半端で支離滅裂な予算は、到底認められないと思うがどうか。

勤労女性センターで開催されている放課後児童クラブについて、市は、今年度定員を上回る児童を受け入れるに当たり、暫定的にセンター内の部屋のやりくりで対応するが、新年度に向けては別の場所での開設について検討すると答弁していた。しかし、新年度も結局センター内の部屋を拡張して実施することになったと聞かすが、市はこの間どのような場所について、どのような検討を行ってきたのか。

また、年々増加する利用児童に加え、センターで活動をするサークルの方と児童とが譲り合いながら利用しているような現状に鑑みれば、さらに児童が増加した場合、センターでは対応し切れなくなることが想定されることから、市には勤労女性センターの役割を損なわせることなく、児童が安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブを別の場所で実施することも含め、真剣に検討してほしいと思うがどうか。

ふれあいパス事業は、新年度予算に2億350万円計上されているが、市によれば、ふれあいパス制度を今後も継続していくためには、市の費用負担を1億5,000万円に抑える必要があるという。そのため、費用負担を軽減できなければ制度の継続が困難になるが、本制度は継続を望む市民の声が多いことから、市にはICカード化など、費用負担の軽減につながる新しい仕組みを、いろいろと検討してほしいと思うがどうか。

また、現在森井市長は中央バスの信頼を失っており、市長は同社社長と会談して誤解を解きたいと言っているものの、いまだ実現はしていない。しかし、制度を継続するためにはバス事業者の協力が不可欠であり、そのまま放置するわけにはいかないことから、市職員には中央バスとの関係が改善できる

よう、いろいろと取り組んでほしいと思うがどうか。

2億円を超える事業費が計上された新年度のふれあいパス事業において、市は、今後は事業費の目安を1億5,000万円として、制度に一定の制限を行った新たな制度を実施したいとしている。しかし、その実施時期について、市長の改選期である平成31年度を避け、32年度から行いたいという市の言い分は、市長が自身の選挙に不利になることを避けているようにしか思えないがどうか。

また、本事業の制度設計から実施までをスムーズに行い、31年度から新たな制度を実施できれば約4,000万円の事業費の削減につながることから、市には市民からの税金を有意義に使うためにも、31年度からの実施に向け真剣に検討すべきと思うがどうか。

新年度のふれあいパス事業費が、昨年度当初予算と比較して4,350万円もの増額となった原因は、森井さんが北海道中央バス株式会社に対して、真摯さのない口先だけの態度をとり続けたことで、同社との信頼関係を破壊してしまったことにあるが、その結果、今後も事業が続く限り、この増額分が市民への毎年度積み重なる負担となることについて、市はどのように認識しているのか。

また、ふれあいパス事業自体の性格に鑑みると、予算増額に至った裏に幾ら森井さんの失策があったとしても、議会としてはそのことを理由に予算を削るわけにはいかず、本予算を議決せざるを得ない状況であるが、森井さんはそこにつけ込んで市民に多額の負担をかぶせる一方、みずからは依然として市長の座に居座り続け、この失策の責任を、給料を半月分減給する処分だけで済ませようというのは到底受け入れられる話ではなく、森井さんがとるべき責任のとり方は、辞職以外にあり得ないと思うがどうか。

子どもの生活実態調査事業費については、市内における子育て世帯の経済状況と子供の生活環境や学校、家庭での過ごし方などの関係を具体的に把握することを目的とした事業であると聞かすが、道が平成28年度に行った同様の調査内容を見ると、子供の生活実態の調査といいながら、調査票にはあたかも貧困者を探し出すかのような設問も見受けられた。市が調査を行うに当たっては、小樽の子供の現状をしっかりと把握できるような調査内容とすることで、市の今後の施策検討に生かしてほしいと思うがどうか。

本事業の調査結果によっては、本市の子供の深刻な貧困の実態が浮き彫りになる可能性も憂慮されるが、そのような結果であっても、市には調査結果をしっかりと受けとめ、実効的対策をとる覚悟で調査に臨んでほしいと思うがどうか。

一方、調査が一度だけで終わってしまったのは、今後市が行う施策による効果をはかる機会を失ってしまうことから、市には施策の有効性や改善点を検証するためにも、今後も継続的に本調査を実施してほしいと思うがどうか。

民間保育施設等整備支援事業費補助金は、いなほ幼稚園の認定こども園施設整備に対する補助として予算計上されたものであるが、市はいなほ幼稚園の新園舎完成に合わせて、同園で病児・病後児保育を平成31年度中に委託し、実施できるよう準備しているという。病児・病後児保育が本市でも実施されることは非常によいことだと思うが、一方で一般的に指摘されている問題点や課題について、市はどのように考え、課題解決に臨むつもりなのか。また、病児・病後児保育の実施に当たっては、事業の開始までにいろいろと考えなければならない事項があると思うが、市には、実施に向けて利用する子供のためになるよう取り組みを進めてほしいと思うがどうか。

臨時市道整備事業費については、ここ数年予算額が減少しており、新年度予算3億5,000万円についても今年度より1,000万円の減額となっているが、この理由はどのようなものか。また、この減額は事業を請け負う地元事業者、ひいては市内経済にも影響を及ぼすものと思うが、市ではその影響について

どのように考えているのか。

ここ数年の異常気象により、本市においてもこれまでにないような道路の冠水等が発生していることに鑑みれば、側溝の改修を含めた道路の改良・整備は、市民生活に直結する非常に重要な事業と考える。しかし、現在の予算額ですら十分なのかという心配がある中で、今後もさらに予算の削減が続けば非常に問題であると思うが、市では、今後、本事業の予算をどのように確保していくつもりなのか。

森井市長が進める除排雪に関するパトロールの強化については、建設部の職員が本来やるべき仕事を置いて携わっており、その人件費は表面上除雪費予算にはあられない隠れた除雪費と言えるが、市はこの人件費に費やしている金額を把握しているのか。また、パトロールの人件費の費用対効果を検証もせず、パトロールを実施しているのではないのか。

森井市長は公約の一つである、よりきめ細やかな除排雪を実現するため、就任初年度から除雪ステーションの増設、それに伴う共同企業体構成員を2社以上から4社以上とするなどとした「小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に係る提出要領」の改定など新たな施策を提案してはいるが、いずれも実施根拠に乏しく、その効果に疑問を持たざるを得ない。

一方で、除排雪担当の市職員は、市長の新たな施策の検証に多くの時間が割かれており、そのため除排雪業務にかかわる最も基本的な部分である作業効率や新たな除排雪方法など、市民のための除排雪を検討する時間が奪われていると思うがどうか。

また、今後について、市には除排雪の基本的な検討・研究をしっかりと行った上で、建設業界にも協力を依頼し、市民が安全・安心に暮らすことができる除排雪を目指してほしいと思うがどうか。

冬季の通学路の確保は、子供が安全に通学するために必要不可欠であるにもかかわらず、長橋小学校区の通学路の中には、積雪で2車線の車道が1車線になり車の交差が困難な状態になっていたり、除雪で積み上げられた雪山が2メートル近くになっている場所があるなど、危険な状況が見受けられるが、市が通学路の排雪を行うに当たっては、どのような基準をもとに判断しているのか。

また、通学路が危険な状況にあることは、子供の安全を見守る立場にある町会にとっても見過ごせない問題であることから、市には子供の安全を確保するため、排雪の必要な箇所がないか学校や町会に確認したり、パトロールの強化をするなどして、危険な通学路を解消するよう取り組んでほしいと思うがどうか。

とし1月末現在の累計降雪量は、昨年同期より61センチメートルも増加しているが、一方で排雪量は半分近くに減少しており、データの上では、昨年に比べ、市内には降雪量の差以上に雪が残されていることになる。このように、数字で見ると除排雪の状況が悪くなっているようにしか思えず、除排雪が改善されていると言っている森井さんの感覚とは大きな隔たりがあると思うが、市としては、この数字を見て除排雪が改善されていると思っているのか。

また、今年度と同じような累計降雪量であった平成26年度の排雪量は、55万立方メートルであったが、今年度の排雪量がわずかに12万6,000立方メートルであることに鑑みれば、市は予算ありきで意図的に排雪を抑制しているとしたら理解できないがどうか。

市の除雪費予算について、今年度の予算残額が少ない状況にある中、市は今後排雪を行う箇所の選定をどのように行う考えなのか。

また、市は通学路の排雪について、現在も道幅が狭い箇所が見受けられるが、必要な幅員を確保するなど適切な対応をするので、この時期に補正予算を組んでまで排雪を行う必要はないという。しかし、子供の安全確保のため、市には補正予算を組んでも排雪を行ってほしいと思うがどうか。

森井市長は、除雪対策本部が開催する会議に出席し、作業効率や予算、自分が聞いた一部の市民の声

を職員に伝えているというが、職員にとって、市長の発言は当然実行しなければならない指示になってしまうと思われる。このことに鑑みると、市長が会議で発言していることが、昨今の排雪抑制につながり、市内の排雪作業をおくらせている原因になっていると思うがどうか。

また、市長は排雪抑制をしていないというが、実態は排雪が抑制され、多くの市民が森井市長に失望している。常々、「きめ細やかな除排雪」、「住みよいまち、人にやさしいまち」と言っているのであれば、補正予算を計上し、きちんと排雪を行ってほしいと思うがどうか。

市長は記者会見において、報道機関から除排雪に関して聞かれた際に、自身の私見に基づいて除排雪の改善が図られたというふうに答えたと聞かすが、そもそも、市長が公の場で私見を話すことは、相手から求められた場合に限られるものであり、それ以外の場合は、市長は小樽市を主語として話さなくてはならないものと考えているがどうか。

また、市長は記者会見の場で、除排雪がかなり改善が図られていると発言したことについて、議会議論の中で具体的な根拠を求められるに至り、結局その発言が市長個人の私見であったことで、発言を裏づける具体的な根拠を示すことができない事態に陥っているが、市としては、それをよしとする見解であるのか。

国家賠償法第2条は、公の営造物の設置または管理に瑕疵があり他人に損害が生じたとき、国または公共団体が賠償しなければならないという内容であり、過去には除排雪に起因する事故により、責任が問われた事例があるという。事故はさまざまな要因が絡まって発生するものであり、最終的には司法が判断するものだが、森井さんが議会議論の中で公言する、雪山を積めるだけ積み上げてから排雪を行うという手法により、意図的につくられた危険な状況の中、車両や歩行者に万が一事故が発生した場合は、市の責任を問われることはないのか。また、これまで議会議論の中で多くの議員が現在の除排雪の手法について危険だと指摘をしても一切聞く耳を持たない、現在の小樽市の状況は異常だと思わざるを得ないが、市は改めて議会からの指摘を踏まえ、今年度の除排雪の手法を見直す考えはないのか。

市は、中央ふ頭の雪堆積場の負担軽減と市民サービスの維持を図るため、塩谷4丁目に市民が利用する雪堆積場を開設するというが、当該地について、市民からは行きづらく、そこに至る道路は危険だとの声が上がっているという。

市によれば、堆積場の設置場所を検討するに当たり、当該地の情報は森井市長から提供されたとのことだが、本来は実際に使用する業者など、さまざまな意見を聞いた上で検討すべきであり、市長の一声で決めたことには違和感があると思うがどうか。また、雪堆積場の必要性は認めるものの、不便だという市民の声があることや、決定の過程に疑問が残ることから、市は塩谷4丁目に雪堆積場を開設することを考え直すべきだと思うがどうか。

開設予定の塩谷4丁目雪堆積場の搬入路となる幅員の狭い市道について、市は路盤改良工事や照明設置などの整備を行うというものの、当該市道は、新幹線トンネル発生土を運搬するダンプトラックの動線とも一致しており、大型ダンプトラックと市民の雪を運搬するトラックがすれ違うのは困難な幅員であることから、非常に危険な道路状況となることが考えられるが、市は市民の安全をきちんと考えた上で雪堆積場の開設を決めたのか。

また、塩谷4丁目の遊休地を雪堆積場とすることは市長の提案であるというが、そもそも、市長提案の案件であるがゆえに、市は市民の利便性や安全を考えずに、当該遊休地での雪堆積場開設を決めたとしか思えないがどうか。

この搬入路の一部となる道道小樽環状線はカーブが多く、冬期間は近隣住民でも通行を避けるほど危険な道であり、北海道でもその危険性から、平成32年から小樽環状線のトンネル工事を予定している

聞く。それほどまでに危険だとされる道路を通らなければならない場所に、市民向けの雪堆積場を開設するというのは非常に危険であることから、市にはその危険性を十分理解し、雪堆積場の開設を考え直してほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度の利用対象について、市が雪押し場に堆積された雪の排雪を対象外とする制度変更を行ったことで、市民からは制度を利用しづらくなってしまい、道路状況が悪くなるなど不便を被っているという苦情の声が上がっている。市は、雪押し場にある雪が道路の雪なのかどうか色分けできないことを理由に一切対象外としているが、生活道路の雪を排雪するという本来の制度趣旨に鑑みれば、市が把握している道路の総延長、幅員、降雪量などの情報をもとに道路の積雪量を推計し、当該量の雪を雪押し場から排雪を行えるようにするなど、市民にとって利用しやすい制度のあり方を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

今年度の貸出ダンプ制度の申し込み団体数は、昨年度と比較し82団体減少したというが、減少した1番の要因は市が行った制度変更により、排雪第2種路線に属する27団体が対象外にされたためだという。対象外にされた団体に対し、市は基本的には排雪を行う考えを持っているものの、市民が自主的に排雪した場合は市の排雪が入らないとのことであり、その対応は一概ではないという。しかし、市民が自主的に排雪を行うのは、市が排雪をせず貸出ダンプも利用させないからであり、そのような対応では不公平が生じると思うが、このことについて市はどう考えているのか。

また、市は常々財政が厳しいとして除排雪予算を抑制し、新年度予算でも削減しようとしているが、貸出ダンプの制度変更により排雪で苦勞している市民のためにも、市には排雪予算をしっかりと確保してほしいと思うがどうか。

本市の水道料金は、2カ月で20立方メートルという基本水量が設定されているが、市内の4割近い世帯では、基本水量まで水道を使用していないという。市は、現在検討している次期水道ビジョンの策定に合わせ、わかりやすい料金体系にしていきたいというが、検討の中で、基本水量の見直し等についてどのような議論を行っているのか。水道の供給に当たり、固定的な経費や人件費がかかることは承知するが、使用水量が基本水量を下回る世帯が4割近くいることに鑑みれば、水道料金と下水道使用料の引き下げもしくは基本水量の引き下げを行うべきだと思うがどうか。

次に、その他の質疑・質問については、平成30年度港湾事業特別会計におけるひき船建造事業費について、市が示した新造船を導入した場合の30年間の収支計画では、約1億5,440万円の赤字が見込まれているが、市は厳しい財政状況の中で今後の収支バランスをどのようにとり、どのぐらいの収益が見込めると試算しているのか。

また、今回計上された事業費は6億6,000万円と非常に大きいものであるが、収支計画の黒字化が難しい中で、市はこの予算額が本当に妥当だと考えているのか。

平成28年第1回定例会において、引き船の新造を要望したところ、市からは中古船での導入を検討しているとの答弁であったが、一転して、今回新造船での予算が計上されたのは、どのような理由によるものか。また、総事業費の2分の1を過疎対策事業債で賄いたいとのことだが、過疎対策事業債が適用される見込みはあるのか。

議案第39号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案については、人事院勧告に基づき国家公務員に準じて職員の退職手当の支給水準を引き下げるものであるが、市では平成16年度から平成26年度までの10年間もの間、職員給与を独自削減してきた経緯があり、独自削減がなかった場合の支給差額と条例改正による退職手当引き下げ分を合計すると、相当大きな支給差額が発生するという。このような支給差額が発生することについて、市長は、職員給与の独自削減は過去のものであるから、配

慮は必要ないという認識でいるのか。また、人事院勧告を無条件に受け入れて退職手当の引き下げを執行しようとする市の姿勢は、職員給与の独自削減に協力してきた職員に対して余りにも配慮が足りないとと思うがどうか。

昨年10月、塩谷地区の漁業者を対象に、鉄道・運輸機構による北海道新幹線建設工事のトンネル掘削工事等により発生する建設残土受け入れ候補地の説明会が行われ、その際参加した漁業者からは、残土の受け入れに対して否定的な意見が出ていたと聞く。塩谷地区の漁業者は、既に余市・小樽間の高速道路に関係する工事現場からの濁水による漁業被害を受けていることから、今後は漁業者の意見をしっかり把握した上で、市は工事を行う関係機関に注意事項を文書で通知するなど、同様の被害が二度と起こらないよう対策をとるべきだと思うがどうか。

小樽海上技術学校の存続問題について、市はこれまでの海技教育機構との協議では、機構から必要な教室数や機能などの提示はないことから、同校を暫定的・恒久的に存続させるために、市が機構に提示できる場所の決定には至っていないという。これでは協議が進んでいるとは思えないが、市は同校の暫定的な移転場所も含めて、今後想定される機構からの要求に対してどこまで対応できるのか、事業費等も含めた検討はしているのか。

また、同校は平成32年度以降の生徒募集については不明であるとしているが、同校への進学を希望する中学生の進路決定のためにも、市には同校の存続について、市としての意思決定の期限をしっかりと決めて、機構との協議に臨んでほしいと思うがどうか。

人口減少対策について、市長はその根本としている小樽市総合戦略の中で、人口動向から導出される主な課題を挙げているが、その課題の一つである札幌市手稲区や西区への人口流出を抑制するために、市ではどのような施策を行ってきたのか。同様に市外から本市に通勤・通学する人を市内に住まわせるために、市はどのような施策を行ってきたのか。

また、人口減少対策に係る施策はどの自治体でも実施されている中、本市の施策が他市より優位性がなければ他市との競争には勝てないことから、市には他市の二番煎じのような施策ではなく、本市の魅力を具体的にアピールできる施策を行ってほしいと思うがどうか。

市長が街頭で行っている辻立ちについて、市長は公務の一環であると明言しているが、公務であるというからには、必要とされる法的根拠は何なのか。また、市長が辻立ちを政治活動として行うことは否定しないが、地方公共団体のトップという立場にある人間が、氏名の記載されたのぼり旗を持って辻立ちを行うという、公職選挙法に抵触しているのではないかと疑念を持たれるようなことは避けるべきであり、法に明確に合致した形で行うべきと思うがどうか。

本年6月に施行される民泊新法への対応について、市は、道が制定する条例の中で制限を定めるとしており、上乗せ条例など市独自の対応については法施行後の動向を見据え、必要があればそのとき考えるという。しかし、問題が発生してからでは遅く、市には上乗せ条例の制定など、市が市民や来樽する方の生命や財産を守るために独自でできることを検討し、法施行後に大変な問題が起きないように対応してほしいと思うがどうか。また、国内の民泊では昨今、凄惨な事件が発生していることに鑑みると、市内でも同様に民泊が犯罪の温床となる危険性は否めないと思われるが、それでも森井市長は民泊を推進する考えでいるのか。

本市では、堺町通りなどで外国人によるいわゆる白タクが横行しているが、市長はそのことを認識しているのか。白タクは自家用車で乗客を運送し料金を徴収するもので、道路運送法上問題であり、市は警察や運輸局が検挙につなげられるよう情報提供を行っているというが、情報提供だけではなく白タク行為が違法であることを看板の設置などで喚起するなど、ほかにも対応できることがあると思われるこ

とから、市には対応を検討してほしいと思うがどうか。

地籍調査事業の実施に当たって、市は、本事業の趣旨や目的について土地所有者の理解を得るために、平成28年度に説明会を1回開催したほか、回覧板での周知を行い、また、土地の売買等によって所有者が移転した場合は、事業受託者から対象者へ直接説明を行っているというが、市はそれらの周知方法だけで土地所有者から本事業への理解をしっかりと得られていると考えているのか。また、今回の調査において、土地所有者に土地の境界の立ち会いを求める際、事業受託者が期限を設けて立ち会いを求めていると聞く。市は、地籍調査は個人の財産を調査し、土地所有者の同意を得ながら進めるものだが、そうであるならば期限を設けて立ち会いを迫るようなことはせず、しっかりと土地所有者の同意を得た上で調査を実施すべきだと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、酒井隆裕委員外1名及び千葉委員外2名からそれぞれ修正案が提出されましたが、採決の結果、酒井隆裕委員外1名提出の修正案は賛成少数により否決と、千葉委員外2名提出の修正案は賛成多数により可決と、修正部分を除く原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第14号、議案第27号、議案第28号及び議案第39号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、可決された平成30年度小樽市一般会計予算の修正案の概要については、歳入歳出をそれぞれ8億324万1,000円減額して、総額559億1,355万2,000円から551億1,031万1,000円に改めるものであります。

歳出を減額する理由としては、ふれあいパス事業について、森井市長の失政による市とバス事業者との関係悪化に伴い、これまで事業者に御負担いただいた事業費の一部、約4,000万円を市が負担せざるを得なくなったことに対する財源対策を行うとともに、現状の施策の見直しや不要不急の事業について精査した結果であります。

その内訳については、総務費の総務管理費について、市長みずから本市の厳しい財政状況を述べているにもかかわらず、合理的な根拠も示さない中で、市交際費を増額することは認められないことから25万円の減額、商工費については、IT関連企業等誘致促進補助金が平成29年度の事業開始以降実績が全くないことから、一度事業を凍結し内容を見直すべきであり、対象企業が出てきた場合も、補正対応すべきと考えることから1,000万円を全て減額し、創業支援事業においても、過去2年間の事業実績を踏まえ、400万円減額することから、商工費合計で1,400万円の減額、土木費については、今年度の除排雪が市民の大きな不満や不安を生み、市民のための除排雪がなされていないことに鑑み、新年度は除排雪業者や交通事業者等も交え、データをもとに事業をよく検証した上で改めて予算計上すべきとの考えから、除排雪業務委託料7億6,414万円を全て減額するとともに、塩谷4丁目雪堆積場の設置は、受け入れ量などを精査した結果、必要性が認められないことから、雪処理場等関係経費2,030万円を減額、さらに港湾計画改訂作業を中断しているにもかかわらず、改訂事業費を計上するのは不適切であることから、港湾計画改訂事業費20万円を全て減額し、土木費合計で7億8,464万円の減額に、消防費では、水難救助体制整備事業費について、銭函のみに救助体制を整えることは、ほかの海水浴場との整合性が保てないこと。また、遊泳禁止区域で遊泳させないための情報周知の徹底など、先んじて行うべきことは多々あり、予算計上は妥当とは言えないことから、435万1,000円を減額するものであります。

また、以上の歳出減額に伴い、国庫補助金1億7,200万円と基金繰入金6億3,124万1,000円につい

でも減額するものであります。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第1号に対し、高野議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第1号 2018年度小樽市一般会計予算の修正案について提案説明します。

中小零細企業が経済の中心を担う小樽市内の状況は、2014年の経済センサス基礎調査では、民間事業所は5年間で675事業所が減少しています。2016年度の正規雇用労働者は64.2%、非正規労働者が35.8%を占めている状況です。

日本共産党は国の悪政から市民を守るため、福祉の充実と地元企業の支援、雇用拡大で若い人の市内への定住を図ることを目的にして、予算修正を提案します。

市民生活応援では、福祉灯油を復活させます。灯油価格は2月の生活必需品小売価格調査によれば、ホームタンクなどの多量買いで、最高高値が102.7円です。母子家庭や低所得者などを対象に2011年に厚生常任委員会に提出された予算世帯の6,000世帯、1世帯当たり6,000円を支給することで、3,600万円を計上します。

ふれあいパスは100円のワンコイン利用として、2016年度回数券販売数19万2,000冊分をもとに、3,840万円増額します。

社会保険料の軽減として、国民健康保険料は1世帯1万円の引き下げ、そして18歳未満被保険者の均等割を5割軽減いたします。

第7期の介護保険料は、介護給付費準備基金から約2億8,600万円繰り入れし、基金の額を中間計画から下げましたが、さらに第1段階から第4段階までを第6期保険料と同額にします。

中小零細企業に対して、緊急貸付資金として、限度額50万円を無利子無担保の融資制度を設け、小樽市高等学校卒業者と、卒業後20歳以下の市内居住者を雇用した企業に雇用奨励金1人20万円を助成する制度を設立します。

若年者の地元定住策の一つとして、35歳未満者を対象に、月額30万円以下の所得世帯に、1カ月1万円を限度として家賃を補助します。

就学援助として、せめてPTA会費を助成し、小学生は223万1,000円、中学生には130万6,000円、合計353万7,000円を計上します。

住宅リフォーム助成事業を復活させ、かつての実績をもとに1,600万円を計上します。

市営室内水泳プール建設については、基本設計を進めるための委託料を計上します。

職員退職手当については、かつて市の財政が厳しいことで、職員給与を独自削減して協力してきた職員に、人事院勧告だからといって退職金を減額するのは余りにも冷たい対応であり、減額を取りやめます。

これらに対応する財源として、OBCの固定資産税等の滞納の回収と財産売り払いなどによって増額し、個人番号カード交付事業の国庫補助金や貸付金元利収入などで減額します。

また、市交際費の25万円の増額及び伍助沢雪堆積場の開設は取りやめ、石狩湾新港管理組合負担金やニーズ根拠のないIT関連企業等誘致促進補助金、北海道新幹線推進費、社会保障・税番号制度システ

ム運用経費などを削減します。

我が党の修正案は、市民サービスと市内経済の回復を目指して編成しています。他会派各議員の皆様
の賛同を求めて提案説明いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1
号ないし議案第14号、議案第27号、議案第28号、議案第39号、予算特別委員会から提出された議案
第1号修正案については反対、日本共産党から提出された議案第1号修正案に賛成の立場で討論をいた
します。

除排雪に関して、日本共産党は当初予算で計上することが基本であることを、これまでも求めてまい
りましたので、予算計上そのものについては賛成です。しかし、市長提案説明での「住みよいまち、人
にやさしいまち」と正反対な除排雪となっていることは大問題であり、理解できません。

冬期間における円滑な道路交通は確保されていません。予算特別委員会当時でも、車がすれ違いでき
ない道路が排雪されないまま放置されていました。通学路の歩道の確保でも、始業式に合わせて一定程
度は行われたものの、一部は始業式に間に合いませんでした。歩道除雪が不十分なため、やむを得ず車
道を通行するなど、市民の安全は保たれませんでした。このような除排雪体制を改め、排雪抑制を行わ
ず、市民要望に対応した予算計上が必要であったにもかかわらず、昨年第3回定例会補正より2,600万
円減らしたことは認められません。また、除雪対策本部会議に市長が出席することは、組織を乱し、職
員のやる気を奪うものであり、直ちにやめるべきです。

塩谷4丁目に市民のための雪堆積場を開設することについては、市民が利用しづらい不便な場所にあり、
必要性が感じられないこと、使用されない雪堆積場に道路整備や照明設置に多額な費用をかけること
が必要とは思えないこと、カーブが多く、冬期間は危険な道道小樽環状線を通行しなければならない
こと、新幹線トンネル工事に伴うダンプトラックの通行とのかかわりはどうなるかなど、安全対策も考
慮されていると思えないこと、濁り水など環境問題はどうなるかなど、明確ではなく、賛成できません。
そもそも市長から土地があると提案されたことを理由に、なぜ、利便性も調べずに本地を選定したのか
疑問です。

貸出ダンプ制度の見直しについて、市排雪第2種路線であることを理由に制度利用ができなくなりま
した。市が排雪しないため、近隣住民が費用負担して制度を利用していたにもかかわらず、今回の見直
しで利用できなくなり、年2回排雪していた箇所が1回のみとなりました。本来であれば、市民との協
働でどのように分担していくかが大切であるはずで、費用抑制と効率重視の見直しは、市民の願いと
反しています。貸出ダンプ制度の抑制ではなく、むしろ制度の充実を検討すべきです。

I T関連企業等誘致促進補助金ですが、小樽市設備投資動向調査に基づき、支援ニーズを聞き取った
上で事業を実施しましたが、本事業を活用するとした応募はありませんでした。根拠もなくなり、本市
の財政が厳しいと言いつつ、ニーズのない事業を行う理由はありません。そもそも市長の掲げる中小零
細企業へ、より大きな助成支援は全く行われていません。このような事業をやめて、地場産業の発展に
寄与する施策が必要なはずで、

市交際費について、職員退職金の削減を提案していながら、みずからの交際費は増額することは納得
できません。

水難救助体制整備事業費について、予算計上そのものには反対しません。水難救助体制の向上は必要なことです。しかし、なぜ銭函なのか説明が十分ではありません。シーズン中、消防吏員を張りつけるわけですから、結果として消防力の低下が懸念されます。そもそも設置したものの救助できなかったことになれば、小樽市の責任問題にもつながりかねません。まずは、海岸管理者である北海道や、水難救助の主体である小樽海上保安部、北海道警察など関係機関との協議をした上で、小樽市として何ができるか考えるべきです。

石狩湾新港については、過度な投資が続けられています。王子エフテックス株式会社のための北防波堤工事は総工費が膨らみ続け、砂対策にはこれまで100億円近い経費がかけられています。現在あるガントリークレーンは、毎年9,000万円の赤字です。それにもかかわらず、2基目を導入するといっています。

地元企業への仕事の受注ですが、母体の一つである石狩市は、毎年1億5,000万円ほどの受注になっている一方で、小樽市は2015年度164万円、2016年度はゼロという結果です。改訂された港湾計画では、背後地域の貨物は現在小樽港で扱っている貨物を全て石狩湾新港で取り扱うことを見込んだ計画であり、小樽港と石狩湾新港との分担や連携を考えていないものです。

マイナンバー制度については、情報漏えいの危険性や、市民へのメリットよりもデメリットが大きいことなど、一貫して反対しております。

港湾計画の策定がおくれているのは、市長が原因です。

新・市民プールですが、複合計画の基本方針策定について、PFIやPPPの検討は行うべきではありません。今年度中に基本設計を実施すべきです。

学校適正配置ですが、基本計画を見直すべきです。

市民から求められている就学援助の費目拡大、PTA会費について、予算要望があったにもかかわらず、市長部局が盛り込まなかったことは、市長の責任です。

議案第39号小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案についてです。引き下げ額は部長職で79万4,723円、一般職で70万5,563円、平均で74万4,537円にもなります。10年もの間、職員給与の独自削減に協力した職員に、人事院勧告だからといって退職手当を引き下げるとするのは、余りにもひどい仕打ちです。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療についてですが、市民負担軽減こそ求められています。国民健康保険の賦課限度額については、限度額に達する所得が国の想定より低いことから、これまで限度額の引き上げをおくらせてきたと説明されていますが、2018年度、2019年度の2年間で、国と同じ水準に引き上げるとしています。

後期高齢者医療制度についても、軽減特例制度が2017年度から変更され、2018年度保険料は引き上げになります。これらの保険料、負担増に対して、しっかりと国に意見を言うことが求められます。

同時に、他市で実施しているように一般会計から繰り入れ、国民健康保険料を下げるべきです。また、国民健康保険事業運営基金が4億4,493万円あり、18歳以下の均等割を5割軽減する予算はわずか560万円ですから、この基金を使って、負担軽減と子育て支援の立場で実施すべきです。

介護給付費準備基金積立金は、約6億円となる見込みです。介護保険料の算定に当たっては、基金積立金2億8,600万円を繰り入れて当初計画より下がりましたが、なお負担増です。第1段階から第4段階の保険料を第6期と同額にするため、3年間で1億1,500万円基金を活用しても、2億円残ります。基金をもう少し繰り入れ、低所得者層の保険料を軽減するべきです。また、現在10段階の介護保険料の段階を、さらに細分化することを求めます。

水道料金下水道使用料では、基本水量を2カ月20立方メートルで基本料金を設定していますが、基本

水量まで使用していない世帯が38.5%に上っていることは問題です。次期水道ビジョンは策定されますが、両会計とも黒字で推移しており、市民の声に応えビジョン策定を待たずに、基本分と超過分の水道料金と下水道使用料を引き下げるべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、議案第1号平成30年度小樽市一般会計予算について、委員長報告の修正案に賛成、修正部分を除くその他の原案に賛成の立場で討論をいたします。

修正案の概要は、ただいまの委員長報告のとおりであります。

我々議員は、今定例会の予算特別委員会での質疑を通じて、市長が提案した原案について審議をしてまいりました。

除排雪予算については、年度当初に提示されたものの、この冬の排雪状況については、市民から多くの苦情が寄せられている中、市民ニーズを含め何らの検証もせず、予算計上の根拠も示されない状況であります。

また、他の予算についても、市長本人が認めるとおり厳しい本市の財政状況のもとで、市長は何らの財源対策を行わず、予算を計上しております。

特に、ふれあいバス事業費増加分は、中央バスとの交渉過程等に鑑み、明らかに市長の失政の結果、4,350万円を一般会計から支出することになりました。その点には何も言及せず、市民に大きな負担を負わせることへの説明もなく、財源を捻出する努力も行わず、財政調整基金を取り崩すなどということは、言語道断であります。

このような状況の中で、委員長報告のとおり、不要不急の事業については減額修正を行い、少しでも財源対策を検討して、予算を取りまとめることは妥当な考え方であります。

問題となる点について、まず、除排雪関連予算であります。除排雪業務委託料7億6,414万円については、平成29年度予算から1,000万円以上も減額されて計上されております。この冬の除排雪について、市内各地域の市民の方から排雪を全くやってくれないという不満の声が寄せられている中、予算特別委員会では、市が排雪を行う基準を設けず、また、今後も設けるつもりはないこと、排雪予算の抑制を行っていることなどが、議論経過から明らかになりました。

今冬は昨年より降雪量が増加し、気温も低下している中で、排雪量が極端に減少していることも示されております。一体、誰のための除排雪なのでしょう。どこがきめ細やかな除排雪なのでしょう。何の基準もないまま、不透明な密室で行われる除雪対策本部会議で、排雪箇所が決定されていること、その決定も除雪ステーションと協議しているかのごとく答弁していますが、ほとんど協議の跡など見えず、市が決定していること。バス路線が、2年も続けて除排雪を起因として運休していること、除雪パトロールが機能していないことなども踏まえると、およそ市民のための除排雪とはかけ離れた事業執行であります。排雪を行わないことについて、二言目には限られた予算の中で執行するというのを、市長を初め説明員は答弁しておりますが、市民は、予算内で排雪をすることではなく、高く積み上げる前に安心・安全な生活を送るために、しっかり排雪をすることを求めています。予算予算と口にする市長ですが、本来こういう必要な予算に対し、しっかりと財源を確保して予算を計上し、執行することが市長の務めではないでしょうか。それができていないことに、森井市長だからこそあり得ることかもしれませんが、まさかそれが市長の務めだと思っていないなどは、言わないですよ。

森井市長を支持する石田議員も、選挙の際に掲げた主な政策案で、除排雪の充実が最大の課題だとし、除排雪の予算は最大級にとるべきであろうと訴えております。この政策が実現されていないことは、石田氏の当選前後、それは、森井市長の当選前後の除排雪予算、決算、排雪量等を比較してみても明らかであります。石田議員も、市民生活を守るために最大限の除排雪予算を求めるならば、本修正案に賛同すべきではないでしょうか。

また、市長は議会からの辞職勧告を拒否するのであれば、次回定例会までに安心・安全な市民生活を確保するために、今冬の除排雪状況をしっかりと検証し、排雪抑制などを行うことのないよう財源措置も講じた上で、再度の予算計上を行う仕事をする必要があるのではないのでしょうか。

そのほか、特に問題となるべき点は、水難救助体制整備事業費についてであります。銭函の海岸線で水難事故が発生した場合の救助に当たり、消防職員3名を常駐させ、救助用ボートを購入する費用として約430万円を計上しておりますが、予算特別委員会で可決された修正案では、この予算について全額減額をしております。予算特別委員会において、なぜ銭函限定なのか。本市消防本部が対応する前に、警察や海上保安との連携が必要ではないのかなどの質疑に対し、市は説得力のある答弁をできなかったと認識しております。

また、本事業案は、消防が水難救助の使命感から示したものだということでしたが、質疑の過程で、市長が消防本部に持ちかけた話から端を発していることも明らかになりました。この発案者が市長だと言いきれないにしても、少なくとも消防本部がそんたくしたと言える状況であります。元ライフセーバーだった市長は、一般社会人としてはあり得ないとつひな発想で、かつて市議会議員時代に、小樽市の海岸線で水難事故が発生させないために、小樽市の職員2,000人を海岸線に立たせると、当時の観光振興室に強く迫ったという話も漏れ聞こえております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

この事業予算を修正するに当たっての、予算特別委員会における提案理由を、市長はしっかりと聞いていたのでしょうか。提案説明では、昨年発生した水難事故のほとんどは、海水浴場外で発生したものであるため、小樽市が行うべきことは、海水浴は指定の海水浴場であるべきことを市民や海水浴客に周知徹底し、結果、海水浴場外で遊泳することを防止することであるということです。また、近年指摘されているところでは、飲酒後に遊泳することで水難に遭う方が増加しているということでもあります。飲酒後に遊泳しないこともあわせて周知を徹底することで、水難の発生を未然に防ぐことが、本市の行政が行わなければならない事業なのではないのでしょうか。

それを水難ということを抑えた際、自分の経験の中だけで水難救助だけを発想し、その対策を講じるという狭い考え方で約430万円もの事業費を計上することは、幅広い視野で市政執行を考えなければならない行政の長たる者の行動として認められるものではありません。もちろん、人の命はとうとく大切なものであります。一方、海水浴について発生する事柄については、原則、自己責任であります。水難に小樽市としてどう対応するのか、こういう課題について水難救助という観点に固執し、その予防を含めた広い観点からの冷静な思考を行えず、予算特別委員会閉会後の報道へのインタビューに対し、市長は、銭函で水難事故が発生した場合に、議員はどう責任をとるのか、予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念などと発言しました。その発言について、総務常任委員会で各議員から質疑された際、どういう責任があるのかということについても、また、一部の議員とは何なのか、予算特別委員会採決の結果はこの予算案について、委員の誰も認めていない状況であることを問われても、答弁にならない答弁に終始し委員会を混乱させ、会期を延長させたことは許されるものではありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

また、もっと問題なことは、議員はどう責任をとるのかという表現についてであります。言及という言葉の意味もよく知らない市長だからこそ言わせてもらいますが、この表現の方法はいわゆる反語を用いた表現方法であり、議員はどう責任をとるのか、とられないではないかということで、つまり、議員は責任をとることができないということを強調する表現であります。これはまさしく、議員に対し、どんな責任かも示されない責任について、責任をとれと強く迫る発言であり、議会における議員の発言や議決等の判断を抑制するものであります。こうした発言を、市長という立場で平気で行うこと自体、正常ではありませんし、およそ市長の言動としてふさわしくないものであります。さらに、どんな責任が議員にあるのかということも、議会の場で、自分の主観に基づいた説明しかできない無責任な態度も、許されるものではありません。ちなみに議員、議会ともに本修正案議決後に、もし水難事故が発生したとしても、それについて、法的責任も道義的責任も発生するものではありません。理由は、責任が発生する合理的根拠がないからであります。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

昨年の第3回、第4回定例会で、高島漁港区の観光船事業に対する許認可問題等の執行責任について、議会は二度も森井市長への辞職勧告決議案を可決しました。それ以前から議会では森井市長に真摯に議会に向き合うことを求めていたところでもあります。しかし、今定例会においても、一向に改善の余地がないことには、議員としてのみならず、一市民としても遺憾の意を表明させていただきます。

稚内市では、3月14日の市議会本会議で平成30年度の一般会計予算案が否決されました。報道によると、民間温泉観光施設内の市有スペースに足湯を新設する改修費874万円の計上について、議会が反対したためとのことであります。

本市において、我が会派は予算の内容を精査し、市民生活に直結する必要な事業の予算と認められるものは原案どおり認め、各事業が予定どおり執行できるようにと検討、議論を進めてまいりました。本来であれば、市民生活を左右する予算について、100点満点と言わなくとも、議論過程で十分な説明がされる中で原案が可決されるよう、執行部、議会が努力をし、それが認められていくものと考えます。しかし、本市ではそうなってはおりません。それは、しっかりとした理由のある提案や、十分と言える説明が議会に対して行われていないためであります。

今回の稚内市の状況について、稚内市長は、大失態を招き、責任者として市民におわびをしたいと謝罪したとの報道がありました。一方、本市では、市長は議会で多くの問題点を指摘される予算案を編成し、また、自身の発言で会期が延長となり、議会の予算審議に影響を及ぼしたことについて、市民の皆様におわびどころか何のコメントもなく、ただ議会、議員の責任と言わんばかりの態度であります。このような改善の余地がない市長に対しては、我が会派としては、これまでの辞職勧告決議に従い、速やかに辞職して責任をとるべきであることを強く申し述べるものであります。

最後に、議会はみずからが有している監視、牽制、政策立案機能を十分に発揮して、修正案を予算特別委員会で提案し、可決しました。よって、この修正案は本会議においても可決されるのが当然であります。とにもかくにも、市民生活に必要な予算に配慮をし、精査を重ねた本修正案の可決について、各会派議員の皆様の御賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、6番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。それでは、どういう部分で、どういうこととということ。

○6番(石田博一議員) ただいまの中村吉宏議員の発言の中に、私の個人名が出てまいりました。内容を聞けば明らかに個人攻撃であり、一度ならず二度、三度出てまいりました。このような場でこのような種類の発言は、議会としてふさわしいのか、ふさわしくないのか、議長の御判断をお願い申し上げます。

ます。

(「事実の話してるんでしょ。間違っていないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） ただいまの石田博一議員の議事進行にお答えいたします。

公約の中で、除雪に対して最大限努力というか、予算がつくべきだということに対して、しっかりそれを遂行してほしいということを行ったと、私は理解していますね。そのことについて、もし公約違いであるならば、今のお話はありますけれども、私の知る限りでも、除雪に関しましては石田議員が一番、一丁目一番地というか、すごく気にされていたことだと思っております。そういうことですから、そういう考えのもとには賛同していただくべきではないのかというお話ですからね、非難ではないというふうに私は捉えております。

(「事実だ、事実」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

同一趣旨の議事進行はできませんよ。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番（石田博一議員） 平成30年第1回定例会、予算特別委員長報告における議案第1号修正案に反対する討論を行います。

まず、市長の交際費について。本来、市民から会合等の出席依頼があったときには、最大限出席することは市長の責務ではないでしょうか。それこそ、これは立派なことですよ。しかしながら、それに一々議会では異議を唱える。何か全て感情論で発言していませんか。出席の依頼があったとき、こちらには出るけれどもそちらは出ないなんて言えるわけがない。どの市民に対しても分け隔てなく、極力出席する。市民から来てほしいということで案内をいただいているわけですから、少しでも多く市民の皆様と接点を持つということは、地方都市の市長として当然のことではないでしょうか。そうすることによって、市民の皆様のお意見や要望、これをいただいている、これが何より重要で大切なことだと私は思います。

(「示せないしょ、だけど」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

御案内をいただくということは、それだけ市民の皆様にも慕われているということではありませんか。

(発言する者あり)

まちづくりにとって、大いに意義ある行動であるのに、その予算を削れという、全くつじつまが合いません。

(「そんな意義あるならメモくらい出してくれ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

どうしたら市民の声を吸い上げられるか、我々議員も考える責任があるのではないのでしょうか。

(「あんただけだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

我々もいろいろなところへ顔を出して市民の声を拾い、まちづくりに生かしていく、これは大切なことですね。

(発言する者あり)

要するに、市民目線で市政に携わるという観点からも……

○議長（鈴木喜明） 発言が聞こえませんがお静かに。

○6番（石田博一議員） こういうことが重要であると、私は考えます。

また、この交際費の金額のことについてですが、ちなみに、近隣地域では100万円を超えている例も多々あります。

（「出た」と呼ぶ者あり）

（「こっちやってるからいいってか」と呼ぶ者あり）

例えば、余市町長でさえ予算150万円……

（発言する者あり）

執行額は144万3,990円。

（「無礼だべ」と呼ぶ者あり）

仁木町長に至っては……

（発言する者あり）

予算180万円に対して執行額154万4,000円です。

（「失礼だ、あんた」と呼ぶ者あり）

これによって町民の皆さんと密着度がいかに高いか見てとれます。

（「今の発言のほうが無礼ですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

前小樽市長との比較においても、各種団体活動や会合への参加件数は、前市長の場合は4年間の平均で102件、森井市長の場合は、2年間の平均で1.8倍の179件となります。森井市長の行動量を鑑みれば、むしろよく押さえ込んだ予算であると評価するのが、妥当な捉え方ではないでしょうか。

（「無駄遣いだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

インターネットでも情報公開していますから、いま一度確認してみてください。

（「無駄遣いだ」と呼ぶ者あり）

続きまして、水難救助体制整備事業費について。これについては、遊泳禁止区域での事故だったから遊泳させない措置を講ずる、それが重要だというのが議会側の主張ですが、考えてみてください、本当にそれだけで安全が守られますか。例えば、看板を立てましたと。立入禁止の柵も設置しました、注意喚起をして周知にも努めました。でも、海水浴のお客は来ってしまうのです。

（「自己責任だ」と呼ぶ者あり）

もちろん自己責任です。

（発言する者あり）

委員会での答弁にもありましたが、全国71カ所ある海上保安で、小樽海上保安部が管轄する地域が飛び抜けて事故が多いと。だから早目に手を打たなければならない。

（発言する者あり）

いつも消防本部がやっていることは救助活動ではなく捜索活動になってしまっていることが大変残念だと、こうおっしゃっていました。

（発言する者あり）

人の命にかかわる、重大な問題です。今回の措置は、私としても当然のことだと考えます。本来なら全会一致で可決してもおかしくないはずですが、一体どうなっているのでしょうか。

(「勝手なこと言うな」と呼ぶ者あり)

1人でも救える命があるのなら、勝納からの出動では間に合いません。

(「したら、蘭島とかどうするの」と呼ぶ者あり)

現場常駐での対応が……

(「そんなこと言ったら、全国どこでも必要だよな」と呼ぶ者あり)

絶対必要だということは明らかです。

(発言する者あり)

こんな疑う余地のない安心・安全についての施策が否決されること自体、大変残念ですし、全く理解できません。

(「査察は重要でないの、そこ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

続きまして、除排雪関係経費について。例年除排雪の予算は、第1回定例会では、とりあえず必要最小限の予算提示でやってまいりました。

(「とりあえず」と呼ぶ者あり)

それは、前年度の反省や取り組みの変更、さまざまな検証をした上で、第3回定例会で補正予算として提出し、可決いただいてきたはずですが。しかし、議会側から年度当初に予算全額を提示すべきだという指摘を受けたので、今定例会での提示になったわけです。にもかかわらず、それを今度は、しっかり検証もしないで予算を組むことは認められない、全く真逆のことを言う。

(発言する者あり)

今さら、何をか言わんやであります。全く理解ができません。何かの意図を持って、その都度思いつきで発言しているとしか思えません。

(発言する者あり)

次に、雪堆積場関係の経費です。これも市民の雪捨て場ということで、冬期間における市民生活に直結する、大変重要な施策であります。中央ふ頭の雪捨て場は、ピークになれば雪があふれ巨大な雪山ができ、一時投げられない状態にも陥っています。

(「それ勝納じゃないの」と呼ぶ者あり)

重機を4台も入れて、海面を何度もたたくようにして雪を解かしています。しかし、その際泥も一緒に舞い上がり、ネットから流出している始末です。こんなことで海を汚しているのです。

(「山汚しているの」と呼ぶ者あり)

(「山汚していいんですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

また、漁業や港湾業務にも支障を来していると聞いていますし、海上保安部からも指導が入っている現状です。こんな時代に、こんなことでいいのでしょうか。こういうことは、我々議員が一番敏感になるべき問題ではないでしょうか。

さらに、ことしは融雪のための海水を循環させる循環ポンプも故障したり、外海への流出を防ぐフェンスも破れ、完全にパンク状態でありました。

(発言する者あり)

その上、最上の雪捨て場も近い将来、トンネル工事によって利用制限がかかるかもしれません。

(「何でそんなこと知ってるの」と呼ぶ者あり)

この雪、どうするのですか。

(発言する者あり)

市民には川に投げてはだめ、海に投げてはだめと言っておきながら、中央ふ頭の雪はどんどんふえてくる。とても解消できるレベルではありません。また、交通事情の面から見ても、降雪量の多い天神地区や山の手地区の皆さんのことを考えると、港まで捨てに行くのは大変手間がかかっているのが現状です。

(発言する者あり)

小樽の道路は、海に向かって縦方向に弱いのです。特に冬場は、日常的、慢性的に渋滞が起こっています。毎回そんな中で作業をしている、除雪業者の方々の苦労も目に見えてきます。

(「排雪しないからでしょ」と呼ぶ者あり)

(「何言ってるの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そういうことを考えると、市民にとっても業者にとっても、市内各所に一つでも多く雪捨て場があるということは、願ってもないことではないですか。

(発言する者あり)

そういう意味でも、今回の雪堆積場は、非常に使い勝手のよい場所ではないでしょうか。

(発言する者あり)

また、何とんでも、環境問題を考えれば、これ以上海に投げることはやめるべきです。

(「山はいいのかい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

環境問題に真っ向から取り組んでいる政党の皆さんもいるはずですが、逆行していませんか。

(「大きなお世話だ」と呼ぶ者あり)

もしほかに有力な候補地があるのなら、反対ばかりではなくて御提示願います。

(「探してないでしょ、あなたたちは」と呼ぶ者あり)

中央ふ頭がパンクしたら、小樽市も議会も、市民から集中砲火を浴びますよ。

(「またおどしい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

市民のための雪捨て場の増設は市民の願いです。まさしく民意です。

(「誰の」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

今回の皆さんの否決という判断は、その民意に逆らうものであります。来年は選挙の年です。こんなのでいいのでしょうか。

(笑う者あり)

(発言する者あり)

市民の皆様が、住んでいてよかったと言ってくれるまちにしていくためにも、便利で暮らしやすくしていくことが我々議員の責務であり、役割なのではないでしょうか。私たちの責任を果たしましょう。市長だけに任せ放しにしておく場合ではありません。

(「任せない」と呼ぶ者あり)

最後にまとめさせていただきます。そもそも今回の修正案のように、委託料そのものを減額する修正では、いずれ年度途中で補正を組むことは必至であり……

(発言する者あり)

単に課題を先送りにしたにすぎない全く無意味な修正であります。

(発言する者あり)

表向きには8億円減額した格好になっていますが、内容は何も変わっていません。

(「違う。そういう意味じゃない」と呼ぶ者あり)

森井市長になってから、あたかも財政が悪化したと言っているようですが、平成27年度の除雪費は、当初予算は6,500万円しか組んでおらず、このときでさえ、財政調整基金から5億3,000万円切り崩しております。ということは、実際の除雪費は当然補正予算を組まなければならない、この年には11億3,000万円の補正予算が組まれました。合わせると16億6,000万円の財源不足であります。

(発言する者あり)

物価の変動や地方交付税の減額を考えれば、現在までよく維持してきていると考えるのが妥当です。

(発言する者あり)

厳しい財政状況は平成27年当時から、いや、その前から何も変わっていないのです。

(発言する者あり)

であるのに、昨年12月の第4回定例会において、議員の歳費を値上げする法案を可決しました。

(発言する者あり)

(「議案ね」と呼ぶ者あり)

共産党や私は反対しましたが、これも数の力で可決されてしまいました。

(「それ事実と違うじゃない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

こんなことが市民に知れたら、大騒ぎになるのではないのでしょうか。

(発言する者あり)

我々議員もこんな財政状況ですから、身を切る対応があつてしかるべきです。

(「じゃあ、退職金もらうな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

以上、修正案には否決、原案には可決を主張し、討論といたします。

(「道義的って言葉、一つも出てこないぞ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「市長、退職金もらわないほうがいいんでないの」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) ただいまの石田議員の討論の中で、市交際費の部分で、隣の町村の名前を出して「余市町長でさえ」とか、「仁木町に至っては」ということで、少し他町村首長のことをやゆするというか、低く見て、見下げたような言い方をしている部分があったので、これは、さすがに小樽市議会として、認めていい発言なのかどうかというのは疑問に思っていますので、これについて議長のほうで、私の指摘がそのとおりだということであれば、石田議員に訂正を御指示いただきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいま、安斎哲也議員の議事進行にお答えします。

(発言する者あり)

「でさえ」とかそういうのは、私も若干問題はあるなという気はいたしますけれども、ここで石田議員に「でさえ」とかそういうことは、ニュアンス的には違ったということであれば、発言を許したいと

と思いますが。

(「言い直したほうがいいって」と呼ぶ者あり)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） 言葉は、あくまでもとり方ですから。

(「違うって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

私は、「できえ」とか「に至っては」と言ったのは、あくまでも小樽市よりも予算規模の小さな町でもという意味で使っております。

(「そういう言い方ないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

ですから間違っはけません。

(発言する者あり)

(「それが失礼な言い方だよ」と呼ぶ者あり)

(「余市長は、仁木町は、でいいんだよ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今のお話で、そういうことは、余市町は、財政規模も小さいところでできえ、小樽より多いということを使ったということなのですね。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それは、その財政規模が小さければ、当然、市長の交際費はそれより縮小するはずだというお考えのもとという発言になりますけれども、そういうことですか。

(「まあ、そういう意味もあります」と呼ぶ者あり)

(「それもまた失礼だぞ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

その言い方は失礼というか、要するに財政規模が小さければ首長の交際費は少なくあるべきだということはその市町村、それぞれのお考えがあるわけですから、当然、財政規模が小さければ、例えば大きいところよりたくさん使うのは不遜ではないかというような聞こえ方もしてくるので、そういう意味ではないのでしょうか、そういうところの言葉の使い方が少し違うのではないかという御指摘だと思いますよ。

ですから、間違っているとかではなくて、そういう、財政規模が小さければ首長の交際費が少なくあるべきだというお考えではないのですよね、石田議員は。そういうことであれば、基本的にはそういうお考えでない中で、今の使い方ということであれば、私としては訂正というかあれではないですけども、もし、財政規模が小さければ当然首長の交際費は少なくあるべきだというお考えのもとでの発言であれば、それは即訂正していただかなければいけないと思いますよ。その件について、もう1回お答えください。

(「言い直せばいいんだって、だから」と呼ぶ者あり)

(「言い直しなさい。余市町は、でいいんでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○6番（石田博一議員） 今の議長のお考えでよろしいです。

(「ちゃんと自分で言い直しなさいって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 申しわけありませんけれども、議員の発言でありますので、私としてはこういう考えのもとにお話をしたというか、先ほど皆様が議事進行の中で指摘があった、誤解ではないということをしっかり説いていただいて、もし、そういうふうにとられそうであれば、「でさえ」とかそういうところは取られたほうがよいかと思えますけれども、こちらのそれはいいですか。

(「自分の口で言わせなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「隣の余市町は」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

細かいところと思うかもしれませんが、基本的にはやはり自治体同士、しっかりきちんと尊厳を持った言い方をしなければいけないというふうには思いますので、もう一度、発言の内容を訂正するならしていただきたいと思います。

(発言する者あり)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

(「訂正・削除しろって」と呼ぶ者あり)

○6番（石田博一議員） そういう誤解が生まれそうなのであれば、それぞれを「は」に変えてください。

(「それぞれって」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと言い直せばいいしょ。子供じゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 町村名を出されて、「でさえ」、「至っては」というところは「は」に訂正させていただくということですね。それでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そう処理させていただきます。

安齋議員の議事進行でありますけれども、今の形で直します。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番（佐々木 秩議員） 民進党を代表し、予算特別委員会において可決された平成30年第1回定例会議案第1号修正案に対して、可決に賛成の討論をいたします。

森井市長から提案された一般会計予算額、およそ559億1,000万円のその大部分については、本市の経常収支比率が2016年度99.3%であることから、大部分が市民生活に必要な不可欠ということがわかります。しかし、新年度予算においては財源不足約20億円、結果、財政調整基金の残額が約3億円という内容は市中中期財政収支見通しを上回るスピードで市財政が危機的状況に近づいているのが実情であるにもかかわらず、森井市長は何ら有効な財源対策を講ずることもできず、いたずらにこれまでの歴代市長が苦心して蓄えてきた市の貯金である財政調整基金を食い潰している実態をあらわしています。

私たちは、本市がこのまま第二の夕張になることを見過ごすことはできません。小樽市民から託された血税の有効活用のために、根拠を十分に示せない事業や、市長の明らかに判断ミスの事業については、その支出をそのまま認めることはできかねます。

予算特別委員会終了後、市長は予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念と述べました。これは、森井市長のそのときの心情をそのまま吐露されたのだと思いますが、この発言は、市長提案予算案を議会が無条件、無批判で可決するのが当然と述べているようで、市長の地方自治と民主主義のルールについて、無理解のあらわれです。

このような市長が立案した予算案については、より一層、慎重にチェック機能を果たさなければなりません。

また、森井市長は議会が議決した予算に対する道義的責任についても言及しました。私たちとしては、議決結果への公的責任と道義的責任が一致するのが望ましいですが、不幸にして一致しない場合は、議員として公的責任を果たすことを優先します。それが私たち議員に課せられた使命だからです。

よって、このたびの新年度予算について、たとえ市長が道義的責任があると言おうが、最初に述べたように、本市の財政が第二の夕張にならないための修正案を支持し、公的責任を果たすことといたします。

以下、修正案の具体的内容について触れます。

除排雪予算についてです。森井市長が就任して3回目の冬が終わろうとしています、その集大成として、平成30年度予算を作成されたものと考えます。森井市政の一丁目一番地のきめ細やかな除排雪の結果は、極めて主観的で恣意的な判断による排雪抑制により、ことしも数日間路線バスがとまり、除排雪に対する苦情は増加しています。市長は、地域総合除雪体制を導入した目的や経緯を全く理解していないようです。過去の一部関係者の話だけを聞き、不公正を指摘された反省から生まれたこの体制を逆行するのは許せません。今定例会で指摘されたように客観性、透明性のもとで除排雪の基準を示し、市民の理解を得られる再提案を強く望みます。

伍助沢の市民雪堆積場についてです。本当にここに設置することが、大きな意味で地域住民や利用業者のためになるのでしょうか。狭い道路の危険性や、環境の問題も指摘されました。何よりこの場所使用の提案は、専門家ではない市長から一方的に出たとのこと、本当に検討が尽くされているのか不明です。よって、課題を整理してから着手するべきです。

続いて、市交際費についてですが、財政が逼迫している状況で、市交際費は増額するというにはなりません。今定例会の議論においても、公的な場で私見の話をし、政治活動と公務の違いもわからず混同してしまっている森井市長です。全て公務で広く声を聞くために必要と言い切ることに疑義があります。

増額の理由に、他の道内主要都市と比べても低いことも挙げていましたが、他の施策においては、よそはよそ、うちはうちという市長のスタンスとは全く矛盾しております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

このような財政状況であるからこそ、市長にかかわる予算は削減していくのが自身の責務であると、みずから言ってほしかったです。

(発言する者あり)

水難救助体制整備事業費435万1,000円の予算修正について、今定例会の議論経過で、市長から検討するよう指示があり、予算要求がなされたことが明らかにされた上、小樽海上保安部や警察など、関係機関との協議も十分になされた上での提案と判断することはできませんでした。今後、市民の安全を全ての海岸河川で守るための、よりよい方策を御提案いただくよう、お願いします。

創業支援事業費についてです。新規創業者への支援に関しては、本市の経済活動に重要な事業と考える一方で、財政状況における懸念も勘案すると、前年度の実績値をもとに400万円減額した1,500万円

の計上が、財政状況を踏まえた上での苦渋の決断といたします。

I T関連企業等誘致促進補助金についてです。現在、I T関連企業等からの協議や相談の実態はなく、2018年度も具体的な動きは見込めない状況であるとのこと。よって、今回の予算計上については見送り、協議が進捗した時点で補正予算を組む方法で対応していただきたいと考えます。

港湾計画改訂事業費についてです。中断する港湾計画改訂作業の再開は、基本理念作成後の2019年度から行うということでした。その間にかかる事務費や出張費は、港湾総務費から捻出することが妥当と考えます。

以上ですが、この修正案は、代表質問から予算特別委員会までの10日間、出席議員と説明員側の危機的状態にある本市財政を何とかしたいという、熱く真摯な議論の具体的な成果です。はなから市長の言っていることが全て正しいという、議会のチェック機能を果たし得ない、一方的思い込みで根拠に乏しい市長擁護の感情論とは違うことを申し添え、議員各位の御賛同をお願いし、本修正案に対する賛成の討論とします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○11番(斉藤陽一良議員) ただいまの委員長報告に賛成し、予算特別委員長報告の平成30年第1回定例会議案第1号平成30年度小樽市一般会計予算に対する修正案及び修正部分を除く原案について、公明党を代表し、可決を求めて討論を行います。

原案は、平成30年度一般会計予算として、総額559億1,355万2,000円を計上されていますが、森井さんみずから発言されているとおり、厳しい財政状況の中、歳入については過剰対策事業債ソフト充当分から2億1,590万円、さらに、財政調整基金から何と17億9,695万6,000円も取り崩す財源対策により編成されています。

30年度は、除排雪事業の費用も当初予算に計上されていますが、さらなる歳入増加の施策を伴う予定もない中、中期財政収支見通しでも指摘されているように、このまま何ら財源対策を行わなければ、平成32年度には財政調整基金が枯渇するという状況に陥っており、今回のような財源対策で一般会計を賄わざるを得ないことは、市民の皆さんにとって大きな負担を与えるものであります。

本来なら、森井さんは少しでも予算を削減すべき義務があるにもかかわらず、この原案からはその努力が全く見受けられないという提案者の指摘は、まことに的を射たものであります。

また、昨年の議会議論で明らかになった、本市の公共交通網の重要な部分を担っていただいている北海道中央バスとの関係悪化や、同社に一部負担をしていただきながら進めてきたふれあいバス事業について、昨年10月からは市が事業費を全額負担しなければならなくなったことにより、29年度当初予算で1億6,000万円だった事業費が、平成30年度には2億350万円に増加したことは、本市財政にとって極めて重大な問題であり、原因は、同社に真摯な対応を怠り、小樽市にとって全額負担以外の交渉の余地も残されていたにもかかわらず、負担部分についての交渉を十分に行わないまま、いたずらに時間だけを費やした森井さんの個人としての資質のなさに加えて、救いがたい失策、失政にあることは誰が見ても明らかであります。

したがって、我が党は本修正案について、財政健全化に真剣に取り組もうとしない森井さんにかわって、提案者がこうした状況を改善し、ふれあいバス事業を従来どおり継続するためには、これまで同社に負担をしていただいていた部分の財源対策を考えるべきとし、それに見合う財源をその他の事業の中から探索し、さらなる精査の必要があるものや提案を先送りすべきものについて、具体的に減額修正す

べき金額や内容、その理由を明快に述べられていることから、それぞれについて賛同の意思を表明するものであります。

まず、総務費については、25万円を減額することについてですが、これは全て市交際費の減額であり、市長みずから厳しい本市の財政状況を述べている中で、歴代市長が例年75万円に対応してきているにもかかわらず、みずからの身を切る努力をすることもなく、欲しいままに予算を増額することは、市民が納得する合理的な根拠を示すことができない以上、認めるわけにいかないのは当然であります。

次に、商工費の1,400万円の減額について。そのうちIT関連企業等誘致促進補助金は、平成29年度から実施をし、28年度、さらに平成29年度の残る期間の見込みを含めても実績なしとのことであり、原案計上の1,000万円全額を減額し、対象企業や内容を見直し、対象企業が出てきた段階で費用を算定し、予算を補正し対応すべきであります。

同じく、創業支援事業費については400万円減額し、1,500万円とします。本事業も平成28年度900万円、平成29年度1,300万円の実績ベースで考えると、平成30年度は実績の伸びの期待を含めても、修正案の金額が妥当であると考えます。

土木費の7億8,464万円減額についてですが、その減額内訳として、まず、除雪費の除排雪業務委託料は、原案では7億6,414万円計上されておりますが、今年度の除排雪業務については、市民の間に大きな不満や不安を生み、市民のための除排雪が実施されていない現状であり、多くの疑義が議会質疑でも挙げられ、見直すべき点も多数指摘される中、今年度の検証も行わずに例年どおり平然と当初予算計上することを認めることは到底できません。森井さんがよく言うきめ細やかな除排雪とはほど遠い、不行き届きな除排雪状況であり、市内の計画的な除排雪事業を執行するに当たっては、各ステーションの除排雪業者や交通事業者等も交え、バックデータをもとによくよく検証の上、各作業の進行に当たり明確な基準などを設けて、市民の安全・安心と冬の生活利便性確保に、必要十分な予算の計上を行うべきであります。

次に、雪処理場等関係経費1億5,609万円のうち、塩谷4丁目雪堆積場開設に関する経費分2,030万円の減額については、市民が利用する雪堆積場について、受け入れ量など精査し慎重に判断するべきであり、また、この開設地は環境への配慮が必要な場所であり、その上、道路改修など多額のコストがかかる点も考慮に入れて、しっかりとしたデータに基づいた必要性が示されるまで、先送りすべきであります。

続いて、港湾計画改訂事業費について。原案では20万円計上されていますが、市は現在、港湾計画改訂事業を中断し、来年度はその事業を執行しないとしていながら、計画改訂の事業費を計上することは不適切であり、矛盾であります。この金額について、原案から削除し先送りとするのは、至極妥当であると考えます。

最後に、消防費のうち水難救助体制整備事業費435万1,000円を全額減額修正する件についてですが、予算説明では、水難救助用のボートその他を購入し、常備消防職員3名を常駐させるとのことです。しかしこれは銭函地区に限定されており、これでは市内の他の海水浴場等への対応と整合性が保たず、まして銭函地区での水難事故は、主に遊泳禁止区域で発生していることなどを考えると、遊泳禁止区域で遊泳をさせないための情報周知を徹底することや、市内全ての海水浴場の監視、救助体制の現状を総合的に確認、分析するなど、銭函地区に特化して体制を固定化する前に、先んじて行うべきことは多々あることから、当該予算も妥当とは言いがたいものであります。

以上の理由から、平成30年度小樽市一般会計予算について、歳入歳出予算総額559億1,355万2,000円を、総額551億1,031万1,000円に減額する修正案については妥当であります。

このように、新年度当初予算がこれだけ大幅に減額修正される事態は、その当初予算原案を提案した執行機関の政策運営に対して、議会側が事実上の不信任の態度を表明したことを意味するものと解すべき重大な事態であります。

さらに、この修正案が採決された3月9日の予算特別委員会の終了直後、森井さんは記者の取材に対して、銭函で水難事故が発生した場合、議員はどう責任をとるのか、予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念と述べたことが報道されました。万が一発生した水難事故に対する責任は、一般に、市にも議会にも、議員にもないことは明白であるにもかかわらず、それをいかにも議員にあり、それをどうとるのかと迫る森井さんの悪質な言いがかりは、到底許されるものではありません。

さらに、それを議会で追及されると、法的責任はないが、道義的責任が市や議会にあると強弁するなど、市長として求められる行政の長としての資質、能力はおろか、一社会人としての判断力や倫理観さえ疑問視されるに至りました。

また、予算特別委員会の全ての委員が反対の態度をとっているにもかかわらず、森井さんは一部の議員が協力しない状況と、事実と反する発言をして改めず、審議を著しく停滞させたほか、議会が市長提案の予算議案を修正したことをもって、議員が協力しないのは残念と、いわば戦争中の翼賛議会さながら、議会は市長に協力すべきものと言わんばかりの、議会制民主主義をわきまえない時代錯誤の致命的な政治感覚のなさを露呈しております。

以上、森井さんはこれまで二度に及ぶ辞職勧告決議の可決に加え、今回、事実上の不信任を意味する議会による平成30年度当初予算の大幅な減額修正という恥ずべき事実を重く受けとめて、直ちに市長の職を辞すべきことを強く申し上げ、予算特別委員長報告の平成30年度小樽市一般会計歳入歳出予算の修正案に対し、可決の態度を表明し、各党派、各議員の御賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

議案第1号に対する委員長報告は修正可決であります。まず、高野議員外4名から提出された修正案について採決いたします。

高野議員外4名から提出された修正案について可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、本案に対する委員長報告は修正可決でありますので、委員会の修正案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、委員会の修正案は可決と決しました。

次に、ただいま可決した修正部分を除く原案について採決いたします。

修正可決部分を除く部分を原案のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、修正可決部分を除く原案は、可決と決しました。

次に、議案第2号ないし議案第14号、議案第27号、議案第28号及び議案第39号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第23号小樽市債権管理条例案については、市は、条例の制定による市民へのメリットとして、大多数の納期内納付者にとっては、適正な債権管理により公平性が確保され納得できること、滞納者にとっては、徴収猶予や債権放棄ができることを挙げているが、徴収猶予や債権放棄については地方自治法に定めがあり、現行の制度下においても可能であることから、メリットとはならないと思うが、市にはその認識があるのか。また、パブリックコメントの意見募集時には、条例制定の目的を公平な市民負担の確保としていたにもかかわらず、条例案では、公正かつ円滑な行財政運営に資することと変更したことは、市民を欺いたことにほかならず、結局は、市が税や料の徴収効率化や円滑化を行うための条例でしかなくなっていることから、市は条例案を修正して、提案し直すべきだと思うがどうか。

自治基本条例については、平成30年度に全ての条文を対象として見直しが必要か否かの検討を行い、見直しが必要と判断した条文については、31年度に見直しを行う予定であるという。2年かけて見直しを行うことについて、市は、初めての見直しのため慎重に行うためだとしているが、現状に適さない条文があるのであれば、速やかに見直す必要があると考えることから、31年度とは言わず、その前に結論を出すべきと思うがどうか。

また、見直しに当たり、議会を規定する条文を見直すことになった場合には、市による見直し案が議会によって修正される事態にならないよう、市長は議会の意向を確認するための手段を講じるなど、市職員に指示するべきと思うがどうか。

森井市長は、予算特別委員会閉会後の取材に対し、予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念と発言したことについては、全委員が予算を原案どおり認めていないことから、市長発言は事実誤認であることは明白であるにもかかわらず、市長は事実誤認であることを認めず、発言を訂正しないという。しかし、それでは森井市長に対し、客観的事実に基づかず、思い込みや憶測で公的発言を行い、誤りが発覚しても謝罪や反省ができない市長だという烙印が押され、社会的信頼性を失うことになるが、市長

はそれでもよいのか。

また、市長は発言の中で「協力」という言葉を使用しているが、議員には市長提案の予算への協力義務はなく、今回、予算が修正可決されたのは単なる市長の力不足であり、協力しないことをもって議会が道義的責任を果たしていないというのは、戦前の大政翼賛会と同じ発想である。議決に不服があるなら、再議のように法律に基づく手続もあることから、市長には不適切な発言を行う前に、ルールに基づいて対応してほしいと思うがどうか。

森井さんは、銭函地区における水難救助体制整備事業費が予算特別委員会で減額修正された直後、取材に対し、事故が発生した場合には議会にとるべき責任があるかのような発言をしている。しかし、水難事故は本来自己責任であり、市や市議会に法的責任はなく、また、森井さんの言う道義的責任も個人の内心の問題であり、法的には意味をなさないことから、議会にはとるべき責任はないと考えるが、なぜ、森井さんはいかにも責任があるかのごとき発言を行ったのか。今回の森井さんの発言は、記事を見た者の感情をあおり議会をおとしめるものであり、その手法はファシズムが用いるデマの手口と同様のものだと言わざるを得ない。歴史ある小樽市の市長が、公人としてこのような発言をすることは恥ずべきことであり、小樽市の名誉のためにも、森井さんは発言を撤回すべきと思うがどうか。

平成30年2月1日の市長記者会見での森井市長の発言は、公式見解と私見が余りにも混在していることから、聞く人には、小樽市長が話しているのか、森井氏個人が話しているのか判断できないものになっている。しかし、市長という公職についている以上、聞かれたときにだけ個人的見解を述べる以外は、公人として発言するべきと思うがどうか。

また、森井市長は同日の記者会見で、小樽協会病院の分娩再開について事実誤認の発言を行い、市民に少なからず誤解を与えている。この発言が、私見か公式見解なのかはわからないが、市民に少なからず誤解を与えている以上、市は速やかに訂正すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第23号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により継続審査は否決されました。続いて、採決を行った結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第40号及び議案第41号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも否決と決定いたしました。

次に、議案第21号、議案第23号及び議案第35号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号、第23号、第35号は否決、陳情第23号は継続審査を主張し、討論を行います。

マイナンバー制度については、一貫して反対しております。債権管理条例案では、債権台帳の整備や徴収計画の策定を行い、督促以下の手続を進めるというものですが、現行制度のもとに実施している債権徴収手続においても、徴収事務と債権の消滅手続は可能です。本条例の柱は事務の一層の適正化、効

率化であって、債権徴収強化です。パブリックコメントでも、条例制定の必要性がないという意見が大多数を占めました。そもそも、全庁統一的なルールなどあり得ません。条例制定の必要性は全くありません。

陳情第23号です。趣旨については理解できますが、議論が必要なことでもあり、継続審査を主張します。

議案第35号です。この手当増額は当然ですが、配偶者の手当削減はするべきではありません。

議案第40号です。市長減給条例です。市長がまず責任を果たすべきという立場で賛成はしますが、今後において、さらにみずからを律することが必要です。いずれにしても、市長がこのまま何の罰も受けない状態はふさわしくありません。

議案第41号です。小樽市非核港湾条例案です。米朝首脳会談への動きが報道されています。会談が実現し、危機打開、緊張緩和、非核化、平和体制の構築につながることを強く願うものです。その一方で、米国トランプ政権が公表した新核戦略指針「核態勢の見直し（NPR）」で日本への核持ち込みの危険拡大につながる、重大な方針転換がなされました。小樽港には、毎年のように核兵器搭載可能な米艦船の寄港が行われています。非核平和都市宣言を実効あるものとし、核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民進党を代表し、議案第40号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に、反対の討論をいたします。

一度議会で否決されたものです。同じ理由のままです。ということは、二度目の今回の内容は、議会にも市民にも説明責任を果たし、納得してもらい、させる気などさらさらないということです。

よろしいですか、こういうことこそが、市長として資質がないということなのです。言っても無駄なのでしょうが、市長の仕事というのは、自分の考え、思いを、条例や予算として市民の代表である議会に納得してもらって、実現していくことこそが市長の仕事なのです。

（「私見で動いたらいけないですよ」と呼ぶ者あり）

この仕組みは、地方自治の根本なのです。この仕事を放棄し、能力もないことが、今日のことでよくわかりました。

次に、議案第41号小樽市非核港湾条例案に対し、賛成の立場から討論いたします。

核弾頭を搭載可能な危険な軍艦が、核兵器廃絶平和都市宣言をする小樽市へ、友好親善の名のもと、係留経費すら支払わず入港すること。また、地位協定と照らし合わせても、たび重なる入港が友好親善とは考えられず、米軍の調査及び訓練であることは明らかです。市民に小樽港の軍事的役割を平時から意識させるものであり、北東アジア地域の軍事的緊張、そして平和を願う市民の思いに逆行するものと考えます。

我々民進党は在札幌米国総領事館と北海道に対して、同じ考えから、関係団体を通して、マスティン入港反対の意思を示しました。

このことについて、北海道から回答がありました。港湾管理者である小樽市長の意向が尊重されるべきと考える。核兵器の搭載の有無については、外務省に確認しており、在札幌米国総領事館に対しても、乗員の規律の厳正な保持と事故防止に万全を期すように要請を行ったと述べていました。

また、同じく北海道は、港湾利用は日米地位協定に基づいて行われるものであり、国の基本的な施策である外交安全保障にかかわるものであるが、今後も涉外知事会を通じ、港湾管理条例等の尊重、非核三原則の堅持など、地元の意向が尊重されるように国に要望していくと答えました。

これは、残念ながら相次ぐ在日米軍による事故と犯罪を受けて、関係自治体や各県知事が、強く在日米軍のふるまいを指弾しました。そして、政府も大変遺憾であると表明したのであります。これを鑑みると、北海道として当然の態度だと認識します。

そこでです。小樽市としても、当然同じ立場から外務省に対して、核兵器を搭載していませんよねと尋ねているだけのことなのであります。そうであるから、地域や地方の意向、思いが尊重されなければならぬとする地方自治法、そして港湾法の成り立ちを考えると、平和を願い、人類に対する犯罪兵器である核兵器を認めないとする本小樽市非核港湾条例に賛成するものであります。

議員各委員の賛同を求めて、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第23号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第40号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第41号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第21号、議案第23号及び議案第35号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽港港湾計画の改訂を一時中断した理由について、市長は取扱貨物量の計画値においては、現在の小樽港を取り巻く社会情勢を踏まえ、物流の振興策に取り組みながら現状の港湾機能を最大限に伸ばすため、取扱貨物量の計画値を、平成8年のピーク時に近づけることができないのか検討したいと述べているが、北海道の港湾全体の取扱貨物量が減少し、フェリーの日本海航路数も限られている中で、小樽港の取扱貨物量を増加させようという市長の思いを実現するためには、取扱貨物量が平成8年度に比べて倍以上に増加している石狩湾新港への投資をやめて、小樽港の活用を促進させると同時に、小樽・敦賀間のフェリー航路を取り戻さない限り、到底不可能な話であると言わざるを得ないと思うがどうか。

小樽港の第3号ふ頭は、税関手続を比較的簡易、迅速に処理できる指定保税地域に指定されており、平成28年度には、北海道全体の中古車輸出の94.8%を小樽港が占めたことから明らかなとおり、他港に比べての利点となっているという。しかし、市は、現在、第3号ふ頭に国際旅客船埠頭機能を整備する方向で計画を進めており、その整備がなされた場合、第3号ふ頭では指定保税地域としての輸出入機能を保持することができないとのことだったが、市は別の場所への指定保税地域の機能移転について、どのように考えているのか。

また、市が港湾計画改訂を一時中断してまで基本理念を作成するというのであれば、第3号ふ頭の例のように、個々の案件ごとに玉突きを繰り返しながら小樽港のゾーニングを決定していくのではなく、小樽港全体を見渡した上でバランスがとれるよう、考慮しながら進めてほしいと思うがどうか。

市は、引き船「たていわ丸」の後継船を導入するに当たり、中古船、新造船、裸用船のそれぞれで30年間の経費を比較した結果、最も収支のバランスがよい新造船での導入を決定したとのことだが、この場合でも年間500万円、30年間で合計1億5,000万円程度の赤字が見込まれるという。この赤字は、現在よりも10隻多く大型クルーズ客船が毎年小樽港に寄港することで解消できるというが、ポートセールスの観点から、この寄港増は達成できると考えているのか。また、引き船の新造に多額の税金を投入していることについて、市民の理解を得るためにも、ぜひ赤字解消に向けしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

市が計画案を示した小樽市地域雇用創造計画案について、計画に基づき雇用創出事業を行うに当たっての地域重点分野として、観光産業分野と食関連産業分野の二つを挙げているが、市が地域重点分野をこの二つに絞った理由とは何なのか。

一方、市が今後行う予定の地域未来投資促進法に基づく小樽市基本計画では、地域経済牽引事業として観光や食関連だけではなく、小樽港などの交通インフラを活用した物流関連分野にも力を入れていくという話も聞くが、本事業においても観光、食関連分野だけに固執するのではなく、他事業との関連性

も考慮し、例えば地域産品の販路拡大により雇用創出を目指す取り組みとして、小樽港を活用した販路拡大の可能性を探るセミナーを行うなど、小樽港を活用してもらい働きかけも積極的に行ってほしいと思うがどうか。

近年、本市において有害鳥獣による農業被害が増加しており、市ではこれらの駆除をしているものの、その生息数は一向に減少する様子が見られず、相当数が山間部に生息していると思われる。そのような中、例年150頭前後駆除されているエゾシカについて、市では来年度、わずか40頭分の駆除しか見込んでいないとのことだが、実態にそぐわない見込みを立てているのは、どのような理由によるものか。また、ここ数年駆除に関する予算の執行率が100%であることに鑑みると、実際には駆除しきれないで残された有害鳥獣も多くいることが想定される。今後、しっかりとした対策をとらなければ、さらなる農業被害の拡大が想定されることから、市には必要な頭数を駆除できるよう、手だてを講じてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して討論します。

市長提案の当初予算案では、今年度実績のないIT企業誘致に、引き続き予算を計上しました。市長が公約に掲げた企業誘致のためでしょうが、同時に掲げていた中小零細企業へより大きな助成拡大については、一切進めていません。それならば、議会として本陳情を採択し、制度実現を迫り、その一例にしてはいかがでしょうか。

市内の業者は、多くが小規模業者や個人経営です。外から来る企業だけを応援するのではなく、地元で頑張ってきている業者を応援することを求めます。特に、店舗の老朽化が進んでいる中で、店舗の改修や設備の更新を助成することによって、市内業者への発注を促し、市内経済の循環を実現する店舗リフォーム助成制度実現を求める陳情者の願いは妥当であり、採択を求め討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第24号小樽市手話言語条例案については、条例を制定することが目的ではなく、制定後に手話の普及啓発に向けた各種施策を実施していくことが重要だが、市は、市民に向けた具体的な施策の推進をどのように考えているのか。また、施策の推進に当たっては、関係団体との協議をしっかりと行うとともに、市には手話言語条例における他都市の先進事例を調査し、市民が手話への理解を深めることができるような施策の実施を検討してほしいと思うがどうか。

議案第29号小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案では、介護保険法の一部改正に伴う基準省令の一部改正に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の一つであるサービス提供責任者の経験年数が3年から1年に見直しされているが、この経験年数の差によって、利用者への対応に差が出るようなことはないのか。また、一部改正される基準省令では、訪問介護の生活援助中心型サービスについて、ケアプランの適正化に向けた対策の強化が行われるというが、市には、この対策がサービスの利用抑制につながらないようにしてほしいと思うがどうか。

議案第32号小樽市後期高齢者医療に関する条例及び小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案については、道外に住民票を有しながら、本市の国民健康保険に加入する者が75歳に到達した際、従前は住民票のある都府県の後期高齢者医療に加入していたものを、国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、北海道の後期高齢者医療制度に加入するよう変更するものであり、これによって社会福祉施設や医療機関が偏在する都道府県、市町村の財政負担の不均衡を是正することができるという。しかし、本来は被保険者が居住する自治体で対応が完結することが原則であり、被保険者の住所地が本市から離れることで、被保険者への連絡や保険料の徴収など、手続が煩雑化する可能性があるならば、居住する自治体で手続等が完結できるように、対応を考えるべきと思うがどうか。

本市における地域包括ケアシステムの構築については、団塊世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、市が中心となり、在宅医療と介護など多職種が連携するための箱物ではないソフトづくりが強く求められていると考える。そのためには、現在以上に医療と介護の現場が意見交換を行うことができる場を設けるなど、市が潤滑剤や接着剤のような役割となって、これまでよりも現場同士が顔の見える関係を築くための仕組みづくりを進めてほしいと考えるがどうか。

在宅医療については、高齢化が進む中で全国的にニーズが高まり、入院型医療からシフトしていくと思われる一方で、在宅医療従事者の負担の大きさが問題提起されているが、市は、在宅医療従事者の負担軽減を図るための支援体制について、どのような取り組みを行っているのか。在宅医療の提供には、訪問診療を行う医療機関が必要となるほか、医療と介護の連携も必要になるが、市には、今後想定される需要の増加に向け、庁内においても連携強化を図り、体制整備を進めていく必要があると思うがどうか。

平成29年度から実施されている新小樽市立病院改革プランの数値目標では、平成32年度に経常収支比率を98.5%とし、33年度には単年度の経常収支の黒字化を見込んでいるという。その目標達成に向け、民間の経営手法の導入や経費節減・抑制対策として、競争性の高い契約への見直し、収入増加・確保対

策としては、2次救急患者や他の医療機関からの紹介患者の受け入れ拡大による患者数の増加など、各種の取り組みを行っているというが、市には自立した病院経営のために、経常収支の改善を図るとともに、市民に信頼される、より一層質の高い病院となるよう努めてほしいと思うがどうかなどであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第32号並びに請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、請願及び陳情は、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査につきましては、いずれも継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第32号小樽市後期高齢者医療に関する条例及び小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案については反対の立場で、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号は全て採択を求め、討論を行います。

議案第32号についてです。後期高齢者医療制度は、75歳という特定の年齢に達したら強制的に全員加入させられる制度です。年齢で線引きをし、特に医療リスクの高い高齢者を、別枠の医療保険に囲い込み、高い保険料と給付を強いる制度になっています。制度がつくられた理由について、高齢化に伴い増加する医療費に対して給付と負担の均衡を図り、将来にわたり持続可能な医療制度を確保するためといいますが、高齢者だけを切り離して医療を受けることをためらわせるような医療費抑制となっており、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらす制度です。

今回提出された議案も、まさに医療費の抑制のために一部都市に人口が集中すればその市町村の医療費が高くなるだろうということで、負担の不均衡を是正するとして、現在の住所と異なっても転籍する前の市町村で医療負担をなささいというものです。本来、国民健康保険または後期高齢者医療の適用は住所地で行われているため、たとえ介護施設や長期入院したとしても、住所を施設所在地に移した方については、住所地がある市町村で保険給付の適用を受けることが原則です。この特例の適用になる方がふえればふえるほど、本人との直接アポイントがとることも難しくなり、結果的に納付が困難になることも懸念されます。

日本共産党は、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃して、もとの老人保健制度に戻し、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を復元して、憲法第25条を生かした医療改革への転換を求めており、この議案には賛成できません。

請願第2号の「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてです。請願の願意は、もっと利用しやすいようにしてほしいという願いも込められています。今回、2017年度のふれあいパスの有効期限が1年延長となり、毎年の更新手続が大変だったという市民からは、喜びの声を聞いています。ふれあいパスは、1997年7月から実施されました。この背景には、社会的交流の場を求める市民の強い要望があったからです。アンケート調査からも、ふれあいパスが健康維持等につながっていることがわかっています。ふれあいパス未申請の方の中には、乗用車保有者だけではなく、バスに乗れない、回数券が買えない方もいます。未申請、実購入者についてもしっかり分析を行い、目的に沿って心身の健康

と、高齢者が積極的に社会に参加できるような制度にするべきです。高齢者の人口の増加を理由に制度を萎縮するようなことは許されません。今後もふれあいパスの目的と役割から利用制限なく、もっと利用しやすく、小樽市の経済や公共交通維持にもつながるようにするべきです。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。昨年、厚生常任委員会で京田辺市の大住ふれあいセンターの視察をしてきました。ここの施設ができた背景には、児童館と老人福祉センターが地域になかったことや、ひとり暮らしの高齢者が多くなっていたということ、また住民からの要望もあり、高齢者と子供たちが自然な形で、ともにふれあい、世代を超えた交流が活発に行われるよう、人づくりの拠点施設として老人福祉センター、児童館、地域包括支援センターの複合施設として設置されています。設置後は世代的交流も自然にはならず、難しい部分もあったと聞いていますが、現在は、世代的交流行事のときには60歳以上のボランティアの方と子供ボランティアの方にも協力してもらい、子供にお手玉を教えたり、流しそうめんの行事をしたりするなど一緒に行事をする中で、ボランティアに参加する方や孫を施設に連れてくる方もふえて、交流が進んでいるとの話も聞きました。面積や規模も、小樽の場合、同じようにはいなくても、施設建設を願う声があるわけですから、地域住民が集い、地域の核となるコミュニティー施設は必要です。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。市から、今回新たに拡大大案が出されました。市内の子育て世代の方からは、子供が1週間近く入院をし、数万円の医療費が支払いができず親戚に立てかえをして支払いをしたという声も聞いています。入院となれば、わずか数日でも数万円と医療費がかかるので、退院時の医療費に対する精神的負担や心配なども軽減されることが期待されます。子供がお金の心配なく医療を受け、重症化につながらないようにするためにも、今後も医療費助成は必要不可欠です。

また、今回、小樽市手話言語条例案、小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例案が提出されました。2016年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、障害を理由とする差別の禁止や、障害がある方に対しての情報伝達の手段としての合理的配慮が、社会の中でも強く求められています。障害の有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことができるようにするためにも、二つの条例案が通る見通しになったことは、日本共産党としても大変うれしく思っています。

現在継続審査中の請願、陳情については、これまで述べてきたとおり、いずれも採択を求め、各党派、各議員の皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第32号及び請願第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についてにおいて、除排雪の強化と改善の要望が出されている市道赤岩通線及び市道北山中学校下通線については、昨年度と比較し、今年度は除雪作業や道路の拡幅及び路面整形の回数を増加するなど、一定の改善が見られるが、雪押し場の確保はできなかったとのことである。今後、雪押し場の確保を含めて除排雪の管理をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

秋田県大仙市では、空き家対策として市が町会と密接に連携し、住民情報を共有し合うことで、空き家になるのを未然に防ぐ取り組みをしているが、本市も民間事業者との連携を密にし、情報共有をすることにより、空き家・空き地バンク制度の有効な活用方法について具体的に検討してほしいと思うがどうか。

また、空き家対策には、本市のまちづくりを将来的にどのようにしていくつもりなのか、人口減少をどのように食いとめるのかなどさまざまな問題がかかわってくるため、これらの問題を建設部所管の空き家対策の担当のみで主導していくのには、職員数的にも無理があると思われる。空き家対策の観点から、本市のまちづくりについて検討を行っていくことは大変重要なことであり、今後は、建設部が中心となって各所管課と連携し、まちづくりの議論をともに行うことができる場を、ぜひ設置すべきと思うがどうか。

都市計画道路の見直しに当たり、平成27年度から見直し検討路線チェックシートを作成しているとのことであるが、いまだにシート自体が完成しておらず、1路線ごとの見直しについても今後作業を行っていくと聞く。都市計画道路の見直しについて重要性を認識しているにもかかわらず、見直し作業に余りにも時間がかかり過ぎており、今後の大まかなスケジュールさえも示すことができない現在の状況は、大いに問題があるのではないか。市は、大まかなスケジュールを示すことができるように、一刻も早く今後の見通しを立てて見直し作業の完了期日を定めた上で、都市計画道路の見直しに取り組んでほしいと思うがどうか。

現在、貸出ダンプ制度は年度中2回までの申し込みが可能であるが、他都市を上回るサービス水準となっているため、平成30年度以降の取り組みとして、利用回数を同一箇所でも1回とする制度変更を検討しているとのことである。市長が、きめ細やかな除排雪を公約としていることから、現行の貸出ダンプ制度が他都市を上回るサービス水準となっていることを理由として、貸出ダンプの利用回数を2回から1回に制限することは、到底受け入れられるものではなく、除排雪を必要とする市民の切実な声を聞

かず、市の判断のみで貸出ダンプの利用回数を2回から1回に減らすことは大変無謀であり、検討を中止すべきではないのか。

今年度の除排雪業務に関しては、市内全域でおくれが生じていると見受けられるが、除雪対策本部では、排雪作業については、本年1月以降の降雪量の増加に伴う排雪作業の増加により、一部の除雪ステーションで排雪作業におくれが生じたとの見解を示している。確かに、降雪量の増加は排雪作業におくれを生じさせる一因ではあるが、地域総合除雪を担う共同企業体構成員の人材不足や、高齢化による作業能率や作業能力の低下も、排雪作業のおくれの原因と考えられると思うがどうか。

また、現在市内には七つの除雪ステーションが設置されているが、ステーションごとの除排雪の作業範囲や排雪量などに大きな差が見られることから、担当地域の特性を加味しながら、各ステーションに合った除排雪計画を練り直すべきと思うがどうか。

近年、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、水道事業の維持、運営は厳しい状況にある。今後、水道事業を維持、継続していくためには、水道料金の改定も考える必要があるが、このような財政的に厳しい状況を市民に理解してもらうためには、ホームページでの周知や、広報イベントの実施を含めた広報活動を行うことが非常に重要になると思うがどうか。

また、現在行っている広報活動では、市民に水道事業の厳しい運営状況が伝わっているとはいえ、水道事業の運営について市民に十分に理解してもらい、水道と下水道を守っていくためにも、より一層広報活動による周知に取り組んでいく必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号及び陳情第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第13号及び所管事務の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号、陳情第21号の採択を求め、討論いたします。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいと、この申し出です。陳情提出後、既存舗装の上からアスファルトをかぶせるという、オーバーレイ工法による改修工事を行い、雨天時には、水たまりや民地側への雨水流出・流入はなくなりました。しかし、陳情の趣旨は雪解け水の状況も含まれており、冬期間の状況や雪解けの経過を見て判断している経過があります。近年の冬期間は、積雪深が少ない状況もあり、その後特に問題は起きていないようではありますが、陳情者からもうしばらく状況を見てほしいとの要望がありました。したがって、採択を継続していきます。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、バス通りから赤岩遊歩道に向かう道路が極端に狭いことに加え、保育所や特養老人ホームなどの施設があります。また、その山手には住宅団地が密集していることから交通量が多く、特に朝の時間帯に集中しております。今冬季に当たっては、除排雪の回数をふやし、昨年より改善されているわけですが、除排雪の雪押し場がいまだに確保されていな

い状況もあります。地域住民の安全確保をする上でも、引き続き採択といたします。

陳情第20号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、NEXCOへの要請以外は上下水道の課題です。NEXCOへの要請は、ほぼ陳情者の了解を得て、第3跨道橋の改修についても、一定のめどがついたと伺いました。

3世帯の上水道、南側6世帯の下水道整備の課題の実現に当たっては、民有地であることや土地の高低差などもあって、困窮を極めています。しかし、安全な市民生活の面からも適切な対処が必要であり、採択を継続します。

陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ3丁目の4線を越える住民にとって、3病院への通院は小樽駅において乗りかえしなければならないこと、そして、2路線を利用する交通費の負担がのしかかります。地域住民の要望については、願意妥当であります。

議員各位においては、陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願いいたしまして、討論といたします。
(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号及び陳情第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告ですが、佐々木秩委員長が風邪により発声困難とのことでありますので、副委員長より報告を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番（酒井隆裕議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成30年度に天神小学校と入船小学校の一部と統合する奥沢小学校の学校規模は、市教委が望む学校

規模を下回る8学級にしかならないという。このことについて市教委は、統合に伴う指定校変更の特例を認めた結果、入船小学校から奥沢小学校に移る予定の児童が多数山の手小学校に転出したことによる大幅な転出超過などが原因であり、特例が廃止される31年度以降は適正な規模になっていくというが、それは、奥沢小学校も31年度以降は12学級以上確保できると考えているということなのか。また、結果的にこのような事態を生んだ指定校変更の特例について、市教委は何らかの対策をとる考えはないのか。

本年4月、緑小学校、最上小学校及び入船小学校が統合した市立山の手小学校が開校となるが、学校周辺の山手地区は交通量や人通りがかなり多いことから、児童の通学時の安全対策がより重要になると思われる。そのため、年度当初に統合協議会の事務局で作成した通学安全マップが各家庭に配布される予定とのことであるが、今後改良すべき点が出てくることが想定されることから、このマップをもとにさらなる注意箇所などの検証を行い、より精度の高い通学安全マップの作成に取り組んでほしいと思うがどうか。

また、今年度は歩道脇に人の背丈以上の雪山が多く見受けられたほか、車道にわだちができたり、すり鉢状になるなど、市の除排雪が悪く危険な状況であったことから、児童の安心・安全な通学を確保するためにも、教育委員会から除雪対策本部に対し、除排雪の改善について要請してほしいと思うがどうか。

通学路の除排雪について、市と市教委は連携を密にして取り組んでいるというものの、実際は歩道の未確保や、すり鉢状態の道路、除雪によりつくられた高い雪山による視界不良など、多くの課題が発生しており、通学路の安全が十分確保されていないと聞く。今後は、学校統廃合により通学距離が長くなる児童・生徒がふえることから、さらに気を使わなければならない道路がふえるが、市や市教委は通学路の安全確保について、どのように考えているのか。

また、通学路の安全確保は優先すべきものであり、これまで、議会側から幾度も通学路に配慮した予算確保を提案しているが、森井市長はその提案を拒み続けている。しかし、この間、森井市長が言っている予算要望を断った側に道義的責任が発生するという理論が正しいと仮定した場合、万が一通学路で事故が発生したときには、市長が道義的責任を負うことになってしまうことから、森井市長は自分の発言が正しいと主張するのであれば、通学路の除排雪を手厚く行うための予算を確保しなければならないと思うがどうか。

通学路安全マップに掲載されている児童・生徒が、通学に当たって注意すべき箇所などの情報について、市教委は毎年見直しを行い、関係部署へ改善に向けた働きかけを行っているというが、実際には危険箇所の情報が共有されず、改善されていない箇所もあることから、市教委には、建設部等関係部署へ安全確保に向けた要望書を提出して、しっかりと情報共有ができるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

また、他市で実施されている通学路の交通安全プログラムのように、学校や地域からの通学路に関する要望を受理してから処理するまでの流れを明確にし、保護者にもしっかりと伝えられるように、市教委には目に見える形のプログラムの作成や対策を講じることについて、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

中央・山手地区の中学校再編について、市教委は商業高校跡を統合校として活用する方針であり、最速で平成33年4月に統合することも可能であるというが、最上小学校跡を統合校として活用するというような他の案を示さずに、商業高校跡の活用のみを示して再編を進めようとするのは、ひきょうではないか。また、耐震化の問題を抱える松ヶ枝中学校を、耐震化されている最上小学校跡に移転することに

ついて、倒壊の危険性がある校舎に生徒が通っていることへの安全上の懸念を考えれば、最上小学校跡を中学校として活用することが、最短かつ少ない予算で実現できる現実的な方策であると思うがどうか。

新年度、市内の小学校4校が新たに閉校となることから、市は一刻も早く校舎の維持管理や跡利用について見通しを提示しなければならないにもかかわらず、跡利用検討委員会で学校跡の活用方針が定まらないこともあり、いまだに跡利用に向けた話が進んでいない状況であるという。小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画における小樽市小中学校再編計画の後期がことしの4月から開始になることを踏まえ、跡利用の検証結果を速やかに整理し、市としての跡利用に対する方針を明確に示すべきと思うがどうか。

学校適正配置に伴う空き校舎の跡利用については、現在、庁内に設置されている跡利用検討委員会で検討しているということだが、若竹小学校の事例を除き、何ら進展がないという印象を強く持っている。これら、跡利用の決まらない空き校舎の維持管理費については、現在年間約500万円を要しているとのことだが、今後、適正配置計画の後期が進行していけば、空き校舎のさらなる増加に伴い、維持管理費もあわせて増加していくことは明らかである。しかし、厳しい市の財政状況の中で、このような何も生み出すことのない経費を毎年支出し続ける状況は許されないことから、市には学校跡利用について、より真剣に取り組み、加速して進めてほしいと思うがどうか。

学校開放事業については、生涯スポーツの振興を図るため、市民に学校施設の屋内運動場を開放するものであるが、市教委によれば、今後統廃合により閉校となる学校は本事業の対象から除外されるという。これにより、今まで当該学校で活動していた利用者は、ことし4月から他の学校施設を利用せざるを得ない状況になるが、市教委が引き続き閉校後の学校を管理することになったのだから、屋内運動場を利用できるような管理方法を検討しさえすれば、閉校後も本事業を継続して行うことができるのではないか。

また、国が作成している公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、廃校施設の活用について市長部局と教育委員会がよく話し合い、連携していくことも重要であると示されていることに鑑みると、市と市教委は、閉校になる学校施設を引き続き本事業で活用できないかどうか、連携して検討し、利用希望者が多くなる冬期の利用申し込みまでには、その可否について結論を出してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方については、全ての陳情を採択とする立場で討論を行います。

陳情第14号、陳情第15号です。そもそも北陵中学校への通学距離の問題は、統廃合の結果起きた問題です。市教委は3キロメートルには届かないが、長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や、冬期

間だけでも助成をすることを検討するべきです。

陳情第17号、第18号です。西陵中学校と松ヶ枝中学校の商業高校跡に統合は、父母や地域の理解を得られず、予定していた2017年度中への道教委に対する要望をすることは、不可能になりました。老朽化した松ヶ枝中学校は、生徒の安全を考え早急に最上小学校へ移転させることを優先し、商業高校を新中学校にすることは、きっぱり諦めるべきです。

陳情第7号です。児童や生徒の減少に伴って次々に進む学校の統廃合は、地域に深刻な影響を与えます。だからこそ、陳情者は、まちづくりの観点からも塩谷小学校を存続すべきと述べられているのです。地域の重大問題として、新たな話し合いをするべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めます。

全議員の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第18号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案第3号ないし意見書案第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 提出者を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提案理由を説明いたします。

初めに、意見書案第1号生活保護費の引下げ撤回を求める意見書案についてです。

政府が進めようとしている生活扶助費の見直しで、7割近くの世帯が引き下げられ、最大で5%削減されます。生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥っておかしくない状態に置かれています。生活扶助基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な国民の生活に重大な影響を及ぼします。憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフ

ティーネットである生活保護のあり方は、全ての国民の権利にかかわる重大な問題であり、生活保護費の引き下げを撤回することを求めるものです。

次に、意見書案第2号提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書案についてです。

裁量労働制拡大の議論の前提となったデータが捏造されて、裁量労働制拡大を働き方改革一括法案から切り離すことになりました。しかし、法案自体は、国会提出する姿勢を示しています。裁量制と高度プロフェッショナル制度を導入する前提が崩れており、法案の根拠とされたデータの誤りや原因を明らかにした上で、提出予定法案の全面的な検証を行うことを求めるものです。

以上、提案理由といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 意見書案第2号提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書案について、否決の立場で討論を行います。

初めに、意見書案にもありますが、平成25年度労働時間等総合実態調査の裁量労働制に関するデータについては、今回の改正から全面削除することとなりましたが、厚生労働省においては、実態をしっかりと把握し直し、その上で議論を積み重ねていただきたいとは考えますが、全面的な検証には当たらないと考えます。

その理由の一つに、高度プロフェッショナル制度について、労働時間ではなく仕事の成果で評価される働き方をみずから選択することができることや、高い交渉力を有する高度専門職が働き過ぎを防止するための措置を講じつつ、意欲や能力を発揮できる新しい労働制度の選択を可能とするものであります。

また、対象業務や年収要件により対象者を絞った上で、労働時間、休暇や休憩等の労働時間規制を外すことと同時に、働く方の健康を確保するため、一般の労働時間制度と比べて、より直接的な措置をさまざま講じることとしております。

具体的には、年間104日かつ4週当たり4日以上以上の休暇取得を義務づけるとともに、健康管理時間の客観的な把握を義務づけした上で、労使委員会の5分の4以上の多数で決議した選択的な健康確保措置を実施させることとしております。

さらに、働く方が自分の判断で働いていても、健康管理時間が長時間に及ぶ場合には、労働安全衛生法を改正し、医師による面接指導を一律に罰則つきで義務づけることが予定されております。

これらのことから、働く方の公正な待遇と健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら、効率的に働くことができる環境の整備につながる等の効果があり、全面的な検証ではなく、しっかりと議論し、前に進めていただきたいと考えます。

以上、各会派、各議員の御賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号について、可決を求める討論を行います。

意見書案第1号は、生活保護の引き下げ撤回を求めるものです。

安倍政権は2018年10月から3年かけて段階的に最大で5%の削減、母子加算も削減の方針です。2013

年最大10%削減に続く大改悪で、その内容は、生活扶助費の基準を年収段階下位10%相応の消費実態と比較・均衡させる手法で引き下げるものです。年収階級下位10%の年収は、総世帯平均で116万円、2人以上世帯でも193万円、消費支出は10年間で月額1万3,000円減少しています。

これに対し、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会生活保護基準部会では、多くの委員から、格差や貧困が広がる中で、低所得世帯と比較する手法では、憲法25条に掲げる健康で文化的な生活が保てるかどうか、今のやり方では全く保障できない。低所得世帯の消費水準が下がったとしても、これだけは必要であるという額がある。その点からも精査をしていただきたいなどの異論が噴出し、2017年12月にまとめた報告書で、今回の検証方法は、子供の健全育成のための費用が確保されないおそれがあることや、単に消費水準との均衡を図ることが最低生活保障水準を満たすものと言えるのか、水準均衡方式のあり方が問われる、本質的な課題があることを指摘しています。にもかかわらず、4日後には当初案より一定抑えた削減計画を決めたのは、生活保護費削減ありきだからです。

母子加算については、3月1日、厚生労働省は、ひとり親世帯に支給される母子加算を3年かけて段階的に約20%削減する具体案を示しました。生活扶助費は、世帯によっては上がる場合もありますが、生活保護費全体を削減する中で、大半の世帯が引き下げになり、一層の貧困化を推し進めることとなります。また、生活保護費基準引き下げは、就学援助や住民税非課税の対象などの小樽市の独自減免制度にも影響を与え、減免制度から外れたり、受けられなくなるなど、市民生活に打撃を与えるものです。憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、生活保護基準の引き下げ撤回をすべきです。

意見書案第2号は、提出予定労働法制の全面的な検証を求めるものです。

働き方改革一括法案に盛り込む裁量労働制の拡大で、安倍首相の裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもあるという答弁の根拠になったデータが偽りだったことが明らかになり、安倍首相は答弁を撤回し、謝罪に追い込まれました。300件を超えるデータの誤りが次々と明らかになり、しかも、3年間も偽りの答弁を繰り返してきたことも判明しました。

裁量労働制は幾ら長時間働いても、労使で事前に合意した分だけを働いたとみなす制度です。今でも裁量労働制は、長時間労働の温床の一つとされており、それを拡大する法案は、労働者、過労死遺族の人たちなどから厳しい批判の声が上がっています。

2月21日に開かれた政府の働き方改革に対する衆院予算委員会の中央公聴会で、全国過労死を考える家族の会代表世話人は、真面目で責任感が強い人を死に追いやる危険な働き方の拡大はやめてほしい、会社にとって一つの駒でも、家族にとってはかけがえのない命、国民の命を奪う法律をつくることは、家族会は絶対に認めません。

また、全労連雇用・労働法制局長は、裁量労働制と8時間労働制を比較したデータは、推計の仕方も比較の仕方も誤っていたのだから、働き方改革関連法案は、再度労働政策審議会で審議する作業から行うべき。高度プロフェッショナル制度は、労働時間規制を外し究極の働かせ放題となると述べ、法政大学の教授は労働政策研究・研修機構の調査では、企画業務型裁量労働制が194.4時間に対し、通常は186.7時間と、裁量労働制の労働時間が長くなっている。裁量労働制の拡大の是非については、労働政策審議会の議論まで差し戻して議論をやり直すべきと述べるなど、厳しい意見が次々と出されました。

一部の専門職を労働時間規制から適用除外する高度プロフェッショナル制度は、裁量労働制とは根は同じで、より危険が大きいものです。

これまでの厚生労働省の国会答弁で、年間6,000時間を超える労働をしても違法にならない、労働時

間を規制する規定はない、経団連会長が年収要件緩和を求めていることに対し、残業代を含め1,100万円を超えると高プロに変わる、みずからの裁量で決定できるのは業務の遂行手段、時間配分だけで、業務量はみずから決定はできないなどが明らかになっています。

労働政策研究・研修機構の調査結果が労働政策審議会に示されず、実態をねじ曲げたデータを使ったのは大問題です。過労死根絶のためにも、裁量労働制が長時間労働になっていないか、労働法制の全面検証をしっかりとすべきです。

以上、全議員の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第1号生活保護費の引下げ撤回を求める意見書案、第2号提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書案に、否決の立場で討論いたします。

第1号生活保護費の引下げ撤回を求める意見書案についてです。

これまで、5年ごとに一般低所得世帯との公平性を確保するため、生活扶助の検証を行ってまいりました。今回も検証結果を踏まえ、生活への影響を緩和するため、生活扶助費本体、母子加算などの合計の減額幅を最大5%にとどめ、2018年から2020年までの3段階に分けて実施することが示されました。制度全体を見ると、地方の高齢夫婦世帯や母子世帯は引き上げになる場合もあり、引き下げが目的の見直しではないことは明らかであります。

また、生活保護基準の見直しに伴い、影響を受け得る制度についても、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする旨の国の考えに沿って、それぞれの制度を運用していることや、これまで以上に低所得者対策も行う方針であることから、否決といたします。

次に、意見書案第2号提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書案です。

今国会提出予定の働き方改革関連法案では、過労死を招くような長時間労働の慣行を是正するための時間外労働の罰則つき上限規制創設や、既に裁量労働で働いている人の健康をどう守るのかを法にしっかりと規定し、施行をすることが重要であると考えます。

また、厚生労働省が提出した、議論のもとになるデータの誤用が発覚したことは大変に問題であり、原因の究明は言うまでもありません。しかし、今回の問題を受け、政府はあらかじめ労使で決めた時間を働いたものとみなして賃金を支払う裁量労働制の適用対象拡大は、関連法案から削除する方針を示し、問題がある部分については、今後も十分な議論ができることから、まずは、実効性のある働き方改革法案の早期成立を望む立場から、否決といたします。

以上、各議員の賛同を呼びかけ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託された案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時23分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 安斎哲也

議員 酒井隆裕

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成30年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 小林 優、前田清貴両監査委員から、平成29年11月、12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)
- (2) 小林 優、前田清貴両監査委員から、平成30年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月15日印刷配布分)

以 上

生活保護費の引下げ撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	石田	博一
	同	高野	さくら
	同	小貫	元

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しを進めてきましたが、食費や光熱水費に充てる生活扶助費を最大14%引下げの案を出しました。しかし、各界から異論と反発の声が上がり、下げ幅を最大5%に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。その機能を弱め、自立が困難な人々を一層窮乏させることがあってはなりません。

小樽市では、生活扶助の支給額が40代母親と中学生及び小学生の子ども2人がいる母子世帯で月5,000円程度の減額になり、75歳の単身世帯では月2,000円程度減額になります。また、生活保護基準を基に減免措置等を決定している制度は小樽市で個人住民税や保育料、就学援助費など15制度ありますが、基準が低くなることで制度が適用されない方が生まれることになり、基準見直しによる影響は大変大きいものがあります。

また、一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されていますが、これは、2014年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているためとしていますが、生活保護基準の切下げは一般世帯にも跳ね返ります。

よって、国においては、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、生活保護基準の引下げを撤回するとともに、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	石田博一
	同	中村誠吾
	同	小貫元
	同	川畑正美

政府は、「長時間労働をなくす」「過労死をなくす」「柔軟な働き方を可能にする」を理由として、今国会で「働き方改革」関連法案の成立を図ろうとしています。

政府が法案提出を狙う、「裁量労働制」の元になるデータが、誤りであったことが国会での審議中に明らかになりましたが、その後も、300件を超えるデータの誤りが次々と明らかになっています。

事実に基づかない資料やデータが明らかになったことで、法案の根拠が揺らいでいるばかりか、審議の成立にも関わる問題です。まず、こうしたデータの誤りが、どのような意図で作られたのか、明らかにすることが求められています。

準備されている法案は、財界が長年に渡って政府に求めてきていたものです。「高度専門職」は、労働時間や割増賃金などの規制の適用除外として残業代も支払わなくてよい「高度プロフェッショナル制度」を創設（残業代ゼロ法案）するものであり、「企画業務型裁量労働の拡大」は、どれだけ働いても「みなし時間分」の残業代しか払われない労働者を、これまで禁止されてきた営業分野にも拡大するものです。これでは、低賃金と過労死の温床が広がりかねません。

よって、政府においては、法案提出を断念するとともに、法案の根拠とされたデータの誤りや原因を明らかにした上で、提出予定法案の全面的な検証を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

平成30年

第1回定例会

意見書案第3号

小樽市議会

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	斉藤陽一良
	同	中村誠吾
	同	山田雅敏

2016年に実施された総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

そのような中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

そのため、各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

よって、国においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記の事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
- 2 一般職非常勤職員への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 3 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正の検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

生活困窮者・高齢者の居住の安定と防災対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	松田	優子
	同	酒井	隆行
	同	新谷	とし

札幌市東区の生活困窮者向けの共同住宅「そしあるハイム」で発生した火災は、入居者16人のうち11人が死亡する大惨事となりました。札幌市の発表によると入居者中、生活保護受給者は13人、そのほとんどが65歳以上の単身でした。

こうした共同住宅に高齢の生活困窮者が集まる背景には、保証人も付けられず年金も少ないため民間アパートに入れないという高齢者を取り巻く「住まいの貧困」が指摘されています。

全国的に、生活保護受給者に占める高齢者の割合は5割を超え、貧困・要介護状態にある高齢者が、行き先の見つからないまま漂流する「介護難民」が社会問題化する中で、高齢者の安定した住まいの確保が急務となっています。

厚生労働省が2015年6月末現在で行った調査では、無料低額宿泊事業施設（全国537施設）のうち、約92%でスプリンクラーの設置がありません。また、厚生労働省の調査では、生活保護受給者が2人以上利用し、住宅の提供以外に何らかの料金を徴収している施設は、北海道内では307施設と全国最多となっています。

これは、NPOや民間団体が運営する施設が広がる一方で、その資金力の乏しさから、防火体制を法的に許される範囲に留めざるを得ない現状を物語っています。

よって、政府においては、通常国会に上程を予定されている「生活困窮者自立支援法改正法案」の審議に当たり、公共の役割を明確にした生活困窮者、高齢者の住まいの確保、防災整備への財政措置の拡充及び法整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

所有者不明の土地利用を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	安斎哲也
	同	酒井隆裕
	同	中村吉宏
	同	佐々木 秩

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合が約20%に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想しています。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できますが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっています。

また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、地方自治体がどのような場合に申立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力が掛かります。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきです。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう求めます。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任の在り方等、土地所有の在り方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	面野大輔
	同	川畑正美
	同	横田久俊

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところですが、

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇の在り方についても、一層の向上が急務となっています。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。

政府においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていることから、こうした状況を踏まえ、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向け、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するとともに、その際には下記について措置するよう求めます。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。
- 5 バリアフリー化を推進するに当たり、必要な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	高野さくら
	同	林下孤芳
	同	前田清貴

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、正しく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっています。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情でした。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込みました。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られています。

よって、政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むよう強く求めます。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、おおむね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月20日
小樽市議会

議決年月日	平成30年3月20日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成30年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成30年2月21日～平成30年3月20日（28日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成30年度小樽市一般会計予算（修正可決部分を除く）	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
第1号 修正案	平成30年度小樽市一般会計予算に対する修正案（高野さくら議員 外4名提出）	H30.3.20	議員	—	（予算）	（H30.3.9）	（否決）	H30.3.20	否決
第1号 修正	平成30年度小樽市一般会計予算に対する修正案（委員会）*	H30.3.9	議員	—	（予算）	（H30.3.9）	（可決）	H30.3.20	可決
2	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
3	平成30年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
4	平成30年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
5	平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
6	平成30年度小樽市住宅事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
7	平成30年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
8	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
9	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
10	平成30年度小樽市病院事業会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
11	平成30年度小樽市水道事業会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
12	平成30年度小樽市下水道事業会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
13	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
14	平成30年度小樽市簡易水道事業会計予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
15	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
16	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
17	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
18	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
19	平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
20	平成29年度小樽市病院事業会計補正予算	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
21	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	可決	H30.3.20	可決
22	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	可決	H30.3.20	可決
23	小樽市債権管理条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	可決	H30.3.20	可決
24	小樽市手話言語条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
25	小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
26	小樽市さくら学園条例及び小樽市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
27	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
28	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
29	小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
30	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
31	小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
32	小樽市後期高齢者医療に関する条例及び小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	厚生	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
33	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	建設	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
34	小樽市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	建設	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
35	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	可決	H30.3.20	可決
36	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	可決	H30.3.20	可決
37	工事請負契約について〔(仮称)中央5号上屋新築工事〕	H30.2.21	市長	H30.2.28	経済	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
38	市道路線の認定について〔スプリングス星野1号幹線及びスプリングス星野2号幹線〕	H30.2.21	市長	H30.2.28	建設	H30.3.12	可決	H30.3.20	可決
39	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	予算	H30.3.9	可決	H30.3.20	可決
40	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H30.2.21	市長	H30.2.28	総務	H30.3.15	否決	H30.3.20	否決
41	小樽市非核港湾条例案	H30.2.21	議員	H30.2.28	総務	H30.3.15	否決	H30.3.20	否決
42	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H30.2.21	議員	—	—	—	—	H30.2.21	可決
意見書案第1号	生活保護費の引下げ撤回を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	否決
意見書案第2号	提出予定労働法制の全面的な検証を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	否決
意見書案第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	可決
意見書案第4号	生活困窮者・高齢者の居住の安定と防災対策の強化を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	可決
意見書案第5号	所有者不明の土地利用を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	可決
意見書案第6号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	可決
意見書案第7号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書(案)	H30.3.20	議員	—	—	—	—	H30.3.20	可決
陳情第23号	中村善策美術館(仮称)の設立方について	H30.2.23	議長付議	H30.2.28	総務	H30.3.15	不採択	H30.3.20	不採択
その他会議に付した事件	石田博一議員に対する懲罰動議※1	H30.2.21	議員	H30.2.21	懲罰	H30.2.21	可決	H30.2.26	可決
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	H30.3.15	継続審査	H30.3.20	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査

※ 議案第1号修正案の()は、平成30年3月9日に予算特別委員会に提出され、可決されたものである。

※1 石田博一議員に対する懲罰動議は、出席停止7日間の懲罰を科すことについて可決したものである。

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	石田博一議員に対する懲罰動議※2	H29.12.28	議員	H29.12.28	懲罰	H30.2.2	可決	H30.2.21	可決

※2 石田博一議員に対する懲罰動議は、陳謝の懲罰を科すことについて可決したものである。

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
23	中村善策美術館（仮称）の設立方について	H30.2.23	H30.3.15	不採択	H30.3.20	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27.12.10	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27.12.7	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27.6.23	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27.9.2	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27.12.1	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28.11.18	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27.6.19	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27.12.3	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28.11.25	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
20	高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について	H29.6.2	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査
21	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29.8.24	H30.3.12	継続審査	H30.3.20	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H30. 3. 14	継続審査	H30. 3. 20	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H30. 3. 14	継続審査	H30. 3. 20	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H30. 3. 14	継続審査	H30. 3. 20	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H30. 3. 14	継続審査	H30. 3. 20	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H30. 3. 14	継続審査	H30. 3. 20	継続審査

小樽市議会会議録

平成30年 第1回定例会

平成30年5月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111